

平成 27 年

塩竈市議会会議録

(第153巻)

第2回臨時会 8月3日 開 会
8月3日 閉 会

第3回臨時会 9月16日 開 会
9月16日 閉 会

第3回定例会 9月30日 開 会
10月19日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 7 年 8 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (8 月 3 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
8 . 3	月	本会議	会期の決定、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告	1

平成 2 7 年 9 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (9 月 1 6 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9 . 16	水	本 会 議	仮議席の指定、議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定、 会期の決定、各常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、塩竈市農業委員会委員の推薦について、議案第 6 0 号	1

平成 27 年 9 月 定例会 日程表

会期 21 日間（9 月 30 日～10 月 19 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9. 30	水	本会議	会期の決定、諸般の報告、認定第 1 号ないし第 3 号、議案第 61 号ないし第 76 号、議案第 77 号ないし第 80 号、議員派遣の件	1
10. 1	木	休 会		2
2	金	〃	総務教育常任委員会 10:00～	3
3	土	〃		4
4	日	〃		5
5	月	〃	民生常任委員会 10:00～	6
6	火	〃	産業建設常任委員会 10:00～	7
7	水	〃	決算特別委員会 10:00～	8
8	木	〃	決算特別委員会 10:00～	9
9	金	〃	決算特別委員会 10:00～	10
10	土	〃		11
11	日	〃		12
12	月	〃	体育の日	13
13	火	〃	決算特別委員会 10:00～	14
14	水	本会議	一般質問 13:00～ ①小高 洋 議員 ②志賀 勝利 議員 ③山本 進 議員 ④阿部 眞喜 議員	15

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
15	木	本会議	一般質問 13:00～ ①菅原 善幸 議員 ②土見 大介 議員 ③伊勢 由典 議員	16
16	金	休 会		17
17	土	〃		18
18	日	〃		19
19	月	本会議	委員長報告 13:00～	20

塩竈市議会平成27年8月臨時会会議録
塩竈市議会平成27年9月臨時会会議録
塩竈市議会平成27年9月定例会会議録

目 次

(8月臨時会)

第1日目 平成27年8月3日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告	3
閉 会	24

(9 月臨時会)

第 1 日 目 平成 2 7 年 9 月 1 6 日 (水曜日)

開 会	27
議事日程第 1 号	27
開 議	29
仮議席の指定	29
議長の選挙	29
副議長の選挙	31
議席の指定	33
会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
各常任委員会委員の選任	33
議会運営委員会委員の選任	34
塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	35
宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	36
塩竈市農業委員会委員の推薦について	36
議案第 60 号	37
提案理由説明	37
採 決	38
閉 会	38

(9月定例会)

第1日目 平成27年9月30日(水曜日)

開 会	41
議事日程第1号	41
開 議	43
会議録署名議員の指名	43
会期の決定	43
諸般の報告	43
質 疑	44
山 本 進 君	44
伊 勢 由 典 君	48
鎌 田 礼 二 君	57
志子田 吉 晃 君	61
志 賀 勝 利 君	65
浅 野 敏 江 君	74
菊 地 進 君	79
認定第1号ないし第3号	84
提案理由説明	84
総括質疑	90
伊 勢 由 典 君	90
議案第61号ないし第76号	95
提案理由説明	95
総括質疑	110
鎌 田 礼 二 君	110
土 見 大 介 君	116
伊 勢 由 典 君	120
曾 我 ミ ヨ 君	125
志子田 吉 晃 君	130
議案第77号ないし第80号	133
提案理由説明	133
採 決	134

議員派遣の件	135
散 会	135

第 2 日 目 平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 (水曜日)

議事日程第 2 号	137
開 議	139
会議録署名議員の指名	139
一般質問	139
小 高 洋 君 (一問一答方式)	
(1) 子ども医療費助成の拡充について	139
① 中学校 3 年生までの拡充について	
② 実施時期はいつか	
③ 所得制限の撤廃について	
(2) 子どもの不登校について	140
① 塩竈市の現在の状況と対応について	
② 今後の対応について	
(3) 学童保育について	141
① 子ども・子育て支援新制度の下での実態と指導員体制について	
② 指導員の人員確保・処遇について	
(4) 伊保石公園の遊具について	142
① 現状について	
② 今後の整備について	
志 賀 勝 利 君 (一問一答方式)	
(1) 情報公開について	158
① 議員の問い合わせ又は調査に対する担当課の対応について	
② 市民からの情報開示請求に対する対応について	
(2) 先の大震災後ガレキ処理問題について	158
① 連絡協議会の請求書の内容確認について	
② 市民に対する説明責任について	
③ 先の 8 月 3 日臨時議会において行われた委員長報告の中に当局に対して再調査を求めた	

案件があったが当局の対応は

④外部監査について

山本 進 君（一問一答方式）

（１）復興計画について 177

①復興計画の目標と進捗状況について

②復興計画と長期総合計画の整合性について

（２）情報公開について 177

①情報公開の目的と現状について

②行政情報の提供に関する基本的な考え方について

（３）住民意思の反映について 178

①野々島における防潮堤建設工事に対する住民の意思について

②港湾区域内における汚染土壌処理施設の建設に対する周辺住民の意思について

阿部 眞 喜 君（一問一答方式）

（１）塩竈市政について 193

①市民憲章について

（２）産業の振興について 194

①震災後の企業誘致の状況について

②水産加工団地等の用地活用について

③仲卸市場の将来展望について

④シャッターオープン事業の今後について

（３）子育て政策について 195

①母子健康手帳配布の日程について

②一時保育所の増設について

③習い事補助金の創設について

（４）ごみ処理について 195

①ごみ袋の形状のあり方について

散 会 210

第 3 日 目 平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日（木曜日）

議事日程第 3 号 213

開 議	215
会議録署名議員の指名	215
一般質問	215
菅 原 善 幸 君 (一問一答方式)	
(1) 安心・安全なまちづくり	215
①地域防犯カメラ設置について	
・塩竈市の犯罪の現状と対策について	
・市民の安全を守るための防犯カメラの設置について	
(2) 人に優しいまちづくり	216
①ごみ出し困難な方に対するの対策について	
②ゴミステーションの改善策について	
(3) 人が集まるまちづくり	217
①豊かな資源をいかした観光の取り組みについて	
土 見 大 介 君 (一問一答方式)	
(1) 選挙に関する広報について	231
①今後の選挙に関する広報活動の展望について	
②先の市長選・市議選にて実施したインターネットを活用した選挙に関する広報及び選挙速報について	
③今回実施した投票率向上のための具体策について	
④期日前投票所の利便性向上について	
(2) 防災速報について	232
①現在の防災速報の市民への周知度合いについて	
②今回の大雨や津波警報の際に実施したインターネットを活用した情報周知方法について	
③このたび発信したエリアメールの内容と日時について	
(3) 観光都市としての統計情報の収集について	232
①今後の塩竈市の観光政策の展望について	
②現在の観光客数や観光スポットの入込数について (大イベント時と平常時に分けて)	
③上記統計情報の取得方法について	
(4) 浦戸交流人口の増加に向けて	233
①現在の浦戸観光に関する取り組みについて	

伊勢由典君（一問一答方式）	
（１）東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告	247
①市長の考えと今後について	
（２）海岸通１番２番地区市街地再開発事業について	248
①海岸通１番２番地区と公共駐車場の進め方について	
（３）国民健康保険税のさらなる引き下げについて	248
①今後の進め方について	
（４）介護保険事業について	249
①地域包括ケアシステムなどの今後の進め方について	
（５）公共交通体系（バス）の見直し拡充について	249
①伊保石清水沢一区町内会と千賀の台団地の公共交通体系（バス）の見直し拡充について	
（６）学校施設の大規模改修について	249
①月見ヶ丘小学校の老朽化と対応について	
散 会	265

第４日目 平成２７年１０月１９日（月曜日）

議事日程第４号	267
開 議	269
会議録署名議員の指名	269
議案第61号ないし第76号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	269
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	271
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	272
討 論	274
伊勢由典君	274
鎌田礼二君	277
採 決	279
認定第1号ないし第3号（平成26年度決算特別委員会委員長審査報告）	279
討 論	284
曾我ミヨ君	284
志子田吉晃君	287

志賀勝利君	289
採決	293
委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	293
議員派遣の件	294
閉会	294

平成27年8月臨時会	8月3日	開会
	8月3日	閉会
平成27年9月臨時会	9月16日	開会
	9月16日	閉会
平成27年9月定例会	9月30日	開会
	10月19日	閉会

議案審議一覽表

塩竈市議会 8 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
		東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 委員長報告	原案可決	27.8.3

塩竈市議会 9 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
		議長の選挙	(当選) 香取嗣雄	27. 9. 16
		副議長の選挙	(当選) 伊藤博章	27. 9. 16
		議席の指定	別紙のとおり	27. 9. 16
		総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	別紙のとおり	27. 9. 16
		議会運営委員会委員の選任	別紙のとおり	27. 9. 16
		塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	(指名推選) 小野幸男 阿部かほる 山本 進	27. 9. 16
		宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	(指名推選) 曾我ミヨ	27. 9. 16
		塩竈市農業委員会の委員の推薦について	(指名推選) 志子田吉晃	27. 9. 16
	議案第60号	監査委員の選任について	同 意	27. 9. 16

塩竈市議会議員（議席の指定）

席次	氏名	席次	氏名
1	小野幸男	2	菅原善幸
3	浅野敏江	4	西村勝男
5	阿部眞喜	6	阿部かほる
7	香取嗣雄	8	山本進
9	伊藤博章	10	志賀勝利
11	今野恭一	12	菊地進
13	鎌田礼二	14	志子田吉晃
15	土見大介	16	伊勢由典
17	小高洋	18	曾我ミヨ

塩竈市議会常任委員会

総務教育常任委員会（６）	
委員長	志子田 吉 晃
副委員長	鎌 田 礼 二
委員	小 野 幸 男
〃	香 取 嗣 雄
〃	伊 藤 博 章
〃	伊 勢 由 典

民生常任委員会（６）	
委員長	浅 野 敏 江
副委員長	土 見 大 介
委員	西 村 勝 男
〃	阿 部 かほる
〃	菊 地 進
〃	小 高 洋

産業建設常任委員会（６）	
委員長	志 賀 勝 利
副委員長	山 本 進
委員	菅 原 善 幸
〃	阿 部 眞 喜
〃	今 野 恭 一
〃	曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議会運営委員会

議会運営委員会（４）	
委員長	小野幸男
副委員長	伊勢由典
委員	西村勝男
〃	志賀勝利

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成26年度決算特別委員会	認定第1号	平成26年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	27.10.19
	認定第2号	平成26年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	27.10.19
	認定第3号	平成26年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	27.10.19
総務教育	議案第61号	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	27.10.19
	議案第62号	塩竈市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	27.10.19
	議案第63号	塩竈市財産条例の一部を改正する条例	原案可決	27.10.19
	議案第65号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第72号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.10.19
	議案第73号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.10.19
	議案第74号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.10.19
	議案第75号	財産の取得について	原案可決	27.10.19
	議案第76号	財産の取得について	原案可決	27.10.19
民 生	議案第65号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第66号	平成27年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第69号	平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第70号	平成27年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	27.10.19
産業建設	議案第64号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	27.10.19
	議案第65号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.10.19

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第67号	平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第68号	平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第71号	平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	27.10.19
	議案第77号	監査委員の選任について	同 意	27.9.30
	議案第78号	教育委員会の委員の任命について	同 意	27.9.30
	議案第79号	公平委員会の委員の選任について	同 意	27.9.30
	議案第80号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	27.9.30

議 員 派 遣 の 件

平成 27 年 10 月 19 日

地方自治法第 100 条第 13 項及び塩竈市議会会議規則第 161 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 宮城県市議会議長会 議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 石巻市
- (3) 派遣期間 平成 27 年 11 月 11 日
- (4) 派遣議員 議員 17 名以内

平成27年8月臨時会 8月3日 開会
8月3日 閉会

塩竈市議会会議録

平成27年 8 月 3 日（月曜日）

塩竈市議会 8 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成27年8月3日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第3

出席議員（17名）

1番	浅野 敏江 君	2番	小野 幸男 君
3番	嶺岸 淳一 君	4番	田中 徳寿 君
5番	志賀 勝利 君	6番	香取 嗣雄 君
7番	阿部 かほる 君	8番	西村 勝男 君
10番	菊地 進 君	11番	志子田 吉晃 君
12番	鎌田 礼二 君	13番	伊藤 栄一 君
14番	佐藤 英治 君	15番	高橋 卓也 君
16番	小野 絹子 君	17番	伊勢 由典 君
18番	曾我 ミヨ 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市民総務部長	神谷 統 君	市民総務部 政策調整監	佐藤 修一 君
産業環境部長	小山 浩幸 君	建設部長	阿部 徳和 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 俊幸 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る 7 月 27 日、告示招集になりました平成 27 年第 2 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は電源を切るように、よろしくお願いたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2 番小野幸男議員、3 番嶺岸淳一議員を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。



日程第 3 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告

○議長（佐藤英治君） 日程第 3、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。

志賀東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ただいまより委員長報告いたします。

平成 25 年 3 月 27 日、河北新報で東日本大震災後の復旧作業に関しての業務配分不平等が大きく取り上げられ、その後も立て続けに合計 6 回にわたり記事として掲載されました。このことを憂慮し、塩竈市議会では特別委員会の設置の検討を始めました。

平成 25 年 5 月 12 日の市議会報告会の際にも、参加いただいた市民の方からこの問題に対して

の質問が多く出されました。

翌5月13日には特別委員会設置のための臨時議会を開催し、全会一致で設置が決まりました。

以降2年以上にわたり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会（以下「調査特別委員会」という）として調査活動をしてまいりました。その結果、多くの事実関係が判明する一方、さらに調査が必要な点が明らかとなりました。

今月下旬には改選が控えておりますことから、一つの区切りとして調査特別委員会の報告をさせていただきます。

1. 調査内容の現状

島民給与関係について

調査特別委員会設置当初問題となったのは、瓦れきの分別作業を行った島民の給与の取り扱いについてであります。一般的には、元請の塩竈市災害復旧連絡協議会（以下「連絡協議会」という）から業務委託を受けた連絡協議会の会員企業（以下「下請企業」という）が島民を雇い、仕事に従事すると考えるわけですが、どういうわけか連絡協議会が島民を雇い、賃金を払ったという実態が平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告会の報告書の中で明らかにされました。

重機のオペレーターを除いた一次仮置場の作業従事者の延べ人数は、約1万3,000人に及びます。そのうち島民は約6,900人を数え、総額で8,300万円の賃金が支払われております。ここで最初の疑問点が浮かび上がりました。連絡協議会の提出資料によると、作業期間中は日曜日を除き毎日島民の方が作業に従事したことになっていましたが、当委員会委員の島民からの聞き取り調査では、雨の日、風の日は休んだとの話でありました。

さらに、一次仮置場の拠点となった桂島、野々島、寒風沢島3カ所で作業した島民の話によると、各島で作業に従事したのは10人程度で、2班に分かれ1日置きに作業をしたとの情報が寄せられておりました。連絡協議会から出された業務日報の数字とはかけ離れたものとなっており、この点を確認するために島民の給与の領収書の提出と作業員の企業別・月別の配置人数が確認できる資料の提出を求めました。島民給与は公文書「資料その7」、人員配置は公文書「資料その8」として提出されました。

島民給与の領収書はパソコンで一律につくられており、住所、氏名はスミ塗りで真偽のほどを確かめようもないものでありました。後に100条委員会として改めて提出を求めましたが、これも個人情報保護を理由に拒否されております。

この件につきましては、委員会が相談している弁護士の見解では、公共事業に従事して賃金を得ている場合は個人情報保護には当たらない。提出すべきものであるとしています。既に別件で告発をしているので改めての告発は差し控え、今後の警察の捜査に委ねたいと考えます。このときの作業員の企業別・月別の配置人数の公文書（資料その8）は、後に大きな役割を果たすこととなります。

一次仮置場管理業務の実態についてお話しいたします。

一次仮置場管理業務の実態は、100条委員会の記録の提出請求と連絡協議会役員の証人喚問により大きく動きました。

まず証人喚問では、連絡協議会役員4名は宣誓を拒否しましたが、証言には応じ、連絡協議会事務局の事務の流れについて明らかとなりました。

下請企業から協議会への日々の業務報告は野帳、業務日報、電話連絡等で行われ、連絡協議会事務局のパソコンに入力されていることが確認できました。作業を請け負った下請企業からは、連絡協議会に対して請求書、請求明細書等が提出されていないという事実がわかりました。

下請企業に対する支払いは、連絡協議会が作成した「支払い内訳明細書」なるものを下請企業に提示し、月々の支払い金額を決め、支払いが行われていたと証言されております。

連絡協議会から市に対する請求事務の流れは、個々の下請企業からの報告をもとにしたデータから連絡協議会事務局が日報・月報を作成し、市に請求するという内容を確認しました。請求の根幹となる連絡協議会が作成した日報・月報には、下請企業の野帳、業務日報、作業日報等は添付されず、連絡協議会の請求内容をチェックする指標は市当局には提出されていないことが過去の委員会の中で判明しております。特別委員会での参考人招致の際、野帳、業務日誌、作業日報等はどうしたのかとの問いに、「膨大な量となるので廃棄した」と千葉事務局長は発言しております。

ちなみに、膨大な量がいかにどの量になるのか試算しましたところ、A4のコピー用紙6,000枚から7,000枚程度の量と推定されます。廃棄したという処分の仕方は、証拠隠滅に当たるとはならないかと考えます。

今回の100条委員会に提出された書類から、今まで不透明であった事柄について多くの事実が判明いたしました。

証人喚問での千葉事務局長の証言によれば、下請企業から報告を受けた内容と塩竈市に請求

している内容は一致していると証言しておりました。このことは、当然のことであります。しかし、東北重機工事の請求内容を精査したところ、連絡協議会の作成した日報・月報の内容（使用重機の種類、数量、作業人員の職種、人数等）に明らかな違いが数多く、連絡協議会が市に請求した請求明細内容の正当性に疑義が生じました。

さらに、津田証人の喚問では、一般的商取引では考えられない発言がありました。

津田証人が代表取締役を務める東華建設は、浦戸地区での瓦れき処理では5億5,000万円程度の仕事をしていながら、自社作成の請求書、請求明細書等を一切作成していないこと、さらに自社の請求内容がわかるデータも一切保存していないという発言であります。経営者として、このような事務処理を許容していることに対し驚きの念を感じるところであり、書類の隠蔽としか考えようがありません。

公文書「資料別冊6」一次仮置場実績報告表ページ54「浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託実績報告表」の平成23年7月分の日報・月報を見ますと、7月1日から作業を開始し、24日間作業をした内容となっております。

しかし、寒風沢島、朴島を担当した東北重機工事の提出資料を精査すると、7月は7日間しか作業をしておりません。作業開始は23日前後であることが容易に推測できます。当初、浦戸での作業は東北重機工事と、桂島、野々島を担当した東華建設の2社だけのはずですが、市に提出された浦戸仮置場の実績報告表7月分の重機費、人件費、賃貸料等の各項目の数字は、1カ月間1日から31日まで同じ数字が並んでおります。2社の作業開始時期がずれていたら、同じ数字にはならないはずですが、明らかに過剰請求していると断言できるのではないのでしょうか。連絡協議会の不正請求は、作業開始の7月から行われていたと考えることができます。

さらに、7月の作業開始時期を市当局が知らなかったとは考えにくく、知っていながら容認していた、ここに日報等をチェックするという体制を放棄した事実が隠されているのではないのでしょうか。

100条委員会に提出された資料の精査から、次のような事実関係が明らかとなりました。

和田野証人が代表取締役を務める株式会社晃信建設は、平成23年7月から平成24年2月までの作業で1億6,000万円の未収金を抱え、平成24年10月の入金まで8カ月以上期間があり、普通に考えると資金繰りに困るのではとの考えから資金繰りについて質問が出ましたが、明確な答えはありませんでした。

先ほど、この時期の作業員の企業別・月別の配置人員の資料公文書（資料その8）は後に大

きな役割を果たしますということを申し上げましたが、「資料その8」の浦戸地区での人員配置を6月に入った直後再度精査した結果、次に挙げる驚くべき事実が明らかとなりました。平成23年7月から平成24年2月まで、株式会社晃信建設は浦戸に作業員を出していないことがわかりました。

株式会社晃信建設は、作業員を出していない平成23年7月から平成24年2月までの7カ月間、7件の請求書で合計金額約1億6,000万円の業務をしたことになっています。作業員を使っていないということは作業をしていないわけですし、経費がかからない。架空請求であれば資金繰りも必要ないわけで、資金繰りのなぞが明らかとなりました。

さらに浦戸地区の業務にかかわった全ての事業者が、作業員を使用していない月の請求書を提出していることが判明いたしました。

その内訳は、「連絡協議会役員企業」においては株式会社晃信建設以外の4社で、和田電気工事株式会社が平成23年10月から平成24年8月までの6カ月間、連絡協議会の総会の報告では支払額が6件分で合計1,770万円。東華建設株式会社は、平成24年5月から9月まで5カ月間、一括請求書6件分で合計金額約8,740万円。株式会社千葉鳶も同様に平成23年8月から平成24年4月までの5カ月間で、請求書5件分合計金額約3,950万円。株式会社鈴木工務店は平成23年8月の1カ月分の1件で、合計金額約300万円であります。

「会員企業」では、2社が確認できました。

東北重機工事株式会社は平成24年8月から9月までの2カ月間で、請求書2件で合計金額約2,080万円。株式会社宮本工務店は平成24年12月の請求書が1カ月分の1件で、合計金額390万円であります。

「会員以外の企業」では、3社が確認できました。

有限会社東松島建設は、平成24年3月1カ月間で請求書の1件分の合計金額3,250万円ありますが、有限会社東松島建設は平成24年4月・5月と作業員ありとしながら、請求書はありません。株式会社豊島は、平成23年8月から平成24年5月までで、作業員なしで7カ月間の請求書7件分で、合計金額約2,500万円あります。さらに、塩釜地区資源化事業組合は、平成24年3月1カ月で178万円あります。しかしこれは、中倉業務分が浦戸地区の一次仮置場業務として連絡協議会から下請企業に支払いされております。連絡協議会の会計報告書の内容に、明らかな誤りがあります。

この点に関してだけでも、監査人、外部監査の責任は重大であります。証人喚問の際、連絡

協議会の事務局は下請企業から報告を受けた内容と塩竈市に請求している内容は一致しているとしておりましたが、連絡協議会の事務処理は多くの点で一致していないことが明確になっております。

調査特別委員会では、連絡協議会に対し3度も決算資料の開示を申し入れましたが、拒否され続けました。このような状態では開示できるはずもなく、100条委員会の記録の提出請求に対する誠意のなさに結びついているものと判断するものであります。

そもそも連絡協議会は、下請企業からの報告を受けたデータをもとに支払い内訳明細書を作成し、それを下請の支払いの金額の根拠としています。そのデータをもとに、塩竈市に対して日報・月報を含む請求書類を提出しているはずであります。この連絡協議会事務局の役員企業である東華建設、千葉鳶、晃信建設、鈴木工務店がそろって連絡協議会作成の支払い内訳明細書の使用重機、作業員の明細を記載した内訳書を提出しないというより、ずさんな請求事務処理が明確になるので提出できない事態となっているものと考えます。

こうした状況を踏まえ、平成27年6月29日に特別調査委員会が開催されました。委員からの質問で、「連絡協議会を元請事業者と決めたのは誰か」との問いに、佐藤市長は「市長の責任で決定した」と答弁しております。また別の質問では、「下請企業の野帳、業務日誌、作業日報をチェックしなくてよいとしたのは誰か」との問いに対しては、「連絡協議会に委託したので、連絡協議会の報告書に基づき支払った」としか答弁がありませんでした。

しかし、ノーチェック体制を誰かが決定したはずです。市当局は、最初からチェックする体制を放棄していたようです。使用重機、作業員、賃貸料等の単価を決め、経費としてかかった分全てを請求できる単価契約の業務を委託しているにもかかわらず、塩竈市は連絡協議会が作成した日報・月報による請求内容を何一つ確認することなく、信頼関係という名のもとに28億円という大きな金額の税金を使い、連絡協議会へ支払いをしております。佐藤市長の責任は重大であると考えます。

浦戸地区で作業に当たったのは、合計10社であります。100条委員会では、この10社に対して4月3日付で請求明細書等の記録簿の提出について、平成27年4月13日を期限として求めました。1週間以上の期限を設けているにもかかわらず、全社が同じ内容の文書にて提出期限の延長を求めてきました。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会（以下「小委員会」という）では延期容認の声もありましたが、この申し出を否決し、期限までの提出を求めました。

その結果、和田電気工事株式会社、東北重機工事株式会社、株式会社豊島、塩釜地区資源化事業共同組合の4社は、支払い内訳明細書（内訳書付）を添付し提出、東華建設株式会社、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設、株式会社鈴木工務店、有限会社東松島建設、株式会社宮本工務店の6社は、一括請求書のみの提出となりました。

そのうち宮本工務店に関しては、連絡協議会から浦戸地区で1件のみ単価も何も決めないまま解体処理を依頼され、後に連絡協議会から言われた金額の一括請求書を提出したことが判明いたしました。

元連絡協議会については、代表精算人である塩釜建設協議会の会長に記録簿の提出を要求したところ、「回答できる立場にない」との回答を受け、改めて平成27年4月15日に元連絡協議会和田会長宛てに、記録の提出を求めました。

小委員会では、連絡協議会副会長である東華建設株式会社代表取締役（台船の運航日誌提出拒否）、連絡協議会役員である株式会社千葉鳶代表取締役、株式会社晃信建設取締役、株式会社鈴木工務店代表取締役、受注金額の大きい有限会社東松島建設代表取締役（いずれも請求明細書の提出拒否）の5者を、記録簿提出拒否を理由に告発することで可決しましたが、平成27年4月28日に開催された東日本大震災復旧・復興調査特別委員会では否決という結果になりました。

100条委員会の記録の提出要求による記録簿の精査の結果、不透明な状態になった事柄の中で新たに事実関係が判明した点について報告いたします。

まず1つ。協議会から業務を請け負った下請各社は、自社の請求書（明細書付）を協議会に提出していないという事実であります。最初の提出要求にある程度満足できる書類を提出したのは、東北重機工事株式会社のみでありました。しかし、自社名で作成した請求明細書は平成23年7月・8月分の2カ月のみで、かわりに提出されたのは連絡協議会が作成した「支払い内訳明細書」なるものでした。この書類には、使用した重機類の明細、作業員の明細が記載されている「内訳書」が別紙添付されており、全体像を推測する資料となりました。

2つ目目に、連絡協議会副会長を努めていた東華建設株式会社の津田代表取締役は、日々の作業の明細は連絡協議会事務局に日々連絡はしていたが、作業した内容については自社では一切把握できない。連絡協議会にもその記録がないとの回答をしております。総額5億5,000万円の業務を作業していながら、請求金額の明細が一切不明の中で支払いが行われております。

3つ目に、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の両社は、請求書の出し直しをしております。一度目は、総額だけの一括請求書でした。その後、提出した請求書が間違いだとして、前回とは請求金額、請求期間の大幅に違う内容の連絡協議会作成の「支払い内訳明細書」が提出されましたが、請求金額の根幹となる使用重機類の明細、作業人員の明細を記載した内訳書の提出がありませんでした。事務局として、自分たちが作成している書類です。このところが、2回目の告発の対象となっております。

4つ目として、証人喚問の際、事務局の千葉勇夫氏、和田野晃氏に事務の流れを確認したところ、繰り返しになりますが、連絡協議会が塩竈市に請求した請求明細に記載された使用重機の種類、数量、さらに作業員の人数等の内容は連絡協議会が業務を委託した下請業者から報告を受けた内容と一致しているのかとの質問に対して、当然のことではありますが一致していると答えております。しかしながら委員会の調査によると、下請企業の内訳書に記載されている重機の種類、数、作業員の人数は、作業開始の平成23年7月分から大幅に違っていることが判明しております。特に重機の機種別、作業員の職種別の明細がわかる東北重機工事の内訳書と照らし合わせると、その違いは歴然としております。この違いは作業完了時まで同じような状態であり、そのずさんさには驚くばかりであります。東北重機工事1社の資料から推測は十分に可能な状況にあります。これを証明する資料が、小委員会に提出されております。

5つ目として、復旧作業に係る単価の違いが確認されました。その内容は、浦戸地区の一次仮置場業務と危険家屋解体業務の中で、同一項目でありながら単価の違うものがありました。例えば交通船、金額は1,742隻で7,584万9,158円であります。交通船の単価については、一次仮置場業務では当初は4万435円／1日。それが、平成24年4月より4万3,284円に改定されております。危険家屋解体業務では、4万6,500円／1日、約700隻分であります。

仮設トイレの金額についても違いがあります。一次仮置場業務では1日95円で31日間、月に2,945円、設置費が9,520円。これを両方足しますと、1カ月で1万2,465円となっております。しかし、危険家屋解体業務では1軒で1万6,400円という金額で計上されております。解体業務としての仮設トイレは、寒風沢、朴島の解体を担当していた東北重機工事の請求明細には記載されておられません。家屋解体での仮設トイレに関しては、水増し請求の可能性があり、この部分に関しても警察の捜査に委ねることとなります。

重機運搬については、バックホーの型式がB F 028の場合、一次仮置場業務では3万2,600円、

危険家屋解体業務では3万7,400円であり、ガレキ収集運搬では6万5,200円と大きく金額が異なっております。また、バックホー045の場合、一次仮置場業務では3万9,000円であり、危険家屋解体業務では4万4,800円というように金額が異なっております。同じ現場での作業でありながら、単価の違いがなぜあるのか。単価の管理という面においても市当局のチェック体制に問題があると考えます。市当局はこの事実を確認し、その理由を速やかに議会へ報告が求められます。

6つ目として、市への請求の根拠である資料別冊6の実績報告表に記載された重機の延べ台数とオペレーターの延べ人数を見ますと、使用重機の延べ台数は7,025台であります。特殊車両運転手の延べ人数6,263人、重機の数が運転手より762台多くなっている。762台の重機を遊ばせていたこととなります。連絡協議会がパソコンでデータを管理していれば、このような違いは発見できるはずですが。この部分においても、市当局はしっかりと調査をしていただきたいと考えます。

7つ目に、東北重機工事の請求金額の間違いが確認できました。

平成23年7月分の請求内容の間違いについてであります。内訳書に記載されている配置機械、配置人員において、計算ミスにより191万1,700円の過剰請求になっております。平成24年8月分では25万7,600円の過少請求、9月分においても61万9,200円の過少請求が確認できました。市当局は、元連絡協議会役員と東北重機工事に働きかけ、きちんと精査すべきと勧告いたします。

また、浦戸危険家屋解体業務に関して、調査特別委員会が設置された当初浦戸地区での危険家屋解体は102軒という報告でしたが、調査を進めるうちに本来浦戸地区には存在しないような大きな床面積の家屋20軒をピックアップし、環境課に出向き1軒ごとのファイルを調べると、800平方メートル前後の解体物件に添付されている登記簿謄本の床面積が、200平方メートルしかないといったおかしな状態にあることが発覚。これを市当局に問いただすと、解体申請に必要な書類が整わない物件数件分を寄せ集めた結果、800平方メートルとなったとの説明がありました。

寄せ集められた物件は全部で72軒に上り、解体件数は102軒から174軒へと大幅に増加しました。増加分である72軒の多くが、ガレキ収集運搬業務の中で処理されたのではないかとの疑念が生じ、この疑念を払うための質問が多く出ました。

調査特別委員会の中で解体申請に必要な書類は何なのか問いただしても、初めのころは

市当局から明快な回答がないことから、国に確認すると「各自治体に任せている」との返事でありました。調査特別委員会では、市当局に対して寄せ集められた72軒の不足書類の一覧表を要求しました。当局の提出した不足書類一覧表と、これまでに委員会に提出された資料、環境課にあるファイル等を照合した結果、不足しているとされた書類が整っている物件が多数確認されました。一方で、書類が整っていて解体したとする102軒の中にも、書類の整っていない物件が十数軒確認され、市当局は何を根拠に家屋を解体したのか全く理解することができません。

寄せ集められた72軒の多くは土台から流されており、現場写真の看板タイトルは瓦れき撤去業務となっているものが51軒ありました。

家屋解体は、1軒ごとにファイルにとじられております。このファイルから、途中で写真が抜き取られたものが12軒、初めから現場写真がないもの6軒、家屋解体業務の看板のものが6軒ありました。環境課鈴木孝至証人の証言によると「看板を間違えた」と言っていたのですが、国民の大切な税金を投入している業務の現場写真に51軒もの間違いが許されるのでしょうか。震災直後であれば混乱も理解できますが、半年以上経過した中で本当に混乱の状態のままだったのでしょうか。1億円以上に上る国民の大切な税金がこのようなずさんな業務管理の中で支払われていたとすれば、市当局は何を確認して支払いをしてきたのでしょうか。

我々委員は幾度となく環境課を訪問し、保管されていた解体家屋のファイルを確認しております。中身は訪問するたびに变化しており、書類は真新しい書類に変わっております。調査開始当初の中身と大きく変化しています。法律的に罰せられる証拠の立証は難しいかもしれませんが、環境課内では公文書の改ざんに当たる行為が行われていたのではないかと考えられます。

また、浦戸危険家屋解体に係る申請書類が整わないことを理由に寄せ集められた家屋の処理に関しては、瓦れきとして処理するか解体として処理するかの区分けは、所有者が立ち会いを希望したかしないかで決めたことが、環境課の鈴木孝至証人の証言ではっきりいたしました。しかしながら、寄せ集められた72軒の中には所有者が立ち会いを希望していない家屋が十数軒存在しており、鈴木孝至証人の証言との整合性に疑念が生じております。寄せ集めの理由が、ここでも成立しません。

また、鈴木孝至証人は家屋解体の寄せ集めは環境課長に決裁権があるので、課長の指示で行ったことを証言しております。一方で、前環境課長村上証人は「皆で決めた」と言ったり、

「どうやって決めたか記憶がない」と言ったり、曖昧な証言を繰り返すだけで、課長としての資質に疑問を抱かせ、何かを隠しているとしか言いようのない証言に終始しておりました。

今までの調査特別委員会の中で、市当局が寄せ集めを可と判断した環境省の通達文について、環境省廃棄物対策課の安部課長補佐ほか2名の担当者に提示し見解をただしたところ、「本通達は寄せ集めを想定した通達ではない」、また「家屋解体の寄せ集めという行為を、ほかの地区では確認していない」との説明を受けました。塩竈市は、何を根拠に寄せ集めという作業をしたのでしょうか。ますます疑念は深まるばかりです。

浦戸一次仮置場、家屋解体業務での使用重機、台船、引船、作業員の数、交通船等のチェックについて鈴木孝至証人は、「交通船、台船については実際に使用しているところを確認している。ほかについては、協議会から上げていただいた実績報告書をもとにして精算している」と証言しておりますが、交通船は毎日使用しております。毎日島に行っていないと証言している鈴木孝至証人は、どのようにして確認できたのでしょうか。ここでも疑念が生じております。今後解明が必要と考えます。

3つ目として、浦戸ガレキ収集運搬業務に関してであります。

ガレキ収集運搬業務は、震災直後の7月、8月、9月及び10月の4カ月間に作業が行われております。この業務は、集めた瓦れきの容量に応じて支払う出来高契約となっております。平成27年4月15日の証人喚問の際、担当者の環境課鈴木孝至証人の作成した出来高表に記載した数字に、多くの間違いがあることを委員から指摘されました。忙しさに紛れ間違えたと認めておりますが、特に問題とされたのは収集した瓦れきについて、本来は積込量と運搬量が同じ数量であるべきなのに対して、10月分だけが積込数量に対して運搬数量が2倍を超えた数量になっていたことです。この点について疑義が生じ、鈴木孝至証人に説明を求めましたが、委託業務として入札により総額が決まっているので、支払いのために運搬料で調整したとのことでした。

この件についても、環境省担当課・廃棄物対策課に浦戸ガレキ収集運搬業務の契約書、見積書を提出し、見解をただしたところ、本契約は排出される瓦れきの数量が推定量であることから出来高払いとなり、予定数量に満たないときには余った予算は国に返却すべきものであると判断されました。

環境課の間違いは、浦戸の危険家屋解体の精算請求書でも見られます。震災後の2年間の事務処理に対して、小委員会では外部監査に精査を委託すべきとの意見が多く出ました。さら

に今後の課題として、監査制度そのものを見直し、外部監査導入をすべきとの意見があったことを報告いたします。

また、これだけ多くの間違いに対して、市当局は責任の所在を明確にすべきというのが委員の一致した意見であります。

さらに、このガレキ収集運搬業務に関して、別の問題点が浮上しております。機械配置、人員配置の内訳書を提出している東北重機工事の4月分の作業日数は、7日間だけとなっております。ところが、平成27年2月13日提出の公文書「資料その13」では、浦田野々島ガレキ撤去委託業務収集積込実績表には21日間作業したことになっており、当初から虚偽の日報が作成され、支払いが行われていたのではとの疑念が生じてきました。

環境課の担当の見過ごしだけでは片づけられないものであります。環境課担当者が頻繁に現場を確認していたとするならば、この事実はわかっていたはずで、この点から見ても、最初から組織的に事が進められていた可能性が考えられます。

ガレキ収集運搬の日々の積み込み、運搬の数量管理は、下請企業の請求書類を見る限り積み込みと運搬数量の表示は全くなく、連絡協議会事務局が作成したガレキ収集運搬業務の日報・月報に記載した数字の根拠が明らかになっておりません。連絡協議会が適当に数字を当てはめ、予算消化のための日報・月報を作成し、請求していた可能性も考えられます。市当局は、連絡協議会に対してその数量の根拠を調査し、議会に報告すべきであると考えます。

4つ目、有価物に関してであります。

5月22日開催の証人喚問の際、株式会社千葉鳶の千葉証人から有価物の不適切な処理をした業者3社について発言がありました。4年前の記憶が定かでないとの理由で宣誓を拒否しながら、有価物の不適切な処理の説明は明確に記憶していたかのように委員の質問に答えていたことが印象的でありました。

解体建物から本来発生すべき量の有価物が、千葉証人自身の会社が管理している越の浦一次仮置場に搬入されていないというものです。有価物が発生する建物を解体した時期に、越の浦への搬入が不足しています。その根拠として、越の浦一次仮置場管理を請け負っていた株式会社千葉鳶は、トラックの搬入台数をチェックしており、発生量は環境課で計算を行っていること証言しておりました。

しかし、搬入台数をチェックしていたとする資料は100条委員会に提出されておりませんし、後日本職と鎌田副委員長2名が環境課に出向き担当者に確認をしたところ、計算した事実が

ないことが判明しました。高価な銅、アルミの非鉄金属類が一切ないことについてですが、有価物については越の浦への搬入を証明できる伝票が平成23年度は発行されていないことが確認されました。

有価物の不適切処理に関しての証人喚問でしたが、不適切処理を立証できる事柄はありませんでした。6億円の業務委託費を費やしているにもかかわらず、不適切処理が指摘された越の浦一次仮置場では、搬入を証明する帳票類の発行は全くされていない。さらに、有価物に関する現場写真が1枚も提出されていないという事実だけが明らかになりました。ここでも、市当局のずさんな指導体制が明らかとなりました。

何かと言うと、市当局はあの混乱の状態ですからと言いわけをしておりますが、塩竈市は沿岸部では比較的被害が少なかった地域です。被害の大きい県内他市町がしっかりと取り組んでいたのに、なぜ塩竈市だけが混乱を言いわけにするのか、疑問を感じるどころであります。結果として、トップの指導力のなさが原因ではないでしょうか。

調査事項の問題点と委員会の判断（多数意見、少数意見）について報告申し上げます。

1つ目として、塩竈市災害復旧連絡協議会元役員の不誠実な対応や市当局のずさんな書類審査と管理について。（宣誓拒否、記録簿の未提出、提出期限の延長等）

本件で一番の問題点は、信頼関係をもとに28億円の事業の元請となった連絡協議会の役員4名が、証人喚問で宣誓を拒否したことであります。コメントのしようがありません。

記録の提出に関しての問題点としては、浦戸地区で作業に当たったのは合計10社であります。この10社に対して、請求明細書等の法定帳簿類を主とした記録の提出を求めました。最初の請求日は4月3日付にて、4月13日を提出期限としました。1週間以上の期限を設けているにもかかわらず、全社が同じ内容の文書で提出期限の延長を求めてきました。100条委員会小委員会では延期容認の声もありましたがこの申し出を否決し、期限までの提出を決定しております。その後の100条委員会からの追加資料提出請求に対しても、事務局が出張のためとか海外旅行のためなどの理由で、再三にわたり提出期限を守らないという行動は、まことに不誠実としか言いようのないものであります。

連絡協議会がどうしても提出しない資料、連絡協議会の出納簿の原本、東華建設株式会社、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設、株式会社鈴木工務店、4社の支払い内訳明細書の中の使用重機、作業員等の明細が記載されている内訳書については、警察の捜査に委ねることといたします。

100条委員会の調査では、28億円に上る業務を連絡協議会に元請として業務委託し、単価契約の中で使用重機、作業員、備品等の個々の単価を決め、かかっただけの経費が請求できる仕組みの中で委託しているが、市当局は連絡協議会が作成した日報・月報、請求明細等をチェックする手段（下請企業の野帳、業務日誌、作業日報等）を信頼関係の名のもとに放棄してしまったことが、重大な事件に発展させた原因と考えます。

信頼関係が何であるのか。佐藤市長の個人的な信頼関係を公共事業の委託業務に持ち込んだことが、最大の過ちであると考えます。

また、事務手数料1%に関する件についてですが、連絡協議会が徴収していた1%の事務手数料は、本土の危険家屋解体だけであると参考人招致の際に千葉事務局長が発言していましたが、今回の100条委員会での記録簿調査の結果、浦戸地区の業務でも1%の事務手数料徴収が明らかとなりました。

なぜ隠す必要があったのか、疑義の生ずるところです。会計上は預かり金勘定として管理しなければならない科目です。出納簿上では、数百万円が預かり金のまま連絡協議会に残されています。本来であれば、平成25年6月25日の報告会の中で会員に報告しなければならない案件であり、隠していたとすれば会員に対しての報告義務違反ではないかと考えられます。

越の浦の一次仮置場におけるずさんな管理体制についてであります。（伝票等の取り扱いがない件）

有価物の集積地となった越の浦一次仮置場での搬入、計量、受領等の帳票類の発行は、搬入開始以来、平成24年7月まで一切なされていなかったことが明らかとなりました。他市町の対応に比較すると、全くお粗末な管理業務をしていたというのが実態です。

この場所には、高価なアルミ、銅、ステンレス等が集積され、その行方について1,000軒以上のアルミサッシはどこに行った、銅線や屋根の銅板はどこに行ったと、何度も何度も質問がありました。当局はその都度、混合スクラップとしてごちゃまぜにして管理していたと述べていますが、管理業務の委託を受けた事業者はいかなる現場においても現場写真を撮り、帳票類を発行するべきであるし、それを指導するのは市の責務であり、公共事業のあり方だと考えます。

ここでも、市当局、受託事業者の両者のずさんな管理体制が明らかとなりました。

3つ目に、有価物の自社処分に係る対応の妥当性についてであります。

平成24年12月に解体業者が有価物を越の浦に搬入していないことが表面化し、副市長、担当

部長、担当課長が宮本産業に出向き確認をとったところ、震災直後の搬入場所が手狭なために環境課から自社で処分してよい旨の指導を受けており、その後についても同様に自社で処分をしていたことがわかり、それまでの明細が提示され、相応分の金額を連絡協議会へ振り込んだとの報告を過日の調査特別委員会にて内形副市長より受けておりました。

100条委員会への提出資料で、本来解体家屋から出ない空き缶をプレスしたプレスCという品名の伝票が確認されたことから、宮本産業株式会社 宮本会長を証人喚問し証言を求めたところ、「鉄骨よりプレスCのほうが単価が高く、量がまとまっていたので単価の高いプレスCとして仕切っていた」と証言しておりましたが、一部の委員から納得できないとの意見もありました。

4つ目として、浦戸の寄せ集め解体家屋72軒の処理が未解明な件についてであります。

寄せ集められた72軒に関しては、全く闇の中であります。「寄せ集めを指示決定したのは、前村上環境課長である」と環境課担当者鈴木孝至証人は証言し、前村上課長は「皆で決めた」と言ったり「どうやって決めたか記憶がない」と言ったり、無責任な証言に終始しました。

両者とも支払いのための書類が添付書類不備で会計課に滞り、払い期限が迫っていたことから寄せ集めて処理したと証言しておりました。7月1日、前会計管理者の星氏に証人として来ていただき、浦戸の家屋解体の支払い書類の滞りについて確認したところ、滞りの事実はなく、会計課では解体に必要な書類が何であるかについても認識していなかったことが明らかとなりました。

次に、平成27年7月16日に証人喚問した、環境課内で書類を会計課に送る直前の支払い関係書類のチェックを業務としていた、前環境課課長補佐 鈴木修氏の証言でも、書類の滞りがなかったことが明らかとなりました。

前述の2人が支払い関係の書類の滞りを否定しています。支払い業務の滞りを理由とした寄せ集めの根拠がなくなります。寄せ集めの理由について、初めは申請書類がと整わなかったとしていましたが、正規に解体した物件の中にも書類が不備なものが多数確認されました。不備としていた書類も多数整っておりました。誰かがうそをついていることは明らかであり、今後の解明が求められます。

5つ目として、市当局が発行した業務指示書に日付が付されていないことについてであります。

次も、浦戸の72軒の寄せ集め解体家屋の件に関連したことであります。家屋解体の事務の流れは、解体申請書が提出され、次に家屋の現地調査の依頼をします。家屋の解体は現地調査が前提となっているにもかかわらず、浦戸の102軒プラス72軒、合計174軒分の家屋調査は69軒しかしていないことが100条委員会の調査で判明しました。

さらに、72軒に係る解体指示から業務完了までに関する書類・実施数量指示書・積算設計書・精算設計書・業務報告書の提出を市当局に求めたところ、連絡協議会へ返却しているからないとの回答がありました。

実施数量指示書・積算設計書・精算設計書の3点は塩竈市が発行し、手元に控えを残さなければいけない書類です。なぜ連絡協議会に返却しなければいけないのか。もっと言えば、市当局が保管すべき書類なのだから、連絡協議会に返却を求め、100条委員会に提出すべき書類ではないでしょうか。

委員会は、改めて連絡協議会に対して提出請求をしました。ところが、提出された書類は連絡協議会が作成する解体撤去実績表と、市当局が発行する業務指示書でありました。提出された2種類の書類は、誰が見てもつくりたて、真新しい紙でしわ一つなく、とじるためのパンチの穴は発行日が違う書類のはずがきっちりとそろっている。さらには、市当局発行の業務指示書にはほとんどが日付の記入がなく、真新しい塩竈市長印が押印されておりました。このことについては、多くの委員が認めるところであります。

ここで、1つ不思議なことがあります。この真新しい業務指示書は連絡協議会が提出してきております。連絡協議会がこの2種類の書類を新しく作成したとするなら、この新しい書類に誰が市長印を押印したのでしょうか。市長印は総務部で保管することになっている公印です。業務指示書という公文書の再発行には連絡協議会がかかわり、市長印の押印には総務部の誰かがかかわっているとしか考えられません。

さらに、この72軒分の解体の業務指示には、日付が記入されていないものがほとんどでした。6つ目として、市当局の事務手続上の決裁に係る責任の所在についてであります。

100条委員会の証人喚問の際、当時の産業部長の荒川氏は書類の決裁印に関して次のように証言しております。「震災後の業務が混乱する中で、全ての書類に目を通すことができず、通常自身が決裁印として使用していたほかにも2個ほど用意してあり、代理者が押印していたこともあった」と。役所というのは、課長、部長、副市長、市長と役職ごとに決裁金額が定められており、それぞれの責任の範囲で決裁印を押印することになっているが、今回のよ

うに寄せ集められた72軒分については、担当部長の知らないところで代理者が決裁印を押印していたように推測されます。

7つ目として、適切な人員配置を行わない市当局の対応についてであります。

震災後混乱が予測される復旧作業を抱えている時期に、4月1日付で変更を行う予定であったからと、あえて組織の変更をしたことに、幾つかの疑問点があります。

1つ、震災後のガレキ処理業務の主体をどうして技術者のいない環境課にしたのか。

2つ、もともと市民生活部傘下にあった環境課をなぜ産業部傘下にしたのか。

3つ、どうして技術職の職員がいる建設部の傘下にしなかったのか。

4つ目、事務系部課長しかいない産業環境部にガレキ処理業務に関して正しい知識と判断力があつたのか。

5つ目、大変な状況の中での人事異動があつたが、市当局は何を目的に組織変更、人事異動をしたのか。

環境課で人手が足りないということを知りながら、十分な対応がなされていなかったことが、前産業環境部長 荒川氏の証言により明らかとなりました。市当局の対応に今さらながらに疑問を感じるどころであり、市当局の対応のまずさが混乱を招いた原因と考えます。

8つ目として、塩竈市災害復旧連絡協議会報告会での報告内容と提出された出納簿の不整合についてであります。

平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告会での決算報告に記載された内容と、100条委員会に提出された出納簿を精査した結果、連絡協議会の支払い金額と出納簿に記載されている金額数カ所に差異が確認されました。本来は参加事業者に対する決算報告書であり、公共事業の委託契約先であり、非営利団体である元請としての連絡協議会の報告書に虚偽の記載があるということは、ゆゆしき問題であります。

平成27年7月に証人喚問した外部監査人阿部会計事務所の代表社員及び社員は宣誓を拒否しましたが、証言には応じました。同証人からは、依頼者の秘密を守る守秘義務があるとの発言もありましたが、公共事業の元請であり非営利団体である連絡協議会の決算内容に守秘義務は存在しないはずで、理解に苦しむところでもあります。

また、外部監査人は連絡協議会の決算の報告書については、この書類は決算書ではない。単なる報告書であるとの見解を示しました。連絡協議会からの支払いについて、報告会の明細と出納簿の記載に違いがあることを委員から指摘されましたが、報告書の作成には関係して

いないのでわからなかったとしております。さらに、1%の事務手数料徴収に関しては、当初は本土家屋解体分だけとしていたものが、外部監査人は浦戸でも徴収していた事実を知りながら、報告会で公表していないという事実を考えたとき、公正事業者に対して余りにも不誠実であり、公共事業の元請としての団体の外部監査人としてのあり方が問われてしかるべきと考えます。

9つ目として、72軒の寄せ集め解体家屋の支払い事務の滞りについてであります。

寄せ集め解体の原因の一つであった会計課の支払い業務の滞りに関して、前会計管理者の星氏を証人喚問したところ、新たな事実が判明いたしました。

星証人の証言によれば、家屋解体等を含む一連の復旧事業の会計処理の中で、支払いが滞ったという認識はない。また、前環境課長の村上証人、環境課担当鈴木孝至証人が証言していた申請書類の不備による会計課での滞留についても、会計課では書類の不足が何であるか認識していないとの証言がありました。

その後、平成27年7月16日会計課に支払い関係の書類を提出する前段で、書類のチェック業務をしていた前環境課長補佐 鈴木修氏の証人喚問を行いました。前会計管理者の星証人の証言と同様に「書類の滞留は確認していない」との証言が得られました。

寄せ集めの原因として、申請書類の不備による会計課での書類の滞留により、締め切りに間に合わなくなるので寄せ集めをしたとする前環境課長、鈴木孝至氏の証言と、大きな食い違いが出てきました。支払い書類の滞留に関して、どちらの証言が正しいのか、誰が偽証罪に問われるのか、当委員会としての判断が迫られるところではありますが、再度の証人喚問をする時間的な余裕がないことから、改選後の議会に託したいと考えます。

10個目として、支払い等における過誤や適正処理に対する外部監査導入についてであります。

浦戸地区収集運搬業務委託の9,786万円の事務処理について、数量の間違いが多くあることについて、証人喚問の場で委員より指摘を受けた鈴木孝至証人はみずからのミスを認めているが、数字のミスはこの瓦れき処理に限らず家屋解体の書類でも見受けられます。これらの誤りについては、外部監査などしっかりとした再精査が必要と考えます。

11個目として、災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立についてです。

未曾有の災害であったことは確かではありますが、当市は被災した自治体の中では比較的被害の少ない地域であります。それにもかかわらず、今回のような不祥事を引き起こしたことはまことに残念としか言いようがありません。ただ、ただ、トップの指導力、役所内でのコン

プライアンス機能が働かなかったところに問題が潜んでいるものと考えます。

これまでの調査特別委員会の調査でも、残念ながら市当局の態度は全面的な協力体制にあったとは言いがたいものでした。28億円の業務を委託した連絡協議会に対して、もっと強い態度で接していれば、事実解明もこれほど時間を要しないで済んだのではないかと考えます。

他市町村の対応と比較したとき、連絡協議会を元請としたことが業務配分の不平等を生んだ最大の原因であると言えるのではないのでしょうか。平成23年9月ごろから表面化した業務配分の不平等に対して、市当局は真摯に取り組んだとは言えない、むしろ黙殺していた感があるがえます。佐藤市長の責任は重大であると考えます。災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立については、トップに立つ者の意識にかかっているのではないのでしょうか。

そして、議会としてもこのことを教訓として、チェック機能を十分に発揮できるよう意識改革が求められるものと考えます。

調査事項に対する改善意見であります。

1つ目として、塩竈市災害復旧連絡協議会元役員の不誠実な対応や市当局のずさんな書類審査と管理について（宣誓拒否、記録簿の未提出、提出機能の延長等）です。

市当局においては、塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求内容について、月報によるだけでなく下請事業者からの日報や業務日誌、作業日報等、その根拠となる基礎資料に基づき精査をすべきものであったと考える。今後は、数値の誤り等があるものはその修正を行われるとともに、請求額及び支払額等に影響を及ぼす場合には、適切なものとなるよう事務処理を行われたい。

2つ目、越の浦の一次仮置場におけるずさんな管理体制についてであります。（伝票等の取り扱いがいい件）であります。

発災当初の混乱した時期を除いて、有価物の管理を徹底するため、その搬入や搬出に係る帳票類を発行すべきであった。今後においては、将来の大災害の発生に備え、帳票類の発行ができる業務体制の構築に努められたい。

3つ目として、有価物の自社処分に係る対応の妥当性についてであります。

公共事業における有価物処理においては、業者が品名を変更して処理をすることがないよう、定められたルールに基づき適正な処分が行われるよう、その指導の徹底に努められたい。

4つ目として、浦戸の寄せ集め家屋解体72軒分の処理が未解明な件についてであります。

本件については、関係人から提出された記録や出頭した証人の証言により検証を行ったが、

証言の食い違いもあり、寄せ集めが行われた理由を解明するには至らなかった。市当局においては、今後現場写真の誤りを含め、その原因を調査の上、議会に報告を行われたい。

5つ目、市当局が発行した「業務指示書」に日付が付されていないことについて。

塩竈市が発行した72軒分の業務指示書のほとんどに日付が付されていない状況であった。市の発行する公文書がこのようなずさんな管理体制のもとに発行されているという事実は、市当局に重大な責任があり、管理体制の再構築を望むとともに、しっかりと調査の上担当者の責任を明確にすべきと考える。今後は、そのようなことが起こらないよう、適正な業務の執行に努められたい。また、業務指示書が再発行されたものである場合、正当な発行の手段を経なければこの行為は公文書偽造に当たるものであり、市長自身があずかり知らないというのであればしっかりと調査の上、提出された72軒の業務指示書に違法性が認められる場合には、関係者を市長名義で告発すべきと考える。

6つ目として、市当局の事務手続の決裁に係る責任の所在についてであります。

未曾有の大震災等においては、通常業務に復旧業務が加わり著しく多忙になることは理解できるが、公務の執行はいかなる場合においても責任者が決裁規定に基づき決裁することが基本と考える。日ごろ市民に対して市役所は提出書類の様式、日付、印鑑に厳しいところであるにもかかわらず、役所内の管理機能が働いていないということは大きな問題であり、市当局の管理責任が問われるべきである。今後の調査において、責任の所在を明確にし、その検証のもと責任ある執務体制の確保が図られるよう努められたい。

7つ目、適切な人員配置を行わない市当局の対応について。

大震災から復旧・復興には膨大な業務の遂行が求められ、過大な負担により病気等で職場を離れる者が出てくることから、職員の配置並びに補充について十分検討が行われるとともに、今後大災害時に適切な業務遂行ができるよう、災害時の人員体制の確保について検討されたい。

8つ目、塩竈市災害復旧連絡協議会報告会での報告内容と、提出された出納簿の不整合について。

連絡協議会の報告会における決算報告と、同協議会が各社に支払った金額を記載した出納簿の金額に差異が認められることから、市当局においては元連絡協議会の執行部、監査役並びに外部監査人に対し確認を行い、必要に応じ適正な措置を講じられるとともに、その結果について議会に報告を行われたい。また、過誤の内容について不正あるいは不適切な取り扱い

等がある場合には、法的な対応についても検討されたい。

9つ目、72軒の寄せ集め解体家屋の支払い事務の滞りについて。

72軒の寄せ集め家屋の支払いが大幅に遅延した理由について、関係する証人の証言に食い違いがあることから、市当局において遅延理由を調査の上、議会に報告を行われたい。

10番目、支払い等における過誤や適正処理に対する外部監査導入について。

国民の大切な税金の支出に当たり、1円たりとも間違えることは許されるはずはない。よって市当局においては、ガレキ収集運搬、浦戸一次仮置場、浦戸危険家屋解体、越の浦一次仮置場、新浜公園一次仮置場、中倉一次仮置場管理等の業務全般について、外部監査制度に基づく再監査が可能となるよう、条例等の整備を急がれたい。また、今後に関しても従来の監査制度に限界を感じることから、本市の会計処理に関して外部監査の導入を検討されたい。

11番目として、災害時における適正で公平公正な業務執行大体制の確立についてであります。

大震災が発生した場合には、長期の復旧・復興業務が必要となることから、今回の教訓を踏まえ適切な業務執行体制の確立に万全を期されたい。

以上の調査結果を踏まえ、申し上げます。

今回の災害復旧事業は、使用重機、作業員、交通船、仮設トイレ等の単価を決め、業務を行う単価契約であるにもかかわらず、その作業内容を信頼関係と称し、チェックする機能を放棄するような仕組みを構築したところに大きな問題があると考えます。

設立当初の趣旨のとおり、連絡協議会が連絡網の一元化だけの立場で業務を推進すれば、業務配分の不平等も起こらなかつたし、非営利団体である連絡協議会が利ざやを稼ぐといった営利行為をすることもなかつたはずで、幾ら混乱した状況とはいえども、2カ月後には多くの市内の業者は業務を再開し、粛々と復興に向けて活動をしていたはずで、

何かというと当局は震災後の混乱を理由として説明しますが、当市以上の被害の大きい近隣市町はしっかりとした対応で復旧作業に取り組んでおります。

市当局が規約づくりを手伝い、連絡協議会に公共事業の受け皿となることを可能とする要件を整えさせ、28億円の業務委託の元請として委託契約をしたこと、そして下請企業の日報提出を不要とした市当局の判断は間違いであり、そのことが今回の事件を生んだ最大の要因であることは自明の理であります。

市当局は、連絡協議会に対してパソコンに保存されている支払い内訳明細書を提出させ、市当局としてその調査結果を議会に報告すること、さらに不正が確認された場合には、即刻塩

竈市長名にて連絡協議会の元役員等を告発するべきと考えます。

この瓦れき処理に関する調査は、調査特別委員会としてはいまだ道半ばであります。

8月30日に新たに選出された議員の方々に、この調査特別委員会で解明できなかった部分については、その解明にぜひ取り組んでいただきたい。そして、調査特別委員会で一度資料要求した付議事件1の「重点分野雇用創出事業」に関する収支関係においても、特別調査委員会の要求どおりの資料が提出されておられません。この点についても、改選議員の方々に改めて調査していただくようお願い申し上げます。

以上で「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」の委員長報告を終わらせていただきます。

委員の皆さん、2年間という長期にわたる調査活動、ご苦労さまでした。また、この場でお会いできることをご祈念申し上げます。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） これより東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告の質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年8月3日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 小野幸男

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

平成27年9月臨時会 9月16日 開会
9月16日 閉会

塩竈市議会会議録

平成27年 9 月 16 日（水曜日）

塩竈市議会 9 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成27年9月16日（水曜日）午後1時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 各常任委員会委員の選任
- 第 8 議会運営委員会委員の選任
- 第 9 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙
- 第10 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第11 塩竈市農業委員会委員の推薦について
- 第12 議案第60号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第12

出席議員（18名）

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者	伊藤 喜和 君	市民総務部長	神谷 統 君
政策調整監	佐藤 修一 君	健康福祉部長	桜井 史裕 君
産業環境部長	小山 浩幸 君	建設部長	阿部 徳和 君
震災復興推進局長	荒井 敏明 君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷 滋雄 君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤 喜昭 君	水道部長	赤間 忠良 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 俊幸 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古 正夫 君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 達也 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木 康則 君
水道部次長 兼工務課長	大友 伸一 君	市民総務部参事兼 危機管理監兼選挙 管理委員会事務局長	鈴木 正信 君
会計管理者 参事兼会計課長	高橋 敏也 君	市民総務部 政策課長	川村 淳 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由 君
教育委員会委員長	柴田 仁市郎 君	教育委員会 教育部長	菅原 靖彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺 常幸 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	佐藤 勝美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局主幹	佐藤 志津子 君
議事調査係長	鈴木 忠一 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○事務局長（安藤英治君） 一般選挙後初めての議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

ご紹介を申し上げます。出席議員のうち年長者は香取嗣雄議員であります。香取嗣雄議員、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（香取嗣雄君） ただいまご紹介をいただきました、年長者の香取嗣雄です。よろしくお願いをいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力を切にお願いを申し上げる次第であります。

去る9月11日告示、招集になりました平成27年塩竈市議会第3回臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は市長、教育委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。

これより議事に入ります。



日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（香取嗣雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま諸君がご着席の議席を指定いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時04分 休憩

午後1時10分 再開

○臨時議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第2 議長の選挙

○臨時議長（香取嗣雄君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（香取嗣雄君） ただいまの出席議員の数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番から順に投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いをいたします。それでは、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。小野幸男君、曾我ミヨ君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開票〕

○臨時議長（香取嗣雄君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 香取嗣雄 議員 10票

鎌田礼二 議員 8票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

○臨時議長（香取嗣雄君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票に達し、最多得票を得ました私、香取嗣雄が議長に当選いたしました。

○議長（香取嗣雄君） この場をおかりいたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは大変ありがとうございました。先ほど所信表明にも申し上げましたとおり、私は皆さんにお約束を申し上げます。公平無私 of 姿勢を保ちながら、同僚議員の皆さんがしっかりと議論をし、議会の意思を決めることができる、このような議会を皆様と一緒に作り、塩竈市議会の信頼回復を図り、これをお約束申し上げ、皆様方に今後のご協力も申し上げながら、一言のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。（拍手）

暫時休憩を行います。

午後1時24分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第3 副議長の選挙

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（香取嗣雄君） ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（香取嗣雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（香取嗣雄君） 投票箱の点検、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番から順次投票願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださるようお願いを申し上げます。それでは、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（香取嗣雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（香取嗣雄君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（香取嗣雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。菅原善幸君、小高洋君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票を行います。お願いします。

〔開票〕

○議長（香取嗣雄君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は15票、無効投票は3票です。

有効投票のうち 伊藤博章 議員 10票

志子田吉晃 議員 5票

なお、この選挙の法定得票数は4票です。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票数を得ました伊藤博章君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤博章君に、本席から会議規則第32条第2項の規定によ

る当選の告知をいたします。

それでは、副議長のご挨拶をお願いいたします。伊藤博章議員、お願いいたします。

- 副議長（伊藤博章君） 皆様のおかげをもちまして、副議長選挙に当選することができました。風の会の伊藤博章でございます。私が先ほど所信表明で述べましたとおり、しっかりと議会改革に努めてまいりたいと思いますので、議員皆様方のお力添え、ご指導よろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- （拍手）

日程第4 議席の指定

- 議長（香取嗣雄君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議員諸君の議席は、仮議席のとおり指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

- 議長（香取嗣雄君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番小野幸男君、2番菅原善幸君を指名いたします。

日程第6 会期の決定

- 議長（香取嗣雄君） 日程第6、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

日程第7 各常任委員会委員の選任

- 議長（香取嗣雄君） 日程第7、各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

総務教育常任委員には1番小野幸男君、7番香取嗣雄、9番伊藤博章君、13番鎌田礼二君、14番志子田吉晃君、16番伊勢由典君の6名であります。

次に、民生常任委員には3番浅野敏江君、4番西村勝男君、6番阿部かほる君、12番菊地

進君、15番土見大介君、17番小高 洋君の6名であります。

次に、産業建設常任委員には2番菅原善幸君、5番阿部眞喜君、8番山本 進君、10番志賀勝利君、11番今野恭一君、18番曾我ミヨ君の6名であります。

以上の方々を各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、ただいま指名しました方々を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員長には14番志子田吉晃君、同じく副委員長には13番鎌田礼二君。

民生常任委員長には3番浅野敏江君、同じく副委員長には15番土見大介君。

産業建設常任委員長には10番志賀勝利君、同じく副委員長には8番山本 進君。

以上、選出されましたので、ご報告いたします。



日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（香取嗣雄君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

議会運営委員には1番小野幸男君、4番西村勝男君、10番志賀勝利君、16番伊勢由典君の4名であります。

以上4名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催を願います。

暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には1番小野幸男君、副委員長には16番伊勢由典君が選出されましたのでご報告いたします。



日程第9 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（香取嗣雄君） 日程第9、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組規約第5条の規定により3名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員には1番小野幸男君、6番阿部かほる君、8番山本 進君の

3名を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認めます。よって、塩釜地区消防事務組合議会議員には1番小野幸男君、6番阿部かほる君、8番山本 進君の3名が当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました1番小野幸男君、6番阿部かほる君、8番山本 進君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。



日程第10 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（香取嗣雄君） 日程第10、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同広域連合規約第8条の規定により1名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には18番曾我ミヨ君を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認めます。よって、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には18番曾我ミヨ君が当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました18番曾我ミヨ君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



日程第11 塩竈市農業委員会委員の推薦について

○議長（香取嗣雄君） 日程第11、塩竈市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条に規定する農業委員とならんとする方を指名いたします。

本市議会から推薦する農業委員には14番志子田吉晃君を推薦いたします。

なお、ただいま指名いたしました方は除斥の対象になりますのでご退席を願っております。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することに決しました。

それでは、農業委員の着席をお願いいたします。

〔14番 志子田吉晃君 着席〕



日程第12 議案第60号

○議長（香取嗣雄君） 日程第12、議案第60号を議題といたします。

議案の朗読は省略をいたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 議案第60号の提案理由をご説明申し上げます前に、お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月30日執行の塩竈市議会議員選挙におきまして、見事ご当選を果たされましてご就任をいただきました議員各位に心からお祝いを申し上げます。

私も、おかげをもちまして市民の皆様方から市長に再選をさせていただきまして、今後4年間の市政を担当することとなりました。気を引き締め、誠心誠意皆様とともに努力をいたしてまいり覚悟でございますので、何とぞよろしくご指導をお願い申し上げます。

さて、ただいま上程されました議案第60号は、市議会議員の任期満了による改選に伴い、議員選出の監査委員を新たに選任するため議会の同意を求めるものでございまして、菊地 進議員を監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

同議員は、人格、識見ともに適任の方でありますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） ただいま選任の同意を求められております12番菊地 進君については、除斥の対象になりますので退席を願っております。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第60号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第60号については同意を与えることに決しました。

なお、新任の監査委員から就任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

○監査委員（菊地 進君） ただいま監査委員に選任されました菊地でございます。

私は、塩竈の財政、特に一般会計、特別会計、そういったものの内容が市民のために十二分に活用されて、行政として滞りなく運用されるのをご期待申し上げ、そして、それが、よって市民のためになるように監査委員として自分の仕事を全うしていきたいと思っております。

最後になりますが、ご推挙賜りました皆様に心より感謝を申し上げまして、市民のために頑張るといことを誓いまして御礼の挨拶といたします。よろしくどうぞ。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） どうもありがとうございました。

以上をもって本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月16日

塩竈市議会臨時議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

平成27年9月定例会 9月30日 開 会
 10月19日 閉 会

塩竈市議会会議録

平成27年 9 月 30日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成27年9月30日（水曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 認定第1号ないし第3号
- 第 5 議案第61号ないし第76号
- 第 6 議案第77号ないし第80号
- 第 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員（18名）

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
建設部土木課長	本多裕之君	業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
水道部業務課長	村上昭弘君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会委員長	柴田仁市郎君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君	公平委員会委員長	菅野芳人君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午後 1 時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る 9 月 18 日、告示招集になりました平成 27 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番浅野敏江君、4 番西村勝男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 20 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 20 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 15 号「除草作業に伴う車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、専決第 16 号「除草作業に伴う車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、専決第 17 号「踏切棒折損事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、以上 3 件は地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告第 3 号「平成 26 年度健全化判断比率について」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告第 4 号「平成 26 年度資金不足比率について」は同法第 22 条第 1 項の規定により、それぞれ 9 月 18 日付で議長宛てに報告が

なされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました例月出納検査の結果報告2件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長宛てに提出されました「塩竈市教育委員会点検・評価報告書」平成27年版1件、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成27年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、並びに宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長宛てに提出されました平成27年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

8番山本議員。

○8番（山本 進君） 私から、専決第15号ないし17号について、若干の質疑をさせていただきます。

まず、専決第15号でございます。除草作業に伴う車両損傷事故についてですが、まず、その事故の原因について、どのように検証されたのか。さらに、その検証結果について、庁内のどのような水平展開をされたのか。そして、再発防止に努められたのかをまずお聞きしたいと思います。

2点目に、類似事項でございますけれども、その1カ月もたたないうちに全く同じ事故が発生しているということにつきまして、15号、あわせ16号について、私が質問した内容についてお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） ただいま山本議員よりご質問いただきました専決第15号について、まずご説明をさせていただきます。

原因の検証についてでございますけれども、まず2件の事故について、事故後、直ちに現場を確認し、作業員や監督者を含め、事故原因の究明と今後の対応を検討しております。

まず、専決第15号の伊保石公園の事故現場についてでございますが、バリケードや作業中の看板などによる侵入防止など、公園の利用者への安全対策については実施しておりましたが、隣接する市道のほうに、道路側についての飛散防止対策については、道路までの距離がかなりあったということから、公園から市道までの間はまた生け垣などがございましたので、

市道側への合板などでの防止対策までは講じておりませんでした。

まず、伊保石公園の市道側への防止対策をしていなかったということに関して、まず、公園側の再発防止策については、生け垣やフェンスなどを活用してブルーシートなどで飛散防止を行うなど、さらに二重の防御により再発防止を努めていくということで今後の作業について徹底を図ったところでございます。

その後、1カ月いたしまして、市道の新浜町泉沢線、道路の除草作業に伴う車両の損傷事故でございますけれども、こちらもちちに現場を確認いたしました。2人1組の2班体制で1人が草を刈って、もう一人が合板などで飛散防止対策を実施しながら除草作業をしておりましてけれども、当該場所がのり面であったために、1人が合板で囲うというふうなことではなかなか防御し切れる範囲ではなくて、車道のほうへ小石を飛散させてしまったというふうなことでございます。こちらの市道などの道路での再発防止については、合板での飛散防止策を草刈り機ごとに実施するというところで、交通量の多い市道、それから現場の状況などでは、防御する作業員を1人じゃなくて、2人体制にするとか、それから車道と作業場所の間にトラックなどを間に挟んで二重の防御をしながら、市道などの除草については今後取り組んでいくということで考えております。

また、歩行者などに対する安全対策といたしましては、バリケードなどの進入防止策をすることはこれまでもやっておりましたけれども、人が近づいてきたら、ホイッスルなどで作業員に合図をして一時的に作業を中断すると、そういったことを徹底しながら再発防止に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

今、阿部建設部長が答弁されたことを日々現場に周知徹底しておれば、事故は起きないはずですね。俗に言われますように、事故原因というのは4つのMに起因すると言われます。人です、まず第一義的には。その次には機械上、欠陥はなかったのかどうかという問題。それから方法、その作業方法はどうだったのかということ。それから管理、管理はしっかりなされていたのかということです。今の問題は、私、除草機械、いかなる機械かわかりませんが、今、飛散するような機械ということはないんですけれども、かなり旧式なのかなということ、全てに該当するのではないかと、これは事故が起きると、類似事故

というのは連鎖します。いわゆる負の連鎖というふうに言われています、労働事故につきましては。したがって、断ち切るためにも、再度、現場に周知徹底していただきたいということを重ねて要望しておきます。

それから、最後の第17号ですけれども、これは私は見たときびっくりしたんです。一つ間違うと、いわゆる刑法第129条第1項の過失往来危険罪に私は該当する事案だというふうに思います。そういう意味ではヒヤリ・ハット、実際、事故が起きていますから、ヒヤリ・ハットはないんですけれども、重大事故のヒヤリ・ハットだというふうに思います。

まず、現場で立ち会いました。警報機が鳴ってから、5秒後に車両側の遮断棒があります。それから5秒後、10秒後に今度は反対側の遮断棒があります。そして、48秒後に列車が通過します。つまり、当該車両は、警報が鳴ったにもかかわらず、踏切内進入したものと推測されます。そして、皆様ごらんのとおり、このダブル踏切は、松陽台、それから杉の入方面から来る車で結構ふくそうします。その場合、逃げ場を失ったために遮断棒を突破して脱出したというふうに私は考えます。まさに今、秋の交通安全週間の真っただ中でございます。この事案につきましては、もう一度、周知徹底を図ってやっていただきたいということを要望しておきます。もう一度、この原因がどうだったのかということをお聞きします。

それから、先ほどの専決の部分で、やはり原因の検証に当たっては、決して、原因者、つまり職員個人を責めるのではなくて、再発防止だという目的でもって客観的に検証していただきたい。そうしないと、類似事項がまたぞろ起きるんです。それが事故の通例であります。そういったことで重ねて要望しておきます。

第17号について、もし、概要を説明していただくのであれば、またさらに、その後どういった対応をされたのか、お尋ねします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま、専決第17号につきまして、山本議員からご質問、あるいはご指摘いただきまして、ありがとうございます。

改めまして、この事故の状況についてご説明をまずさせていただきたいと思っております。

この事故の状況でございますけれども、資料でございますとおおり、事故発生箇所は、通称「ダブル踏切」と呼ばれております踏切でございます。事故車両が、前方車が踏切を通過したことを確認した上で踏切に当然進入しましたところ、進入直後に踏切の鳴動が開始いたしました。運転者が踏切内から退出しようとしたときに、左方面、車については、いわゆるあ

そこは庚塚の隧道から藤倉方面に向かっておりましたので、越の浦側から踏切に入ってくる、その車が右折して踏切に入ってくるような形で脱出するところの道路を塞いだような形になってございました。したがって、それを回避するために、あいている側の対向車線側のほうに車を移動させまして、出ようとした、当然、そうしますと、いわゆる藤倉側の踏切が最初に、山本議員おっしゃるとおり、私も現場のほう、どういった時間関係で踏切が遮断されるのか確認しましたところ、やはり鳴動してから5秒後に遮断機がおりましてまいりまして、10秒で閉じるというタイミングなので、当然、脱出する側の踏切のほうからは出られるんですが、対向車線側にはいった関係上、向こう側の踏切はすぐ閉まってしまうということで、車のほうにひっかかって棒を折ってしまったというような形でございます。ですから、鳴動機が鳴る前に踏切に入ったんですけれども、対向車線側に入ったために、短期間のうちにおりてくる踏切棒のほうにひっかかってしまったというような状況でございました。

そういったことで、今回は踏切の出口のほうを塞いでしまった車両があったために、通常、車線を走行できなかったことから発生したというふうに私どものほうで確認をしておりますし、もちろん、事故後、警察のほうの検証も受けておりますけれども、そういったことで整理いただいておりますのでございます。

しかしながら、踏切内の事故でございますので、先ほど議員おっしゃったとおり、重大事故につながる。あるいは本当に公共交通機関に対する迷惑を非常にかける可能性があったということは、これは否めませんので、やはり再発防止に努めるということで、市民総務部と一緒に、従来からやっております安全運転ニュースの発行あるいは定例連絡会議を通じての周知ということで、こういったことを防ぐ努力ということを一層していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

最後に、3つの専決について感じることは、確かに地方自治体の場合、水道事業とか病院でない限り、いわゆる安全衛生主任者、管理者というものは、もちろん置く必要はございませんけれども、であるがゆえに、やはり民間企業に求められている以上の労働安全というものについては、やっぱりきちんと襟を正して市民の範となるような形でやっていくべきであるというふうに私は考えます。

特に15号につきましては、対象がもし子供であったならば、この高さからすれば頭部に小石が直撃する危険性がある。そうした場合には死亡事故に発展しかねない、死亡事故を惹起しかねない、私は、事案であるというふうに思います。

そういうことで、改めて、条例的な庁内的な取り組み方を強く要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） ただいまの15号、16号に関連して、何点か確認させてもらいます。

小石が飛んだ時間帯、15号でいいますと11時15分、並びに16号は10時30分ごろというふうに資料のほうでは示されております。そこで、先ほど山本議員がおっしゃったように、人身事故に至らなかったことは不幸中の幸いだというふうに思うんですね。物損事故のみにとどまったということで、これが人身事故になると、先ほど、子供さんも含めて、大人の方も含めて、結構、歩行者の方々のやはり安全面でも重大事故に発展するということになるわけです。

もう一点は、実は、以前にも小石が飛んで、ある民家の家のガラスのところを破損してまったというものが専決処分でききの議会のほうでも冒頭で報告されました。そうすると、さきのそういった事故の関係について、いわば十分、その時点でも、先ほど言ったような再発防止策も含めた、安全対策も含めた、その時点で講じておったのかどうか。事故は事故で、起きて、それは損害として補償するのは当然ながら、同様に民家のガラス窓を破損した時点でどうだったのかなど。また起きてしまったなということを痛感するものですから、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 昨年、塩竈の錦町のほうで草刈りをしていたところで石をはねて、約5メートル離れた民家のガラス戸を割ってしまったというふうな事故が、今議員おっしゃるとおり、発生しております。その後、昨年、議会に報告させていただいた内容を検証いたしまして、作業の際には、必ず2人1組で合板を持って、飛んでいかないような作業をしながら、草刈り作業に今年度からは取り組んでおったわけでございます。

ただ、先ほども申しあげましたように、公園の作業にあっては、園内の歩行者については配慮をしながらやっていたものの、道路との距離があったがために、またその道路との間に生け垣があったがために、そちらに対策を講じずにやってしまって、細かい砂利みたいなも

のが飛んで車の車体を傷つけてしまったということでございます。

それから、市道のほうの除草についても、間にトラックを置きながら、なおかつ、合板もやりながらやりましたけれども、それでも、どうしても平らなところじゃなくて、のり面の除草をやっておりましたので、カバーし切れずに、ちょっと大き目の石粒が飛んで助手席のガラスを割ってしまったというふうな事故になってしまいました。

ですから、去年の事故を検証して対策はとっておったものの、その防護すべき範囲が我々の認識ではやはり少し小さかったのかなと、狭かったなというふうなことを感じておりますので、さらにそこについては、現場、現場の状況の中で可能な範囲、それから作業する人数、可能な範囲で防御策をとりながら、今後、草刈りについては実施をしていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど、山本議員からご意見いただきましたように、機械の点検、それから職員への作業の徹底、そういったものについても、今後すきのないように徹底してまいりたいというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） ひとつ、くれぐれも今後こういった事故が起きないように、ぜひよろしく万全の対策をしていただきたいと思います。

専決処分については以上でございます。

そこで、次に、諸般の報告の中に平成27年9月28日付の監査報告が載っております。この監査報告の中で、平成27年4月、5月、6月の現金出納状況というものが載っておりまして、ページを開きますと、次のページ、1ページのところに、当年度予算で、全体を総じていうと873億円、そして当月、つまり6月までの調定累計額として225億、そして収入としては137億、収入未済が87億と、こういうことで、4、5、6の上半期の前段のところの、いわばそういった月別の計算のトータルの会計を通して、監査も通りましたということでの報告がそれぞれ普通会計並びに特別会計について触れられております。

そこで、1点お聞きしたいのは、言ってみれば、私どもはこの監査を見て、報告があるわけですが、例えば実際に予算額、総じて全部で873億と、こういうふうに予算が見積もられているのに、実際に入った金額でいうと137億、大分隔たりがあるような感じもするんですね。その辺について、今後、どういうふうな流れになっていくのか。調定と、それから収入

についても差がありますし、未済額87億ございますので、その辺について、どのように捉えていけばいいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 財政所管に関連いたしますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員のほうから予算現額に対して当月までの調定累計額の金額が低いのではないかと
いうご質問でございます。

月別収支計算書の予算現額につきましては、6月補正後予算額と繰越事業に係るいわゆる
通年の歳入予算額の合算額でございます。これに対しまして、当月までの例えば調定累計額
といたしますのは、あくまで第1四半期での6月末時点での調定累計額ということになってご
ざいます。一般会計のほうで、予算現額571億1,903万8,869円に対しまして、調定累計額は
144億5,249万4,575円となっております、これは率にいたしますと25.3%、全会計870億の
ほうで見ますと、これは25.8%という率になってございます。基本的には、年間に対して第
1四半期の調定累計額ということでございますので、いずれも適正な範囲での数値であるの
かなというふうに考えているところでございます。

これ以降の、例えば調定累計額につきましては第2四半期末における見込みとなりますこ
とから、予算ベースでは例えば50%程度になる見込みということで、四半期ごとの状況に応
じまして調定額はふえていくというふうに理解してございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、収入未済額については、どのように捉えていけばいいんです
か、87億。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

調定というのは、今年度入ってくるであろうという額が確定したときに調定を起こすもの
でございまして、それに対して、例えば一例を挙げるならば市税等、毎月割賦を送って、そ
れで入ってくるというふうな順次入ってくる予算というものもございます。そういったこと
から、現段階の3カ月においてはまだこの程度でございますけれども、収入未済額、これが
だんだんゼロに近づいていって、収入済累計額のほうに積み上がっていくというふうな状況

になっております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、87億の収入未済額等も総じて月々入ってくるというふうに見込まれると、こういうふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 一例としまして市税の例を挙げさせていただきましたが、例えば国庫支出金等、額が確定して、事業が最終完了して、それで入ってくるのですとか、そういったように、現段階ではまだ現金としては入ってはきませんけれども、額の収入が確定している分、それとの開きの部分になるかというふう考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。そうすると、これから国庫支出金等の国の確定が始まれば87億の差はだんだん狭まって、小さくなっていくだろうということですね。わかりました。そこはそういうことで捉えさせていただきます。

続いて、お手元に教育委員会の点検・評価報告書というものが届いておりまして、それに基づいて何点か確認をさせていただきたいと思っております。

塩竈市の教育委員会の点検評価報告書ということで、27年度版の26年度実績について捉えております。そこで、1つは、3、4ページのところでちょっと触れさせていただきたいと思っております。小中学校の学校図書整備事業ということで、ここに3ページのところにそれぞれ、総体で言いますと12万9,121冊、各校に、小中学校に配備されているというふうにされております。26年度の蔵書冊数ということです。もう一つは、26年度の整備冊数が、ここに載っているものでいいますと、26年度で言うと、小学校、中学校合わせて1,488冊、それから26年度の寄贈の冊数で1,222冊ということです。そうしますと、ざっとここで2,600冊、2,700冊ぐらいが、それぞれの小中学校のほうに新しく本として、買うなり、あるいは寄贈されたということですが。しかし、そういう中で、12万冊の蔵書があつて、国の基準は超えていますよということの示し方はしているんですが、聞くところによると大分古い本もあつて、やはり今の子どもたちが求める需要というか、図書の傾向について、やはり応え切れていないのではないかと。

たまたま、きのう、ある学校のほうに伺って図書室のほうを見させてもらいました。その中では、やはり一番関心をもっているのは、子供さんの関係でいうと、たしか3年生か4年生ぐらいの子供さんが来たんですけれども、やっぱり伝記物、歴史の伝記物がやっぱり興味があるみたいですね。最近は漫画での伝記物が結構多いようで、新しいものの伝記物もありましたが、私の年代のクラスでいうと、野口英世伝とか、そういうものがずらっとそろっていて、いわば活字調になっているんですよ。それは大変古いなという印象を受けたんですね。そちらよりも、やはり今の子供さんたちの今の感覚からいうと、新しい漫画調に書いたそれぞれの歴史人物のいろいろな紹介なんか好まれるのかなと。現場では、やはり子供さんたちがうんと喜んで本なんかを手にしておったようです。

したがって、1つは、そこら辺の現状をやはり古いものは破棄しなければならないのは理解します。やはり耐用年数も終わっていると。そして、時代的にもちょっといささか古いというものはあるわけですので、その辺の図書、各小学校、中学校の図書の現状から見ると、やはり新しく買いかえて、今の時代にふさわしい、やはり知識を与えていくさまざまな取り組みが必要ではないかと思うんですが、その辺のお考え、これらも含めて、成果も含めて、どうなのかなということでお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 学校図書の整備方針ということで、まずお話をさせていただきたいと思います。

各学校の図書の整備につきましては、各学校の図書担当教諭を中心に、子供たちから、それから先生方からもさまざまな意見をいただきながら、必要な図書、児童生徒に読んでほしい図書などを選定し整備しているところでございます。今後とも、児童生徒が利用しやすく親しみやすい学校図書の充実に努めてまいりたいと考えておるところであります。

お尋ねの図書の廃棄につきましては、全国学校図書協議会が示す学校図書館図書廃棄基準というものがございまして、そういったものにのっとり廃棄をしております。一、二例を挙げますと、形態的にはまだ使用できるんだけど、記述されている内容、表記等が古くなって利用価値の失われた図書であるとか、新しい学説が採用されたことによって、資料として利用価値の失われた図書、それから時間の経過とともに非常に本自体が汚れて利用に供せられないといったものを中心に廃棄をしていただくというふうに考えております。こういったものを表にまとめて、教育委員会のほうに出していただいて廃棄をしていただくという

ことをお願いをしているところでもあります。

各学校で、図書の利用についても図書委員会などを使いながら非常に進めておるところでありますし、朝の読書活動、読書運動なども通じて、活字に親しむように指導しているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、各学校の希望もとっているし、それから子供さんの希望もとりながら、いわば配備をしている。それは理解はできます。

そうしますと、私のところで、例えば見た感じ、寄贈されたものはまた除きまして、1,488冊ということで、一つは、もう少し蔵書をふやしてもいいんじゃないかと。やはり各校を見ましても、例えば100数十冊、少ないところ、浦戸は別にしましても、100冊から100数十冊範囲で、小学校でいうとちょっと少ないのかなというふうには思われるんですね。そこら辺で、やはりこれを整備していくことによって子供さんの情操教育を豊かにしていくことは疑う余地はありませんので、ここはひとつ取り組んでいただきたいということと。

もう一つ、これを整備する上で、たしか地方交付税の中に図書整備の該当する予算も組み込まれているというふうには前段ちょっとお聞きはしているんですね。大分、決算委員会なんかでも地方交付税しっかり使われているのかということでの質疑がございましたが、前段の記憶をたどってみるとそういうこともございました。そうすると、こういう学校図書の新たな整備等について、財政サイドからお聞きをするという形になるんですけれども、その辺の取り扱いはしっかりやられているのかどうか、確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、学校図書整備の費用については、地方交付税、普通交付税の基準財政需要額という算定基礎の中に計上されております。交付税自体は一般財源でございますので、それが図書に使うというふうに使途が確定されているものではないということは前段申し述べさせていただきますけれども、学校図書を含めまして、教育予算に対しましては、毎年、教育委員会担当課のほうと財政課のほうで協議をさせていただきまして、しかるべき予算の査定をさせていただき、議会のほうにお諮りしているという状況でございますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 協議しているというのわかります。協議しているというのわかるんですが、国の基準、つまり、基準財政需要額に応じた財源を配分しているのかどうかというものをお聞きしているんですね。

○議長（香取嗣雄君） 財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 現実には、予算の中で図書購入費という形で予算は配分しておるものではございません。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、若干減って、はっきりいうと、減って、いわば財源配分しているというふうになっているということですか。そういうことでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 学校図書の購入費は、小学校、中学校、それぞれの学校管理費の予算になってくるかと思えます。学校管理費としての総額としての予算を担当課と協議をしながら予算計上しておりますので、その中で図書の購入費に充てるかどうかというところでの判断になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。結局、学校管理費のその中に納められているということですね。

そうすると、やはり学校管理費、私の考えで素人考えだから、それが当たるかどうかは別にしましても、やはり学校図書については学校図書のやっぱり項目で予算措置をしたらいいのではないかなというふうに思います。これは今後の課題として進めていただければというふうに思います。

学校現場で、やはりそういった必要な人材をしっかり育てていく上で、学校図書の果たしている役割は大変極めて大きいし、実際、そういう本を手にする子供さんたちの姿を見ると、やはりそういうところにも、もっと心を砕いていく必要があるのかなということで出させてもらいました。

次に、9ページのところで、同じところで、同じ資料、教育委員会の点検、評価報告書の中で、10ページのところをちょっと見ていただきたいと思います。

学校給食の指導管理事業というものがあまして、10ページのところで、事業の課題、下段のほうに改善策ということで、(1)学校給食における地産地消の取り組みについては、各校統一メニューによる地元食材の共同購入を増加させるなども検討していきたいということです。今までは自校方式でしたので、各校のメニューがたしか違ったような記憶があるんですね。今回、なぜこういった統一メニューとして新たに地元食材の共同購入のこうした検討していくということになったのか。その辺は、至った経過がわかりませんので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） 地産地消に向けた統一メニューの検討ということですが、実は、これは今までも実施していることであまして、地産地消に向けた統一メニューということでは、例えばふるさと給食ということで「しおがまサラダ」であるとか「しおがま汁」といったものを各学校給食に供しております。これは4月に、年度当初に、年間のふるさと給食のメニューを栄養士さんたちが集まって作成をいたします。これを各学校で適宜実施をする。大体、月に2回程度でありますけれども、そういう形で実施をしておるところであります。やっぱり塩竈のおいしいものに小さいうちからなれ親しんでもらいたいということもあまして、そういったことをしております。

今度、地産地消に向けての取り組みということで、新メニューを各学校一斉に行うと地元の食材を共同購入することができる。そうしますと、さらに地産地消、そしてさらに地元の味をより一層味わうことができるということで、そういった方法を今考えているというところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、具体例として「しおがまサラダ」、それから「しおがま汁」と、こういうもののいわばメニューをひとつ統一していこうという、こういうことでよろしいわけですね。いってみれば、こういうものはひとつ……。各校のそれぞれの独自のメニューというものは、またそれはそれをつくっていくということなんでしょうか。ちょっとその辺だけ、先に。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） そうです。ふるさと給食というのは月2回ぐらい程度でありますので、それ以外は各学校のオリジナルということで実施しております。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 私も一度試食をしまして、大変おいしい、二小、現場のほうで調理を食べさせていただきましたので、ひとつこれは引き続き、大いに生かしていただきたいと思えます。わかりました。

次に、11ページのところで、虫歯の対策、学校保健管理業務というものがあるんですね。ここでよく見ますと、26年度の塩竈市の保健調査結果で、疾病異常統計というものがあって、虫歯は平成26年度、小学校で66.5%、あるいは中学校71.5%と、虫歯ゼロの割合が、措置完了も含むということであります。一方、全国平均でいうと小学校が73.0%、中学校が80.3%、ちょっといささか低くて、やはり歯の役割は大切に、さきの学校の食材との関連でいいますと、しっかり食事をすると。基礎はやっぱり歯が丈夫かどうかということになると思うんですが、下回っている要因について、最初、お尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） お答えいたします。

小学校のほう为学校における歯磨きタイムとかということで、歯磨きの習慣化をつけるような、そういう活動はより徹底してやっております。しかしながら、これを見るとおり、小学校における虫歯ゼロの割合が低いということではありますが、これは1つには、夏休み等に歯医者に行くような、そういうお便りを家庭向けに出すんですけれども、なかなかご家族の日程と合わない等ありまして、行けない状況もあるようだということで、治療できない状態の子供があるということが問題になっております。

それから、もう一つは、中学校になりますと大体大人になってきますので、自分で管理できなければならないんですが、数年前までは歯磨きタイムに音楽などを鳴らして一斉に歯磨きなどをしていたんですが、どうもここ二、三年そういったことが遠のいているようだということもありますので、やはり虫歯の予防というのは歯磨き以外にありませんので、今後、歯科医師会等のご協力をいただきながら、染め出すことによって、かすが残っているのがはっきりわかるような、そういった教室を開いていただいて、どういう磨き方が効果があるのかということを再度勉強していただきながら、習慣化に結びつけていきたいというふうに思

っております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。

ひとつ、そういう歯科医師会と連携していただいて、子供さんの歯が丈夫で育つようにひとつさまざまな対応をしていただければというふうに思います。

私のところは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 私のほうからは専決15、16、17について質問をさせていただきます。

15、16号については、先ほど山本議員、それから伊勢議員から何点か指摘をされているわけですが、それ以外のことについていろいろと指摘をしていきたいなというふうに思います。

まず、15号が、いわゆる4月30日に起きておりますし、16号については5月26日と1カ月もしていない時期に2件の事故というふうになります。その前に、前段として昨年の民家の窓ガラスを割っているという、そういう事故もありますし、いろいろと部長さんが対策をとられているということですが、それぞれ現実こういうふうに起きているということは、この対策自体が不完全なものだと解釈せざるを得ないわけですが、この対策については誰が練られたものなんですか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 本多土木課長。

○建設部土木課長（本多裕之君） 前回の事故、部長が説明したとおりでございますが、事故ごとに現場の検証をして、やはり対策が不十分な部分につきましては、再度、対策を練るという形で、一番はやはり現場の方々の意見をまず取り入れるということが一つでありますし、参考にしておりますのが、基本的に土木関係の大体作業に関する作業規程みたいなものが、統一的なものがございますので、そういった中で、基本的には安全板についての角度の問題でありますとか、そういった技術的な問題が出ております。それらを参考にいたしまして、基本的には土木課あるいは建設部内で協議をして対策を決めてきているということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると現場の意見も聞いているが、決めているのは上層部ということになるかと思うんですが、その決め方自体がおかしいんじゃないかと私は考えているわ

けですが。私も会社員時代、現場も持った、通常の作業もありましたし、あとは工務関係でそういった業者を抱えてというものもありましたし、安全関係についてはやはり、今回いわゆるけがはなかったわけですが、人的被害はなかったわけですが、そういったことに発展すると大変な話であって、かなり気を使うのがやっぱり安全面であるわけなんです。

草刈りに関しては、どこかのボランティアで草刈りの歯がそのまま飛んで、首を切って亡くなったという、そういう事件もありますし、事故もありますし、かなりやはりただ単に草刈りといって軽く見れないのではないかとというふうに考えるわけですね。

そして、そのころ、私の大分前になりますけれども、やっぱり作業の現場に入る場合は、あそこKYKと称しまして、それは英語の頭文字をとっているんじゃないかと、危険予知活動といいまして、やっぱり今からこういった作業を始めると。どういった危険が潜んでいるかと。それに対してはどうしようかと。じゃあ、これについてはこれを優先でやりましょうというような、一個一個、それぞれの現場に応じたやっぱり対策が私は必要だと思うんですよ。そういうことがなされているのかなという疑問が残るわけですが、そういう、今、例を挙げて私はKYKと言いましたが、そういった実際に作業にタッチする人たちの、現場の人たちの安全に対する直前の対策といいますか、そういうことはどういったことがなされているのか、なされていないのか。ただ単に今の上層部からの、部長、課長さん方からの指示でただやっているだけのことなのか。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 本多土木課長。

○建設部土木課長（本多裕之君） やはり、現場と一言で申しましても、先ほどの公園敷みたいな広いところから狭隘な道路あるいはのり敷と、いろいろな現場があります。やはり、その現場に応じて、型通りの一つのパターンではなくて、その現場に応じたブロック対策、防御対策というものが当然ございます。そのようなものを、今、現場でも当然やっているわけですが、今回、結果的にこのような事故が起きてきているということは、我々は重大に受けとめておりまして、なおそれを防ぐような工夫を現場監督も含めて今検討している最中でございます。

なお、今回、それをもとにさらに実施をしているということでございますので、ちょっとご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 検討しているということですが、現段階で、私が挙げた危険予知活動

的なものを行っているのかどうか。現に今までやったのかどうか。それから、山本議員が言われた、ヒヤリ・ハットというようなことを言いましたが、ひやりとしたことがあった場合、それをちゃんと吸い上げてその次の事故防止につなげるという、そういうシステムは役所のほうではやられていますか、ありますか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 本多土木課長。

○建設部土木課長（本多裕之君） 必ず作業、一日の終わりには、作業日報というものの報告義務がございまして、私も見させていただいて、それには作業の写真とか、作業後の写真とかそういったものも含まれた日報等がございまして、その中で、その日あった反省点などをチェックしながら進めているというようなこととございます。それを踏まえて、毎朝、土木におきましても、きょうの作業の日程の確認等を当然やっておりますので、その中で、監督員のほうから注意事項等を述べているというような状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

そうすると今のをどういうふうに解釈すればいいのか、あれなんです、やっていないと私は思ったんですが。やはり現場で直接タッチする人が、そこで作業の直前に考えて危険を排除していくという、そういう対策は必要だと思うので、ぜひとも、今、考えられているのであれば、そういったものも講習をいろいろやっていますから、受講するなり、何なりして、現場のタッチされる方をそういったことで事故防止に努めていただきたいと思います。

それからもう一つ、踏切での事故、17号。これについても結構、指摘、皆されたのですが、その中で、私もこの踏切をつぶさに見てきました。山本議員が時間をはかってやられたようですが、確かにそうだなというふうに見てきたんですが、そこで指摘がなかったといいますが、あれなのが、あの棒、遮断棒なんです、長さが違うんですね。ですから、例えば前方方向に踏切に入る場合は、入る側は広くて、出口側、こちらのほうは短いんですね。ですから、早い話がぶつかりやすいことは確かなんですよ。この図を見ると、車が大分小さく書いてあるので、これは大分隙間があるので十分通れるのではないかというふうな感覚にとらわれますけれども、実際はここは道路が狭くて、確かに停止車両が邪魔していたと。そんな関係で、やむなくこちら側に突っ込んで回避しながら脱出したという形になると思うんですね。

それから、もう一点は、「カンカン、カンカン」と鳴り出してから、これはおりのわけで、無理やり入ったとしても、この5秒間の間に出られるタイミングであるので、接触せずに入

れば通常は通り抜けて問題ないはずなんです。問題は、やっぱりこの停止車両があったということが一番の問題かなと思うんですが、これを運転する人が、真正面にその停止車両が見えるはずなのに、確認していなかったのか。確認しつつも入っていったのか。その辺の状況はどういうふうに把握されているのでしょうか。そこをお聞きしたいなと思うんですが。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどもご説明しましたとおり、踏切進入前に、前方の車両がまず踏切を抜けたということを確認しているということです。その段階では、この停止車両と書いてある越の浦から来ている車というのはいなかったということというふうに聞いております。踏切に進入したときに、すっと出てきて、そこでさらに、そこにもイラストでも書いてありますとおり、その後ろの車もさらに来ているというような状況の中で、その前の停止車両というものが前方をまさに塞ぐような形になってしまったので、緊急避難的に対向車線側から何とか踏切を出ようということで、先ほど言ったような形での踏切棒がおりてきたところにぶつかってしまったというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 僕が今聞いて、ちょっとぱっとあれだったんですが、じゃあ、この当該車両が入ってきて、その後ろにまた1台いたということですか。何かそういったふうに聞こえたんですが、それで間違いないですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 越の浦からこの踏切のほうに入って来た車のさらに後ろにもう一台いたということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

ですから、当該事故車両の後ろにいたのであれば、先ほど、いわゆる無視して入ってきたというか、ではなくて、十分な時間で入ってきたのかなというふうにとったんですが、それとは違うと。いわゆる邪魔、邪魔をしていたというふうな表現は悪いんですが、その車両の後ろにまたいたということを行っているんですね。

そうすると、ちょっと私は、これをいろいろつぶさに読んでみて感じたんですが、まず、

この停止車両、これがやっぱり阻害していて、本来だったら悪いんじゃないのと私は思うんですが、賠償責任といっても何千円の世界ですけれども、この停止車両に対する何か措置はとれているのか、とれていないのか。本来だったら、この人が一番悪いんじゃないのというのが、物理的に見てそう思うわけですが、いかがなんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 我々も改めて事故の状況を確認しましたところ、議員おっしゃるとおり、我々もこの停止車両のほうで塞いでいたというのがやっぱり原因だったねということで認識しております。ただ、このとき運転者が1人でありまして、事故後、直ちに現場のほうへ警察を呼ぶとかそういった手配をしているうちに、この車両のほうはどこかに消えてしまって、どういった車だったかすら、よく覚えていないような状況だったというようなことをございまして、なかなかそちらのほう、追跡についてとかそういったことができる状況ではなかったということをございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

本当にこれは電車というか自動車との接触がなく、棒1本で済んだので、本当に不幸中の幸いなのかなと私は思います。ですから、これ以上言っても仕方がないのかなと思うんですが、何せこれは大きな事故になる可能性があったわけですから、やはりこの踏切自体をやっぱり市で考えないといけないんじゃないかと、そういう結論に至ってくるわけですね。そして、この後から入ってきた車もあるわけですから、停止線やら何やらの確認やら、例えば遮断機がおきたタイミングでそちらに進入しないような警告を発する何かがあるとか、そういったことも考えないといけない。本当にここは危ない踏切だなというふうにつくづく感じます。そういうことも後々考えられるのであれば考えていただきたいなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 14番志子田です。

私も何点かお聞きしますが、私が聞きたいのは、せっかくいただいた資料でございますので、資料No.2と3と4について、健全化判断比率の報告、それから資金不足比率の審査意見書、それからその算定資料ということでいただきました。せっかくですので、市民のため、皆様に塩竈市の資金運営状況が大丈夫だということを知っていただくために改めてお聞きし

たいと思います。

資料No.3の2ページ、3ページを見ていただきますと、実質赤字比率がマイナスの12.24%、それからNo.3の3ページのほう、連結の実質赤字比率、こちらもマイナスの26.62%ということで、数字的にはすごく安心できる数字だと思うんですけども、その辺のところを、せっかくいただいた資料なので、比率の数字のことを当局のほうから少し、ご解説をお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今、議員のほうから資料の3でのご指摘がございました。健全化判断比率あるいは資金不足比率のちょっと全体的なことを最初に述べさせていただきたいと思います。

いわゆる平成18年度に北海道の夕張市が財政破綻があったことなどを受けまして、このような事態に陥ることを未然に防ぐことを目的といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものが制定されました。今回、ご報告いたしております各種、例えば財政の健全化判断比率といたしまして、一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率の4つの指標と公営企業におきます資金不足比率につきまして、監査委員の意見書を付して議会に報告し、住民の皆様公表するということが、平成19年度の決算から義務づけられているところでございます。

まず、26年度の健全化判断比率でございます。平成26年度決算におきましては、前年度に引き続き各指標とも早期健全化基準を大きく下回る結果となっております。

まず、実質赤字比率でございます。12.24%の三角ということは、これは黒字だということの表現でございますが、実質赤字比率につきましては、平成19年度以降、それから連結実質赤字比率につきましては、平成21年度以降引き続き黒字を維持しておるところでございます。

そのほか、実質公債費比率につきましては、地方債の発行抑制により元利償還金が減少傾向にありますことから、3カ年平均で前年度から1.3ポイント減の11.5%となっておりますほか、将来負担比率につきましては、地方公営企業会計制度の見直しによりまして、公営企業会計職員の退職手当引当金を将来負担比率に計上することが義務づけられたという制度改正がございましたので、昨年度から10.6ポイント増の42.9%となっておりますが、いわゆる早期健全化基準の350%から大きく下回っているというような内容でございます。

いずれもこの辺の数字は、国のほうが言っております早期健全化基準などの基準、これはイエローゾーンということで、このゾーンを超えると非常に危険であると。このゾーンを超えた場合には財政健全化計画などの策定が義務づけられることになってございますが、そういうレベルの数字からは大きく下回っているということなので、塩竈市としての財政運営については、非常に今健全な状態を示しているということがご報告できるかと思えます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございました。そのように言っていただきますと、皆さん、少しは安心していただけるかなと思ってお聞きしました。

No.3の5ページの退職手当負担見込額、今言われたとおり、26年度分から急に10億円以上の金額が、制度が変わったということで、これが原因で将来負担比率が25年度のときよりも若干数字的に上がったという説明でございました。

それ以降、ことはそうすると同じ金額でいくから、今度やると1年後、もし同じような数字ですと、こういうことで毎年、毎年、上がるというものではないということがわかればいいんですけども、その点だけ心配ですので、お答えをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

そもそも、今回この将来負担比率が上昇した要因でございますけれども、ただいま議員ご指摘のとおり、退職手当負担見込額のところが10億ほどアップしたことによるものでございます。今回、これがアップになった要因でございますけれども、地方公営企業法の会計制度が改正になりました。それによりまして、各、具体的には病院、水道の職員の退職給与の引当金、端的に言いますと全職員が退職した場合に負担しなければいけない退職金なんですけれども、そういったものをきちんと決算の中で明示するべきであろうというふうな改正でございます。

病院、水道の分について、最終的にオール塩竈で考えた場合には、一般会計側でまず負担しなければいけないというのがまず一つと、今回、この将来負担比率そのものは一般会計のほか、病院、水道も含めた全会計のトータルでの比率になっております。先ほど夕張の話が出ましたとおり、一般会計、普通会計だけでは本当の決算状況がわからないということで、全体の会計の数値を使っての比率ということになっておりますので、今回、これが改めて計

上されたことによりまして、減になったと。しかしながら、議員おっしゃいますとおり、来年以降は、職員の人数の増減はあるのかもしれませんが、金額としては、来年も同じように、退職給与引当金を計上することになりますので、将来負担比率につきましては、現段階で極端に来年も上がるとかそういった動きはないというふうに予想しております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。それを聞いてますます安心したところでございます。

ついででございますので、No.3の6ページのところを見ると、5年間の動きが出ております。だんだん赤字比率、実質赤字比率、それから将来負担比率、公債費比率とも、安定して改善していると思います。今の市長さんがなられてから、今回で4期目ということで、12年前の平成14年のときの決算資料を私持っていたので、公債費比率がその当時は15.2%だったんですけども、今度のこれからやります26年度の決算状況を見ると公債費比率が10.3%と相当数低下している。この辺のところの全体的な理由でよくなっているんだなという気がするんですけども、あとは詳しく決算委員会で聞きたいと思いますけれども、その辺のところ、お考えがありましたら、ご説明をよろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志子田議員から今本市の財政健全化の状況について幾つかのご質問をいただきました。

1つは、やはり市民の方々がしっかりと納税義務を果たしていただいておりますことが財政に大きなプラスになっているということかと思えます。あわせまして、定員適正化計画を初めとする財政健全化に向けた職員の取り組みも重なりまして、結果としてこのような数字になってきているということでございます。

ただ、今現在は、震災復興期間ということがございまして、一時期、定員適正化計画についても凍結をさせていただいているということではありますが、こういった影響が今後どのように出てくるかということについても、我々もしっかりと検証していかなければならないと感じているところでございます。健全化になお一層努力をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀議員。

○10番（志賀勝利君） それでは、私のほうからは教育委員会点検・評価報告書のほうから何点か質問させていただきます。

まず、21ページ、青少年相談センターの関連で、不登校、ひきこもり、不登校が143件の相談があった。ひきこもりについては37件あったと、平成26年度。24年度と比較しますと、不登校は122件、平成25年度が145件、26年度が143件というふうな数字になっているわけですが、これは実際問題、不登校と言われている児童の数というのは何人いらっしゃるのか教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） この図によりますものは、青少年相談センターの相談を受けた方々の内容を分類したものでございまして、延べ人数になってございます。例えば不登校143人というふうになってはいますが、実人数は4人です。小学生の対象の親御さん、小学生が1人、それから中学生の対象の親御さん等が3人ということで、4人の方が繰り返し相談にみえられて、延べ人数143名というところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、実質的には相談件数は100件を超えているわけけれども、実際には、不登校の児童さんは小学校が1人、それから中学校が3人ということなわけですね。そうすると、この24年度、25年度、26年度と年度が3年度書いてあるわけですが、そうすると、この中の相談の方々も大体相談者はダブって推移しているという理解でよろしいかどうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まず1点目、図表の見方、非常に見にくいところで大変申しわけありません。これは全て延べ人数でありますので、先ほどと同じように、繰り返し相談に来たということで、人数自体は、例えば多いところでご説明を申し上げますと、ひきこもり37名とありますが、実質的には実人数は3人です。それから、多いところと言いますと、性格行動71人となっていますが、実人数としては6人というようなところであります。

また、ご質問の不登校、これは相談件数があくまでその人数でありまして、実質、学校における不登校の生徒とは同一ではございません。現実には、各学校の不登校の実態をこちらでは捉えておりまして、年間で100名、このうち、完全不登校状態の者、これが24名となっ

ているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、今、何か24名という数字が出たんですけども、それはたまにやっている方がそういうことなんですか。それとも常時……、ちょっと今の1名と3名ということと24名、もう一回、関連性をお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） こちらの点検・評価にあります図のほうは、これは相談にみえられた方の数ということでありまして、その後に申しました100名、24名というのは、各学校で不登校の子供たちの数を捉えたものということで、一緒ではありませんので。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私が聞いたのは、相談に来られた方の不登校の実数じゃなくて、実際に不登校である児童が塩竈市内にどれだけいるのかということをお聞きしたかったんです。100名と24名ということですね。それだけいるわけですね。わかりました。

何か、今、先ほどの説明だとえらく少なかったのが、我々議員全員、市民の方からそういったことに対する投書というのですか、郵便物がいろいろ届いておりまして、その中には、「50日以上の不登校というのは125名もいるんだよ、議員さんは知っているのかい」というような意味の文書が送られてくるものですから、その数字とえらく違うなというふうにならなくて今感じたんですが、今の教育長のお話で実際は124人いるんだよということがわかりました。

そこで、原因は当然いろいろあるかと思いますが、ここにも原因別の事例集をまとめて改善方法に利用している旨の報告もあるわけですが、主な原因というのはどういうものが原因になっているのか、不登校の場合。ちょっとお聞かせいただきます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ちょっと私の言い方が悪くて、124名というふうになってしまいましたが、全体で100名であります。そのうち、全欠、つまり1日も学校に来なかったという子供が、うち24名であるというところがあります。

それから、原因でありますけれども、さまざまな原因がありますが、一番と申しますか、大きな原因の一つに中1ギャップ、中学校になってさまざまなことにストレスを感じて来な

くなるということが数としては一番多いところでございます。それから、小学校と中学校の不登校生徒がともに多いということで、これは文科省、県のほうでも出しているんですが、こういった場合には、地域性ということも考えられるだろうと。塩竈という地域における何か要因があるのではないかということで、今この辺については各学校にもお願いをしながら分析をしているところでございます。原因についてはそういったところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 不登校児童について、相談件数は出ているんですが、実際、この3年間で人数的にはふえているんでしょうか、減っているんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 端的に言えば、横ばいという状態でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

いろいろやっている、その中で横ばいだということではありますが、実際に、どのような対策をとられているのか、教えていただけますか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 一番は各学校での取り組みであります。学校における、学校に来れないという状況でありますので、各学校で特色のある、そして子供たちの居場所をつくるというようなことでの活動、それから当然、来なくなった状態のときに家庭訪問や各学年単位での取り組みをしていただいております。これは本当に他の地区にも誇れるくらい一生懸命頑張っているところでございます。

それから、2つ目としては、やはり学校の教員だけで対応できない状況、つまり家庭の問題であるとかもあるわけでありまして、そういったところに入っていくために、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーという専門的な職員を雇って、そういった方々の協力を得ながら進めておるところでございます。

それから、これは各学校のほうにさまざまな加配の要請も県のほうにお願いをして、例えば不登校の子供がたまたま学校に来たときにその対応ができるようなこと、そういった要員もお願いし配置をしているところでございます。

それから、今年度から始めたところでは、各機関のネットワークづくりによって、何とか

地域におけるさまざまな課題を解決できないかということで、塩竈市不登校対策連絡協議会というものを立ち上げました。この中には、福祉関係の方、それからもちろん教育関係、そして関係機関の方々にも入っていただいて、それぞれお持ちの情報を交換しながら、有効な手だてについて協議をして、それを取り上げていこうということでやっております。

それから、先ほど、議員からご紹介いただきました不登校改善事例集というものを去年つくりまして、各学校で実際に実行したところ効果があったと、こういうことで子供が来るようになったとか、今まで会えなかった子供に会うことができるようになったという事例をまとめて、各学校に配ることで、それをモデルとして次の第一歩を進んでいただこうということで進めておるところであります。

なかなか、遅々として成果が見えてこないところが歯がゆいところではございますが、確実な歩みをしているなというふうに考えているところではございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 確実な歩みをしていれば、確実に減ると思うんですけども、その辺が何か問題なのかなというふうに思います。

それと、先ほどもスクールカウンセラーとかそういった方を利用されているということでしたけれども、例えば心理臨床の専門家とかというものを利用するとかというようなことは検討されたことはございますか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 青少年相談センターのほうには心理士が1名いて、先ほど、図表のほうにありました相談活動に当たっておるところであります。それから、カウンセラーは来る方を待って、お話を伺ってということなんですけど、スクールソーシャルワーカーというのは、その子供の周りに働きかけて子供を改善していくというやり方で、家庭訪問をしたり、直接その親御さん、家庭に入って問題解決を図るというような活動をする方でありまして、そういった方は、今現在、3名委嘱しておりまして、各学校と協力しながら今活動をしているところでもあります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

先ほど、中1ギャップが一番多い原因であるというようなお話でありました。私は3年前、

小中一貫教育のところで丸亀に行ってまいりました。丸亀では、やはり中1ギャップを埋めるために小中一貫教育、ただ、これは一貫教育といっても、学校が一緒になっているんじゃないくて、1つの市内を幾つかの区域に分けてその区域の小学校の先生と中学校の先生がお互いに交流をしていく。そういったところで中1ギャップを埋めていくという取り組みをしております。それと地域のPTAの方もそれに協力して生徒さんたちに声かけをしていくというような取り組みをしております。そういうことがわかりました。

塩竈市、浦戸で今回小中一貫教育ということを出しております。そこにやはりこういった不登校の方々、児童さんに浦戸に通ってもらおうというような一つの方策もあるんじゃないかなと。というのは、やっぱり自然というのは人間の心を和やかにします。そういったところで、閉ざされた心が開く可能性もあります。そういう自然に触れる場所に子供さんたちを通わせるということも、無理くり通わせることはできないでしょうけれども、ただ、そういう提案が一つできるんじゃないかなと、解決策としてですよ。それは選ぶ、選ばないは児童さん本人の問題かもしれませんが、やはりそういう取り組みも一つではないのかなというふうに感じております。

ですから、そこに行けば、一つの中1ギャップというものも解決できる可能性も出てくるのかなと。今すぐに塩竈市内の小中一貫教育というわけにもいきませんので、それはそれとして、これからの、先ほどの丸亀の例にもありましたような形のものを検討する、一つの価値は私はあると思います。別にお金がかかるわけでも何でもありません。先生の交流によってそういったものが防げるということであれば、そして学力もまたそういった影響するのであれば、そういうことに取り組む価値があるのかなとも思いますので、ぜひこの辺を教育委員会のほうとして研究されて、実現できる方向に進んでいただければ、少しなりともこういったものが解決できるのではないかなというふうに思っております。

それでは、この件は一応これで終わらせていただきまして、今度は杉村惇美術館の、同じ報告書の35ページのところで、一応、入場者が11月から27年3月までで2,827人入りしましたということがこの報告書の中に書いてあります。当初、この杉村惇美術館をつくる時に目標とされた数字というのは、入場者は何人だったでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） さきの議会の折に菊地議員からのご質問に答弁する形でお答えしていた数がございます。美術館の年間入り込み数の期待値といたしまして、年間1

万人という数字を上げておるところであります。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 年間1万人という数字ですね。私もちょっと計算してみたんです。そうすると、1万人ですと5カ月間では一応目標としては4,167人になるわけですね。ところが、残念なことに2,827人、目標値の67%にとどまっていると。そして、一応、報告書のコメントとしては、「初年度として多くの来館者があり、次年度につなげることができた」というコメントがあるわけですが、本当に次年度につなげることができたのでしょうか。それと、次年度で何か、来館者をふやせる妙案があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まず、開館期間でございますが、11月は1週間でございました。12月以降4カ月ということで、計4.25カ月という捉えをしますと月平均の換算では665人となります。1万人という数字を月平均にいたしますと月平均883人ということになりますので、665人との比較では79%、8割ぐらいかなど。それが年度当初の期待値の8割ということで、それで合格点がいただけるかどうかはまた別にしまして、そういった状況であるというところでございます。

それから、今後につきましては、非常に多彩なメニューを指定管理者のほうで考えていただいております。若者から高齢者の方々までがそれぞれのメニューで参加のできるものと考えていただいておりますし、それから周知の方法ということで、駅から美術館までの間に商店街のフラッグを置いて道筋がわかるようにしたり、それから雑誌、専門誌、インターネット、テレビなどの媒体を通して情報発信にも努めております。

それから、今年度、27年度につきましては、市内の子供たちにもやはり杉村 惇さんの作品に触れてもらいたいということで、5年生を対象にした美術鑑賞プログラム、そういったものも考えております。それから高校や、それから大学等の美術部の方々にも講習会ということで考えておりますし、さまざまなワークショップ等も考えております。

それから、市役所内のさまざまな課との連携によります事業というようなことも計画に入っておりますので、そういったあらゆる場面、あらゆる方法を講じて、今まさに動こうとしておりますので、前年を上回る人数、そして質の高い美術、芸術というものを構築していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

やってみて、あらゆることを考えていると。本来、やる前からあらゆることを考えないと到達できないんだよ、目標というのは。その辺で、1万人という数字が本当に妥当だったのかどうかというところも、やはりこれはつくった数字、最初からただ目標の数字ですから、実現が不可能か、可能かというものを検証しないでつくった数字でしょうから、難しいと思いますけれども。

ただ言えることは、まず目標に向かって頑張っていただきたいと。とにかくイベントを何かとにかく積極的にやっていただきたい。新たな年度に入っているわけですから、既に5カ月過ぎています。この5カ月間はどうかです。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほど申し上げましたように、さまざまなイベント、それからさまざまなワークショップ等を実施していることについては、多分、議員もご存じだと思いますし、ご来館もいただいたのではないかと考えております。

数につきましては、ちょっと今手元にありませんので、後でお示ししたいと思います。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。期待しております。よろしく申し上げます。

次に、41ページ、学び支援コーディネーター等配置事業ということについてお聞きしたいと思います。

開設日数については、全部100日を超えていて、年間の授業日数から見ると結構な日時を費やしているわけですが、ただ、日にちはわかりますが、実質の時間はどのくらいの時間を費やしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 通常時といいますか、平日の時間の勉強時間についてお知らせいたします。授業終了後から下校時刻までですので、ほぼ2時間程度ということになります。それから、夏休み中の「しおがまサマースクール」につきましては、5日間、午前中の3時間というところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） この2時間というのは、毎日やられているんですか。この日にちやっ
ているわけですね、大体。これを受けている子供さんたちというのは、児童数の割合からし
て、どのぐらいの割合で受けているんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） これもまた手元になくて、大変申しわけありません。た
しか、記憶が確かであると、2割から3割の子供たちということで、なお、声かけをしてふ
やしているという現状であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると2割から3割、7割の子供さんは受けていないと。そうす
ると、やっぱりそこが一番の問題点なんじゃないかなと。やっぱり学力向上というのは、結
局、テストをやっても、その市の平均点なわけですよ。いい点数をとった人が何人じゃな
いんですね。そうすると、底上げをしていかないと平均点というのは絶対上がらないわけ
ですし、不登校の原因なんかも、そういった学校の授業についていけないというようなことも
不登校の原因になってくるのかなとも私なりに思っはいるわけですが。

やはり、学力の足りない子供さんたちにどうやって学力をつけさせるか、目を向けさせる
かということを考えていかないと、学力向上とうたっても、全体的な底上げになかなか届か
ないんじゃないかなと。二、三割の人が一生懸命勉強しても、7割の子が勉強しなければ平
均点は上がらないですよ。ただ平均点を上げることだけが目的じゃないですけども、少
なくとも、やはり小学校を出るまでは、足し算、引き算、割り算、掛け算ぐらいはできるよ
うな子供に育てなければいけない。そして、最低限の漢字はある程度書けるような子供に育
てなければいけない。そこのところにやっぱり目を向けていかないと、勉強する子供だけや
っていますということになると、いつまでもやっぱり追いついていけない子供さんが出てい
くんじゃないかなというふうに私なりに思うんですけども、その辺の対策についてはどの
ような対策を考えていらっしゃいますか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 学び支援の場面での学びということだけが子供たちの学
びの場ではありません。家庭に帰って自分で学習をする子供たちも大勢いますし、ただ、中

には家庭で学ぶ場所がなかなか確保できないという子供たちにとって、そういった場面もつくっていきましようということでの設定でありますので、ここで学んでいる子供たちだけがということではございません。

それからもう一つは、学力のほうにもつながりますが、本来、学校の授業というところが本筋でありまして、その中におけるさまざまな工夫、改善が各現場でなされており、先生方の日々のご苦勞があるところだと思っておりますし、なかなか全体としての平均正答率という形であらわれないのが歯がゆいところはございますが、全ての学校で学力向上について本気になって頑張っているところは間違いのないところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

なかなか苦しいかと思えますけれども、我々、私が小学校にいたころ、戦後10年に満たない時期でした。学校のカリキュラムも非常にゆったりしていまして、やっぱり読み書きのできない子供さんに照準を合わせた先生方の授業の進度がありました。それもいいか悪いかは別問題として、ただ、少なくとも我々の世代では「落ちこぼれ」という言葉はありませんでした。それが10年後過ぎたぐらいから「落ちこぼれ」という言葉が出てきた。というのは何かというと、カリキュラムがいたずらに進んで、文部省の頭のいい役人さんたちが自分たちの机上だけで教育論を考えるので、そういったいたずらにどんどん進めていったんだろうというふうな思いがあるわけですが、やはり、そういったことによって落ちこぼれが出ていく。そうすると、落ちこぼれた子供さんたちをすくう場がなかなかない。その方たちをどうやってすくい上げていくのか、拾い上げていくのかというところを、やはり教育の現場でも本当に考えていかないと、落ちこぼれ放しになって、社会に出ても今度はドロップアウトするような形になりかねない。それを防ぐのがやっぱり教育だと思うんですよ。それは確かに家庭の教育もあります、一方で。やっぱり親御さんたちの意識の問題もあります。それはそれなんですけれども、ただ、やっぱり学校は学校として最低限の教養を身につけさせなければいけないわけですから、そこのところはやはり、先ほど言ったように、足し算、引き算、掛け算、割り算ぐらいできる、4年生ぐらいまでの漢字はある程度書ける、読めるような子供を育てていくことも一つの目標として、一方では高学歴の子供をつくっていくことも大切なことではあるかもしれませんが、そういうすくいの場を学校でどういうような

形でつくっていくかということをごひともこれから検討していただけないかと思ひます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） ご指摘ありがとうございます。塩竈市では、特に小学校に支援員という形で教員を1人ずつ加配してごひます。このために、支援の必要な子供についてはその場で個別的な指導をしたりしてごひます。

それからもう一つは、少人数指導ということご、早く進む授業、それからじっくり考える授業と、2つに分けて授業をすることで学力向上に努めておるところごひます。かなり、これも成果が出てきたところごひます。

ご指摘ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 私から、先ほどご質問ごひました美術館の本年度に入りましての入館者数についてお答えいたします。

4月から8月までの数字ごひますが、3,235名となっております。

以上ごひます。

○議長（香取嗣雄君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） それでは、私のほうからも質問をさせていただきます。

同じく塩竈市の教育委員会の点検・評価報告書からお伺ひいたします。

まず初めに、10ページの食物アレルギー状況についてお尋ねいたします。何年か前に、私、食物アレルギーについていろいろ一般質問等ごひ取り上げさせていただきますごひましたが、そのときは「エピペン」という言葉ごひなかなかちよつとご理解いただけなかった時期ごひあったんですが、この表をみますと、既にエピペンの所有者ごひ小学校ごひ4名いらつしやると。それごひだけ食物アレルギーの状況ごひ悪化しているんじゃないかなというふうごひ見られてごひます。

それごひお聞きしたいんですが、実際にこのエピペンごひ使用したというケースごひこれまでにあったごひんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） 実施したというあれごひごひありません。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

これはまずごひ両親また本人の安全のために、そういう状況ごひ学校のほうごひお持ちになつ

ていると思いますので、アナフィラキシーショックが起きた場合は本当に命にかかわってしまう状況になってしまいますので、ぜひ、このことがいつ起きるかわからないという危険性もはらんでいますので、事業の課題のところにありますように、研修の機会を持って正しい知識を身につけるとともに、教職員間で共通理解を持つ必要があると。本当にこれは大事なことであります。担任の先生だけじゃなくて、例えば中学校の場合は、授業によって教師も変わる場合があります。いつ、いかなるときにこういった状況があるか、わかりません。もちろん給食とか、食物を口にした時点でこういったことがあるでしょうし、また、アレルギーというのは食物だけに限らない部分もありますので、そういった体質を持ったお子さんもいらっしゃると思います。ぜひ、この辺のことをこれまでの取り組み、また今後の対応、おありでしたら、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 食物アレルギーにつきましては、子供の生死にかかわる大変重要な問題でありますので、年度当初に校長会等で必ずこのマニュアルについて徹底するようにお話をさせていただきます。それから、あわせて栄養士の方々の会議の中でも、この徹底について職員会議等でさらに理解を深めるような場をつくっていただくということで徹底を図っておるところであります。

昨年度、たまたまこんなことがありました。給食がアレルギーの子供に必ず行くように札を張って行くんですけども、それが担任がいないときに、たまたま隣の方に行ったということがあって、それが食べる前にわかってもとに戻ったんですけども、そのことを一つの教訓としながら、全ての職員が、どの子がアレルギーを持っている子供なのかということも確認をしていくということで、さらに徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。そのようにぜひ徹底していただきたいと思っております。

それでは、そのお子さんたちが必ずお医者さんにかかっているはずなので、そのお医者さんの電話番号とか、担当のお医者さん、またどういったお薬を飲まれているのかということまで担当の先生がわかっていただく、また保健の先生がわかっていただいているというふうに、安全面、また家庭の連絡先等々のそういった先の安全面もぜひ確認してご承知おきいた

だきたいと思っていますので、その点、よろしく願いいたします。

次に、15ページの浦戸の特認校の通学費補助金事業につきまして、お聞きいたします。本当に浦戸の、ことしからは小中一貫校になりましたが、この特認校のおかげで宮城県の中でも成功している事例だというふうにお聞きしております。さらに、船で渡るわけですので、その船賃が市で助成されているというのは、当然、親御さんにとっても大変助かる事業かなと思っています。

そこで、お聞きしたいんですが、今現在、島に通われている特認のお子さんが小中合わせて今27名で、今後人数がふえている状況でありますけれども、心配な部分は、やはり低学年の子供さんがこれからどのぐらいふえていくかということが心配されていると。そういった意味で、どのような対策をされているのか。ここにもちょっと幼稚園とか、保育所に声をかけているというようなことが出ていますが、特段、これからの計画の中でどのような対策をとられていくのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 一番大きいのはやっぱり広報だと思っております。広くこういったことについてお知らせをしていくということだと思います。一つは、僻地、小規模校の会議がござまして、そういった中で、当然、浦戸のことについては皆さんご存じかと思っ話を出したところ、会議に参加している方が一人として特認校浦戸のことについてはわかりませんでした。こういうすばらしいところだということについてPRをしてきたところでもありますので、今後とも広くPRをしていきたいというのが一つであります。

それから、一番確実なところは、やはり一度浦戸に通ったことのある同一家族内の児童というものが一番次に入ってくる確率が高いので、そういったところに対する働きかけ、それから市内近隣の保育所、幼稚園への呼びかけということもまた大きなことあると思っております。特に浦戸の教育課程について広くお知らせしていくことが一番大きなPRになるだろうなということでもありますので、今後とも、そういったところを指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

市の例えばホームページにそれこそ動画をアップしていただいて、子供たちの顔を直接映

すというのはまずいと思いますので、ぜひ、浦戸の学校の授業の様子とか、またそれこそ浦戸の自然とかそういったことを動画配信するというのも、ある程度いろいろな会議でお話しされるのも大事なんです、広く多くの皆様に知っていただくためには、そういったインターネットを大いに活用することも一つの方法かなと思っていますので、お考えいただければと思っています。

次にお尋ねいたしますことは、36ページの屋内スポーツの施設管理運営事業についてお尋ねいたします。

この報告によりますと、震災当初、体育館、それから体育館では避難者の方の施設になっておりましたし、またホールもそのとおりでありました。またいろいろな意味で、屋内プールのほうもいろいろ損傷がありまして、その後、修理されて、また市民のそういったスポーツを楽しめる場に今復活しているかと思いますが、人数もそのようにまた往年の人数に戻つつあるのかなと思っています。

そこでお尋ねしたいのですが、やはり今小中学生もそうですが、一般の方、特に高齢者の方が余暇を利用してスポーツを楽しむという傾向がふえております。そこで、どのような安全対策をとられているのか、その辺についてお尋ねしたいと思っています。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 屋内スポーツ施設の利用者の安全対策ということでお答え申し上げたいと思います。

体育館及び温水プールの屋内プール施設は、指定管理者が運営に当たっておりますけれども、指定の際に、仕様書の中で、スポーツ事業の実施に当たっては安全管理に十分配慮し、利用者の安全確保を図ることを明記して、指定管理者に安全対策の実施に努めるとともに、月ごとに行われます定例協議会の中で確認しながら対策に当たっておるところでございます。

具体的な安全対策といたしましては、幅広い世代の方々に楽しく安全にスポーツをしていただくために、スポーツ前に体重測定とか、血圧測定など、体調のセルフチェックができる環境を整えながら、必要に応じて事前の講習会、オリエンテーション、管内掲示による安全のためのルールやマナーなど注意喚起に努めているところでございます。

特に、トレーニング室利用の際には、登録に際しての事前講習会で、独自のトレーニング教法により、健康や器具機材についての正しい知識や使用法、ルールなどの説明を行っております。さらに、平成26年度からは、機器に直接使用方法を張り出すなど、写真も含めてで

すが、再度、使い方の確認の徹底を行っているところでございます。

また、同時に、週1回の午前・午後、それからトレーニング指導日を入れて、職員が観察指導しておるところでございます。それから夜間につきましては、現在、3人体制で管内全体を巡回するなど、日々の巡回を強化するなどの手だてを講じているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今お聞きしました安全対策、全部、ごもっともだと思っております。

ただ、1点気になりますことは、事前に講習会または機器の使い方等々を表示されていても、ついつい人というのはなれが生じてきます。そうしますと、初めのころは一つ一つ手順に沿ってということもありますけれども、やはりなれてきますとついうっかりとか、それから手順を踏まなかったり、また自分が安全を確認しないで行うということもままあるかと思えます。

そういった点で、今お聞きしている中で、実際に週1回トレーニング指導ということで館内を回っているというお話でしたが、今、利用者の人数を見ますと、週1回館内を回るだけでは本当に安全が守られるのかどうか。また、夜間の場合は3人でお巡りになっているということですが、できるならば、インストラクターという方に時間内で、利用している時間に1人、交代でも結構ですので、無茶な使い方をしている人がいないかとか、そういった部分で利用者だけにその空間にいさせるというのは、これはいかにマニュアルをつくっても安全は担保できないと思っておりますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） 一つは、今議員ご指摘のとおり、きちんと使い方にとったルールで器具を利用していたければいいわけですが、なれてくると、どうしても無理な使い方をするなどということがあり得ることだと思います。ただ、職員がずっとついているということは、なかなかこれは時間的なことで無理かと思うんですが、事務室のすぐ前がトレーニング室ということもありますので、わかるわけですので、とにかく適宜、トレーニングをしているところには気を配って、指導ができるような体制はとってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 何につけても、まず安全第一で取り組んでいただきたいと思います。どうしても、事務室にいる方は事務の処理がありますので、当然、そちらのほうの仕事のほうが優先になってくると思います。利用している方は目の前とはいうものの、やはり常にそこを目視しているわけではありませんので、そういった意味では、ぜひ、本当に大きな事故が起こらないように、またそういったことが今後未然に防げるような対策を本当に考えていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（香取嗣雄君） 12番菊地 進議員。

○12番（菊地 進君） 私からもちょっと質問させていただきます。

まず、未来を担う大切なお子様のための教育委員会の点検・評価報告書、拝見させていただきました。ありがとうございます。

私は、19ページから22ページと、総体的にちょっとお伺いしたいと思うんですが、いわゆる、私は子供たちの教育関係に、この報告書を読んで、子供たちが今学校で、家庭で、どういうふうに起きているのかな。それを学校側として、教育委員会として、点検をして、どう評価していったのかなというものに強く関心を持って読ませていただきました。ところが、私の読解力がないか、どうかわからないんですが、評価とかとなっているところにアドバイスをするとか、それはアドバイスをしたという事実があったと思うんですが、子供たちに、相談活動。そのアドバイスの結果どうだったかというのが、多分ここにおられる議員さんはみんな興味のあるところではないかなと思うんですよ。それが何か相談の内容だ、子供たちの勉強の時間がどうだというものが示されて、それが塩竈市の教育として、教育方針として、どういうふうに向上了のか、子供たちにとって、どうそれが役立ったのかという評価が、私、読んでも読み切れないんですね、正直なところ。

ですから、具体的に入っていきますと、けやき教室関係では12名の方が進学されたということなんですが、これは例えばそういう報告があっても、塩竈市の12名がそっくりそのままなのか、例えば多賀城さんとか、七ヶ浜さんとか、利府町さんから来ているお子様も同じ未来を担う大切なお子様ですので、その子たちの割合とかそういうものは一切ないんですね。だから、我々は、どこの子供がそういうふうに進学したのかというものも一切わからない。ただ12名が進学しましたよという報告であって、この数字を見ると、いや、これは塩竈のことだから、塩竈の12名ですよというのか。いや、多賀城が、8名いる中、3人ですとか、そ

ういうふうな割合を教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 12名の進学した子供たちの内訳でございます。12名中、塩竈は5人でございます。多賀城が5人でございます。残りが利府でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。

中学3年生が、塩竈は多分12名中5人いたのかなと察するわけなんですけど、そういったことでも、せっかく報告をいただいて、それを確認するというのは、私たちはちょっと違うのではないかなと思うんですよ。やっぱり12人中、5人が塩竈では進学しましたよと、そういう報告を受ければ、「ああ、よかったですね。中学3年生全員なんですね」というふうな評価が私は子供たちに勇気と力を与えるのではないかなと思うんですよ。そういったことで、我々もそういうデータが知りたいので、ぜひ、そういった意味で報告をしていただきたい。

また、19ページの3番の各地区の利用者数が書いてあります。松島町と七ヶ浜町、なぜけやき教室に来なくなったのか、その理由をちょっとお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 松島と七ヶ浜につきましては、独自の場所で独立して運営したいという申し出がありまして、再三、会議を開いて協議をしたところなんですけど、そういった意見が非常に強かったということで分離独立をしたという経緯でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） そういうふうにすると、やっぱり各自治体が独自に自分たちのお子様たち、児童生徒をこういった感じで見守っていくということだと思えます。昔は、塩竈単独でやっていた。それがいつのまにか、多賀城さんだ、松島さんだ、七ヶ浜さんだ、利府町さんが入ってきた。そういう意味で、いろいろ広域行政の中で取り組まれたが、しかしながら、単独で、松島さん、七ヶ浜町さんが抜けたというふうな理解でよろしいんですね。わかりました。

あともう一点、この表の中で、「松島町町」となっているけれども、「町」が1つ多いんですね。文字ね。（「利府町」の声あり）ごめんなさい、利府町ね、それ多いということね。それだけ言っておきます。

それから、済みませんが、ちょっと細かくなって申しわけないんですけど、聞きたいのが、

20ページの26年度の事業実施概要評価というところで、街頭指導活動の上にあります「問題を抱える青少年と家族の不安を取り除くための支援を行った」と。行ったのは事業であって、行った結果どうだったかというのが私はちょっと、評価というのは、事業をしただけの評価だったんですか。それが聞きたいんですよ。そして、不安を取り除くための支援を行った結果、こういう子供たちが立ち直ったよとか、そういうものがこの表を見て私は読み取れないんですね、安全安心とかというものが。ですから、どういう支援を行って、子供たちがこういうふうに健全になっていくかという、そういう評価の内容が全然ないので、そこがここにいる議員さんたちはみんな知りたいんじゃないかなと思うので、どういう結果になっていったのか、ちょっとお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） 20ページの平成26年度の事業実施概要評価のところかと思えます。「臨床心理士による適切かつ計画的なカウンセリングにより、問題を抱える青少年と家族の不安を取り除くための支援を行った」というところかと思えます。先ほどもご説明申し上げました臨床心理士が変わることによって、リピーターというとは何ですが、相談活動を受ける方が繰り返し相談に見えるようになった。実際に来ている相談者は親御さんでありまして、本人が来ているわけではございません。ただ、親御さんが子供と対応するときの仕方であるとか、どうやって、子供の自立を促していくかというようなことについて、相談をして帰って行って、それを具体的な活動をして、またフィードバックしてくると。そしてまた相談に来るということで、それが人によっては50回ということ、この実質的な相談活動そのものが、いわゆる一つの成果であるんだろうなど。

そして、さまざまな課題がありますので、相談だけでは済まないこともある。そういった方については医療機関へつないでいくというようなことでの情報を提供しながら、つなげていくことであります。その結果、そのお子さんが自立したのかといいますと、まだ自立はしていないところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 個性豊かなお子様たちなので、それぞれ個々の考えがあるので、一口に言って、不登校です、いじめですと言っても、なかなかその対応、対策というのは千差万別でいろいろあると思います。それは承知していますが、ただ、こういった意味で、私はこの中にはいろいろ、非行とかというのは今回余り書いていないんですが、確実に市内のお子

様の非行というのは減っていますよね。そういうことを書いてもらって、おかげさまで非行とかは減っていますよとか、そういうくだりがあるのが子供さんたちに対する評価ではないかなと思うんですよ。いや、それは違うよというのであればいいんですけども、私はそういった意味で、お子様たち、そして地域に住んでいる家庭、家族の皆さんが、「ああ、塩竈の子供たちは落ち着いているんだな。よかったな」と言えるような報告書が、実際の何年か前から見れば学校は落ち着いているはずなので、そういうことをやっぱり自信を持って評価して記入してもらえればなというふうに思うんですが、そういった考え方はどうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 大変ありがとうございます。

確かに、数年前、五、六年前に比べれば学校が非常に落ち着いている状態であります。ありがとうございます。そういった指標を年度当初にやっぱり目標として上げて、そして、その評価をしてまいりたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 22ページの表なんですけど、せっかく、何%、何%と不登校児童生徒割合とって、24年が3.0%で、25年が2.8、26年度が2.5%だと。これは実際問題減っていると、じゃあ、中学の生徒1,394人と、小学生が2,529人、合わせて3,923人の中の2.5%が不登校の児童生徒の割合なんですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 小中合わせた数の割合ということになります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） そうすると、簡単に我々議員にその人数掛ける2.5だと98人だから計算しなさいと、数字を出していないかも知れないんですが、やっぱりこういうところが、やっぱり同じ報告をするのでも、人数をなぜ出さないのかなと。先ほど、志賀議員さんには、100人で、全く1日も行っていない子が24人とかと言っていましたよね。私の掛け算が間違ってる98人なのか、わかりませんが。そういったものの数字が、やっぱり正しく議員に知らせて、本当に、今、塩竈で24人もの子供が1日も行っていないんだよというような現実をみんなで共通理解して、そのためにはどうしたらいいのかというふうなものを考えていて、未来を担う本当に大切なお子様の教育というものを、不登校だけが教育じゃないかもしれませんが、やっぱり、未来を担う大切なお子様のためを思えばこそ、その対策、対

応というものが必要だなと、志賀議員も言っていたと思うんですが、私はそう考えているんですが、やっぱり今回報告関係ではやっぱりある程度、数字も出していただきたいと思うんですが、今後、こういった報告関係のときは数字まで提示していただけるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） この点検・評価のあり方についても今検討しているところでございまして、先ほどご指摘のとおり、成果が見えにくいということもありますし、それから数字等の表記の仕方についてもなかなか見にくいということもご指摘いただいておりますので、来年度に向けては、目標を明確にして、数値目標化できるものについてはそのとおり、そして示される数字については数字で示していくようにしてまいりたいと考えておるところでございます。今検討中でありまして、もう少々お待ちいただければと思います。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 検討してもらっているのはいいんですが、やっぱり何回も言うようですが、教育の点検・評価ですよ。というのは、今年度、今まさに半年過ぎています、27年度。その事業をやってきたものの事業がどうであったか、成果がどうだったかということが問題であって、それをストレートに報告していただけるかどうか。それだと思うんですよ。それで、このつくり方、フォームじゃなく、そういうものの考え方をもって未来を担う大切なお子様の教育環境の充実を図っていただきたいという思いがありますので、ぜひとも、実施してほしいなと思いますし、今、事業を実施してしている事業を本当に隅から隅まで、ちょっと大変申しわけないんですが、6月の一般質問でも教育費足りないんじゃないのと言ったぐらいですから、足りなければ当局に申し出てお金をいっぱい出してもらおうと、そういうふうな、補正予算をつけても子供を守るんだというふうな、そして育てるんだという、そういう強い思いをもって子供たちのための教育を行ってほしいというのが願いでありますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんですが、そのご決意をちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 子供たちの教育を守るというのが、教育行政の根幹でございますので、そういった思いで教育行政に当たってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間も大分経過していますので、今後の課題とか全体の評価とあります。私は不登校関係のことしか今回は申しませんが、何か本当に、子供たち24人が、1日も来ていない24人の子供がいるということの重大性というものを私は大事にしてほしいと思ひます。それがゼロになるのだったら、本当に「ああ、よかつたな」と思ふんですが、その24人の対策についても、一切というか、述べられているかどうか、私は読み違えている面もあるかも知れませんけれども、そういった面で、県内でこの二市三町で、「いやあ、塩竈の不登校は多いんだよ」と言われぬようにだけしていただきたいし、未来を本当に担う子供の教育をお願ひしながら、報告についての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は15時25分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第4 認定第1号ないし第3号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました認定第1号から第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号塩竈市一般会計及び各特別会計決算であります。一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は769億586万8,394円、歳出は683億7,839万8,126円の決算となっております。歳入歳出差引額は85億2,747万268円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源66億

8,602万492円を除きますと、実質収支は18億4,144万9,774円の黒字となっております。

次に、各会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず一般会計であります。歳入が553億8,745万3,465円、歳出が472億2,954万2,336円、差引額が81億5,791万1,129円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は14億7,864万9,885円となりましたので、7億3,964万9,885円を財政調整基金に繰り入れ、残る7億3,900万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に特別会計であります。交通事業、魚市場事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、北浜地区復興土地区画整理事業及び藤倉地区土地区画整理事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額3億5,282万7,016円基金に繰り入れをいたしております。下水道事業につきましては、歳入歳出差引額が675万9,250円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源となっております。介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額213万1,673円基金に繰り入れをいたしております。後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額784万1,200円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、認定第2号塩竈市立病院事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

収益的収支では収入総額が28億6,393万7,216円、支出総額が28億5,056万6,024円となり、税抜き損益計算による収支差し引きでは1,045万6,602円純利益が生じております。また、資本的収支では収入総額が5億3,044万5,406円、支出総額が6億6,377万3,479円となり、収支差し引きで1億3,332万8,073円不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,943万2,056円、及び過年度損益勘定留保資金63万4,997円及び当年度分損益勘定留保資金1億326万1,020円により補填をいたしております。

平成26年度は平成25年度に全ての不良債務を解消いたしましたことから、さらなる経営の健全化に向け、これまでの取り組みを継続してまいりましたが、平成25年度末における常勤小児科医師の退職や内科医師の退職が相次いだ影響などにより、1日平均の患者数は、入院、外来とも前年度から減少するなど、医業収益が前年度から減少いたしました。

一方、支出におきましては、薬品費などの経費削減に努め、医業費用は前年度を下回りましたが、消費税の増税に伴う医療外費用の増や会計基準の見直しによる特別損失の増が影響し、支出が前年度から増となりました。その結果、減価償却費を加えた経常損益では損失を計上いたしておりますが、現金収支は黒字となっており、新たな不良債務の発生を防ぐことができた

ところであります。

次に、認定第3号塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算につきましてご説明を申し上げます。

まず利益の処分であります。平成26年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書案のとおり処分をするものでございます。決算につきましては、収益的収支では収入総額が17億3,797万6,909円（税込み）であります。支出総額が14億2,336万8,948円（税込み）となり、税抜き損益計算による収支差し引きでは2億9,973万2,227円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は14億9,539万6,670円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億369万7,403円、支出総額が8億1,962万7,441円となり、収支差し引きで5億1,593万38円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,701万3,614円、当年度分損益勘定留保資金2億7,902万9,055円及び減債積立金2億988万7,369円により補填をいたしております。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明を申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議をいただき、認定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成26年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第2号平成26年度塩竈市立病院事業会計、同じく認定第3号水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明確かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も震災復興事業関連で繰越額が多くなっているものの、現在の状況下では適正に行われ、執行状況も良好なものと判断いたしました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものとして認められました。

各会計の決算につきまして、ただいま当局から説明がありましたので、私のほうからは概要のみを申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。市長のほうから提出されております決算審査意見書、資料No.6になります。6の3ページをお開きいただきたいと思えます。資料No.6の3ページです。

この表は、一般会計と各特別会計を合わせたもので、震災復旧・復興事業の本格化に伴い、予算ベースで878億円と前年より35億円の増となっております。一番下の行にあります実質収支は18億4,145万円の黒字決算となっており、前年度より2億8,394万円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算でございますけれども、5ページの表1をごらんいただきたいと思えます。

この表に示しておりますように、歳入は553億8,745万円で執行率が95.75%、歳出は472億2,954万円で執行率は81.64%となっております。歳出の執行率が低い状態にありますが、震災関連の事業で85億円を超える多くの事業が繰越しとなったことによるものであり、前年度より上昇していること。また、現在の体制を考慮するとやむを得ない執行率であると判断しております。

収支の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思えます。6ページです。

3行目のCの欄、形式収支、8行目のEの欄、実質収支、10行目のG、単年度収支は黒字決算となっておりますが、14行目、下から4行目になります、Kの欄です。実質単年度収支は赤字決算となっております。

普通会計における財政状況を見ますと、次のページの3に示しておりますように、財政力指

数は前年度と同じですが、経常収支比率は悪化していますが、実質収支比率、公債費比率はいずれもよくなっております。

収入の根幹をなす市税収入ですが、12ページをお開きいただきたいと思います。12ページの上にある表をごらんいただきたいと思います。

調定額と収入済額は前年度より減少し、また収入未済額と不納欠損額も減少しております。

今年度の決算の特徴は、国庫支出金、中でも東日本大震災復興交付金が大幅にふえていること、歳出での繰り越しが前年度より14億円減少したものの、86億円と依然として多額であること。また、復興関連の基金の残高が増加していることから、まだ事業の執行が追いついていない状況にあると言えます。他の自治体から多大な支援を受け組織している現執行体制の限度を超えた事業量となっておりますが、依然として震災の影響は大きく、市民の生活再建・地域経済の復興に向けたさらなる努力をお願いするものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前のほうに戻りますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況の表でございます。

10事業会計の歳入歳出差引額は、3億6,956万円の黒字決算となっております。また、実質収支では3億6,280万円、単年度収支では2億1,425万円、実質単年度収支では2億4,566万円の黒字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては73ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

主な会計について申し上げますと、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。事業収入については、輸送人員の増加に伴い、前年度より12.1%増加しております。震災復興関連での利用や桂島海水浴場のオープンに伴うものと考えられます。今回の震災により経営環境が大きく変化していますので、新たな経営計画の策定に向けて努力していただきたいと考えています。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きで3億5,283万円の黒字となり、実質単年度収支でも2億5,604万円の黒字となっております。本年度の保険税収入は、前年度に比べ2%の減、一方、歳出の保険給付額は1.3%の増となっております。事業の根幹となる保険税収入の確保に努め、安定した事業運営が図れるよう期待しております。

魚市場事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。本年度の水揚げは数量で7.3%、金額でも13.7%の減となり、使用料及び手数料の収入も14.7%の減となっております。今後、

魚市場施設の本格復旧を急ぐとともに、関係諸団体と一体になり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、翌年度に繰り越すべき財源を除き、歳入歳出同額で決算されております。災害復旧費、復興事業費の執行金額も前年度より増となる一方、繰越金額は大幅に減少し、事業が着実に進捗しております。さらなる事業の推進に向けた努力を望むものであります。

介護保険事業保険事業勘定は、歳入歳出差し引きでは213万円の黒字、実質単年度収支では684万円の赤字決算となっております。要介護認定者数及び介護給付費は依然としてふえ続けていることから、安定した事業運営ができるよう努力願うものです。

また、北浜地区・藤倉地区の復興土地区画整理事業も事業が本格的に開始し、それに伴い事業費も大幅にふえてきております。両会計とも、歳入歳出同額で決算されております。両地区の復興のため、早期完成に向けた努力を期待いたします。

次に、2つの公営企業の決算概要を申し上げます。

公営企業の決算につきましては、本年度から新会計方式で決算を行っており、資本及び負債に関する経営財務分析比率の一部が大きく変動し、前年度との比較が困難になっている部分がありますので、ご了解願います。

まず病院事業会計についてですが、資料No.6の85ページ以降に改めて番号を振り直してありますけれども、後半のほうの5ページをお開きいただきたいと思っております。85ページ以降の新しい番号のほうの5ページです。

総収益と総費用の収支差し引きで1,046万円の黒字決算となっております。

ページ11をごらんください。真ん中の表は不良債務額の表であります。平成25年度では年度末の不良債務がマイナスの68万8,990円となり、不良債務が消えました。しかし、新会計方式で計算すると、同じ決算内容ですが、1億9,903万5,038円の不良債務が生じるということになります。これを26年度期首という形で掲載しております。26年度決算は、この方法で計算するということとなりますので、この方法で計算すると不良債務が6,608万728円ふえ、2億6,511万5,766円ということになります。

患者数を前年度と比較すると、外来患者数は6.2%、入院患者数は12.2%の減となっております。また、改革プランの数値目標と決算数値との比較を12ページに掲載しておりますが、まだ数値目標まで達していない項目もありますので、今後とも努力を継続されるよう期待いたします。

次に水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。16ページです。

総収益、総費用の収支差し引きでは2億9,973万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、供給単価を33円44銭下回り、よい決算内容となっております。新決算方式でも黒字基調は継続されています。今後とも一層経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう努力されるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお詳細につきましては、ただいまの資料No.6、決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） これより総括質疑に入ります。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、認定1号ないし2号について総括質疑を行います。

平成26年度一般会計の形式収支で、歳入、先ほど報告がありましたが、歳入で553億8,745万3,465円、歳出で472億2,954万2,336円で決算し、81億5,791万1,129円の黒字となりました。実質収支は、監査意見書によっても14億7,864万9,885円の黒字としておりますが、実質単年度収支では、先ほどの報告にありましたように、5億7,465万2,309円の赤字決算としております。そこで、次の点について、6点についてお聞きをいたします。

1点目でございますが、平成26年度一般会計の形式収支81億5,791万1,129円となった確たる主な要因についてお聞きをします。

2つ目でございますが、翌年度繰越財源を控除した14億7,864万9,885円から、7億3,964万9,885円を基金に積み立てるとしております。この基金積み立て、各種基金への積み立てのそれぞれの額について、どのくらい積み立てられたのか、お聞きをいたします。

3点目でございます。実質単年度収支額は5億7,465万2,309円の赤字となりました。この点について、どのように捉えていけばいいのかお聞きをいたします。

4点目は、平成26年度一般会計の決算と財源の特徴についてお聞きをいたします。

5つ目でございますが、諸般の報告で示された財政健全化判断比率の報告第3号、平成26年度健全化判断比率の財政再生基準と報告第4号、平成26年度資金不足比率の経営健全化基準において、いずれも基準を下回ると報告されました。先ほどの質疑にもありました。2つの健全化判断比率の報告を踏まえた塩竈市の財政の特徴についてお聞きをいたします。

6点目、お聞きをいたします。塩竈市立病院決算では、監査委員の意見書の中の塩竈市公営企業会計決算審査意見書、資料No.6のページ12ページで、先ほど報告がありましたとおり、病院の改革プラン数値目標との比較で平成26年度を見ますと、経常収支比率、営業収支比率、病床利用率、1日患者入院数、1日外来患者数、経常損益、純利益など、指標が下回っていることが報告されております。平成26年度の市立病院の決算の主な特徴についてお聞きをし、第1回目の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から、平成26年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定、及び市立病院事業会計決算の認定について何点かのご質問をいただきました。

初めに、差引額が81億5,791万1,129円という数字の根拠であります、これは歳入が553億8,745万3,465円、歳出が472億2,954万2,336円でありますので、差引額が81億5,791万1,129円となります。これから翌年度に繰り越すべき財源がありますので、そういったものを除いた実質収支が14億7,864万9,885円というような内容でご報告をさせていただいたところであります。

次に、一般会計及び特別会計の決算におけます実質収支が黒字となった要因についてのご質問をいただきました。平成26年度決算におけます一般会計の実質収支は、再度申し上げますが14億7,864万9,885円であります。特別会計の実質収支は3億6,279万9,889円、合わせまして18億4,144万9,774円の黒字という結果であります。前年度と比較をいたしますと、合計で2億8,393万8,099円、18.2%の増という状況であります。実質収支の黒字の増となっております要因についてであります、主たるものは、やはり震災に伴います復旧・復興事業の予算額が非常に大きな規模となり、それに伴いまして歳出事業の不用額が増大し、その財源であります復興交付金からの繰入金、震災復興特別交付税が黒字の大きな要因となっているものと分析をいたしております。

次に、一般会計の実質収支が黒字にもかかわらず、実質単年度収支が赤字となった要因についてのご質問でありました。実質単年度収支であります、前年度から積み上げられた黒字分を差し引き、財政調整基金からの繰り入れや積み立て、地方債の繰上償還などの要素を取り除いた当該年度のみの実質的な黒字額、赤字額をあらわすものでございまして、平成26年度の実質単年度収支につきましては、以上のような結果、マイナス5億7,465万2,309円となり、前年度の4,122万3,299円から、合計いたしますと6億1,585万5,608円の減となったところでありま

す。実質単年度収支が赤字となった要因でございますが、まず、平成25年度決算での単年度収支が2億6,536万34円であったのに対し、平成26年度決算での単年度収支が6,969万1,543円であり、1億9,566万8,491円の減となりましたことのほか、市税や地方交付税を初めとした一般財源の減に伴いまして、財政調整基金からの繰入金が6億4,511万3,000円となりまして、4億1,884万6,000円増加したことから、前年度を大きく下回ることとなりました。実質収支は、単年度収支では黒字とはなりませんでしたものの、一般財源の減収により、実質単年度収支が悪化いたしましたことから、今後、一般財源の確保と健全な財政運営に向け、より一層の努力が必要と判断をいたしているところであります。

次に、一般会計の決算の財政的な特徴についてご質問いただきました。平成26年度決算につきましては、歳入歳出決算額ともに震災後の平成24年度決算に次いで2番目に大きな決算額となっており、特に復興関係事業の進捗が決算額の増の大きな要因となっております。決算規模が増となりました要因であります。歳入につきましては、国庫支出金であります復興交付金が大きく増となりましたほか、平成25年度からの繰越事業の財源となります繰越事業費等充当財源繰越額が大きく膨らんだことが上げられるところであります。

また、歳出であります。災害公営住宅整備事業や高度衛生管理型荷さばき所整備事業などの復興関連事業の進捗のほか、歳入と連動して復興交付金の基金への積立金が大きな要因となったところであります。平成26年度は復興実感の年といたしまして、震災復興計画の着実な推進により復興の形を市民の方々に具現化する予算として、各種事業を進めてまいりました。

具体的には、災害公営住宅事業といたしまして、錦町地区災害公営住宅40戸、桂島地区第1期災害公営住宅8戸、野々島地区災害公営住宅15戸が完成をし、他の地区の災害公営住宅につきましても、現在物件の取得や建設工事に向け鋭意取り組んでいるところであります。また、高度衛生管理型荷さばき所整備事業につきましては、荷さばき所B棟が完成いたしましたほか、荷さばき所A棟及び補完施設C棟につきましても、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事を発注、契約を締結し、完成に向け、今鋭意取り組んでいるところでございます。

その他、藤倉地区復興土地区画整理事業や新浜町杉の下線道路事業などの東日本大震災復興交付金事業でありますとか、下水道施設、漁港施設、道路災害復旧事業などの各種復旧・復興事業の推進のほか、第5次長期総合計画の実現に向けたさまざまな事業の推進に努めたところであります。

最後に、平成26年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率から見た市の特徴についての

ご質問でありました。平成26年度決算におけます健全化判断比率と資金不足比率につきましては、どの指標におきましても、前年度に引き続き各基準を大きく下回る結果となったところがあります。

まず、実質赤字比率及び連結赤字比率につきましては、一般会計実質収支が黒字でありましたことと、資金不足額が発生する会計がなかったことから、前年度に引き続き、黒字を堅持することができました。

実質公債費比率につきましては、地方債償還額が減少傾向にありますことから、3カ年平均で前年度から1.3ポイント減の11.5%、単年度で見ましても2.9ポイント減の9.5%と回復基調にございます。

将来負担比率につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより、公営企業会計職員の退職手当引当金を計上することが今年度から義務づけられましたことなどにより、前年度から10.6ポイント増の42.9%となりましたものの、早期健全化基準からは大きく下回っているところであります。

また、資金不足比率でございますが、前年度に引き続き、本市特別会計、企業会計における資金不足比率は全て増となっております。

以上のとおり、各種指標につきましては、前年度に引き続き健全団体の水準を維持している状況であります。

なお、ご質問の決算剰余金積立金、26年度中の各基金の積立金のご質問もございました。財政課長のほうから、ご答弁をいたさせますこととお許しいただきます。

私からは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃあ、私のほうから病院のほうの26年度の塩竈市立病院事業決算、それから改革プラン数値目標との比較についてということでご質問いただきました。お答えいたします。

先ほど市長がご答弁したとおりでございますが、まず平成26年度決算でございますが、先ほどの決算認定の提案理由でも市長が述べたとおりでございますが、純利益が1,045万6,602円となっているなど、改革プランで掲げましたさまざまな数値目標と決算数値が大きく乖離しております。その要因といたしましては、26年度の年度途中におきます医師の退職、特に内科医師の退職、それから25年度末に退職しました小児科常勤医の補充ができなかったこと

などによりまして、入院、外来とも患者数が大幅に減少したこと。あるいは診療報酬が実質マイナス改定になりました。それから、診療報酬制度の中でいろいろ特定除外とかありまして、入院期間が非常に短縮化するような傾向があります。そういうことがありまして医業収益が大きく落ち込んでいました。さらには、消費税の引き上げの問題がありまして、いろいろ材料、あるいは建設改良などに当たっていますが、こういうものに伴う消費税の増もありました。それが、消費税というのは患者さんに診療報酬そのものは転嫁できないということになっていますので、病院で負うという形になっております。そういうようなさまざまな要因によりまして、改革プラン目標値、それから少し乖離が生じたものと考えております。

現在、医業収益の増加に向けまして、国の診療報酬というか、これからの医療のあり方を考えまして、昨年11月には地域包括ケア病床というものを10床開設しました。そして、27年1月には新たに常勤医師1名を確保いたしました。引き続き、経営の効率化や医師確保に努めながら経営の健全化を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） では、私から基金の積立金、26年度決算におきます基金に対する積立金について答弁させていただきます。

まずは、財政調整基金でございますけれども、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、実質収支の2分の1を下らない額をまず財政調整基金に積み立てなければならないというふうな決まりがございます。そういったことから、25年度の実質収支の2分の1、7億495万8,000円をまず財政調整基金に積んでおります。そのほか、年度途中で各基金の運用益等が発生しております。具体的には、財政調整基金ですと77万円、市債管理基金90万円、庁舎建設基金130万9,000円等々、基金の運用益の分を積み立てるというふうなことをしております。積立金の総額が全体として130億2,378万6,000円でございますけれども、これの最も大きな部分というのは東日本大震災復興交付金基金に対する積立金でございます。26年度中に認められました復興交付金を一旦基金に積み立てるという行為をしますことから、積立金の規模としてはかなり膨らんでおるといふものでございます。具体的な数字を申し上げますと、復興交付金基金に対しましては127億9,407万2,000円ということで、残高ベースでいきますと全体の73.6%が東日本大震災復興交付金基金の残高になっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成26年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本案については議員全員をもって構成する平成26年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。



日程第5 議案第61号ないし第76号

○議長（香取嗣雄君） 続いて、日程第5、議案第61号ないし第76号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第61号から第76号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号「職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、厚生年金保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行わせていただくものであります。

次に、議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに住民基本台帳カードに係る手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第63号「塩竈市財産条例の一部を改正する条例」であります。錦町地区災害公営住宅の完成に伴い、行政財産への太陽光発電設備の設置に係る使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第64号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」であります。市営浦戸寒風沢住宅及び市営浦戸朴島住宅の供用開始、並びに福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第71号「平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」であります、東日本大震災復興関連予算といたしまして、港町地区津波復興拠点整備事業や錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業、義援金の追加配分に伴います災害救助費などを計上いたしております。

また通常事業といたしましては、しおがま子育て支援センター「こころん」の土曜日利用者の増加を受け、新たに毎週日曜日に開館するための事業費や塩竈の魅力を兼ね備えた商品を地域外に発信するため、新商品の開発や名古屋市でのアンテナショップ運営及び消費者のニーズ調査を行う「塩竈ブランドPR事業」などを計上いたしており、歳入歳出それぞれ10億9,404万2,000円を追加いたしまして、総額を496億3,455万3,000円といたすものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災復興関連事業として、

1. 震災による地盤沈下や排水障害を解消するため、市道北浜沢乙線の雨水排水対策を行う北浜地区区画整理関連道路整備事業として 3億円

2. 同じく、藤倉地区区画整理区域の南側におきまして、区画整理事業と一体的に道路及び側溝のかさ上げを行い、雨水排水対策を図る事業費として 1億9,872万円

3. 同じく、藤倉地区区画整理区域の北側におきまして、区画整理事業と一体的に側溝整備等の雨水排水対策を行う事業費といたしまして 8,380万8,000円

4. 同じく、マリゲート塩釜周辺の港町地区において、津波防災機能を強化するため、有事の際に一時避難所や防災備蓄倉庫となる施設の整備及び周辺のかさ上げ整備を行う津波拠点整備事業として 1億2,000万円

5. 同じく、東日本大震災災害義援金として 5,556万円

また、通常事業として、

6. 総務省が実施する「地域おこし協力隊」制度を活用し、浦戸地区における新たな漁業従事者や島づくりの担い手等を確保・育成することを目的とした浦戸地区集落再生促進施設運営事業として 1,613万6,000円

7. 平成28年1月から運用開始となりますマイナンバー制度の実施に伴い、市民の皆様へ通知カード及び個人番号カードを交付する事務事業費といたしまして 2,116万6,000円

8. 障がい者福祉施設を新たに整備する社会福祉法人に対しまして、宮城県と同額を補助し、本市における障がい者福祉施設の整備を支援する事業費といたしまして 1,625万円

9. 子育て支援センター「こころん」の開館日を毎週日曜日まで拡大し、中心市街地におけ

る子育て世代の交流拠点としての機能を拡充する事業費として 17万円

10. 塩竈の魅力を兼ね備えた商品を地域外に発信するため、新商品の開発やブランディングを行い、名古屋市においてアンテナショップを通じたテストマーケティング及び消費者のニーズ調査を行う塩竈ブランドPR事業費として 2,528万9,000円

11. 災害復旧事業にあわせ、震災により排水不良が生じております中の島地区及び尾島町地区の道路舗装及び側溝整備事業費といたしまして 1,500万円

12. 復興交付金事業及び災害復旧事業の実施に伴う下水道事業特別会計への繰出金といたしまして 3,115万5,000円

13. 野々島及び寒風沢処理場設備の修繕に伴う漁業集落排水事業特別会計への繰出金として 66万円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

浦戸地区集落再生促進施設運営事業に係る特別交付税として 1,613万6,000円

復旧・復興事業の地方負担分に係る震災復興特別交付税として 1億9,558万1,000円

個人番号カード交付事務事業や塩竈ブランドPR事業に係る国庫支出金として 4,715万5,000円

東日本大震災災害義援金に係ります寄附金として 5,556万円

東日本大震災復興交付金基金からの基金繰入金として 7億3,703万円

中の島地区及び尾島町地区の道路側溝等整備に係る市債といたしまして 1,350万円

を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、普通交付税が1億6,201万7,000円の減額、臨時財政対策債が4,220万円の増額補正予算を計上いたしております。

これは、国の地方財政計画に示された伸び率に対しまして、個人所得の増や震災後の新規設備投資の増などにより本市の地方税の伸び率が上回ったことが影響したものでございます。

これらを財源として見込んでおりました予算につきましては、

財政調整基金 1億4,889万7,000円

の繰入金にて補填をいたします。

また、債務負担行為につきましては、港町地区津波復興拠点整備事業を追加いたすものでございます。

次に、議案第66号「平成27年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります、一般被保険者、退職被保険者分の負担金及び交付金を平成26年度分の精算に伴い返還をいたすものとして歳入歳出それぞれ1億2,419万8,000円を計上いたしまして、総額を79億4,889万8,000円といたすものであります。

次に、議案第67号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります、第12回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業として、藤倉雨水ポンプ場増設工事におけます物価上昇等による事業費の増額分を計上いたしておりますほか、北浜地区下水道施設の災害復旧事業費につきまして、災害復旧費国庫補助金、一般会計繰入金及び公営企業災害復旧事業債を財源とし、歳入歳出それぞれ1億7,925万5,000円を追加いたしまして、総額を100億5,881万5,000円とするものであります。

次に、議案第68号「平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります、寒風沢処理場及び野々島処理場設備の修繕のため、歳入歳出それぞれ66万円を計上し、総額を1億3,116万円とするものでございます。

次に、議案第69号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります、保険事業勘定につきまして、前年度の介護給付費交付金及び地域支援事業交付金を平成26年度分の精算に伴い返還するものとして、歳入歳出それぞれ1,409万4,000円を計上し、総額を49億5,559万4,000円とするものであります。

次に、議案第70号「平成27年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります、後期高齢者医療広域連合への平成26年度分の納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出それぞれ784万1,000円を追加いたしまして、総額を7億3,914万1,000円といたすものでございます。

次に、議案第71号「平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります、上下水道料金の調定・収納等の水道料金徴収等関連業務に係ります水道料金調定収納システムにつきまして、リース契約満了及び基本ソフトウェア等のサポート期間が終了となりますため、新たに債務負担行為を設定し、システム及び器機等の更新を行うものでございます。

続きまして、議案第72号から議案第74号までは「工事請負契約の締結」についてでございます。

まず、議案第72号につきましては、「越の浦港ポンプ場（電気）設備工事」の工事請負契約であります。越の浦雨水ポンプ場の受変電設備工事、自家発電設備工事、運転操作設備工事及

び計装設備工事などの電気設備工事に係る工事請負契約であります。去る7月14日に一般競争入札の公告を行いましたところ、20社から参加の申し込みがあり、8月4日に入札を執行した結果、株式会社千代田組東北支店が2億8,339万2,000円で落札し、8月11日に仮契約をいたしたものであります。

次に、議案第73号につきましては、「越の浦雨水ポンプ場（機械）設備工事」の工事請負契約であります。これは越の浦雨水ポンプ場のゲート設備工事、除塵設備工事、ポンプ設備工事及び換気設備工事などの機械設備工事に係る工事請負契約であります。去る7月14日に一般競争入札の公告を行いましたところ、26社から参加の申し込みがあり、8月4日に入札を執行した結果、昱機電株式会社が6億7,046万4,000円で落札し、8月11日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第74号につきましては、「北浜地区区画整理関連汚水枝線築造工事」の工事請負契約であります。これは北浜地区の区画整理区域におけます汚水管路施設工及び補助工法のための工事請負契約締結でございます。去る8月17日に一般競争入札の公告を行いましたところ、4社からの参加の申し込みがあり、9月4日に入札を執行した結果、中鉢建設株式会社仙台支店が2億3,077万2,240円で落札し、9月8日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

続きまして、議案第75号及び議案第76号につきましては、「財産の取得について」であります。

まず、議案第75号につきましては、寒風沢地区におけます災害公営住宅の建物部分に係る財産取得についてでございます。これは独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計及び基本設計を行い、平成26年12月25日に譲渡予約契約を締結いたしまして実施設計を進め、平成27年1月10日に建物工事に着手をしたところであります。

取得する財産といたしましては、木造平屋建ての長屋5戸及び戸建て6戸の合計11戸と集会所1棟、延べ床面積823.89平米でございます。これまで都市再生機構と協議を進め、平成27年8月20日に取得金額が確定し、翌8月21日をもって取得金額3億2,037万7,680円で譲渡仮契約を締結したものであります。

次に、議案第76号につきましては、朴島地区におけます災害公営住宅の建物部分に係る財産

取得についてでございます。これは同じく独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計及び基本設計を行い、平成26年12月25日に譲渡予約契約を締結いたしまして実施設計を進め、平成27年1月10日に建物工事に着手をしたところでございます。

取得する財産といたしましては、木造平屋建ての長屋4戸及び戸建て1戸の合計5戸と集会所1棟、延べ床面積432.03平米でございます。これまで都市再生機構と協議を進め、平成27年8月20日に取得金額が確定し、翌8月21日をもって取得金額2億3,699万9,520円で譲渡仮契約を締結いたしましたものであります。

以上の内容につきまして、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、提案を行わせていただくものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） それでは、私から議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料番号5、塩竈市議会定例会議案並びに資料番号19、市議会定例会議案資料をご用意願います。資料5番と19番でございます。

まず、資料番号5の定例会議案の5ページをお開き願いたいと思います。5ページでございます。

議案第62号といたしまして、ここに2条からなる条例案をお示ししてございます。下の提案理由にございますように、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、いわゆるマイナンバー法制度の運用開始に伴いまして、市民の皆様には交付されます通知カード及び個人番号カードの再交付に関する手数料を定め、従前発行しておりました住民基本台帳カードに係る手数料を廃止する内容でございます。

次に、資料番号19の議案資料4ページをお開き願います。19の資料4ページでございます。

社会保障・税番号制度の導入に伴う通知カード及び個人番号カードについてで、補足の説明をさせていただきますが、1. 概要にありますように、いわゆるマイナンバー制度の運用開始

に伴いまして、市民一人一人に12桁の個人番号を通知する通知カードと、公的な身分証明書となる個人番号カードが交付されます。

2のところにございますように、両カードの内容と交付手数料を記載しております。両カードとも、大きさは免許証やいわゆる銀行のキャッシュカードと同じ大きさでございまして、通知カードにつきましては紙製ということで、10月以降、全市民に直接簡易書留で郵送され、個人番号カードにつきましてはプラスチック製のICチップ付きカードで、顔写真も入りまして、来年1月以降、交付を希望する市民に市役所で交付を行うものでございます。いずれのカードも初回交付や必要な更新時のものは無料でございますが、ご本人が紛失等をされた場合に再交付するときには、申しわけございませんが、申請者に再交付の手数料をご負担いただくこととなります。

3の手数料条例の一部改正にございますように、それぞれのカードの再交付手数料を塩竈市手数料条例の中に新設いたしまして、通知カードにつきましては500円、個人番号カードは800円とするほか、これまでの住民基本台帳カードは終了となりますことから、その手数料を廃止しようとするものでございます。

条例施行日は通知カードの交付の日から個人番号カード及び住民基本台帳カードの規定は来年1月1日付でございます。

なお、4といたしまして、カード作成等についての必要経費を補正予算に計上してございます。

私から62号は以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、議案第63号「塩竈市財産条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

同じく資料のほうはNo.5とNo.19のほうをご用意いただきます。まず、資料No.5の6ページをお開きいただきたいと思います。

これは財産条例第4条に関係いたします別表に太陽光発電設備の設置に係ります行政財産の使用料を定めるものということでございまして、表の左側の、こちらのほうの使用目的といたしまして太陽光発電設備の設置を、表の右側にはその金額について追加しようとする改正でございます。

では、その内容につきまして、資料No.19のほうでご説明申し上げます。資料No.19の5ページ

をまずお開きいただきます。19の5ページです。

これは先ほど資料No.5のほうのご説明した内容の新旧対照表でございますので、こちらのほうはぜひご参照いただければというふうに思います。

次の6ページをお開き願います。

こちらは本条例の改正に至りました内容についてという形になりますので、ご説明申し上げます。

まず、1の概要にありますように、宮城県のほうでは平成26年度から太陽光エネルギーなど再生可能エネルギーを活用いたしまして、環境に配慮した災害に強い地域づくりを推進してございます。特に市町村が順次建設してございます災害公営住宅の屋根に太陽光発電設備を設置する、いわゆる屋根貸し事業、これを被災市町村と連携して実施してございます。

本市におきましては、平成26年度末に対象施設となります錦町地区の災害公営住宅が完成いたしましたことから、県が進めるエネルギー政策と連携して推進するため、本年度から参加しようとするものでありまして、その手続をいたしまして本市の財産条例に太陽光発電設備の項目とその使用料を定めようとするものでございます。

資料の中央のイメージ図、こちらの県の欄をちょっとごらんいただきたいと思います。まず、県では、発電事業者の選定を公募により行います。事業者の選定が決まりましたならば、県と市、それから事業者との三者によりまして協定を締結いたします。その後、市町村のほうの丸数字の順番に事業者に対しての屋根貸しの許可、設備の設置、それから発電、そして売電収入を得た事業者からの使用料を徴収するというふうな流れになるものでございます。

2の(2)の使用料につきましては、こちらは事業者が使用する面積、これに県が事業候補者を決定する際の額、これは1平米当たりの単価ということになりまして、実はこれは市と県が事業候補者を選定する協定の中の第3条に規定しておりますところの、その単価を乗じて算定いたしますので、その単価を条例上、市長が定める額というふうにいたしまして、さらに消費税率を乗じて得た額、それを使用料とするものでございます。昨年度の状況から、その使用料はちょっと小額となるものというふうに見込まれますが、停電時におきましては、一定の電力が使用できるというふうなメリットもございます。

今後でございますが、議決後に三者協定の締結、使用の許可手続などを経まして、11月ごろから工事の着手、今年度末から発電を開始するというふうな予定になってございます。

議案第63号の説明は以上でございます。

○市民総務部長（神谷 統君） 続きまして、議案第65号「一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料No.19の9ページをお開き願います。資料No.19の9ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計の9月補正予算の総括表でございます。今回補正いたします金額は、補正額の欄にありますように、一般会計10億9,404万2,000円、国民健康保険事業特別会計1億2,419万8,000円、下水道事業特別会計1億7,925万5,000円、漁業集落排水事業特別会計66万円、介護保険事業特別会計1,409万4,000円、後期高齢者医療事業特別会計784万1,000円、合計では、一番下段にありますように、14億2,009万円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側にありますように、757億8,966万1,000円となりまして、補正前に比べますと1.9%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明いたしますので、同じ資料の12ページ、13ページをお開き願います。12ページ、13ページでございます。

ここでは歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で、費目2の総務費4,680万2,000円ですが、右ページ備考欄にございますように、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業では、浦戸諸島における架橋の設置についての可能性調査に係る事業費を、錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業では復興交付金事業といたしまして西塩釜駅周辺地域のバリアフリー化に向けた調査に係る事業費を、浦戸地区集落再生促進施設運営事業では11月に入居開始となります浦戸ステイ・ステーションにおいて漁業従事者や島づくり担い手などの育成のため、国の地域おこし協力隊の制度を活用する事業費を、個人番号カード交付事務事業費では社会保障・税番号制度運用開始に伴います通知カード等の交付のための事業費を計上いたしております。

この後、同様に各費目主な内容を右側の備考欄でご説明をさせていただきます。

費目3の民生費7,268万円ですが、障がい福祉施設整備費補助事業では、市内における障がい者福祉施設の整備を支援するための事業費を、子育て支援センター運営事業費では、しおがま子育て支援センター「こころん」の日曜日開所のための事業費を、子育て世帯応援券事業では、塩竈にこころ子育て応援券の交付対象世帯の基準の延長により、交付件数の増加に伴います事業費を、災害救助費では義援金受付団体及び宮城県の配分決定に伴います義援金の支給事業費を計上しております。

費目6の農林水産業費66万円ですが、漁業集落排水事業特別会計繰出金の増額補正でござい

ます。

費目7の商工費2,528万9,000円ですが、塩竈の魅力を兼ね備えた商品を地域外へと発信する塩竈ブランドPR事業の実施に係る費用でございます。

費目8の土木費9億4,861万1,000円ですが、右側、道路維持費では、市道の補修等緊急的かつ適切に対応するため道路維持管理業務等の委託を、道路維持補修工事費では、中の島及び尾島町地区で道路災害復旧事業にあわせて震災により排水不良が生じている側溝を整備する事業費を、下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業の事業実施に伴います繰出金の増額補正を、北浜地区区画整理関連道路整備事業以下6事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業といたしまして、これまでに交付決定を受けました復興事業費の予算を計上しております。このうち、北浜地区区画整理関連道路整備事業、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業、藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業の3事業につきましては、いずれも道路、側溝のかさ上げあるいは整備等によりまして雨水排水対策を講ずるもの、それから港町地区津波復興拠点整備事業は、マリゲート塩釜に隣接いたしまして一時避難所防災備蓄倉庫となる津波防災拠点施設等の整備を、港町地区津波復興拠点関連施設整備事業は、津波避難デッキの下に位置します市道しおかぜ通り線の路面排水等を改善し、災害公営住宅整備事業は、錦町東地区の災害公営住宅整備に当たり、公共下水道の接続及び管理用通路の整備をそれぞれ行う事業費でございます。

次の歳入の補正内容につきましてご説明をいたしますので、前のページ、10ページ、11ページをお開き願います。10ページ、11ページでございます。

補正額の欄、費目10の地方交付税4,970万円は、右ページ備考欄にありますように、平成27年度交付額の確定に伴います普通交付税の減額補正のほか、浦戸地区集落再生促進施設運営事業の財源であります特別交付税復興交付金事業の実施に伴い、その財源となります震災復興特別交付税の増額補正でございます。

この後、同様に主な内容を右側の備考欄でご説明いたします。

費目14の国庫支出金4,715万5,000円は、個人番号カード交付事業に係ります補助金と子育て世帯応援事業券及び塩竈ブランドPR事業の財源となります地域住民生活等緊急支援のための交付金でございます。

費目17の寄附金5,556万円は、東日本大震災災害義援金及び同義援金の宮城県配分の計上でございます。

費目18の繰入金 8億8,592万7,000円は、本補正に係ります所要一般財源のための財政調整基金繰入金の増額補正のほか、復興交付金事業実施に伴います東日本大震災復興交付金基金からの繰入金でございます。

費目21の市債5,570万円は、道路維持補修工事費に係る地方債補正のほか、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴います増額補正でございます。

なお、この資料14ページ、15ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しておりまして、また次のページ、16ページは投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算のうち、復興交付金事業につきましてご説明のほうを申し上げます。同じ資料No.19の17ページをお開きいただきたいと思います。資料No.19の17ページでございます。

一部、ちょっとこれまでの説明と重複というところがございますけれども、説明のほうをさせていただきます。本定例会に提案してございます復興交付金事業、今回は8事業でございます。

1の事業内訳書の事業No.1、こちらの錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業400万円につきましては、これは復興交付金の効果促進事業でございます、JR仙石線西塩釜駅の自由通路へのエレベーター設置等バリアフリー化に向けました歩行環境調査を実施するものでありまして、その委託費を計上するというふうな内容でございます。

事業No.2の北浜地区区画整理関連道路整備事業3億円、こちらも効果促進事業でございます、地区内におけますかさ上げ造成に伴いまして、浸水被害を受けてございます北浜沢乙線の排水強化対策、それから道路の舗装整備、そのほかガードレール設置などの安全対策に係ります工事費を計上するものでございます。

事業No.3、こちらの藤倉地区区画整理区域内南側道路整備事業1億9,872万円は、こちらも効果促進事業でございます、区域南側でございます児童館周辺の道路のかさ上げ、あるいは側溝の再整備をするなど、冠水対策に係る工事費を計上するものでございます。

事業No.4の藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業8,380万8,000円は、こちらも効果促進事業でございます、区域北側の水路、側溝を再整備するなど、排水強化対策に係ります工

事費を計上するものでございます。

事業No.5の災害公営住宅整備事業4,848万円、こちらも効果促進事業でございまして、錦町東地区災害公営住宅整備に伴いまして必要な事業となります下水道の污水管を整備するための工事費を計上するものでございます。

事業No.6の港町地区津波復興拠点整備事業1億2,000万円は、これは復興交付金の基幹事業でございまして、津波被害を受けました港町地区におけます一次避難場所として、マリゲート東側に整備いたします鉄骨造2階建ての拠点施設に係る工事費でございまして、平成28年度までの2カ年事業のうち、27年度支出分を計上するものでございます。

事業No.7の港町地区津波復興拠点関連施設整備事業1億4,644万8,000円は、こちらは効果促進事業でございまして、ただいまご説明申し上げました津波復興拠点整備事業の実施に当たり、現在進めてございます避難デッキを含めました防災機能、こちらのほうをさらに強化するため、特に避難デッキへの避難経路となりますしおかぜ通り線の再塗装、それから避難誘導板などを設置するための工事費を計上するものであります。

事業No.8の下水道事業特別会計におけます新浜町一丁目地区下水道整備事業2,915万5,000円は、こちらは基幹事業でございまして、第12回申請で認められました工事費に係ります物価上昇分、こちらの増額分を計上するものでございます。

以上、一般会計9億145万6,000円、下水道事業特別会計2,915万5,000円を合わせました9億3,061万1,000円を計上いたしてございます。

こちらのほうの各事業の財源は、いずれも復興交付金、それから震災復興特別交付税で措置されますので、全額国費で実施するものでございます。

2の債務負担行為の内訳でございしますが、先ほど1の内訳書で説明いたしました事業No.6の平成28年度支出分、こちらを計上するものでございまして、全体事業費5億4,780万円のうち、27年度支出分を差し引きました4億2,780万円を計上するもので、財源は同様に全額国費というふうになるものでございます。

補正予算に係ります復興交付金事業の説明は以上でございまして。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第72、73号について、下水道事業の越の浦ポンプ場に係る電気設備工事及び機械設備工事の契約案件でございまして、一括してご説明を申し上げます。資料No.19の39ページをお開きいただきたいと思っております。資料No.19の39ページでござい

ます。

説明に入ります前に、ご案内のように、こちらの越の浦雨水ポンプ場につきましては、土木建築工事については平成27年2月20日に議決をいただいて、現在、本体工事が進展しておりますのでございます。今回、この72号については、この越の浦雨水ポンプ場の電気設備工事の平面図となっております。資料の赤い部分が電気設備工事の対象箇所でございます。左側、1階の平面図に自家発電装置、右側、2階の部分に受変電設備、運転操作盤などを整備いたします。

次の40ページの断面図をごらんいただきたいと思っております。

電気室は2階でございます。自家発電設備は構造上1階に配置しておりまして、T Pの高さでは、1.8メートルに設置をいたします。東日本大震災での当該地区の津波の痕跡高はT P1.2でございますので、今次と同じような津波で電源が喪失いたしましても、この自家発電装置によって、毎秒8.5トンの排水をフル稼働の状態でも16時間継続して運転できるというふうな電気設備になってございます。

41ページにつきましては、契約台帳でございます。さきの提案理由のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

次いで42ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第73号、越の浦ポンプ場機械設備工事の平面図でございます。こちらでも電気と同様に赤い部分が工事対象箇所となっております。平面図の一番左に書いてございます流入ゲート、こちらから水が流れ込みまして、その右側、除菌設備でつまりのもととなる、さまざまなごみを除きます。次に、ポンプで汲み上げて、一番右側、ここは赤い部分ではございませんけれども、吐出槽と書いてある部分、こちらのほうに水を吐き出すというふうなことでございます。その先が放流渠を通過して松島湾へと排水をいたします。放流渠の工事でございますけれども、J Rの線路下をくぐりますことから、J Rへの委託工事として別途計画をしております。

心臓部でありますポンプについては、直径、一番下ですね、雨水ポンプ口径600ミリの電動ポンプが1基、その上にあります口径1200ミリのエンジンポンプを2基、整備をいたします。現状の越の浦ポンプ場の能力の7倍を超える毎秒8.5トンの排水をいたします。これによって、周りの調整池の貯留とあわせて、越の浦排水区114ヘクタールに降る雨、1時間当たり44.5ミリに対応する施設として整備をいたすものでございます。

簡単ではございますが、議案第72、73号の説明を終了させていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君）　続きまして、議案第74号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。恐れ入ります。資料No.5の12ページをまずお開きいただきたいと思います。資料No.5の12ページになります。

工事名は27-復・交　北浜地区区画整理関連汚水枝線築造工事でございます。工事概要につきましては、後ほど資料No.19のほうでご説明申し上げます。契約方法、それから契約金額は、先ほどのご説明のとおりでございます。金額2億3,077万2,240円で中鉢建設株式会社仙台支店が落札してございます。契約期間は、平成28年6月30日までというふうにしてございます。

それでは、工事概要につきまして、資料No.19のほうでご説明申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。資料No.19の45ページになります。

この図は、汚水路線の平面図でございます。図面左上の工事概要をごらん願います。管路施設工でございますが、管路は、これはプラスチックリブパイプというふうに申しまして、硬質塩化ビニール管の外周面に凹凸を設けたパイプでございます。通常管に比べますと軽量かつ強度が高いという高機能管を使用しまして、軟弱地盤への対応を行うというものでございます。口径は200ミリ、延長は709メートルを布設いたします。組み立て1号人孔、いわゆるマンホールのはうは20カ所設置いたします。それから、補助工法、こちらは地盤改良工でございます。薬液注入によります地盤の安定化とCCP工と言いまして、深さ約10メートルから21メートルまで、これはボーリングを行いまして、硬化剤を噴射し土台を形成し、その上に汚水管を敷設するという工法を取り入れます。

平面図の4カ所に矢印がございまして、これはほぼ街区ごとに汚水を集水いたしまして、北浜沢乙線の汚水管に接続流入させる経路というふうにしてございます。

図面の右側の標準横断図、これは西側と東側の道路の布設図でございます。自然流下とするために、この管路は道路面の下約1.2メートルから3.5メートルに布設し、勾配を確保するというふうな工法にしてございます。

これまでに上水管の布設工事、あるいは下水道雨水管布設工事を発注してございまして、今回の汚水枝線工事の発注により、ライフラインの整備がおおむね完了するということとなります。本格的な北浜地区の区画整理事業の移転再築、こういったものの準備が整うというふうな工事になります。

46ページをお開きいただきます。

こちらのほうは、入札結果等を記載いたしました工事契約台帳でございますので、こちらの

ほうはご参照いただければというふうに思います。

続きまして、議案第75号「財産の取得」についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料No.5の13ページをお開きいただきたいと思います。資料No.5の13ページになります。

こちらは寒風沢地区災害公営住宅の取得でございまして、被災者の生活再建を支援するための災害公営住宅、こちらを取得しようとするものでございます。1の財産の取得、こちらは建物でございまして、下の表にございますように、1号棟から7号棟までの戸数11戸の住宅及び集会所を取得しようとするものでございます。取得金額は3億2,037万7,680円でございまして、相手方は独立行政法人都市再生機構でございます。

それでは、取得内容につきまして、恐れ入ります資料No.19のほうで改めて説明申し上げます。資料No.19の47ページをお開きいただきたいと思います。47ページになります。

左上の位置図をごらん願います。位置のほうは集落が形成されてございます南側の地区に盛土造成いたしました場所というところになります。

建物の内訳でございますが、住宅7棟及び集会所で、延べ床面積は823.89平方メートルというふうになります。全棟木造平屋建てでございまして、1号棟は2DK5戸の長屋というふうになります。2号棟から7号棟は3DKの戸建てタイプということになります。

平面図をごらんいただきますとおわかりのように、長屋タイプの1号棟を南側に配置しまして、1号棟を囲むように戸建て住宅とそれから集会所を配置してございます。特徴といたしましては、高齢者への配慮といたしまして、玄関まで全戸スロープ化いたします。このほか、引き戸の採用、浴室への段差の解消など、島民の皆様のご要望を反映いたしました住宅にしております。

今後であります、議決をいただきますれば、早速、10月中に内覧会、それから都市再生機構からの引き渡しを受けまして、10月末から入居開始を進めてまいる予定でございます。各ご都合に合わせながらも、できるだけ早く入居完了を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

48ページをお開きいただきます。

こちらのほうは取得金額の内訳というふうになってございますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

続きまして、議案第76号、同じく「財産の取得について」でございます。こちらのほうも資料No.5の14ページ、最終ページ、それから資料No.19の49ページでご説明申し上げます。

資料№.5のほうでございますけれども、同じく、財産の種類は建物でございます、こちらは1号棟から3号棟までの戸数5戸、さらに集会所を取得しようとするものでございます。取得金額は2億3,699万9,520円でございます、相手方は独立行政法人都市再生機構でございます。

資料№.19の49ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらの左上の位置図をごらん願います。位置は、こちらは船着き場にほど近い、島の南側の地区に造成しました場所というところになります。建物の内訳でございますが、住宅3棟及び集会所で、延べ床面積は432.03平方メートルとなります。全棟木造平屋建てで1号棟及び2号棟は、それぞれ2DK、3DK、2戸の長屋となりまして、3号棟は3DKの戸建てタイプというふうになります。

平面図をごらんいただきますとおわかりのとおり、北側に戸建てタイプ1棟を配置し、東側に長屋タイプ1号棟、2号棟、さらに南側に集会所を配置してございます。特徴といたしまして、これは寒風沢地区と同様に、玄関まで全戸スロープ化いたしておりますし、引き戸の採用、浴室への段差解消など、島の皆様のご要望を反映した住宅にしてございます。

こちらの今後につきましては、寒風沢と同様に、10月末から入居のほうの開始というふうに予定してございます。

50ページのほうは、これは先ほどと同様に、取得金額の内訳というふうになってございますので、ご参照のほうをいただければというふうに思えます。

説明のほうは以上になりますが、非常にお待たせいたしました災害公営住宅の取得でございます。一日も早く被災された皆様の生活の再建支援を進めてまいりますので、ぜひご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上になります。

○議長（香取嗣雄君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

それでは、これより議案第61号ないし第76号の総括質疑に入ります。13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第65号のうち、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業について、そして道路維持管理業務についての2項目について、総括質疑をいたします。

まず、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業については、この調査事業の調査の趣旨、基本

的な考え方をお聞きしたいと思えます。

また、資料番号19、18ページで、1の事業概要では、浦戸4島の架橋設置についての可能性調査と書かれており、2の現状と課題では、昨年9月定例議会での宮戸・寒風沢間の架橋設置についての可能性調査と書かれておりますが、4島間、そして寒風沢・宮戸間の架橋実現に向けての調査と捉えていいのかどうか、お聞かせください。

次に、道路維持管理業務についてですが、今回の補正予算が500万円、当初予算が2,200万円ですので、変更後予算が2,700万円となりますが、この補正後の2,700万では少な過ぎると思えます。市内を見渡すと至る所で道路の傷みが散見されますが、塩竈市として道路維持管理の基本的な考え方はどうなっているのかをお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から浦戸地区定住促進環境可能性調査についてご質問いただきました。

まず、趣旨であります、平成26年9月定例会における市議会の決議を踏まえた宮戸・寒風沢間の命の橋が1点であります、あわせまして、これまでの浦戸振興推進協議会、浦戸架橋推進協議会からいただいております架橋構想であります4島間の島内架橋の推進に関する要望について、架橋の実現に向けた問題、課題を整理し、関係機関と協議を進めるに当たっての基礎的な資料を収集するために、このような調査を行うものであります。

調査内容といたしましては、1つは、島民の方々の意向調査を初め、法規制等の現況調査や影響調査などを実施いたしてまいります。さらに、架橋構想について、現地調査を行いながら、想定される路線の選定、架橋の平面図、縦断図など、いわゆるペーパーロケーションとして概略の設計を行ってまいりたいと考えております。

本調査で実施するアンケート調査の考え方につきましては、具体的な内容については補正予算をお認めいただく中で精査を行ってまいりたいと考えておりますが、4島一体となった架橋の実現について、まず島民の皆様方が今どのような思いを持っておられるのかといったような意見等を聴取いたしてまいりたいと思っております。

なお、このようなアンケート調査の結果につきましては、さまざまな機会に議会の皆様方にもご報告をさせていただく予定であります。

次に、一般会計補正予算、特に道路維持管理についてのご質問でありました。

残念ながら、今ご質問いただきましたとおり、市内の各所で道路の傷みが大きい状況にあります。基本的には、東日本大震災で被害を受けましたものにつきましては、例えば災害復旧事業であり、あるいは復興交付金事業を活用して、できる限り市費負担なしで復旧・復興を進めてまいりたいということが基本になるものと思っております。

ただ、あわせて通常の道路維持管理についてであります。基本的には本市の直営での修繕と、道路施設等の維持管理業務として道路補修業者への委託と、2とおりの方法で実施をしてみたいと考えております。

主な業務内容であります。市道等の陥没、舗装等の補修、区画線等の復旧等に係る道路の維持管理業務を考えているところであります。また、側溝や路面の清掃業務、全体業務として通常の道路パトロールと災害時の緊急パトロール等もあわせて実施をいたしております。

業務に当たりましては、比較的小規模の陥没補修等については、繰り返しになりますが、基本的に直営、専門の機材が必要な補修や側溝清掃などにつきましては、職員の指示のもと委託業者が行うなど、日常から職員と補修業者がそれぞれ連携を密にしながら維持補修やパトロールを実施いたしてまいります。

補正予算が少ないのではないかとご質問でありました。今回、当初予算で2,200万円を計上させていただきましたが、9月見込みの執行額が既に1,700万円、約77%が執行しているという状況でございますので、今回、500万円の補正を計上させていただいたところであります。今回計上した補正予算につきましては、地区要望や今後緊急補修が必要となった箇所等の実施を当て込んでおります。

なお、この額で不足する場合につきましては、さらに12月補正等で補正をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） まず、浦戸の橋の関係ですが、各所に可能性という表現で出ているんですね。可能性調査というふうになってはいますが、可能性といいますと、一般的には、実現は無理かという、狭いという、そういう捉え方に、私の考えですけれども、達してしまうわけですが、いろいろ前向きで実現に向けて進むということによろしいのかどうか、お答え願いたいのと。それから、やはり4島間を結ぶことについては、なかなか無理があるんじゃないかと私は思うわけですね。近い部分もありますが、桂島は大分離れていますし。その辺でこれがかなり

無理があるのではないかと。どういうふうに捉えているのかも、そこをお聞きしたいなと思います。

それから、現実的には簡単といいますか、速いのは、宮戸と寒風沢間が近いと。これについてはかなり可能性は高いと私は思うわけですが、この辺の考え方もお聞きしたいと思います。

それから、一応、島間では、ある程度、橋に関しては温度差があるというふうにお聞きをしております。特に宮戸と寒風沢間については、関係ないということもないですが、離れている桂島の方とか、また考え方が違うのかなというふうに思いますが、例えば調査をする場合、それぞれの島の人たちがどういうふうを考えているのか、いわゆる結果が4島全体の意見ではなくて、それぞれの島でどういった意向があるのか、そういったことも含めて、調査するのであれば調査いただきたいというふうに思います。

それから、道路管理維持については、先ほど、いわゆる災害復旧関連、それから市の一般財源での維持管理とあるわけですが、いわゆる一般財源からの維持管理費が私は基本的に少ないというふうに思うわけですよ。この間、私事になりますけれども、選挙の関連で、富山県の方から、選挙の手伝いに来たいということで、運転手をしていただきました。そうしたら、塩竈は小さい、細い道もあるわけですが、急勾配もありますし、細いところもあると、何より驚いたのは、路面状態がよくないと。「ええ、こんなんですか」と、「富山県ではこんなのなんかどこを見てもありませんよ」と。私としてはちょっと恥ずかしさを感じたんですが。基本的なレベルが、レベルというような表現は悪いのかもしれないですが、捉え方が、いわゆる道路管理維持に関しては低いのではないかと。もう少しレベルを上げて考えていただきたいと思いますが、その辺のお考えについても、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 離島間架橋の基本的な考え方でありまして。これは議員の皆様方も今まで同様の認識を持ってきたはずであります。浦戸架橋推進協議会との話し合いの中では、まずは島内の4島の架橋を促進するということを前提にしてきたということでありまして。

今回、26年9月定例会で宮戸・寒風沢間というようなお話が初めて出てきたわけでありまして。先ほど、私がお説明させていただきましたのは、当然のことながら、この浦戸4島間の島内架橋を今計画を削除するというわけではないわけでありましてよね。当然、これらかもその道を模索して、もちろん膨大な事業費がかかるわけでありましてから、いつできるかということは別にいたしましても、これは島民の方々の夢、希望であるかと思っておりますので、そういったこ

とは前提条件として我々は考えていかなければならないと思っております。

そのときに、例えば今ご質問いただきました宮戸・寒風沢間だけかければ終わりですかというような話が当然出てきます。我々は、「いや、そうではないですよ」と。離島架橋については、島内4島を基本的には結ぶという前提で今までもご説明をしてきたということでありまして。

したがって、例えばであります、浦戸と寒風沢間に橋をかけると。それが将来の島内の架橋にどうつながっていくのかということについては、やっぱり行政としては説明する責任が私にはあるのではないかなと思っております。確かに、今ご質問いただきました野々島と桂島間、恐らく二、三百メートルの橋になるかと思いますが、でも、それを今までは前提にしてきたわけでありまして。でありますので、我々が今回調査するものにつきましても、全体の計画を見据えた中で、例えば優先すべきものが宮戸・寒風沢間ということで島内で意見の整理が済んだときに、これはこういう将来計画の第一弾として取り組むのですよということを説明する責任が我々行政にはあるというふうに私は考えております。

したがって、今回の計画についても、そのような前提で調査と申しますか、可能性についてまずは検討させていただくということを先ほどご説明させていただきました。

2点目であります。私も同じように、今回、市内を走りまして、まだまだ本市の道路整備が必要な場所がたくさんあるということについては同じ認識であります。ただ、前段申し上げましたとおり、災害復旧事業でという場所もまだ残されているわけでありまして。そういった場所を災害復旧事業をやるという前提のところを今補修するということは、これはやはり経費の無駄遣いになるのではないかと。そういったところについては、でき得る限り、国費を充当できる可能性を今後も詰めさせていただきながら、一方では、そういった可能性のないところについては、必要な維持管理については、お話しいただいたように、安全性を確保するためにしっかりやっていくべきではないかという考えであります。

今回は、500万円を計上させていただいておりますが、今前段、ご答弁をさせていただきましたとおり、全体予算をにらみながら、また必要額については予算を計上させていただく用意があるということについてはご説明をいたさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 橋の話ですけれども、私の話は、市長さんはちょっと若干誤解されているかなと思いますが、だめという話じゃなくて、4島一括というのは。ただ、私はやれるもの

からやっていったらいいんじゃないかと、一回で全部というのはなかなか難しいんじゃないかという、そういう考えでいるわけですね。ですから、4島間のあれでもそうですが、近いところからこつこつとやっていけばいいのではないかと私は思うんですが、それを一括してやろうとするから、大変なのではないかと私は考えるわけなんです。そんなわけで、やれるところからやる形で進めたらどうかというふうに思います。

それから、4島間については大分前の話であって、現在のいわゆる島民の方の話とは若干ずれがあるのではないかと私はちょっと察するんですが。そんな意味で、そういった住民のそれぞれのこれに対してどういうふうな考えでいるのか。その辺も吸収できるような調査にしていたければなというふうに思います。

それから、宮戸・寒風沢間については、これは東松島さんの宮戸さんの関係もあるわけですから、できればそちらのほうの意向調査も可能であればやるべきだと思います。

そんなわけで、やれる範囲で可能性として高いところから少しずつやっていただければなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私の説明もご理解いただきたいんですが、今回、実施設計ではないですよということです。今回、例えば宮戸・寒風沢間の橋の実施設計をやるという調査じゃないんだということをまずご理解をいただきたいということでありまして。全体をにらんだ中で、繰り返し申し上げますが、この第1期分として、しからば実現性が、可能性が十二分にあるのであれば、そのうちの第1期分として、この例えば今議員がお話した宮戸・寒風沢間にするかどうかということについても、それは島民の方々とお話し合いをさせていただきながら決めていくべきではないんですかということをお話しさせていただいているつもりであります。

したがいまして、今回のこの500万円については、実施設計という中身ではなくて、全体の姿を一回書いておいて、それらを島民の方々にごらんいただきながら、という思いでございます。

2点目であります。

私もこの件については、東松島市長と何度かお話をさせていただいております。東松島市長からは、こういうお話をいただきました。「あの地区については、災害危険区域の指定をしました。したがいまして、今、あそこにうちを建てるとか、そういったことはできませんよ」と。

したがいまして、今、東松島市として、塩竈市がかける橋については、道路整備をどうするかといったようなことについては全く検討はされていない。改めて、そういった段階が来ましたら、私からはぜひご相談に乗っていただきたい。それはお話しはお伺いしますというようなやりとりはさせていただいております。ただ、たしか1キロを超える区間があるはずでありますので、そういった道路整備というものも今後の課題としてまだ残っているということについて、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。（「質問終わります」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） 15番土見大介君。

○15番（土見大介君）（登壇） つなぐ会の土見大介です。今回は資料番号19の20ページ、議案65号内の浦戸地区集落再生促進施設運営事業について、いわゆる浦戸ステイ・ステーション、これについて総括質疑を1問行いたいと思います。

住民基本台帳によると、今浦戸4島の人口はことしの8月でちょうど400名ということになっております。一方、10年前、平成17年に立ち返りますと当時は696名、この10年間で約300名の人口が減少しているという状況であります。これは年間、もちろん30名ずつ減っているということになります。震災の影響、震災のときに一時期がくっと人口が減ったことはありますが、それを除いたとしても、年間25から30名という数で減少を続けているというのが現状としてあります。

そのため浦戸諸島は高齢化と人口減少というような原因により、地域としてなかなか自主活動が難しくなってきたというものが、皆さんもご存じのとおり、問題としてあります。そのため、定住促進というのは喫緊の課題というふうに捉えられております。

その中、浦戸ステイ・ステーション、これは浦戸の漁業、農業従事者の育成施設として、定住促進に対して非常に大きな期待を住民も、そして私も持っております。この浦戸ステイ・ステーションを通して多くの人たちがこの浦戸のよさを知り、集まり、そして浦戸の次世代を担う人たちとなる。そのようなことを強く期待しております。

その現状を踏まえまして、浦戸ステイ・ステーションの今後の運営について3点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、浦戸ステイ・ステーションに入ってくれる研修者の集め方とございますか、募集方法についてです。現在、浦戸ステイ・ステーションは、建物の改修が完了し、先ほどもご説明いただきましたが、10月から入居募集を始める。そして、11月から入居が始まるというような

状況になっております。しかしながら、浦戸諸島の、例えば認知度というものを鑑みることに、単に市の広報誌やホームページなど、もしくは求人情報誌などに情報を提供するだけでは、なかなか研修生を集めるというのは難しいんじゃないかと、正直、私はそのところを心配しております。

そのため、募集の前段階としまして、浦戸における産業従事もしくは定住に対する強い動機づけというものが必要なんじゃないかというふうに考えております。そのため、今後どのように浦戸の漁業、農業、もしくはこの地域というものをPRしていき、浦戸に住みたい、浦戸で働きたいというような人々をふやしていくのか。ここについて、まず最初の質問としてお聞きしたいというふうに考えております。

2つ目の質問としましては、実際に研修者の皆さんが集まっていたときに、実際、誰が浦戸の従事者たちを育成するのか。その指導者について、どのような検討をされているのかというところをお伺いしたいと考えております。

そして、最後の質問、3つ目になりますが、今後、この研修制度というものの定期的に、継続的に行っていくというふうに私は考えておりますが、今後、最初は、2年、3年と研修が続くと思いますが、それ以降、毎年、どの程度の研修終了生を輩出していく予定なのか。今後、塩竈、浦戸の人口減少というもの等を考えまして、どの程度の研修生を輩出していくのか、そこについても目標といいますか、考えをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

以上3点、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 土見議員から、初めてのご質問を頂戴いたしました。気を引き締めてご答弁申し上げたいと思います。

まず、浦戸の現状であります。先ほど、400名というお話をいただきました。私の率直な感想からすれば、恐らく400名もいないのではないかというようなことを危惧いたしております。ぜひ、島内から一度離れられた方がまた浦戸の島の生活に戻っていただけますような動機づけを我々行政のほうからいろいろご提案をさせていただきながら、まず、今浦戸を離れている方々がいかにまた浦戸に戻ってきていただくのかといったようなことを、やっぱり力を入れていかなければならないと思っております。

2つ目でありますが、人口減少の話とあわせまして、島民の方々が常に不安を持っておられますのが、残念ながら若い方々が少ない。誰が自分たちの生活を支えてくれるのかといったよ

うな不安、不満をお持ちのことは事実であります。我々も、例えば春休み、夏休み、秋休み、冬休み等に、今、例えば青山学院大学、山形大学といったような若いボランティアの方々が島にご支援に入っていていただいておりますが、これも年間を通してということではないわけでありますので、あわせて、やはり我々行政として若い就業者の方々が浦戸に定着していただける動機づけを何とか模索をしたいといったようなことを考えてまいりました。

実は、それが今回の浦戸地区集落再生促進施設運営事業というものではないのかなというふうに考えておるところであります。議員のほうからは、市のホームページや、あるいは広報紙だけでは足りないというようなお話をいただきました。私も、職員にもその旨は申し伝えております。例えば漁業就業者支援フェアといったようなところにこちらから押しかけて行って、このような施設を塩竈でつくりましたということを直接PRさせていただく。あるいは水産学校のほうに行って、直接高校生の方々にこういったお話をさせていただく。そういった努力も我々ももっとも必要ですよということも申し上げているところではありますが、今、議員のご質問を受けて、さらに強い動機づけとなるような募集活動を続けてまいりたいと思っております。

また、指導者というお話でありました。恐らくは、指導者については、私は漁業管理運営委員会というものが受け皿になっていただけるであろうということは期待いたしております。なぜかということではありますが、例えばこの施設で研修を受けられる方々が、将来、漁業を目指すとしたときに、漁業協同組合に加入できなくなかなか会員としての漁業従事ができないという現実がございますので、やはり管理組合のほうに指導をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

我々は、今第1回目でも5名程度の方々にご応募をいただきたいという思いでございます。ただ、なかなか収入の道が閉ざされるということでは応募しにくい環境にあるのかなということで、今回、提案をさせていただいております地域おこし協力隊として委嘱をさせていただく。この委嘱を受けた協力隊員は、おおむね1年以上、3年の期間で浦戸地区に居住し、農林水産業の研修従事をしていただくこととなります。この地域おこし協力隊員となる資格であります。居住を浦戸に移さないと協力隊員としての資格要件に欠けることとなりますので、必ず、まず浦戸に居住をしていただくということが前提となりますので、今、土見議員からご質問いただきました部分については、こういったことが一つの動機づけになる。

あわせてであります。先ほどちょっと申し上げましたが、今現在、浦戸を離れておられる、

そういった方々のUターン、Jターン、あるいはIターンなどで、ぜひまた島に戻っていただくという方々もあわせて獲得をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

このような施設を活用して、浦戸に定住いただくことはもちろんであります。あわせて、やはりこれからの浦戸の振興、活性化を考えますときに、定住は当然であります。やはり交流人口の拡大といったようなことについても、大変大きな課題になるものと思っております。例えば、この施設を活用して農業、漁業体験学習やエコツーリズム等の参加者を募っていく。あるいは島内で活動するボランティア団体、先ほど申し上げました青山学院大学、山形大学といったような方々の研修活動の参加者が将来、ぜひこういった島に住んでみたいというところまで意識を高めていただくようなこと。

もう一つは、小中学校の皆さんに、あんなにすばらしい自然が豊かな浦戸の島をぜひ体験いただく機会にこの施設を幅広くご活用いただきながら、将来の浦戸の定住、あるいは交流人口の拡大に向けて、この施設を最大限に活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） 市長、ご答弁ありがとうございます。初めてで、なかなか不足の部分もあったと思いますが、真摯に答えていただいて非常に感謝しております。

先ほど、市長がおっしゃっていた人口についてなんですけれども、私も選挙の期間中、大分足を運ばせていただいたりしましたが、実感として、基本台帳には400と書いてありますが、350いないんじゃないかという、正直なところはあります。現在これだけの人数ですから、今後もどんどん減ってくるという危機感を覚えているところであります。

今後、浦戸における農業、漁業従事者として、今、市長のお言葉の中に、浦戸出身者とか、浦戸ゆかりの方という言葉、キーワードがありました。私としましては、完全に外からの人を連れてくるのかなというのが最初の想定としてありましたので、非常に斬新に思ったのですが、浦戸出身者の方々に対して、浦戸ステイ・ステーションとしてはどのような形で動機づけを行っていきたいのかというところを、少し詳しい内容になってしまって恐縮なのでありますが、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） お答えいたします。

まず、Uターン者、浦戸の出身の方も、例えばでございますが、この地域おこし協力隊にご

応募いただくこともできてまいります。これは例えば農業、漁業、親御さんの漁業の跡を継ぎたいというような場合に、例えば近隣の仙台市、あるいは他県等々に行って、島に戻ってきたというような方もご応募できるような仕組みでございますので、この辺でまずご応募いただける方を募ってまいりたいというふうに思っておりますし、また、島に足を運ぶ中で、そのようなお話も現実的に頂戴している部分もございます。そういう方へもお声がけなどしながら定住の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） 川村課長、どうもありがとうございます。そして、市長もどうもありがとうございます。

市の長期総合計画としては、浦戸の生活環境の充実と産業交流の振興というものが盛り込まれています。私思うところに、日本三景松島の美しさというのは、湾内に点在する島々の景色、遠くから眺めた景色というものがあると思いますが、浦戸の美しさ、浦戸の魅力というのは、それに加えてそこに住む人々の営み、それが風景となってそれもすばらしいと私は思っています。そして何より、先ほど浦戸ゆかりの方という話もあったんですが、その浦戸ゆかりの方々にとってはかけがえのない故郷、そう思っております。今その環境が徐々に失われようとしているというところは危機感のあるところですよ。

先ほど、市長のお口からも言っていたこともあるんですけども、私も前回の議会の議事録を見ていたときに、ちょうど、市長の答弁としてありましたが、研修施設という特徴を生かして、子供たちに対する職業体験やもしくは短期就業体験というものを行っていく。そのことにより、定住促進はもとより、その前段階としての交流人口の増加というものを図っていく。ぜひとも、今後、こういう政策というものはよりリアリティーをもって実行していただくことにより、浦戸の人口の増加、もしくは減少を食い止めるというところに力を入れていっていただきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 先ほどに続きまして、日本共産党市議団を代表して、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」と議案第67号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」並びに議案第72号、73号について総括質疑を行います。

質問の1点目は、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」10億9,404万2,000円についてであります。その中で、災害公営住宅周辺歩行環境調査事業400万円が計上されております。先ほどの提案理由にあるとおり、錦町地区及び錦町東地区災害公営住宅における入居者が安全かつ円滑に移動できるため、西塩釜駅東口周辺のバリアフリー化に向けた歩行者環境調査を行うこととしております。

日本共産党市議団は、前段にも、そしてことしの6月の議会でも西塩釜駅へのエレベーターの設置などについて質問をまいりました。そこで、次の3点について伺います。

1点目は、歩行環境調査についてでございますが、佐浦町側でも行うべきだと考えますが、考えをお聞きいたします。

2つ目は、JR東日本との協議はどこまで行われているのか、お聞きをいたします。

3点目は、西塩釜駅の自由通路供用開始は昭和56年、1981年7月であります。既に築34年を経過しており、橋脚のさびなどが表面化して老朽化が進んでおります。この際、西塩釜駅のリニューアルもまちづくりの上で大事と考えますが、考えをお聞きいたします。

質問の2点目は、障がい者福祉施設整備に係る財政支援についてお聞きをいたします。

社会福祉法人あしたば会が県立の利府支援学校を卒業し、今後、10年後、障がい者福祉施設に通所希望者が14人と見込まれているとして、国・県・市に財政支援を求めてきました。天下みゆき県議も宮城県に働きかけてまいりました。市議会もご承知のとおり、障がい者福祉施設整備に係る財政支援を求める意見書を昨年6月議会全会一致で可決してまいりました。障がい者福祉施設整備に係る補助金は、本来ならば国が2分の1、県が4分の1、塩竈市が4分の1でありました。しかし、国は、補助を不採択といたしました。親なき後の入所施設の補助金などがこの事例をもってまた減額されるのではないかということでの懸念を有しております。

そこで、次の点をお聞きいたします。

国の障がい者福祉施設整備に係る補助金の当初予算総額はどのくらいだったのか、お聞きをいたします。

あわせしまして、障がい者福祉施設整備に係る補助金はどのぐらい今回削減されたのか、お聞きをいたします。

議案第67号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」1億7,925万5,000円のうち、新浜一丁目地区下水道整備事業、これは藤倉ポンプ場ですね。当時4億3,785万円で工事を行いました。それに対して、増設工事に係る物価上昇分2,915万5,000円を補正しております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、物価上昇分に伴う補正であります。先に契約変更を提案すべき内容なのではないかと思いますが、その辺の提案の仕方について、今回先になぜ補正だったのか、お聞きをいたします。

2つ目は、今回示された契約変更、これに伴った補正についての扱った契約変更について、いつごろの提案なのか、お聞きをいたします。

議案第72号、第73号、越の浦ポンプ場の電気・機械設備についてでございます。これは総額14億2,236万円でございますが、これについて伺います。

越の浦ポンプ場は、先ほどの提案理由や説明にもありまして、155ヘクタールの排水区域と3台のポンプにより、毎秒8.5トンの能力を持ち、平成29年6月竣工、9月の供用開始を目指しております。排水のため、当然ながら、JR仙石線の下をくぐって排出することになります。

そこでお聞きしますが、JR東日本株式会社との現段階での協議はこの事業との関連でどこまで進んでいるのか、お聞きをいたします。

以上で終わります。どうかよろしくお伺いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員から何点かのご質問をいただきました。

初めに、議案第65号「平成27年度一般会計補正予算」のうち、災害公営住宅周辺歩行環境調査事業についてお答えいたします。

前段、ちょっと言いわけがましい話になりますが、我々は復興交付金の効果促進事業費を活用いたしまして、いろいろ上がりおりに難渋をされている災害公営住宅居住者はもとより、駅を利用する方々の利便性、いわゆるバリアフリーのためにということで、今日まで復興局と協議をさせていただいてまいりました。当初はかなり前向きのご回答をいただきまして、ほぼ達成できるものと思っておりました。ところが、最近、このエレベーターを使うのは災害公営住宅居住者だけではないのではないかと。むしろ一般の方々の利用のほうが大きいのではないのかというような、そういったようなお話をされつつあります。そういったものを、我々、歩行者がどういった導線をたどってこのエレベーターを使うことになるのかということについて、きちっと説明責任を果たしたいということで、これも効果促進事業費であります。今回、このような予算を計上させていただいたところであります。

なお、ご質問の事業を実施するに当たっての住民の意向調査であります、あくまでも基本は災害公営住宅にお住まいの方々ではあります、あわせて佐浦町側にお住まいの方々等のご意見も聴取をしてみたいというふうに考えているところであります。

また、本調査を踏まえた後になります、いずれ施設整備につきましてはJRとの協議が必要になるものと考えております。そのような協議も踏まえた形で今回の調査を進めてみたいと思っております。

あわせて、自由通路の老朽化についてのご質問でありましたが、今後の課題と受けとめさせていただきますと思っております。

2点目であります。障がい者福祉施設整備に係る財政支援についてであります。

このことについては、議会からもご支援をいただき、県のほうに要望として上げさせていただきました。県から、厚生労働省のほうに予算の要求をいたしましたところまでは順調にまいったわけですが、その後、残念ながら、ゼロ査定という形になりました。先ほど、議員のほうから、補助率について、国が2分の1、それから県が4分の1、市が4分の1というお話でありましたが、4分の1は事業者が負担するという中身であります。したがって、市は手続的なものについてご支援をいただくということでまいったところでありましたが、残念ながら、国のほうではゼロ査定であったということでもあります。

この結果を踏まえて、6月23日に県から、あしたば福祉会、事業者であります。に対して、国庫補助がない場合でも、事業者が事業をする意欲があれば、宮城県は4分の1の負担については引き続き負担をさせていただきたいというようなお話があったようであります。事業者のほうでは、4分の3を事業者が負担するとなると計画が大幅に変わってしまうということで、あしたば福祉会のほうからは、塩竈市に対して県同様の4分の1の助成を塩竈市にお願いできないかという要望書が提出をされたという経過であります。

そういった中で、議員からのご質問であります、国のほうの予算がどうであったのかというご質問でよろしいわけですね。国の予算であります、この関連予算、平成26年度が178億円であったそうであります。これに対して、27年度は残念ながら、106億円という状況であったということについては、県のほうから確認をさせていただいたところであります。

次に、新浜町一丁目地区の下水道整備についてのご質問でありました。

今回、スライド条項という条項が実は請負契約の中にございまして、人件費、物価等が著しく高騰した場合については、そのスライド条項というものを適用できるということが契約の中

身に入っております。

それらを踏まえまして、そのスライド条項をどういった形で使えるかということについて、国のほうから一定程度方針が出されております。福島、宮城、岩手の被災3県については、このスライド条項の適用が可でありますということのお話をいただきました。それらを受けて、契約事業者が契約締結金額に対して、今現在、スライド条項を適用すると不足が生じますというようなことの申請がなされたところであります。この事業は、復興交付金事業でありますので、復興庁のほうにこういったスライド条項を適用していただきたいというような申請が上がりましたので、所要額を国のほうで認めていただきたいという申請を第12回として出したところであります。この申請が認められまして、国のほうとしては補正予算を計上して構いませんというお話がありましたので、今回、9月定例会にまず補正予算を計上させていただいたところであります。

当然のことではありますが、補正予算をお認めいただいた後に契約を締結するというのが、今までの我々のルールになっていると思いますので、今回、補正予算をお認めいただいた後に契約を締結させていただくということになるものと考えているところであります。

最後に、越の浦ポンプ場の整備に当たってJ R仙石線の下をくぐると、そういったところについて今J Rとどのような協議がなされているのかというご質問でございました。今日まで約2年間にわたり、J R東日本と協議を重ねてまいりました。今回、協議の結果として、鉄道をまたぐ部分につきましては、旅客の安全確保等の観点からの専門的知見が必要となるということで、J Rで受託をさせていただきたいというような内容になっております。したがって、塩竈市としては、J Rへの委託工事でこの部分を施工するというところであります。先ほど担当部長から、その考え方の基本についてはご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢委員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。西塩釜駅の対応について、全体の流れはわかりました。

ひとつ老朽化の問題については今後の課題ということですが、先ほど、私的な意見で恐縮なんですけど、やっぱり震災の後にも西塩釜駅の階段のちょうど覆っているボードが壊れたそうあります。それから、全体の橋脚もかなり傷んでいますので、これはぜひひとつ今後の課題として捉えていただいて、まちづくり、しかも、あそこは確か西塩釜駅の、たしか今度の日曜日、いろいろなイベントがあるようであります。そういう大事なところにもなりつつありますので、

ぜひ今後の課題の中でもご検討をよろしく申し上げます。

それから、障がい者の補助金の関係で、経過はわかりました。私どもが聞いた中では、県内で14の事業者が申請をしたということの中で2つしか採択されなかったというふうにお聞きをしているわけですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 平成27年度の社会福祉施設等整備補助金の事業採択であります。これも県のほうから聞いた数字ということでご理解いただきたいと思いますが、県が国と国庫補助協議を行ったものが14件とお伺いをいたしております。その中から、国庫補助採択となったものが2件という状況であるということを確認させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢委員。

○16番（伊勢由典君） 手短に済ませます。

県議会でもこの問題については県議会に意見書を出しまして、やはり福祉施設のこういった削減はやめるべしというような意見書を出しております。したがって、今後、障がい者福祉施設が十分整備できますよう、ひとつそういったことも含めて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思うところです。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 時間も押していますので、簡潔に聞きたいと思います。日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第65号「平成27年度一般会計補正予算」並びに議案第75号、第76号の財産取得について質疑をいたします。

第1点は、個人番号カード交付事業についてです。これは説明は先ほどありましたので、実際に28年1月から利用開始されることから、個人番号カードを交付するための予算2,116万6,000円が提案されております。個人番号カードの作成については、地方公共団体情報システム機構に委任するという説明がなされました。

マイナンバー制度実施前にもかかわらず、9月22日付の新聞報道で「サイバー攻撃100自治体標的に情報保護の弱点露呈」との見出しで記事が掲載されました。塩竈の市の名前は載っておりませんが、やはり多くの市民から個人番号の制度については多くの疑問が出されております。

また、日弁連の情報問題対策委員会の委員長の坂本 団弁護士も行政が行う漏えいなどのリスクを分析する特定個人情報保護評価も行政などで自分が自分で大丈夫だと言えばよく、歯どめにはならないという指摘もされております。

そこで、2点伺います。

1つは、基幹系ネットワークから情報ネットワークに個人情報をコピーなどで移し作業する場合には流出が避けられないと指摘されております。ここからの流出を防ぐためには、あらかじめパスワードで暗号化するなどの措置を講じることによって、万が一、個人情報が流出しても個人情報が見られないようにすることにしなければならないといわれておりますが、塩竈市の対応はそうなっているのかということをお聞きします。

それから、市民からも情報漏えいなどの不安を持たれている中で個人番号カードを始めるといっていますが、この実施に当たって、市長の基本的な考え方について伺っておきたいと思っております。

第2点は、港町地区津波復興拠点関連施設整備事業について伺います。港町地区津波復興拠点整備事業については、総額5億4,780万円として東日本大震災復興交付金事業で採択され、今回、そのうち1億2,000万円の予算で津波防災拠点施設の整備と同施設周辺のかさ上げ整備を行うとしております。そして、残りの部分は、4億2,780万円は債務負担行為の提案で、これは28年度の事業でやりますということが提案されているわけです。

伺いたいのは、これまでも当議員団がこれはやっぱりお金をかけ過ぎではないかということを書いてまいりました。改めて、この周辺の避難計画について、塩竈市の地域防災計画によれば、一次避難ビルの位置づけですけれども、津波避難ビルの確保として、1つはマリゲート塩釜830人、大型ショッピングセンターに2,450人、遊興施設に680人、倉庫会社に250人、大型ホテルに671人、合計で4,881人の収容の計画となっております。今回の避難施設は浦戸の方々の宿泊できる施設という位置づけで説明されてきたと私は認識しておりますが、5億4,780万円をかけるというものですけれども、どれぐらいの避難者を想定しているのか。先ほどもございましたように、浦戸の人口が減少しているということもございました。減少すればいいということではないんですが、そういう実態にある中でこれほどのお金をかける必要があるのかと。どれぐらいの避難者を想定しているんですかということをお聞きします。

もう一つは、東日本大震災の被害は宮城県だけでも北は気仙沼市から南は山元町までの沿岸部で大きな被害を受けました。被災した市町村でこういう同様の避難施設の建設及び計画を立

てているというところはどれぐらいあるのか、お聞きします。

次に、議案第75号、76号の財産取得でございます。今回の財産取得は浦戸寒風沢の災害公営住宅3億2,037万7,680円、朴島の災害公営住宅を2億3,699万9,520円で買い取るものでございます。先ほどの説明でもございましたように、これによって長い間待っている方々の入居が実現するよということになりますので、本当に安心できるものであります。

当初希望者の希望によって、寒風沢では11戸、朴島では5戸というふうに建設されてきたんですが、その希望どおりの入居になる見通しなのかどうか、お伺いします。

それからもう一つは、ことしの11月ごろに災害公営住宅の入居募集を行う予定と私自身は聞いてまいりましたが、そういう段取りでいくのかどうか、これについてお伺いしておきます。

特にこれから建設されるであろう北浜、清水沢、錦町東地区についても、できればやっぱり早目の募集をかけていくことが今後の行き先の見通しが持てるのでないかというふうに思いますが、できるだけ、11月段階での募集のあり方について検討していることがあればお聞きして終わりたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から、まずマイナンバー制度の特にセキュリティー対策についてのご質問をいただきました。私も余りセキュリティー対策については専門的な知見が少ないわけでありますが、今、まず本市としてどういった取り組みをさせていただいているかということについて、ご報告をさせていただきます。

本市におきましては、さきの6月定例会におきまして、塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例の議決をいただく際に、やはり同様のご質問をいただきました。具体的に申し上げます。まず、技術面でのシステムのセキュリティー対策であります。通信にはLGWANと呼ばれる独自の回線を使用いたします。外部からの通信を一切遮断する機能をシステム上に組み込むなどのセキュリティー対策が講じられているところであります。

さらに、データの連携を行う場合には、議員からもご質問いただきましたが、マイナンバーとは別個の符号によって行われ、送受信されるデータも暗合化されること。情報連携を行う情報のみを各機関が管理する中間サーバーと呼ばれる器機に保存した上で、各機関と通信を行う仕組みをとることにより、国などによる情報の一元化はされないこととなっており、重層的なセキュリティー対策が講じられるものと判断をいたしております。

また、私に対して、こういったことについてどう取り組んでいくのかというご質問であります。情報漏えいはあってはならないというのは申すまでもないことであります。マイナンバー制度における本市の個人情報保護の組織的体制についても強化をしていかなければならないものと判断をいたしております。具体的には、塩竈市電子計算組織管理運営規程及び情報セキュリティポリシーを定めて、セキュリティ対策のなお一層の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、マリゲート塩釜周辺に整備をしております避難デッキと避難施設整備についてのご質問でありました。どれぐらいの方が避難されるのかというご質問でありました。一次避難とは別に一定期間ということで今取り組んでいるところでありますが、マリゲート周辺で想定される避難者数であります。港町一丁目地区にお住まいの方々、臨港道路西ふ頭7号線を通行中の車両搭乗者、さらには近隣のショッピングセンター滞在者、そして、マリゲート塩釜を利用し、周辺を回遊している観光客などを対象とさせていただきます。最大避難者数は1,386人と想定をいたしております。このうち、マリゲート塩釜では1,202名を収容可能であります。残る184名の方々については、今回整備をいたします津波防災拠点施設に避難をいただく計画をいたしているところでございます。

次に、議案第75号、76号の財産の取得についてご質問いただきました。入居希望者は全員入居できるのかというご質問でありました。財産の取得を提案している寒風沢地区11戸、朴島地区の5戸を初め浦戸地区に整備する災害公営住宅につきましては、25年4月から5月にかけて、被災者の皆様を対象として実施をいたしました仮入居申し込みに基づき整備戸数を決定した経過がございます。また、仮入居申し込みの内容といたしましては、各世帯の状況のほか、希望する住宅の形式、間取りでありますとか、神棚の設置の要望、それから高齢世帯に配慮した玄関スロープ、浴室出入口の段差の解消などきめ細かなご要望を頂戴し、住宅に反映をさせていただいております。したがって、これらの方々には全て入居いただけるということで考えております。

2点目といたしまして、市内の方々の入居希望を11月に行うべきではないのかといったようなご質問でありました。今、担当部とこのような形で進めた場合の問題、課題について整理をさせていただいているところであります。そのような整理を行った上で、どうすべきかを判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 曾我委員。

○18番（曾我ミヨ君） 一つだけ聞いておきたいと思います。まず、11月に募集をかけるかどうかというのはちょっとまだわからないんですが、部内で今検討しているといいますが、私が心配しているのは、4年半も過ぎておりますし、やっぱり仮設やみなし住宅でいろいろ待っている方もいらっしゃると思いますし、健康状態で介護施設に行ったり、いろいろな変化がございます。

まず一つは、天下みゆき県議に県の調査を聞きますと、塩竈市の5月現在ですが、プレハブ住宅で10人、みなし仮設で180人、190人が今後の行き先がまだ決められていないという状況なんです。それは何でかということ、まず経済的に困っているということと、子供の学区の問題、それから進路の関係、190人が5月現在で、塩竈市だけですよ、そういう状況になっていると。それから、一番大きいのは、まだ災害公営住宅がいつまで完成するかどうかなかなか見通しが持てないということがあるんだと。だから、いつまでもずるずるというか、いつまでいられるかなという感じもあるので、それが天下みゆき県議が聞いた中での内容でしたので。

私はむしろ、ずっと一戸一戸、できた、募集、できた、募集ということもあるけれども、やっぱり皆さん、こういう塩竈で、清水沢と北浜と錦町東地区が建設することが決まっているわけですから、できればやっぱり早い見通しを持つようにすべきではないかと思いますので、その点だけ述べて、あとは委員会のほうに委ねたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それではお答えいたしますが、確かに本市のほうの災害公営住宅の整備戸数、全部で420戸というふうに計画してございます。現在のところ、着工に至る契約まで至っているという部分については、北浜の第2期分を除きましてほぼ終了している、いわゆる着工契約に動いているという状況でございます。ただ、最終的な整備戸数というものは、皆さんのご意向、やはりかなり変動がございます。昨年11月、12月でも2回ほどご意向調査をさせていただきましたし、今後とも調査を継続するという中で整備戸数はどうあるべきかというものは実は課題として残ってございます。そういったことも勘案してみましたときに、できるだけ早く、やはり皆様のご安心というものを構築しなければいけないということ、整備戸数をどういうふうにしていくかというようなところがございまして、この辺は早急に状況のほうを取りまとめまして、今後の方向性というものを模索していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。私からは議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」に関連して、4点、総括質疑を行います。

まず初めに、資料No.19の9ページ、9月補正では、平成27年度一般会計予算額が、補正前485億4,051万1,000円、補正額は10億9,404万2,000円、補正後、合計で496億3,455万3,000円となります。そのうち、復興交付金事業の補正額が9億145万円、災害関連の救助費として5,556万円、それから通常事業の補正として1億521万円の内訳になると資料をいただきました。

そこで、予算編成の今回9月補正の全体的な考え方はどのように考えるかということをお聞きします。

また、27年度当初予算の施政方針と方向性が同じなのか、お尋ねします。

次に、資料No.19の30から、復興交付金事業で北浜地区区画整理関連道路整備事業の3億円が計上されていますが、市道北浜沢乙線の雨水排水対策として、道路と側溝のかさ上げ整備、657メートルの区間を行いますとあります。この場所は、風水害のたびに冠水する場所ですので、この事業の期待する効果についてお聞かせください。

続いて、資料No.19の18ページ、通常事業のうち、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業550万円についてお聞きします。説明では、その一つの方策である浦戸諸島への架橋設置について可能性調査をするとあります。そこで質問は、このアンケート調査の方法についてお聞きしたいと思います。

終わりに、資料No.19の28ページ、通常事業である土木課の道路維持費、維持管理道路補修等の委託が500万円計上されております。市内各所の修繕、道路面、歩道、段差解消等、側溝の入れかえ等を行うということでございますが、この事業についてお聞きします。

なお、鎌田議員と同じ項目の質疑がありますが、総括質疑でございますので、お答えは割愛していただいても結構です。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から27年度予算編成の基本的な考え方についてご質問いただきました。ご案内のとおり、選挙の年には当初予算は骨格予算というのが今までの通例でありました。ただ、東日本大震災で4月選挙の時期がずれまして、今は8月末と

なっておりますので、今年度当初予算をご提案させていただく際に、いかに被災者の方々が厳しい環境に置かれているかということ考えたときに、当初予算から、例えば震災復旧・復興でありますとか、あるいは長期総合計画で遅滞なく事業を進めるものについては、予算を計上させていただきますということを基本とさせていただいたところでもあります。

ただ、政策的な新規予算については計上を見送らせていただいたところでもあります。そういったものを、例えば今回、浦戸の定住促進環境可能性調査といったようなものを、今回、9月補正で計上させていただいたという経緯でございまして、基本的な27年度の予算方針については全く変わっておらないということを申し上げさせていただきます。

次に、浦戸地区定住促進環境可能性調査については、先ほど鎌田議員のご質問にもお答えをさせていただきました。一定程度、浦戸の方々にもご理解いただけますような離島架橋計画というものをお示しさせていただきたいということでもあります。したがって、それらの方々のご意見も拝聴する。島民の方々の意思を最大限に尊重させていただきながら進めさせていただきたいというのが思いでございます。

順序が逆になりました。道路維持管理についても、先ほど鎌田議員からご質問いただきました。私自身も十分ではあるということは決して思っておりません。ただ、でき得る限り、国の予算、補正予算等々を充当させていただきながら傷んでおります道路の整備を促進してまいりたいという思いでございます。

それから、北浜地区の区画整理関連の道路整備であります。ご質問のとおり、たびたび通行どめという措置をさせていただいておまして、大変恐縮をいたしております。先日、降りました大雨の際にも、残念ながら、この道路をとめさせていただいたところでもあります。このような状況を抜本的に解消するために何か方策がないかということで、実はこの事業、復興交付金の効果促進費というものを活用させていただきご提案をさせていただきました。それは復興交付金を活用しております区画整理にアクセスする道路であります。それから、区画整理内に降った雨をこの道路の側溝で集約をする。したがって、この事業は効果促進事業ということで、ぜひ取り組みをさせていただきたいという提案をさせていただきましたところ、復興庁からは、おおむね認めていただきました。まだまだ細部にわたっては、こういったものは効果促進事業費じゃないのではないかなというやとりは中ではございますが、おおむね了解をいただきましたので、今回、延長657.5メートル、幅員12メートル50で、特に今までL形側溝ということでなかなか水が飲みきれない側溝でありました部分をU型側溝に入れかえをさせ

ていただきますとともに、道路の両側を暗渠で連携をしまして、それぞれお互いの側溝が満杯状況になりましたら、それらはポンプ等によって排水を行うということで、今後は大幅に冠水被害の解消につながっていくのではないかと期待を込めまして、今回、このような予算を計上させていただいたところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございました。

総括質疑ということなので、余り具体的な項目には入りたくなかったんでございますけれども、全体的な予算の考え方、施政方針どおりだということをお聞きしましたので、わかりました。

それから、今回の9月の補正では、北浜の区画整理事業に関連する市道北浜沢乙線の整備でございましてけれども、これは結構、3億円なので、金額的に大きかったので、お聞きしたということでございます。このところが、唯一と言っていいほど、塩竈で最後に水が上がる場所なので、これが解消すれば、ほとんど今までぐらいの雨量では塩竈では水が上がる場所がなくなるのではないかと期待して聞きました。

それから、浦戸の架橋のことについてでございますけれども、可能性の調査ということでアンケートをとるということですが、最初のアンケートをとるときに、こういう案ですよというものを念のためにアンケートをしていただく前に議会のほうにお示しいただけると、一緒になって考えてやれるという方向性が出てくるのではないかなと思うので、その辺のところひとつ検討していただきたいと思います。

それから、道路の維持管理費のことでございますけれども、去年も9月の議会で聞きました。9月になると、4月からの通常予算は大体9月に台風が来て全部使い切るといような状態が毎年続いておりましたので、ことしもそういう風水害が来ましたので、追加していただいたことはよかったなと思いますが、そもそもの金額が、もともとがやっぱり直すところが余りにもあり過ぎるから、復興期間中だけの年度に限っては、道路の補修予算というものは特別枠で通常の何もなしの補修予算の別枠、そういうような考え方をしないと、補修自体が追いつかないと思います。そういうことで、来年の予算編成のときの考えも今から言っておきたいと思ひまして、質問させていただきました。

改めて、お答えがあればよろしく願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 前段、鎌田議員の道路管理、道路維持補習の予算について、市長が答弁の中で、足らなくなれば12月にももう一度提案をするというふうなお答えをしたところに私どもも意を強くしておりますが、この前まで財政課長を担当しておりまして、非常に与えられた予算の中で最大限の効果が発揮できるように、それから市民の皆さんの、また議会の皆様方のご要望にお応えできるように、最大限の、本当に危険な場所に関してはパトロールと相まってすぐ対応できるような形で、今回、予算を計上させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

総括質疑ということでございますので、あとは各委員会で詳しくやると思いますので、きょうのお答えを聞いたので安心してやれるかなと思います。今課長が言われましたとおり、その次のことも考えていると。私もきょうの最初の質問で聞きましたけれども、財政状況が相当いいということをこれからの決算でやるわけですから、そのように市民生活上必要なところはどんどん補正予算で計上していただいて、いいものをつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第77号ないし第80号

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、議案第77号ないし第80号を議題とします。

監査委員には退席を願っております。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議題第77号から議案第80号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案はいずれも人事案件でございます。

まず、議案第77号は、「監査委員の選任について」でございます。現監査委員が本年9月30日、本日をもって任期満了となるため、その後任の監査委員を選任しようとするものでございます。後任には、塩竈市藤倉二丁目にお住まいの高橋洋一氏、昭和23年4月28日生まれを再任しようとするものでございます。

次に、議案第78号は、「教育委員会の委員の任命について」でございます。現委員5名中、1名の委員が本年10月4日をもって任期満了を迎え退任されますことから、その後任の委員を任命しようとするものでございます。後任には、宮城郡利府町加瀬字野中沢にお住まいの太田 忍氏、昭和19年4月4日生まれを再任しようとするものでございます。

次に、議案第79号は、「公平委員会の委員の選任について」でございます。現委員3名中、1名の委員が本年10月4日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には、塩竈市本町にお住まいの佐浦弘一氏、昭和37年10月1日生まれを再任しようとするものでございます。

次に、議案第80号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中、1名の委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には、塩竈市小松崎にお住まいの佐々木良子氏、昭和23年9月5日生まれを再任しようとするものでございます。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第77号ないし第80号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第77号ないし第80号については同意

を与えることに決しました。



日程第7 議員派遣の件

○議長（香取嗣雄君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明10月1日から13日までを常任委員会及び平成26年度決算特別委員会を開催するため休会とし、14日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10月1日から13日までを常任委員会及び平成26年度決算特別委員会を開催するため休会とし、14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。お疲れさまです。

午後6時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月30日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

平成27年10月14日（水曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成27年10月14日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君

市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	危機管理官 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 参事兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村 淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	産業環境部環境課長	菊池有司君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局 局長	安藤英治君	事務局 主幹	佐藤志津子君
議事調査係 係長	鈴木忠一君	議事調査係 主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本日の会議録署名議員には、5番阿部眞喜君、6番阿部かほる君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行ってまいります。小高 洋でございます。1年生議員として初めての一般質問となりますけれども、今議会トップバッターとして全力で頑張っておりますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

さて、1つ目のテーマは、子ども医療費助成の拡充についてであります。

国連の子どもの権利条約、これが採択をされたのが1990年、日本がこれに批准をしたのが1994年のことあります。1980年生まれの私が中学生のときには日本も批准をしたわけでありまして、権利条約には4つの柱が掲げられております。生きる権利、守られる権利、そして育つ権利、さらには参加する権利。この1つ目に掲げられている権利の中で、防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられること。こういったことが子供の権利として保障をされております。この権利は、当然ながら全ての子供たちに等しくある中で、しかしながら、実態としては批准国の間で、あるいはこの国内でも県や自治体によって大きく差がある。これが現状でございます。子供たちの健やかな未来を国が、そして県が、そして塩竈市がいかに保障をしていくか、このことは、子供の貧困率が16.3%、

およそ6人に1人、こういったところが貧困状態にこのある現状においては喫緊の課題であると、そのように考えるものであります。

こうした状況の中で、塩竈市におきましては、子供の医療費助成が通院の部分で小学校3年生を卒業するまで、入院が中学校3年生までということで引き上げをされました。先ほど述べた子供たちの未来をいかに保障していくか。こういった点で、平成26年度施策評価の中でも述べられておりますように、今世の中の雇用状況、非正規雇用の増大、賃金格差の増大、こういったものの中で大変にご苦労なさっている子育て世帯の負担軽減、こういったところに大きく寄与するものではないかと考えておりますけれども、その一方で、子どもの権利条約の中で定義をされている子供の年齢、これは18歳まででありますから、そういった点で、これからさらに、さらに発展をさせていかなければならない。こういった部分であることも事実であります。

そして、全ての子供に等しく与えられる、こういった権利という、この観点から見ても、所得制限がかかってくると、これが果たしてどうなのか。実際、家庭の事情でほかの自治体から塩竈に引っ越してきたら、仕事も何も変わらないのに、医療費助成がなくなった。あるいは別の方は、長期的に通院をしなくてははいけない。薬を飲み続けなくてははいけない。こういった障がいを持ったお子さんがいる。しかしながら、障がいの種類、重さ、こういった部分でこの障がいは数々の助成の対象にはなっていない。こういったお子さんをお持ちの方からも、お子さんの未来を親としていかに明るいものにしてあげられるだろうかと、必死になって、それこそこの親御さん、メンタルに不調を来しました。そして一生懸命働いたら結果として所得制限にひっかかってしまっていると。こういった悲痛な声もお聞きをしました。そういった中で、この所得制限という部分に大いに疑問が残るわけであります。

以上の観点から、まず1つ目に、現行では通院で小学校6年生、入院で中学校3年生までの助成制度を、まず通院、入院ともに中学校3年生のところまで拡充をしていくことについてどうであるか。財源など含めながら、見解をお聞きしたいと思います。

そして、2つ目に、実施時期というところになってくると、大体のところ、具体的にどういったことになってくるか、お聞きをしたいと思います。

そして、3つ目として、所得制限の撤廃というところ、仮になされた場合こういった見込みになるか、そのあたり含めてお聞きをしたいと思います。

そして、2つ目のテーマとして、子供の不登校問題についてお聞きをします。

子供たちの日常の中で、学校生活は家庭生活と並んで大変に大きな比重を占めるわけであり、ますけれども、学校生活の中で学校生活になじめない、また、さまざまな悩み、いじめ、親子関係、最近クローズアップされております発達障がいなどを初め、そういった障がいをお持ちのお子さん、さまざまな要因の中で、残念ながら、不登校という状態に陥ってしまう子供たちがおります。

学校生活は基礎的な学力を身につけていくとことと同時に、将来、社会に巣立ち、日本、そして、塩竈市の未来を担っていく。こういった子供たちが社会生活、集団生活の中で必要な能力を身につけていく場でもあります。不登校に陥ってしまったお子さんをいかに無理なく、そして本人や家族の状態、思い、こういったものを前提としながら、しっかりと不登校という状況から抜け出していただく。そして、それと同時に、不登校という状況に陥る前の段階から、学校あるいは各機関、そして市が連携をとりながら、子供たちの思い、悩み、こういったものを酌み取り、そして対応をとり、一人一人がしっかりと取り組める学校生活、これをもとにつくっていくことが肝要であると考えます。

そこで、まず1つ目として、不登校というところに関して塩竈市の現在の状況、小学校や中学校、こういったところでの具体的な人数あるいは割合、そして原因、こういったものを今どのように見ているか。そして、現状に対して今今とられている対策についてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、2つ目に、こうした現状を踏まえて、今後どういった対応をとるべきであると、そのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

そして、次に、3つ目のテーマ。これは学童保育の部分に関してお聞きをいたします。

本年の4月から、国の施策として子ども・子育て支援新制度が実施をされました。この新制度の中で、放課後児童クラブ、学童保育の部分では、放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格、員数、そして施設、設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めること。放課後児童クラブの改善にも消費税財源を活用し、量の拡充と質の向上を図ること。そしてまた小学校6年生まで対象と、このようになっておりますけれども、この制度の中で、ここ塩竈市においても小学校6年生まで対象となったわけであり、その一方で、先ほど述べましたけれども、全国的に働く人たちの賃金がなかなか上がってこない。不安定雇用がどんどんふえていく。こういった中で、共働きでなければ暮らしが成り立たない、この現状の中で、働きたくても放課後に子供たちをどうしたらいいのか。こういった観点から見て、

学童保育のニーズというものは表面的にも、そして、今働いていないお父さん、お母さんの中でも、潜在的な部分でも大きなものがあるだろうと、そのように考えますけれども、実態として、こうした新制度の中でこれら対象が拡充をされたこと。そして、そこに自治体ごとのシステムが追いついていないと、こういったことで全国的には待機児童という部分が問題となっております。

そしてまた、発達障がいや初め、さまざまな障がいを抱えたお子さんのケア、こういった部分で、職務の専門化あるいは複雑さがどんどんふえている。そしてまた、働き方として見た際の処遇、こういった点からもなかなか担い手が見つからない、職員の方々が不足をしていると、こういった実態も聞こえてきているわけであります。

ご家族から見れば、ご家族ごとに本当にさまざまな事情がある中で、放課後も子供たちが安心していただける場所がある。これは本当に重要な点だと思います。放課後児童クラブがその重要な役割をしっかりと果たしていくためには、こういったことを考え、そして実践をしていかななくては行けないか。この新制度が施行されてから半年以上がたちました。その今、ある程度、問題点などが見えてきているのではないのでしょうか。

そこで、1つ目として、対象となる学年の引き上げに際して、利用者は具体的に何人ほどふえたのか。もしいるならば、待機児童の有無や人数、そして職員の配置体制、こういったものの実態についてお聞かせをいただきたいと思えます。

そして、2つ目に、指導員さん、この人員確保と処遇の実態、この実態に照らしての今後の取り組みのお考えなどあれば、お聞きをしてみたいと思えます。

そして、最後に、4つ目のテーマとして、公園の現状についてお伺いをしたいと思います。

昨今、親子関係、あるいは友人関係、こういったものが希薄になりつつあると。こういったことが取り上げられることがあります。子供たちはおうちにいながらゲームをする、インターネットをする。あるいは公園で友人同士が集まっても、結局は携帯ゲーム機などを持ち寄って遊んでいる。こういった遊びを否定するものではありませんけれども、親子関係、あるいは友人関係、こういったものを醸成していく中で、たまには休日に太陽のもとで親御さんとお子さん、あるいは友人同士、こういったところで思い切り体を動かして遊ぶと、こういった場所が塩竈には少ないのではいかと、こういった声も上がっているわけであります。

そういった数々のお声の中で、伊保石公園、ここ以前はよく利用していたのが、このところ遊具の一部が使用禁止になってしまったと。子供をなかなか外で思いっきり遊ばせてあげら

れないと。こういったお声を聞きました。実際、ここ塩竈では、大型の公園という点では2カ所、伊保石公園と、そしてみなと公園、こういったところがあるわけでありますけれども、伊保石公園では遊具の老朽化に伴って、大型のローラー滑り台、こういったものが今使用できない。また、みなと公園は敷地の面積は大変大きいわけでありますけれども、緩衝緑地、こういった側面が強くてなかなか遊びの場としての側面が薄いと、こういった現実があるわけであります。そこで、1つ目として、伊保石公園、ここの遊具の現状、こういったところがどうなっているのか。そして、2つ目に、今後の整備計画あるいは新設計画、こういったところで何かあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

以上4つのテーマについて、お聞きをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小高議員から4点にわたってご質問いただきました。

初めに、子ども医療費助成についてのご質問でありました。

子育て世帯のお父さん、お母さんにとって、子ども医療費、大変大切な課題でございます。塩竈市におきましても、今日まで、子ども医療費の助成拡大に努めてまいりました。現在、外来につきましては小学校6年生まで、入院につきましては中学校3年生まで拡大をさせていただいたところであります。

また、問題の大切さを認識いたしまして、さきの市長選におきまして、私のマニフェストで対象年齢の引き上げを目標として掲げさせていただきました。今後、この公約の実現に向けまして一生懸命努力をさせていただきたいと考えております。

2点目であります。医療費の助成の拡充時期についてというご質問でありました。

拡大については、利用者数でありますとか、必要となる医療費助成費用、並びに財源を総合的にどのような形で負担をしていくかということが大切な課題であります。今後、これらの財源問題について取り組み、改めて目標として、達成時期について議会のほうにお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。できる限り早期に目標が達成されますよう努力をいたしてまいります。

3点目であります。医療費助成の所得制限の撤廃についてのご質問でございます。

前段にご質問いただきました所得制限を、例えば維持したまま外来分を中学3年生まで拡充した場合に必要な予算であります。おおよそ年間1,300万円と試算をいたしております。また、この際に所得制限を中学生まで拡充し、制限を撤廃した場合であります。追加して

さらに2,400万円が必要であると試算をいたしております。合計で3,700万円が必要となる見込みでございます。これまで本市では、子ども医療費助成拡充の財源として、前はふるさとしがま復興基金という、ある種限りがある基金を活用させていただいたところであります。基金運営が大変厳しい状況であります、対象年齢の引き上げにつきましても、引き続きこの基金を活用して財源に充当させていただきたいと考えております。

したがいまして、お尋ねの所得制限の撤廃につきましても、対象年齢拡充費用の約2倍の財源が必要となる現状でありますので、財源措置が大変厳しい環境にあるというふうにご覧いただいております。

次に、2点目でございます。子供の不登校問題についてご質問いただきました。

塩竈市の現在の状況と対応についてでございますが、不登校問題は、やはり家庭や学校及び本人の事情がさまざまに絡み合い、その対応が非常に難しく、かつ深刻な課題と理解をいたしております。

本市にとりましても、この問題解決は喫緊の課題でございます。現状と課題、そして、その対応につきましても、教育長よりご答弁をいたさせます。

3点目でございます。支援新制度に対応した学童保育についてのご質問ございました。

子ども・子育て新支援制度のもとでの学童保育の現状と指導員の体制についてのご質問をいただきました。対象年齢が引き上げられましたことで、入級児童はどの程度増加をいたしたのかという初めのご質問でありましたが、放課後児童クラブの対象学年は、ご案内のとおり、これまで小学校3年生まででありましたことに対し、今回、子ども・子育て支援新制度を活用いたしまして、塩竈市におきましても小学校6年生まで拡大をさせていただいたところであります。全国の自治体によりましても、学年を段階的に引き上げを行うところでありますとか、小学校3年生のままとしているところもございませうございますが、本市では、早速、今年度より新制度に対応するため、小学校での対象学年を6年生まで引き上げをさせていただいております。

入級児童数の推移でございますが、平成26年4月の児童数でございますが、全体で305人ございました。今年4月時点では349人となり、44名増加をいたしております。今年度増加した44人の学年ごとの内訳を申し上げます。1学年が6人、2学年が3人、3学年が9人と、低学年、いわゆる今までの3学年までと比較しますと18人の増加でありました。今年度新たに対象となりました4年生では24名、5年生と6年生がそれぞれ1名、高学年では26人の増とな

っております。このような児童数の増加に対応するため、4月から、本市では杉小仲よしクラブを1クラブ増設し、全体の定員を335名から365人に30人増員したところでございます。本年度の入学者数が349人でございますので、現在、待機児童はゼロという状況であります。

また、新制度のもとでの職員の体制あるいは変更点についてのご質問でありました。まず、昨年度までは放課後児童クラブの指導員として職種に区分かございましたが、新制度では、支援員と補助員という2つの職種に分けられました。支援員につきましては、保育士や社会福祉士、幼稚園・小学校などの教員免許を有する者、あるいは2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者などの資格要件がございます。いずれの場合も県知事が定める支援員の研修を終了する必要がございますが、現在、5年間の経過措置がございます。一方、補助員の場合につきましては、従来の指導員と同様、特に資格要件は必要ございません。また、資格要件のある支援員の配置人数であります。1クラブ当たり2名以上が基準となっておりますが、このうちの1名を除き、補助員をもってかえることができることとなっております。

なお、本市の職員配置であります。昨年9月に制定をいたしました塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に対する基準を定める条例及び12月に改正をいたしました塩竈市放課後児童クラブ条例で定めた基準に基づき、この4月から実施をいたしております。

職員の人員確保・処遇についてお答えをいたします。現在の職員の処遇についてでございますが、今年度から新たに設けられました支援員を確保するため、昨年度まで800円ございました指導員の時給を支援員としての資格がある場合には1,000円とさせていただきます。また、補助員につきましては前年と同額の時給800円でございます。

なお、放課後児童クラブの開設時間が平日は午後からの半日という勤務体制となっておりますため、フルタイムの勤務には適しない職種でございますので、このような時給制により勤務時間数に応じた報酬を設定させていただいているところでございます。このため、子育て経験のある主婦層の方々に数多く勤務いただいておりますケースがございまして、年収がご主人の税制上の配偶者控除の範囲内におさまるような勤務形態となっている状況でございます。

次に、伊保石公園の遊具についてお答えをいたします。

まず、遊具の現状についてでございます。伊保石公園には、市民の森区、自然探索区、子ども森区、ピクニック区と4つの区域でございます。そのうち、平成3年開設の市民の森区

には大型のローラー滑り台など10基、また平成12年開設の子どもの森区には大型の複合遊具など4基を設定させていただいております。これらの遊具につきましては、国の指針に基づき、毎年1回、有資格者による精密点検を実施しておりますほか、職員が日常点検の際に目視での確認を行っております。点検結果に基づき、可能なものについては修繕を行っておりますが、危険と判断されたものについては、現在、使用禁止の措置をとり、順次撤去を進めております。今年度は、ローラー滑り台を初め、2から3基の大型遊具の撤去を予定いたしております。

今後のこの公園の利活用についてであります。開園当初は、議員のほうからご質問いただきましたとおり、隣接する市町からの利用も考慮し、子供が活発な遊びを展開できる遊び場をコンセプトに幼児から小学校高学年に至る幅広い年齢層が楽しめる大型の複合木製遊具を中心とした整備を行ってまいったところであります。しかし、一般的には、遊具の耐用年数であります。木製がおおよそ8年と言われており、遊具の劣化が著しく、またその後の利用状況を鑑みますと、利用者層は大人の方々が中心となってきており、豊かな自然の体感やハイキングコースを利用したウオーキングを楽しむという利用形態が主流となりつつあります。このようなことから、今後の遊具の整備に当たりましては、例えば健康維持や体力増強を目的とした健康遊具の設置等につきまして、今後、検討させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

残余の部分につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、私のほうから、本市の不登校の現状と課題につきまして、ご答弁をさせていただきます。

塩竈市内の小中学校における不登校児童生徒の割合であります。平成24年度で3.0%、人数にいたしますと小学生31名、中学生98名でありました。平成25年度は2.8%で、小学生31名、中学生80名で、特に中学校で減少が見られました。平成26年度は2.5%で、小学生20名、中学生80名で、特に小学校で減少が見られました。平成27年度については、1学期までは、昨年度同時期より2名減の状況でありましたが、例年、夏休み以降に急増するところですが、本年度につきましては9月末の段階で昨年度同月よりも9名減少しているところでございます。

各校では、児童生徒が楽しく学校生活が送れるよう、わかる授業、魅力ある学校行事、信頼し合える学級づくり、児童生徒が主体的に取り組める体験活動に努めておるところでございます。

さらに、不登校傾向の子供についての定期的な情報交換、定期教育相談やチャンス相談に努めております。また、不登校傾向まではいかないものの、不登校ぎみになった児童生徒の対応については、学級担任を中心にサポートチームをつくり、一人一人の事情に合わせて、家庭訪問、電話での連絡、保護者への協力を求めるなどを実施しております。また、補充的な学習支援等を行い、個に応じた対応に努めてきております。

さらに、不登校が長期化した場合には、校長を初め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭がかかわっての相談や、状況により、塩竈市青少年センターのカウンセラー相談、けやき教室などへの通所を勧めるなど、関係機関等と連携しつつ、継続的に登校や学級復帰を促してきておるところであります。

また、教育委員会では、平成24年度の不登校の急激な増加状況を踏まえて、平成25年度からはスクールソーシャルワーカーの配置を週2回から週4回にふやし、学校や保護者の求めに応じて、より多くの事例に対応できる体制を充実させておるところであります。

平成25年度には、新たに指導主事とスクールソーシャルワーカーの2名が全ての学校を訪問し、各校における不登校児童生徒個々の状況を聞き取り、それぞれの事情に応じた対応策や再登校の手だてについて話し合いを進め、改善に努めておるところでございます。

今後の不登校の対応についてでございます。

不登校問題の解決に向けて、学校では子どもの居場所づくり、わかる授業、保護者との連携、積極的な家庭訪問などに教師が真摯に取り組んでおるところでございます。

教育委員会といたしましては、学校だけに任せるのではなく、強力に支援する体制をとるべく、大きく4つの取り組みに力を入れており、今後一層力を入れてまいりたいと考えております。

第1に、長期欠席者の早期把握と対応であります。

第2に、学校の取り組みを支援するための教育条件の整備であります。まず1つ目には、課題意識の共有と教員の資質の向上を図るため、年度当初、4月2日でありましたが、塩竈市内全教員を対象に研修会を実施し、不登校の現状と対応について指示をしたところであります。そして、きめ細かな指導のための適切な人的措置として、児童生徒への指導のための加

配の要請を県に対して行っております。あわせて、中1ギャップの解消ということで、小中のさらなる連携について推進をしているところであります。

第3番目に、学校における指導への支援であります。不登校状態から学校復帰を果たした事例を不登校改善事例集として作成・配付することで、改善の手法を学ぶモデルとして活用の奨励を進めているところであります。また、指導主事とソーシャルワーカーが市内全ての学校を訪問することで、改善に向けての方法を模索しているところであります。

4番目であります。関係機関との連携及び活用であります。子供や保護者に対して心理の専門的なアドバイスを提供する観点から、スクールソーシャルワーカーを配置して家庭へ訪問活動を行っております。さらに、青少年相談センターの学校心理士による相談や、所員による電話相談の実施、そしてけやき教室での適応指導など、多くの関係機関と連携しつつ、段階的な登校や学校復帰を図る体制の充実に努めております。さらに、これら関係機関のネットワークづくりと協力体制を強化し、実効ある取り組みに資するため、塩竈市不登校対策連絡会議を設置し、8月に第1回目の会議を開催し課題を共有できたところであります。

今後とも、不登校児童生徒を一人でも減らすべく努力してまいりたい所存であります。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） それでは、1つ目のテーマとしまして、子ども医療費の拡充の部分から、順次お伺いをしてまいります。

先ほど、現行制度の枠内という部分、あるいは財源という部分である程度のお話をいただいたわけではありますが、ここで挙げられましたふるさとしおがま復興基金、その部分に関して、あるいは全体的な子ども医療費の部分に関して、その財源構成をお知らせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 財源のふるさとしおがま復興基金の充当内容について、担当課でございます財政課のほうから答弁させていただきます。

27年度の当初予算の数字でございますけれども、子ども医療助成費の予算が1億2,683万8,000円、それに対しましてふるさとしおがま復興基金からは5,733万3,000円、5,700万の充当ということになっております。そのほかにつきましては、県の補助金ですとか、消費税の引き上げ分の充当、そういったものが財源の内訳になっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

5,700万円という部分に関して、ふるさとしおがま復興基金では、全体的に大体どのぐらいの額があるのかという部分をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

26年度末の残高は、先日からの決算の主要な施策の成果の後ろのほうに基金の3月末と5月末残高の表の中に記載してございますので、そちらのほうを後ほどごらんいただきたいということですが、27年度の当初予算でもふるさとしおがま復興基金から取り崩しをしております、当初予算編成後でございますが、全体では32億5,400万円でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

32億5,000万円という部分で、この全てが恐らく今回の医療費助成の拡充に使われるわけではないだろうと思うんですけれども、そういった部分で、この32億円というもので、その使い道といいますか、そういった部分を、何か振り分けのようなものがあるのでしたら、お教えをいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

ふるさとしおがま復興基金は、大きくわけて内訳3つございます。1つは、震災後、特別交付税もしくは全国のご意思をいただきまして積み上げたもの。今後の塩竈市の復旧・復興の事業等に資するための財源として使う分。これは一般分としてございます。そのほか、東日本大震災の復興基金交付金といいまして、国の特別交付税を財源とした積み立て分、交付金分というものがございます。これは全体で13億6,980万円という金額が国から来ました。最後、3つ目が津波被災住宅再建支援分と言いまして、塩竈市が今実際事業を実施しております津波被災住宅再建支援事業、この事業に充当するための財源として、こちらも交付税を財源としてきたものでございまして、これを基金に積んでおります。これが14億7,750万円という金額が、一番最初の金額ということでございます。

今後の使い道というか、計画のご質問だったかと思えます。津波被災住宅再建支援事業及び

先ほどの基金交付金、これは宅地防災対策支援事業なんかをメインに財源として使っているんですけども、これらが最初の津波被災が平成32年度末まで、宅地防災対策支援は平成29年度末までの事業の計画でございまして、これら2つの事業に対しての繰り出しを今後していくと。なお、一般分に関しましても、完全には賄い切れない計画でございまして、一般分からも取り崩しをしてふるさとしおがま復興基金全体をもって被災された市民の方々に対しての財源として今後使っていくというふうな計画になっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

現行の予算措置の枠内、あるいはふるさとしおがま復興基金の枠内で考えたときに、まず一般分という数字の中からある程度、さらに拡充分というところで捻出をしていけるのではないかなと思うわけでありまして、やはり限りある資金だということをおっしゃっておりますので、そういった意味では、後見的な財源を確保するということが今後必要になってくるのだろうというふうには思います。しかしながら、子供の健やかな成長、あるいは光ある未来、こういったところをしっかりと守っていく。これはやはり発展させることを前提に進めていっていただきたいと、そのようにお願いを申し上げます。

子供の貧困率、こういったものが非常に高くなっている。このことについて、これは親御さんが、例えば働いていないからだとか、こういったいわゆる自己責任論においては解決できない問題であります。非正規雇用の拡大、賃金格差、こういったものの中で、いわゆるワーキングプアと言われる世代も非常に増加をしている。子育て世代の労働状況が本当に今悪化をしている。こういった中で、安心の医療制度の構築は本当に喫緊の課題であります。先ほど来、市の財源構成といったところで何点かお聞きをいたしましたけれども、市の独自の体制に加えて、国あるいは県、こういったところの子育て世帯の援助、これが大変限られているというところもあると考えております。

そこで、少し観点を変わってお聞きをしてみたいと思いますが、市町村が医療費の窓口負担、こういったものに助成をしていく、あるいは無料化をしていく、こういった場合に国保の国庫補助金、こういったものが減額をされていく。こういったペナルティーがあるようにお聞きをしておりますが、そういった点、こういったものなのか、お考えがあればお聞きをしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま小高議員から国保の子ども医療費助成について、ペナルティーがあるのか、ないのかというご質問をいただきました。現実的に申しますと、国保の医療費助成を行っているというのは、国から見れば市町村の財政運営に余力があるという視点から、国が市町村に対して交付をいたします調整交付金の一部について減額措置をされております。

例えば今年度で申しますと、私ども、その金額について年間約550万円というふうに見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

財政的に余力が見られるというご答弁でありましたけれども、このペナルティーという部分、私個人の考えではありますが、本当に市町村のところでご苦労なさっている中で、こういったペナルティーを受けるということが、私としてはなかなか理解しにくい部分ではあるんですけども、そういった状況の中で、全国知事会、こういったところがペナルティー廃止を求め、そういった動きを見せておるところでありまして、総務省は、7月のところでありますが、厚労省への予算要望の中で、初めて項目を独立させて、早急に検討を行い、廃止するなどの見直しを要求したということもあったそうであります。子ども医療費の自己負担分についても、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいと。このように求めたそうであります。

ここはやはり市として、しっかりこのペナルティーに対して意見を上げていく。そしてさらには、国の助成制度の確立、こういったところを自治体としてしっかりと求めていただきたいと、そのようお願いを申し上げます。

次に、今度は宮城県との関係でありますけれども、平成26年の4月段階の話ではありますが、宮城県は3歳未満まで、これは全国で最も低い水準であります。この全国で最も低い水準の県の補助に対して、何かあればお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） さきほど、子ども医療費独自助成についてのペナルティーというお話をさせていただきました。私ども、毎年、春と秋に宮城県の市長会の会合がございます。その市長会の議題にペナルティーの廃止について、国に対して意見を申し述べられたいという要望をさせていただいているところでございます。

あわせまして、宮城県が独自に行っています低年齢、乳児のほうの医療費助成につきましても、対象年齢の拡大をしていただけるように要望をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小高議員から宮城県との関係についてというご質問でありました。

この子ども医療費につきましても、答弁の前段で申し上げましたように、大変大切な課題であります。宮城県市長会でも、毎年、この問題については提案をさせていただいております。宮城県、13市ございますが、13市の中でも、実は対応がばらばらであります。依然として就学前、あるいは小学校3年生、あるいは小学校6年生、そして中学校3年生まで全て入院、外来とも拡大しているという自治体もございますが、ばらばらであります。実際、こういった制度をご活用いただく方々の立場になりますと、地域によって違うというのは、我々も大変申しわけなく思っております。そういったことで、宮城県市長会を代表いたしまして、奥山市長が宮城県知事に面会をさせていただきまして、問題提起はさせていただいております。

小高議員言われたとおり、非常に全国的にも低いということについては、知事も重々認識をされておったようであります。知事からは、これは県、市を超えて、ぜひ、まずは国のほうが制度構築をしっかりとやるべきではないかというようなスタンスで、国のほうに、奥山市長並びに村井知事のほうからご要望を上げさせていただいたというふうにお伺いしているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。市長、そのようにおっしゃいましたけれども、一部負担の有無という問題はあるにせよ、47都道府県のうち、就学前まで実施しているところで25都道府県あると。所得制限なしも17都道府県までふえております。そういった中で、この県の姿勢に対して、県内の全市町村、拡充を求める意見書を採択した経過もございます。さらに言うならば、県内の県歯科医師会、医師会、病院、診療所、幼稚園、保育所、市民団体、こういったところが、715団体が拡充を求める署名を知事に出した。県議会には拡充を求める請願を提出した。こういったことも聞いております。

日本共産党県議団、塩竈選出の天下県議初め先頭に立って、県議会においても拡充を求めてまいりましたけれども、所管の県議会の保健福祉委員会、2年にわたって継続審議という実態があり、たなざらしとされたわけであります。ことし6月24日、この請願者の代表の皆さ

んは、改めて採択をしてくれと、この要請を各会派に行ったそうでありましてけれども、先日、9月25日の保健福祉委員会、自民党の皆さん、公明党の皆さんなどの会派によって、さらなる継続審議となったという経過をお聞きしました。つまりは、この請願は、選挙ですから、採決もされずに廃案となるわけでありまして。その一方で、拡充については、県の保健福祉部も2年間、予算要求をしてきたと、こういった経過もあったそうでありましてけれども、この願いに対して、県、県議会の与党会派はこの切なる願いに背を向けたわけでありまして。

市としても、国や県の姿勢の中で大変ご苦労なされておられるのでしょうかけれども、例えば再度意見書を上げていく、あるいは広域のところで連携をはかりながらしっかり求めていくということ強くお願いをしたいと思っております。市独自の助成を発展させることと同時に、国や県に対しても市から強く要請をしていく。現行の財源、制度の枠内で話をしてしまえば、なかなか拡充の話にはなっていないわけでありましてけれども、塩竈市の未来、国の未来も担う子供たちの健やかな成長に寄与することは、先ほども述べましたとおり、平成26年施策評価の中でもお認めのように、大変重要な施策であります。定住促進という観点からも大きな効果があると、そのようになっております。

そして、ふるさとしおがま復興基金、この枠内でもある程度、あるいは決算委員会の中でも比較的塩竈市の財政は堅調に推移しているのではないかと印象を私は持ったわけでありましてけれども、そういった点で、財源上の問題とおっしゃいますけれども、ある程度、政策上の決断をいつするのか。こういったところも今この時点で話をさせていただければと思います。

市長、もう一度お聞きいたしますけれども、中学校を卒業まで拡大することはいつごろと考えるか、所得制限を撤廃させていくことについて具体的にお示しいただくことはできないでしょうか。ぜひ、子育て世代の皆様にも未来の展望をお示しいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 充当財源についてでありますけれども、先ほど、担当課長はそれぞれの財源の総枠についてお話をさせていただいております。既に使用した部分については、細かに話をしておりません。恐らくはというか、私が確認しております限りは、使える財源というのは本当に限られております。そういった中でも、塩竈市では26年度から小学校6年生まで引き上げをさせていただいた。先ほど申し上げましたように、27年度予算で5,000万円を超える基

金の取り崩しをさせていただいたということをお話をさせていただいております。ただ、ご提言の中学生までの拡大については、私も真摯に対応させていただくということは再三お話をさせていただいておりますし、時期も、でき得る限り早い時期にということについては、今後しっかりと検討させていただきたいと思っておりますが、所得制限については大変厳しいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。この拡充に関しては、今後も引き続き取り上げてまいります。予算編成の段階で、一般財源というところも含めて、しっかりと予算を確保しながら、対象年齢の引き上げ、あるいは所得制限を緩和していく、撤廃をしていく。これはつまり、子供たち、子育て世代の未来を開く、こういった施策であります。今、子育て世代は賃金格差、不安定雇用、この中で本当に苦しんでいる。こういった世代、そして塩竈の未来をつくる子供たちの医療のあり方、これを一番身近な行政である市が応援しないでどうするんだと。子育て世代の思いをしっかりと背負って、これは何としても進めていっていただきたいと強く求めまして、次に移ってまいりたいと思います。時間がないので、次に移ります。

不登校の問題でありますけれども、先ほどおっしゃられた塩竈市の実態、これは本当に喫緊の課題であります。割合の部分、お聞きはしませんが、宮城県として、まず全国でも大変多い。その宮城県の中でも塩竈市は割合として多い。この要因として、本当にさまざまなものがあると思うんですけれども、先ほどおっしゃられました対応として、欠席2日目ぐらいからしっかりと把握をして聞き取りを行っていく。こういったこともおっしゃっていただきました。こういった予防療法的な部分は、早期のケアが本当に大事な部分だと考えますので、児童、あるいはご家庭、さまざまな事情にどこまで踏み込むか、この点にご留意をいただきながらしっかりと進めていただきたいと思っております。

順位が大事なわけではありませんけれども、たしか、神奈川県でワースト記録がずっと続いてきた。こういった中で、こういったような施策を進めて、ワーストから脱却をしたということもあったかと思っております。これは大変有効な施策だろうと考えるわけではありますが、スクールソーシャルワーカーさんの対応、青少年相談センターでの対応、あるいはカウンセラーさん、これは県への要請という部分になってくるわけではありますが、例えば各学校からの要請、人数、あるいは頻度的な部分で、どの程度充足できているものなのか、完結にお伺いをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（高橋義孝君） ただいまご質問いただきましたが、いわゆる各学校に置いているスクールカウンセラーのまず配置の日数でございますが、市内の小学校においては、月見ヶ丘小学校を除いては、2週間に1日、1回でございます。月見ヶ丘小学校は、昨年度から要望が強いところがございます、ぜひ毎週、スクールカウンセラーを配置していただきたいというようなことがございまして、1週間に1回と、このような状況になっております。

また、市内の中学校においては、従来、カウンセラーを週1回設置している。その週1回といたしますのが、朝の時間から夕方いっぱいまで。カウンセラーさんによっては、勤務時間外であっても、最後のまとめをして、校長、教頭にカウンセラーの一日のカウンセリングの内容について情報提供があったりなど、そんな感じで務めていただいている状況でございます。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、この活用事業が始まったのが震災以降でございますが、このスクールソーシャルワーカーにつきましては、これは活用事業ということで県との委託事業で実施しているわけでございますが、先ほど、教育長のご答弁にございましたとおり、平成24年度は週2回程度の、これはあくまでも平均の回数ということでご理解いただければというふうに思うんですが、週2回程度の予算しかもらえなかったというところございましたが、24年度の増加状況が、知らされたのが25年度の秋でございました。その時点で、先ほど来話題になっておりましたが、宮城県がワーストになったと。それに伴って、市の状況も踏まえたところ、非常に多かったということがございます。

その急増を踏まえて、その状況を踏まえて、スクールソーシャルワーカーの回数をやはりふやして、学校からの求めに応じて、対応しなければいけないということで、大きくは改正についてはそんなところがございますが、スクールソーシャルワーカーとカウンセラーの違いがございまして、カウンセラーさんにつきましては、どちらかといえば、とにかく学校に待機して相談に応じるということで、家庭訪問まではなかなかできないという実情がございます。ただし、スクールソーシャルワーカーさんにつきましては、本市においては青少年相談センターを拠点としておりますが、学校からそこに対してスクールソーシャルワーカーさんの求めが、来ていただきたいと、相談したいことがあると、まず学校のほうから求めがありまして、学校に訪問し、そこから状況によって家庭訪問していただきたい、保護者の方と会って相談していただいて、子供の不登校の改善を図っていただきたいんだと、相談に乗って

いただきたいんだというような、そういった動きが発生すると。そういうような状況になっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。やはり、これは絶対数として足りていない部分があるんじゃないかと、こういった思いがやはり拭い切れないわけでありまして。なかなか人数として減少しつつはあるようなご答弁でありましたけれども、やはり数として見れば大変多いという中で、絶対数が不足というところもあるのかなというふうに考えております。

また、実際学校で子供たちと向き合う先生方、この先生方の業務が大変多忙である。その中で、さらに専門的な知見を多く求められてくると。こういった状況がある。あるいは非常勤の先生方が本当に多くなってきている。こういった中で、日常の教科指導に加えて、こういった部分の対応に追われるというところもあるのかなというふうに思っております。やはり、根本的な部分で、解決を図っていくためには不登校に至るさまざまな要因の中で、専門家の方々、日常業務、人数体制、こういったところをしっかりと市として考えていただきながら、不登校に陥る子供たちを出さないために、今後もぜひとも多いに取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、学童保育の分野に移ってまいりたいと思います。先ほどのご答弁の中で、小学4年生の部分で20数名、5、6年生で1人ずつというところが増加をしたとおっしゃいましたけれども、これが果たして、じゃあ、来年度どうなるのか。今年度の5、6年生、もともと学童保育を利用していなかったそうですから、すぐすぐ利用というところにはあらわれてこなかったんだろうと。これが来年となると、今の4年生が5年生になる。その20何人の部分である程度スライドしてくる。再来年はさらにふえてくるという中で、人数的には、来年、再来年とある程度増加していくことを見越さなければいけないのかなというふうに思っておりますけれども、そういった状況の中で、新制度に伴って創設された資格を満たす方々、あるいは補助員の方々、こういったところをしっかりと確保していかないと、なかなか難しいだろうと、そのように考えるわけでありまして。

そして、お聞きはしませんが、この利用人数とは別の観点で、その新制度の施行という中で、発達障がい、そういった障がいをお持ちのお子さん、こういったところの体制づくりというところも大変ご苦労をなさっているのではないかというふうに思っております。

そういった点で、今回の広報にも載ってございましたけれども、その募集に対しての応募、専

門職であります支援員の方、補助員の方々、そうですけれども、やはりある程度専門的な知識も求められてくるだろうというふうに考えております。そこに対しての時給1,000円、あるいは800円というところの処遇、ここが少しひっかかってくるわけでありまして、例えば常勤の職員としてある程度働いていただいて、しっかりと職責を担っていただくと、こういった部分について、お考えがあるのであれば、短くお答えいただきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま仲よしクラブの指導員、常勤での雇用というお話をいただきました。先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、開級が午後半日ということでございまして、常時雇用というのは非常に難しい職種であるということをご理解をいただければというふうに思います。そのような中で、資格をお持ちの支援員の皆さんを確保するためということで、今年度から、ささやかではございますけれども、賃金の面で処遇を改善させていただいているということでございます。今後とも、確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。新制度施行の1年目ということで、やはり改めて課題が大変多いなど、そのように感じるわけでありまして、抜本的な部分として、運営体制において、量的な拡充と同時にしっかりと子供たちに向き合える人材の確保、これをしっかりと果たさなければならないということだと思います。ただ、ただ受け入れの場を整えたと、制度ができたから整える、受け入れていくだけではなくて、運営体制においては、この量と質の部分をしっかりと両立をしていただきたいと思っております。雇用が不安定で高い専門性を求められる。この部分でなかなか担い手が見つからないということもあるのだろうと、そのように思いますけれども、やはり職責をしっかりと担っていただくために、皆さんの生活をしっかりと支えていただきたいということをお願いいたします。

そして、時間がございませんので、最後、公園の整備の部分、一言だけ申し上げますと、やはり新設あるいは整備というところで、財源という部分でご苦労なさっているのだと思っておりますけれども、やはり若い子育て世代のお父さん、お母さん、塩竈は子供と遊ぶ場所が少ないと、こういったことをお聞きしておりまして、先ほど、伊保石公園の状況もご説明をいただきました。震災や遊具の経年劣化、私も状況は理解いたしますけれども……

○議長（香取嗣雄君） 小高議員、時間ですので。

○17番（小高 洋君） わかりました。

子供の遊びの場をしっかりと考えてほしい、そういった点で、公園のあり方、こういったものをしっかりと見直していただきながら、子供たちが安心して遊べる塩竈市、これをしっかりとつくっていただくことをお願い申し上げまして、時間が過ぎましたけれども、私からの質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、小高 洋君の一般質問は終了いたしました。

10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 私は市民クラブの志賀でございます。改選後初の一般質問となります。限りある時間内での質疑応答であり、復活したケーブルテレビ中継を通して、市民の皆さんに現在の塩竈市の抱えている問題、現状の理解をしていただける数少ない機会でありますので、当局の回答におきましても端的にはっきりと、そしてゆっくりとわかりやすい言葉での回答をお願いいたします。

私の今回の質問は、大きく分けて2点についてであります。1点目は、情報公開についてであります。そして、2点目については、大震災後の瓦れき処理問題についてであります。

1点目の情報公開についてであります。これは2つほどございまして、議員の問い合わせまたは調査に対しての担当課の対応についてお聞きしたいと思っております。そして、2点目としては、市民からの情報開示請求に際しての対応についてお聞きしたいと思っております。

大震災後の瓦れき問題につきましては、まず連絡協議会の請求内容の確認、これをどうされたのかお聞きしたいと思っております。そして、2点目といたしましては、今回の市長選におきましては、市民に対するこの問題についての佐藤市長の説明責任についてはどのようになされたのかお聞きしたいと思っております。そして、さきの8月3日の臨時議会におきまして、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の委員長報告の中に、当局に対して再調査を求めた案件が幾つかありましたが、その後の当局の対応についてお伺いしたいと思っております。さらに、この中にも含まれていますが、外部監査の導入という点についてもお伺いしたいと思っております。以上で、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から2点についてご質問がありました。順次お答えいたします。

まず、情報公開についてであります。

お問い合わせの内容が調査についてのご質問であったかと思えます。市の行政のさまざまな課題、問題についての調査についてのことかと思えます。本市のみならず、地方自治法の中身をご説明させていただきます。

議会に対しましては、地方自治法第100条において、地方公共団体の事務について調査を行うことができる旨の規定があり、いわゆる100条調査権の中で議会の調査権が認められております。また、同法98条に基づく事務の執行に関する調査等が認められているところであります。議員個人に対しましては調査権というものは認められておらないところであります。

したがいまして、議員の皆様が議員活動を行う中で、事業、事務についてお問い合わせや情報や資料の提供をお求めになられる場合におきましては、その都度、執行機関といたしまして、信頼と協力が得られますよう誠実に情報提供を行っておりますとともに、詳細な行政情報の提出が求められた場合につきましては、個別のケースに応じて情報公開条例に基づく手続をとっていただく中で、適切に情報提供を行わせていただいております。

次に、市民からの情報開示請求に対する対応についてでございます。

本市は、平成10年9月に情報公開条例を制定いたしております。その目的は、市民の知る権利を保障することをもって市民との信頼関係を深め、市政への理解と参加を促進し、公正で開かれた市政の実現を目指すものであります。市民の方々から公文書の公開の請求があった場合につきましては、本条例の趣旨にのっとり、定められました手続に基づきまして、適正な情報の公開を行っているところであります。また、あわせてどのような市政情報を誰に公開したのかにつきましても、市政情報の一つとなりますことから、一連の公開手続を記録として保存し公表する責務がございますので、その内容につきましては、個人情報を除き、ホームページ上で公表をいたしているところでございます。

今後とも、市民の皆様方から求められました情報の開示請求に対しましては、誠意を持って適切な情報開示に努めてまいります。

瓦れき処理問題についてのご質問でありました。

連絡協議会の請求書の内容確認についてのご質問でありました。本市では、震災廃棄物の処理に当たり、塩竈市災害復旧連絡協議会と協定書を締結し業務を委託いたしました。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の質疑の際にもご答弁を申し上げさせていただきましたが、契約の相手方が協議会でありますので、協議会からの報告書が正式な書類となり、この書類

で業務の履行を確認した上で支払いをいたしているところでもあります。

なお、当該年度の決算や国の会計検査等も終了したところではありますが、一部、市の書類上で数値数量に誤りがあったところにつきましては、現在、提出しております実績報告書の訂正につきまして、国・県と協議を重ねているところでもあります。

次に、市民に対する説明責任について及び特別委員会委員長報告にあった再調査についてのご質問でありました。

まず、市民に対する説明責任という中で、私が今回の市長選でどのような対応をしたのかというご質問でありました。適宜、こういった瓦れき処理の問題については市民の方々にご説明をさせていただいたところでもあります。また、対立する候補者の方が委員長報告書を市民の方々に大配布をいただいたようでもあります。市民の方々からもそういった内容にお問い合わせがございました際には、誠意を持って内容についてご説明をさせていただいたものと考えております。

次に、100条委員会の調査権に基づき提出された資料ではありますが、市議会が告発したことを受けまして、臨時会終了後、警察に書類の提出が求められており、現在、閲覧ができる状況にはございません。また、100条調査権により提出された資料でございますので、その後の閲覧につきましては、各資料の所有者の了承が必要と考えております。

さらに、ただいま申し上げましたとおり、数値の誤り等があった部分につきましては、国・県と協議を重ねているところでもあります。今後、一定の取りまとめができました時点で、まずは議会へ報告をさせていただき、その後に市民の皆様にも本市の対応を明らかにし、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、外部監査についてご質問いただきました。実際の外部監査、ご案内のとおり、地方自治法第252条の27に規定されております包括外部監査と個別外部監査の2種類がございます。

まず、包括外部監査ではありますが、年度ごとに契約を締結し、契約を締結した外部監査人が特定のテーマを定め監査を実施するもので、平成25年3月末時点で全国の1,789自治体中、120の自治体で制度化されているところでもあります。なお、都道府県、政令指定都市、中核市につきましては、既に契約が義務づけられており、その他の市町村は、条例を制定することにより導入が可能となります。条例による包括外部監査を導入している自治体ではありますが、全国で12自治体となっております。

また、個別外部監査ではありますが、住民等から監査の請求があった場合、その事案について

個別に外部監査人との契約を締結し、監査を実施するもので、条例を制定することにより導入が可能となります。同じく、平成25年3月末時点で185自治体で条例を制定いたしております。今申し上げました185自治体には、都道府県、政令指定都市、中核市108を含むものであります。個別外部監査の実施に当たりましては、その都度、議会の議決を必要とすることもあり、実際に個別外部監査の契約を締結しておりますのは、現在、5自治体にとどまっているようであります。

以上のような状況でありますので、外部監査の導入につきましては、他自治体での事例や費用対効果も踏まえ、今後の課題とさせていただき、本市のような規模の自治体でどのような監査制度が望ましいのかを検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

簡単にさせていただきましてありがとうございます。おかげで十分、質問の時間ありますね。

まず最初に、大震災のほうからちょっと質問させていただきたいと思います。

まず初めの質問の中で、連絡協議会との請求書の内容確認についてというところですが、一部誤りがあったところについて、国・県と協議中であるというご回答をいただきました。この一部誤りがあったところという箇所は、どこと、どこと、どこなのか、ちょっとご回答いただきます。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 調査特別委員会でいろいろご指摘のありました浦戸ガレキ撤去業務委託でございます。その後の証人喚問等でも担当者が数値を間違えたということで証言もございましたとおりでありますので、県のほう、それから国のほうに、そのときに上げた浦戸ガレキ撤去業務委託の実績数量等の数値につきまして修正したいというようなことで協議をしているということでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、例のガレキ収集運搬の1件だけですか。あとはなかったですか。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 実績の数値の相談ということではその1件ということになります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 間違いはそのほかにも指摘したと思うんですが、そうすると、ほとんど何もやっていないということと一緒なわけですね。それと、県と国で収集運搬についてやっているというお話でした。今回の瓦れきの問題については、収集運搬業務、家屋解体業務、それから瓦れきの分別作業、これが我々、当初、それぞれにきちんと分けて行われているんだろうというふうに思っていたわけですが、最終的に、連絡協議会から市に対しての請求書の関係の書類が100条委員会に提出された時点で、そういうことではなかったと。

そのほかにも資料の提出を求めたときに、連絡協議会の元和田会長から、これは別々に分けていない、1年間で仕事をやっていたので、個々の請求明細は出ないという回答がありました。

ということは、瓦れきの収集運搬業務についても、実際に現場でやっていた業者の方は、瓦れき収集運搬、何立米積んで、車で何台運んだというような作業内容については、一切請求書の中身は触れておりません。ですから、管理がされていなかったと。管理がされていなかった仕事を連絡協議会はどうやって立米数を出して、トラック台数を出して、請求書を上げたのかという、また新たな疑問が生じてきたわけですね。簡単に言うと、瓦れき収集運搬の数量は全く予算に対して、数字合わせの数字であったと。間違いも、結局は予算に対する金額の消化だけであって、間違いではなくて、どこまでも金額を消化するためのつじつま合わせの数字を提示してきた。たまたまそこが見つかったから、間違いであったというふうに認めたわけですね。

何か、鈴木証人、2日前ですか、喚問のね。市長さんに呼ばれて、大分長い時間、何か打ち合わせがあったようですけども、何があったかわかりません。ただ、そういうことが行われたという事実もあるわけです。首かしげているんじゃないですよ、うそじゃないですものね。行っていますよね。（「何が」の声あり）いいですよ。だから……

そういう分けていない仕事をどうやって数字を出したのかということ、その辺を環境課では確認されていますか。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 協議会のほうでそういった業務を、証人喚問でもそういうお話はありましたけれども、それぞれの各構成会員から業務の分担とその実績に応じて市のほうに請求をいただいて、それで支払っているということで確認をしているということでございます。

す。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ただ残念ながら、先ほど言いましたように、協議会の市に対する請求書の内容を見ますと、そういうところが一切ございませんし、各業者がそういう分けて仕事をしたという実績もございません。ということを申し上げておきます。

ということは、結局、私は東北重機さんの請求内容に数値的な間違いがありましたよということも申し上げたと思うんですが、その点については、東北重機工事さんに確認されていますか。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 我々のほうで東北重機のほうに臨時議会の委員長報告終了後、確認はしておりません。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） なぜ確認していないんでしょうか。お答えください。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 先ほどの市長答弁にもありましたとおり、協議会からの提出した資料というのは、議会のほうに提出された資料ということで、まだ我々の目に触れているわけではございません。そういったちょっと何もない中で物事をちょっと聞くというのはなかなか事務的にも難しいというところで、今の段階では行っていないということでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 警察が持っていったということは事実です。けれども、あの資料は、別にそれ一つしかない資料ではありませんよ。協議会のパソコンに入っている資料ですよ。発注者が出しなさいと言ったら出てくる資料ですよ。何で、そういうことができないんですか。おかしいじゃないですか。持っていったからできない。何もやらない。幾らでも、パソコンに入っていて出てくるデータですよ。それが唯一の、昔の手書きの請求書で、複写式で1枚しかないんだという書類だったら別です。でも、証人喚問の場で事務局はちゃんとパソコンに入れていました、何に入れていましたと言っているんですよ。あれだけ騒いでいるんですから、市当局はそういう調査をどうしてできないんでしょうか。そのところをお答えください。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） そういう資料も含めて、100条委員会で議会に提出した資料ということで認識しております。私どものほうも臨時議会終了後、委員長報告終了後、旧協議会事務局とお話の場を持たせていただきました。その中で、委員長報告の中で数々、こういった指摘があるということでお話をしております、その資料につきましては、議会に提出した資料、あるいは協議会で持っている資料含めまして、一連の議事調査権の中で議会に提出した資料であるということで、今警察署さんのほうに行っているけれども、戻ってきた段階で、その後、警察署のほうからの何らかの見解も示されるでしょうから、それで対応を考えていきたいという回答でございました。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 先ほど言いましたように、100条委員会で提出された資料は、唯一無二の資料ではないんですよということをお話ししているわけですよ。100条委員会が提出要求して、1カ月かかって出てきた資料です。パソコンに入っている資料なんですよ。コピーなんですよ。もとは連絡協議会にあるんですよ。それがなぜ要求できないんですかという話なんです。だって、ちゃんと証人喚問で言っているんですよ、全部パソコンに入っていると。それが出せないという、市が、これだけ騒ぎになっているのに、何ら再調査をしないということ自体が私は非常に疑問に感じる場所なんですよ。一言も「再調査します」と言ったことないんですよ、今まで。全部、「信頼関係に基づいて払いました」。全部、信頼関係で片づけてきたわけですよ。だから、そのところですよ。最初からやる気ないんですよ、再調査そのものを。何かあるんでしょう、それは。おかしいと思いますよ。それしかない資料なら、それは私も理解できます。じゃないんです、パソコンに入っていて、幾らでもプリントアウトできるんです。なのに、ないからできない。やる気がないというだけの話なんです、最初から。当選したから、放っておけ。そういうようなことですかね。どうぞ、市長。

○議長（香取嗣雄君） 市長。

○市長（佐藤 昭君） まず前段で環境課の職員と会っていたようですという、何か疑惑をお持ちのような発言をいただき……、あなたが。そういうお話をいただきましたよね。お話ししていますよね、職員と市長室で会ったというお話。（「はい」の声あり）私は職員が特別委員会という、あるいは100条委員会の場に出席するということが戸惑っておりましたので、誠実に……、何で笑うんですか。私が笑うと、よく議員は「何で笑うのや」と言うんですけれ

ども。（「笑う理由を私はちゃんと言いますよ」の声あり）じゃあ、言ってください。何で今の話をお笑いになったのか。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 今笑った理由は、その後の、じゃあ、鈴木係長を呼んだとき、星さんも呼んだとき、話をされましたか。

○議長（香取嗣雄君） 市長。

○市長（佐藤 昭君） ですから、担当を呼んで、担当が戸惑っておりました。どういった場であるか、非常に不安ですと。いや、それは事実をそのまま話してください。これは市長の考え方ですよということを本人にお話をいたしましたということを今議員にお話ししているんですよ。それが笑われたから、なぜ笑われたんですかと。いつも議員が聞くことを私が聞いたということでもあります。

それから、2点目であります。何もやらないのかと、再三言われます。我々、きょうは持ってきていませんが、2年半近い間に皆様方から請求のあった資料について、膨大なものを提出させていただいておりますよね。違いますかね。ですから、元請とそれから我々契約者の間で取り交わしたものについては、欠かさずお出しをさせていただいたという認識であります。今議員がどういったご手段でどういった資料を入手されたか。例えば市の情報でありますれば、前段のご質問でお答えしたとおり、当然、議員は情報公開の手続をとった上で市の書類をお求めになっていただいているものと思っておりますので、当然、我々のほうにも記録が残りますから、そういったものを調査しながら今まで我々はやってきたわけでありませぬ。

何も出さないと言われますと、また書類の山をここに持ってきて、これだけのものを出させていただきましたということを我々は申し上げさせていただきたいと思っております。なお、議員がおっしゃっている、どなたがどういう書類を出したかということについては、我々了知をいたしておりませぬので、先ほど来、今警察のほうに提出している書類を返還いただきましたら、改めて一つ一つ確認をさせていただきますということを申し上げさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 何も出していないと、別に今までの我々が要求した資料を何も出してないという話はしていませんよ、私は。いつしましたか、その話。私が言ったのは、警察に

持って行かれた資料だったら、協議会にあるんですから、それを要求、何でしなかったんですかということを質問しているんですよ。私は、我々が委員会で要求した資料を出さないと行っていませんよ、一言も。話をどんどんすりかえていくんだ、市長は。非常にお上手ですよ、そういうところは。私は正直な人間ですから、そういうことできません。ストレートにしか物事言えませんから。だから、請求書類については、市が発注者なんですから、受けた会社にもう一回出してくださいと言えばそれで済むことだと私は思いますよ。できないんですか。そこで、できないのだったら、できない理由をお話してください、再請求できない理由を。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 再三申し上げますが、例えば協議会で作成した日報を整理した資料でありますとか、そういったものについては、全て……（「そういうことでなく」の声あり）

何を言っているんですか。我々が……（「だって」の声あり）いや、ちょっと待ってください。前段申し上げましたとおり、我々の契約の相手方は協議会なんです。協議会に対して、我々は資料の提出については、今までも申し上げてきたわけでありますので、協議会なんですか、今議員が言っている資料というのは。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） じゃあ、もう一回、改めてお話しします。

協議会が塩竈市に対して請求を、こういう請求書を出しましたという書類を100条委員会に提出してきました。その書類の話をしているわけですから、連絡協議会に100条委員会に提出した書類と同じものを出してくれと。そうすれば調べがつくわけですよ。言っていることわかりませんか。だって、請求に必要な書類なんていうのは、下請からの請求書類ですよ。だから、協議会にお話しでききるわけでしょう、市長、できないんですか、全然。別に担当者とお話しできるわけでしょう。和田会長、まだご存命なんです。そこを言っているわけですよ。

なぜ、できないんですか。私だったらやりますよ、すぐ。だって、自分が疑われるのですもの。その疑いを晴らすためにやりますよ。そういう不可解なことがいっぱいあるから、こういう、結局、こういうことを、委員会をやったわけであって。それに対して、行政側が明快な答えがないので、結局、8月3日の委員長報告という形でまとめさせてもらってやったわけですよ。それに対して、違っているところをいろいろ文書をつくっているわけですから、

お読みになっていると思いますし、そうすると、こことここが違っていたよなと理解していただいたと思うんですよ。ですから、ガレキ収集運搬についてはここが違っていたから、訂正しました。その中で、その中の一つとして、東北重機さんの最初の請求書が中身が違っていましたよというお話も私はしています。そのぐらいのチェックは東北重機さんに電話すればわかるはずですよ。そういうことを真剣に考えているのならば、きちっと、私だったらやりますよ。そこのところですよ。なぜできなかったのかということなんです。何か、そのところ、答えがあったらお答え願います。なければならないでいいです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど議員から連絡協議会の請求書の内容確認についてというご質問がありました。私の答弁であります。本市は震災廃棄物の処理に当たり、塩竈市災害復旧連絡協議会と協定書を締結し、業務を委託いたしておりますというご答弁を申し上げます。したがって、契約の相手方については、塩竈市と塩竈市災害復旧連絡協議会との間の契約であります。今、議員のほうがいみじくもおっしゃっておられますのは下請の話ですから。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） なかなかのみ込んでいただけないようですよ。我々が要求したのは連絡協議会が市に対する請求書、それからその請求書のもととなる下請の請求書、資料、そういったものを一緒に全部出してくださいというお話を要求しました。そういう要求をしました。さっき、何回も言いますがけれども、連絡協議会に頼んだから、連絡協議会の請求書だけチェックなんだと。けど、下請と連絡協議会の請求の中身が違うんですよと、我々は何回も何回もお話しています。だったら、「じゃあ、チェックしなければならないな」とチェックする行動にならなければ私はおかしいと思うんですよ。連絡協議会の請求の内容は信頼関係に基づいている、それだけなんだということだけで、本当に28億円の税金が使われていいんですかと私は思うんです。そこだけですよ。チェックすべきでしょう。だって、チェックする気になればできるんですもの。協議会に対して、ほかの下請からの請求書も出せと、その一言で済むわけですよ。私はそう思うんですけれども。そういうことできないんですか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 再三申し上げますが、建設業法なり、さまざまな書類をいただくことになっております。下請については、下請通知だけを義務づけております。下請通知だけあります。我々は、あくまでも契約の相手方との履行確認でありますとか、契約ということに

については、基本的には元請であります塩竈市災害復旧連絡協議会と締結をさせていただいております。それから、書類等についても、私どもが提出を求めることができるのは、その段階であります。例えば、孫請、さらにその下というものがもしあったとすればそれは届け出ということになっておりまして、我々のほうからそういう資料ということであれば、できなかったために、100条委員会の中で、恐らく志賀委員長がそういう資料の提出を求められたものと思っております。したがって、先ほども答弁の中で、我々が相手の了承を得た上で、そのような資料を確認させていただいていますということもあわせて申し上げさせていただいたのは、そのような根拠によるものでございますことを、ぜひ、ご理解いただければと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 工事発注したら、行政側は、下請のチェックはできないという契約になっているんですか。そうじゃないですよ。前に鎌田議員が言ったときに、下請もちゃんとチェックできると言っていましたよね。だって、本来、これは出来高制ですよ。単価契約ですよ。出来高制であり、単価契約ですよ。普通の一つのものは、ざっくりとこの工事幾らでやるということだったら、それは何もチェックは必要ないと思います。ものができ上がっているんですから。そうじゃなくて、単価契約であり、出来高制ですよ。そうしたら、やったところの数量をチェックしなくてはおかしいんじゃないですか。支払いの根拠が崩れますよ。じゃあ、連絡協議会は幾らでたらめやっても何もチェックできない、そのまま払うんだというシステムですか。私はおかしいと思いますよ。どうなんでしょう。幾ら、そんな法律だ、なんだかんだ言っても、それをチェックせずして正しく税金使いましたと言えますか、じゃあ、市長、お答えください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そのチェックをするために、1日どれぐらいの土砂を処分し、どういったものを運搬したかというような実績は上げていただいているものと思っております。

（「それはうそなんですよ」の声あり）私どもはそういったものを担当が確認をさせていただくということについては、特別委員会の中でも再三ご説明をさせていただいているかと思いますが……（「もういいです」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 担当が確認している。担当は確認しておりません、現場は。そんな時間

的余裕はありませんよ、あの時期的に。そういうふうに言っていたじゃないですか、最初。それと、さっき、今市長おっしゃいましたよ、そういうものを確認させてもらっています。だけれども、元請の会長は、一元管理する、そんなものはないですよと言っているんですよ。そこから根本的に違いますよ。そういう事件だったということ、私はこの質問を通じて市民の皆様にお伝えしたいと思います。

そして、2つ目の説明責任についてであります、確かに委員長報告、私がつくったもの、配ったもので、質問来たかもしれません。だけど、私が聞いている限り、市長が市内あちらこちらの集会所を利用して、懇談会をやられたときに、いろいろな方から、瓦れきの問題は一言も話なかったよというふうに聞いているわけで、そういうところで、そういう中で、市長が説明責任を各所で果たされたのかなということで質問させていただきました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。（「動揺している」の声あり）

○市長（佐藤 昭君） 別に動揺していません。動揺する何物もないですから。

今回の選挙戦で、相手の候補者が瓦れき問題を中心に選挙戦を戦われたようであります。いろいろところでそういった話をされたということは私の耳にも入ってきておりました。私が聞くに、今まで委員会の中で議論してきたことと全く違う内容も大分入っていたようであります。（「入っていない」の声あり）いや、それは、私はそう思っています。志賀議員がそう思っているとおり、（「市長……」の声あり）待ってください、今話し中ですから。

○議長（香取嗣雄君） 志賀委員、ちょっと待つて。

市長、答弁。

○市長（佐藤 昭君） そういった……（「答えてください」の声あり）

ですから、そういったことについて、我が事務所としても、ぜひ、市長、反論してもらいたいというふうなお話をいただきました。だが、私は、今回の市長選についても、誹謗中傷の選挙にははっきり言ってしたくなかったのであります。この先、地域が震災復旧・復興が大変な中に、誹謗中傷の選挙では、市民の方々はあきれてしまうと私は思いました。これは私の感想であります。したがって、私は第1番目に、塩竈の復旧・復興をいかに進めるのかということを中心にお話をさせていただきました。

そういった中で、瓦れきの問題についても若干触れさせていただきましたが、私が申しあげましたことは、この仕事にかかわっていただいた、災害復旧連絡協議会の方々の努力には心より感謝を申し上げますということを常に言い続けさせていただいてまいりました。結果は、

ごらんのとおりであります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私が言ったのは、聞いたのは、各懇談会で説明をされますかと聞いたことだけのことであって、選挙戦でどうだこうだという話を質問したわけではありませんよ。ただそれだけのことです。

誹謗中傷とおっしゃいました。論拠のないことですか。この原因をつくったのはどなたなんですかということです。最大の原因は誰なんですか。肝心なところを隠すからこういうことになるんですよ。もとはといえば、連絡協議会が、決算資料を我々委員会が決算資料を提示してくださいと言ったにもかかわらず、営利団体じゃないんですから、「はい、どうぞ」と出せば済んだことなんですよ。そうすれば、1年もかからないで終わった事件ですよ。それが出さない。なぜなんだろうと。100条委員会でいろいろ調べました。そうしたら、出るは、出るは。協議会から出てきた請求内容と、市に対する請求内容、数字が合っていません、大半が。合っていないんですよ。その書類が全部今警察に行っています。水増し請求がいっぱいあります。

平成23年7月、8月、9月、10月、協議会の請求明細を見ますと、みんな過剰請求になっています、200万から500万。それから、24年の4月から10月までの終了時点においては、2つの会社の配置人員、配置機械、この金額が1回目は、出したのが間違っていましたと。2回目に提出し直した書類と、数字と、それから連絡協議会から我々に提示された同じ業者の配置人員、配置機械の数字が全部違うんですよ。何を我々は信じていいのかどうか、わかりません。それだけずさんなことをやっていたんです。その中で、浦戸だけに限れば13億7,000万円のお金が支払われていたんですという事実がわかりました。そのことについて、ですから、我々はちゃんと十分にチェックしたんですかと、ずっと委員会で言い続けて、市長は、信頼関係のもとにお支払いしたと。前から、私は環境課に行って、環境の担当者が日報とか何とか、何も上がってきていないので請求していませんという話なんですから。ここで、事務局長が膨大な事務処理なので、廃棄したと言いますけれども、A4のコピー用紙6,000枚、7,000枚ですよ。何が膨大なんですか。そういう中で、これだけの大きな税金が使われてきたという事実があって、そういうことで委員長報告を盛り込んだ、つくったはずなんですけれども、結局、今、先ほどの質問の中で、結局、何もチェックしていない。書類がないからチェックできない。私だったらちゃんと出させてチェックしますよ、あらゆる手段を使ってでも。

それぐらいの大切な大きな問題だと思いますよ。

結果は、確かに市長は当選されましたよ。だって、特別委員会の情報は全部寸断されたんですもの。テレビもラジオも、何も途中でなくなったじゃないですか。それは事実でしょう。26年の9月ぐらいから。一番の佳境のときには何も放送されていない。市民は全然わからない。どうしようもない。そういった思いがあったので、私は出しました、知らせるために、事実を。ただそれだけのことです。ただ、自分の名前を書いたら、自分の個人的な売名行為になるから出さなかつただけの話です。選挙前ですから。皆さんに協力していただいたわけですから。ただそれだけのことなんですよ。

だから、そここのところを、例えば水増し請求が明らかになっています。私が調べた限りでは。そうすると、水増し請求というのは、被害者である塩竈市長が訴えないと事件にならないんですよ。これが実際に証明された場合、市長、訴えるご意思ありますか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） こういった問題については、仮定のことについては、なかなかお答えしにくいと思います。ただ……（「意思があるかどうかだけ」の声あり）ですから、それは仮定の問題としてはお答えできません。ただ、ですから、先ほど来、議員はいろいろお話をされている。ただ、その情報につきましても、例えば、私ももちろん現場に常駐したわけではありません。ただ、志賀議員だって、現場に常駐されたわけではない。いろいろな資料を集めてきて、その資料の集約の結果として、きょう、そのようなご質問をいただいた。我々も警察から書類が返ってまいりましたら……（「論点をすりかえてませんか」の声あり）何ですか。（「すりかわってますよ」の声あり）何か、二言目に、論点がすりかわる……（「データ」の声あり）ですから、お互いにそういう状況の中の話でございまして、それらについては、まずは御理解いただきたい。私どもは日報等を確認しながらやらせていただいたと。（「うそ言わないで、確認していないんだ」の声あり）うそという話をされると非常に心外であります。職員は上がってきたものを忠実にやったわけでありまして、そのうそという言葉は、非常に我々としては非常に心外であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 日報というのは、市長がおっしゃっているのは、連絡協議会がつくった日報・月報報告でしょう。私が言っている日報というのは、現場の作業員の日報のことなんです。そここのところが違うんですよ。連絡協議会がつくった日報・月報は、これは数字は

そのままですよ。月の配置の人数は、確かに、私が委員長席で指摘したときに、小山部長は、「いや、その数字は」と、資料その8の月別の各会社の配置の人数をいったとき、「いや、違っていません」と言い切ったんですよ、珍しく。調べました。そうしたら合っていました。だけれども、その配置の人員の明細はでたらめでした。仕事していない月に何千万という仕事をやっていることにしているんです。人を使っていないのに。そういうものがいっぱいあるんですよ。私はだから、調べれば調べるほど、何を信用していいかわからない。何がうそなのか、本当なのか。そして、島民給与もそのとおりです。連絡協議会から8,300万円払いました。言っていましたよね。ところが、塩竈市に対しての連絡協議会からの請求書の中身を精査していきますと、島民手当というものが書いてありました。トータルすると、4,170万しかありませんでした。4,000万円がどこかに消えています。こういう事実がわかりました。その資料は全部警察に行っています。だけれども、行っても、先ほど言いましたように、塩竈市が調べる気になれば、業者に対して提出しろとできるはずでしょうと私は言っている。そのことをお伺いしているわけです。ただ、今まで現実的には調べていないから、調べていないと。調べる気があったのか、ないのか、わかりませんが、調べていないという事実が確認できましたので、これ以上、こういう質問をしても、意味がないのでね。

外部監査についても、ああだ、こうだおっしゃっていましたが、特別委員会でも外部監査を言ったのは、23年から25年の間の瓦れきの問題に対しての数字の間違いがいっぱいあるから、それをもう一回再精査するための外部監査の導入、やってくださいよと言ったわけですよ。それだって、今回の補正予算に出てこないんです。やる気ないでしょう。条例どうだこうだおっしゃっていましたが、2カ月、3カ月、2カ月半ですよ。やる気になればできるんでしょう。だって、いつもそういうふういろいろなことをやっているんですから。そういうことを全てないがしろにされるんですか。それとも外部監査を、じゃあ、やろうというふうにおっしゃるのか、もう一度、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 外部監査については、先ほどご説明させていただいたとおりであります。特別委員会のまとめの中で、外部監査の導入という中身で入っておりましたのは、我々の受けとめ方としては、今後に向けてこういったケースが発生することも予想されるので、今後についてという意味合いで我々は受けとめさせていただいたところであり、以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 委員会の報告の中では、二通りに報告しております。それはもう一回、後で確認してください。これはこの問題で議論してもしょうがないです。

次に、情報公開のことで、ちょっと話を進めたいと思います。

先ほど、議員の問い合わせということで、先ほど、市長から説明がありました。議員の詳細の事項についての問い合わせについては情報開示をしてもらわなければいけないと。これはこの前も川村課長はそういうふうにおっしゃっていました。

じゃあ、詳細というのは何なのかということですよ。例えば、今回、私が川村課長にお話ししたのは、水産加工の要は8分の7の補助事業の件です。「最後の15億円の説明会に来た会社はどこどこですか、教えてください」と聞いたら、「いや、それは教えられません。個人情報です」という話なんですよ。企業に個人情報というのはあるのかなど。何か、また連絡協議会の工事のやりようと同じことがまた起きているのかなど。だったら、その前の年に、私、佐藤次長にお聞きしたんですよ。参加した会社の名前は教えていただいていた。教えていましたよね、佐藤次長。記憶ないんですか。教えてください。教えていないですか。

○市民総務部次長兼総務課長（佐藤俊幸君） 私今、総務の課長を仰せつかっておりますが、当時のことを答弁してもよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 今、志賀議員が、説明してくださいと言うから。佐藤総務課長。

○市民総務部次長兼総務課長（佐藤俊幸君） 記憶としては、あの当時、お問い合わせいただいたことにつきましてはお教えいたしました。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） あのときは教えていただいた。そのとき書いたメモ、そのときは住所はなくて、会社名だけということだったんです。わからないところもあったし、わかる方もいました。ただ、今回の問題で、もう一回きちんと確認しなければいけないなと思って問い合わせしたら、情報開示してくれというお話でした。役所というのは前例主義なんだから、前例があるんだったら、何でできないのというふうに私は単純に考えるわけです。それで、こういう事業の説明会に来た人の名前は、本当に情報公開できない対象なのと。情報開示請求しなければいけないことなのかという疑問を持ったわけですね。だから、やっぱり、これからこういうことがまた多々起きるかと思っておりますので、そういうところの線引きというのです

か、詳細のという線引きをきちんと我々議員に提示していただきたいと思います。何が詳細で、何が詳細でないのか。わかりません。そのとき、そのときで、適当に使われて、都合の悪いときは詳細の、何でもないときはどうぞ。それでは、やっぱりおかしいと思いますので、その詳細の線引きをどう考えているのか、川村課長、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 私ども、情報公開条例に基づきまして、市民の方から情報の開示の請求があった場合には対応させていただいているところでございます。情報公開条例は、基本的に原則公開をすることが基本となっております。ただ、その中に、第10条の中に、公開しないことができる公文書という規定がございます。ここでは、第1号から第7号まで、例えば法令費に関する情報、あるいは個人に関する情報、また法人等に関する情報ということで、こういうものについては公開しないことができるという典型的な規定を行っております。公開の請求がなされた情報の中に、この公開しないことができるとされているような内容が含まれている場合には、情報公開の請求をいただきながら、その中で判断をし、決定通知書を交付させていただいて、情報の開示に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 企業も情報公開の中にちゃんと明確にそこにうたわれているわけですね、法人ということで。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 先ほど申しましたとおり、典型的に法人に関する情報ということ……（「何」の声あり）典型的に、大きくくりなという捉え方ではございますが、その中でも、いろいろな情報が記載されているものがございます。そこで、個々のその請求のあった情報、公文書がどのような内容が含まれているのかというところを精査させていただいた上で、公開、非公開の決定等をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それはそれでわかりました。

例えば、入札なんかで、応札したというのは、我々ずっと資料をもらっていますよね、法人の。これはどうなんですか。入札した方の。参加したものは教えられなくて、入札したものは落ちた人まで教えているんですよ。それが、そこで統一性が保てるんですか。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 入札情報についてのお問い合わせでございますが、公表という形で今情報提供をしている形でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。

ただ、言えることは、私が問い合わせると、何かだんだん門が狭くなってきまして、すぐに答えていただけない、教えていただけない。あるときは、前にも言いましたけれども、落札した、「どこ、どこが応札したのか教えてくれ」と言ったら、2社だけのうち、1社、落ちたところが気の毒だから、教えられないとか、そういう変な、妙な理屈で教えてもらえないときもありました。おかしいでしょう。塩竈市のそういった情報公開ということの統一性は、基準は何なんですか。都合の悪いことは結局……。だから、私なんか悪くとると、都合の悪いことは教えないのかなと、都合の悪いことは自分たちで。何か関係なければただ教えるのかなというふうにはしかとれないわけです、残念ながら。これが私の4年間活動してきた感じでございます。

ですから、そういう感じを持たれないようなきちんとした情報公開の制度を、やはり私は運営するべきだと。疑問に思われたい。そここのところは政策課で考えてください。きちんとね。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 私ども、これまでどおり、情報公開条例、これに基づきまして、適正な情報公開に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志賀議員から情報公開についてご質問いただきました。担当、個別個々にやっぱりさまざまな思いがあって、もし違う対応をしたとすると、市民の方々にも大変不愉快な思いをかけることとなります。したがって、情報公開の申請を出していただいて、それらについては審査をさせていただいております。公表していい書類か、あるいは公表できないかということについては客観的に審査をさせていただくこととなりますので、今後、そういった書類を上げていただいたものには適切に審査を行った上で、できる限り情報の公開に努めてまいります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ただ、我々も市民から選ばれた議員という立場なわけですね。そうする

と、市民と全く同じレベルで、全てが情報公開請求しなければいけないのかという、逆に疑問も感じるわけですよ。だから、そのところを議員としてならどこまでできるんだよとか、というようなこともちゃんと明確にうたっていただければ、我々はそうなんだなということで理解もできますので、そういうところの整備をお願いできませんかとお願いしているんですけども、どうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今、議員、塩竈市の、国のほうの公開条例につきましては、担当から詳しくご説明申し上げますし、個別個々の基準等についてもまとめさせていただいております。そのほかに、今議員がおっしゃっております、議員としての調査権の中での調査活動という部分につきましては、それぞれ、ここに18名の議員さんもいらっしゃいますので、一人の特定の議員にお知らせするというような、そういった部分の情報が、どうあるべきなのかという部分について、やはり議会事務局ともいろいろ協議しなから、こういった情報を提供しましたよとなれば、各議員さんに平等に情報提供するような部分も必要となってきますので、これについては改めて事務局とも協議し続けまいりたいと思います。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、志賀勝利君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時03分 休憩

午後3時20分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 風の会の山本 進でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭、佐藤市長、4選まことにおめでとうございます。多くの市民の方々から信頼を受け、そしてまた信任されたその大きな要因は何かと私なりに考えましたら、市長がこの期間、市民に訴えておりました復興を何とか自分の手でなし遂げたい、復興を自分の目で確認したい、そういう思いが多くの市民の指示を受けたものと私は考えております。

私も議会の議員の一員として、今後、塩竈の復興のために、微力ながら参加させていただき

たいというふうに考えております。私もこの間、多くの市民の方々とお話しする機会がございました。少し、市長にしてみれば、あるいは耳ざわりの悪いお話かもしれませんが、これもまちを思う市民の声だということを念頭に置きながら、ぜひお聞き及びいただきたいというふうに考えております。1つは、まず、見えないということですね、見えない。2つ目が、わからないということです。わからない。3つ目が、届かない。

以下、通告に従いまして、一般質問させていただきます。重複する部分がありましたら、それは簡潔にお願いします。

まず、復興計画についてでございますが、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにとの思いを込めて、その年の12月には塩竈市の復興計画が策定されました。さて、その復興計画の現在までの進捗状況についてお聞きいたします。

計画では、10年間の期間を設定し、初めの5年を早期復興、さらに長期にわたるものについては、後期5年としております。震災発生から間もなく4年7カ月、当初の5年がたとうとしておりますが、そこで、前期5年の進捗状況はどうなっているか、お知らせ願います。

次に、復興計画と長期総合計画の整合性についてでございますが、同じ年の4月にいわゆる第5次長期総合計画がスタートしてございます。おいしさと笑顔が集う港町「塩竈」、これがあるべき都市像としてスタートしようとしたわけですが、その矢先に東日本大震災が発生してしまい、復興計画の緊急的な策定が迫られたわけですが、被災自治体にとって、10年にわたる長期総合計画、同じく復興計画という2つの計画を携えて、果たしてどういった形で整合性をとってまちづくりをしてきたのか。また、しようとしているのか。

先ほど、市民の声の一つでありました「見えない」というのは、このキーワードです。確かに復興事業として、点としての建設事業はされておりますが、全体のまちとして、どういったまちにしていくのかということがなかなか見えないということでもあります。

次、情報公開であります。これは先ほどの志賀議員と重複する部分がありますので、それは割愛しますが、私は、まず平成10年に条例化されました情報公開条例、これがどのような形で現在運用されておるのか。運用実態についてお尋ねします。

さらに、情報公開以前のいわゆる一般的な行政情報の提供はどうなっているかということでもあります。まちづくりの主人公はもちろん市民でございます。したがって、行政と市民はまちづくりのパートナーとしてまさに連携関係にあるわけです。その市民の方々にリアル

タイムで生の行政情報を提供し、そして市政に対して一定の提言を求めるというのは、これは行政の私は責任であろうかと思えます。ある程度、結論ありき、ある程度加工された、そういう情報ではなくて、本当の生の情報を提供する、そういう姿勢、現在の行政執行の中で、どのようにされているのか、お尋ねします。これがいわゆる「わからない」ということでもあります。

3つ目であります。本年2月に宮城県から示されている、いわゆる浦野々島の防潮堤、建設海岸の柳浜地区につきましては、余裕高1メートルを含めたTP4.3、野々島の内湾、いわゆる船着場周辺ですけれども、それはTP3.3メートルになりました。県は一定のシミュレーションに基づいて島民の生命、財産を守るというふうなことから整備方針を掲げたわけですが、しかし、浦戸に住む人々にしてみれば、海が見えない高さだと。これでは我々が長年海とともに生活してきた生活スタイル、あるいは隣の誰々さんが今船で漁に出ていった。あるいは帰ってきた。そういったような島々間での安否確認、あるいは地域コミュニティというものが根底から覆されてくる。だから、せめて海が見えるような高さだけにしてくれというふうな、切実な要望であります。今後、塩竈市としてどのように対応されるのか、ご所見を伺います。

次に、いわゆる汚染残土処理施設の建設に関してでございますが、国際拠点港湾、仙台塩釜港、その塩釜港区の西埠頭5号線に面したいわゆる臨港地区に、いわゆる汚染残土、汚染土壌の処理工場の建設計画があり、現在、数回、地元説明会が実施されております。塩竈市として、県からこの企業進出の話がいつあったのか。どの課からどこにあったのか。そして、今後、塩竈市としていかなる対応をなされようとするのか、ご所見をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま山本議員から3点についてご質問いただきました。

「見ない」、「わからない」、「届かない」という切実な言葉をいただきまして、感謝申し上げます。

ご案内のとおり、今、集中復興期間であります。実は、震災復旧・復興をなかなか形として届けることができずに、私も非常にジレンマを感じたところであります。そういった思いもありまして、26年度を復興実感という言葉に変えさせていただきました。やはり、我々こういった大事業を進める際には途中経過を市民の皆様方にわかりやすく進めるということは議

員おっしゃるとおりであると思っております。今後も、できる限り、市民の皆様方に情報をお届けをさせていただきたいと思っておりますが、まず1点目の進捗状況についてのご質問でありました。

本市の震災復興計画であります。被災総額が1,216億円です。市民の暮らしとまちの復旧・復興をなし遂げるためには、何としても、いわゆる集中復興期間であります前期5カ年間で一定の成果を出したいということでスタートいたしました。その基本理念といたしましては、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送っていただきたい。実は、この思いは、ほかの被災地等では、高台移転等、高台に移転するということをまちづくりの基本にされておりましたが、塩竈につきましては、海とのかかわり合いが非常に強いまちでありますので、ぜひ今までの場所で引き続きお住まいをいただきたいということで、その思いを込めさせて、このような基本理念を掲げさせていただきました。

取り組みの方針の1つ目です。まずは、やはり被災をされました皆様方の住宅の再建支援、あるいは産業を支えるための雇用の維持・確保などということを目指し、「住まいと暮らしの再建」を掲げさせていただきました。

2つ目です。塩竈市の道路や下水道なども大変大きな被害を受けました。こういったものを早急に復旧し、いわゆる交流インフラをなるべく多くの方々にご活用いただくよう、「安全な地域づくり」というタイトルを掲げさせていただきました。

3つ目です。産業経済の復興です。具体的には、本市産業復興のシンボルとなる塩竈市の新魚市場を初め新浜地区の水産加工団地にもう一度、水産加工場が建つようなことを推進させていただいてまいりました。

4つ目は、飲料水及び学校、保育所、あるいは給食等の放射線測定を継続に取り組む放射能問題に対する取り組みです。

5つ目です。特に市内で甚大な被害を受けました浦戸地区を何としても再建をさせていただきたいということで、浦戸地区の復興を掲げさせていただきました。

これらの復興事業に係る事業費の総額は、現時点です。1,230億と試算をいたしております。ほぼ被災額と同様の金額です。その進捗状況について、ご質問いただきました。事業費ベースで申し上げます。平成26年度末では、約74%の進捗率です。また、集中復興期間終了の27年度末では、85%の発注を目標に、今、取り組みをさせていただいているところでございます。

2点目であります。震災復興計画と長期総合計画の整合性についてのご質問でありました。今、山本議員からご質問いただきましたとおりであります。まさに平成23年度が第5次塩竈市長長期総合計画と震災復興推進計画のスタートの年になりました。議員の皆様方にもいろいろご説明させていただいた際に、市長、第5次塩竈市長長期総合計画を見直しすべきではないのかというような、お心遣いも賜ったところであります。

ただ、ご案内のとおり、都市像は、総合計画はまさに塩竈市の基本的なことを定める最上位に位置する計画であります。やはり、東日本大震災といえども、市民の方々の社会福祉の向上はしっかりと進めていかなければならないということで、長期総合計画につきましても同時進行させていただくことを申し上げさせていただきました。言いかえれば、長期総合計画と震災復興計画は車の両輪であります。ということをご説明させていただいたところであります。

長期総合計画では、まちづくりの目標を3つとさせていただいております。誰もが安心して暮らせるまち、また、海・港と歴史を活かすまち、そして夢と誇りを創るまちであります。一方、東日本大震災復興計画であります。前段申し上げました5点の基本の中で、特に被災を受けられました方々の定住促進、もう一つであります。塩竈市の基幹産業であります港湾、あるいは水産、それから水産加工業といったようなものの産業の復旧・復興を促進するという課題として掲げさせていただきました。

整合性についてのご質問であります。長期総合計画に掲げました方針のうち、誰もが安心して暮らせるまちにつきましては、震災復興計画の住まいと暮らしの再建でありますとか、安全な地域づくりとまさに相関するものではないかと考えております。

また、海・港と歴史を活かすまちにつきましては、産業経済の復興、そして浦戸の復興と関連性があるものであり、計画相互に整合を図る中でそれぞれの目標が達成できるものということで整合を図ってまいりますという内容とさせていただいております。

次に、情報公開についてご質問をいただきました。目的、現状については、議員、篤とご案内のとおりであります。条例第1条に、市民の知る権利を保障し、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、もって公平で、公正で開かれた市政の実現であります。

公文書の公開につきましては、市民の開示請求権に基づき行われるものであり、この条例により市民からの請求に基づき、原則として、保有する情報を全て公開すること義務づけたことに大きな意義を持つものではないかというふうに考えております。

現状についてご質問いただきました。情報公開条例に定められました所定の手続に基づき実施されました公文書の請求件数であります。平成25年度が47件でありました。平成26年度実績が52件であります。また、条例施行後の全体数としては369件となっております。このうち、不服申立件数が3件という状況でありました。

2点目であります。行政情報の提供の基本的な考え方についてというご質問でありました。情報公開条例の第33条におきまして、情報の提供について規定がされております。この規定は、市民の方々に市政についての理解を深めていただくために必要な情報を広報媒体などを通じて適切かつ積極的に提供していくことを定めているものであります。

行政情報の提供についてであります。現在、塩竈市では、市民の方々によりわかりやすい表現、説明などを加えながら、幅広い情報を市民の方々に提供させていただくことを基本とさせていただいております。具体的にであります。例えば毎月、広報しおがまを発行し、市政やまちの動きについて、情報発信を行っております。これは月に一度という状況であります。したがって、もっとリアルタイムということでもありますので、ホームページを活用し、広報紙ではお伝えし切れない、より広範で詳細の情報を日々掲載し、市民の皆様方にお応えをいたしているところであります。

また、本年度に入りましてからは、フェイスブックによるタイムリーな情報発信も時々刻々発信し、現在、モバイル端末が普及している中で、若者世代の関心を高めていただくことにも取り組みをいたしているところであります。

市民の方々への情報提供は、決してこれで十分だということはないと考えておりますので、なお一層、情報公開と情報提供がそれぞれの機能を分担しながら、相互に補完し合い、一体的に運営する中で、公平、かつ透明性、利便性の高い情報発信に今後も努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、住民意思の反映についてご質問いただきました。野々島における防潮堤建設工事に対する住民の意思についてでございます。発災後の平成23年12月28日に宮城県が県全域にわたり海岸堤防の整備方針というもの定めております。いわゆるレベル1津波であります。100数十年に1回の津波については、防潮堤で守る。それを超えるような津波、今次津波もその範疇に該当するかと考えておりますが、こういった最大クラスの津波については、いわゆるレベル2津波ということで、避難することを原則に、減災のために多重防御を基本とするというふうな中身であります。

この方針に基づきまして、沿岸部を22の地区に分割をし、それぞれの地域ごとに高さが明示をされたところであります。本市の海岸地区におきましては、当初、標高4.3メートルの防潮堤高が示されました。本市といたしましては、内湾では、点在する島々が津波の低減効果に大きな寄与があったということで、余裕高を排して、3.3メートルで整備をすることでご理解をいただいたところであります。

この堤防高について、今議員のほうからご質問いただきましたが、地域住民の方々にご説明をさせていただきました。24年1月から住民説明を開始し、2月には堤防の高さに関するアンケート調査等も実施をさせていただきました。その後、24年11月5日に浦戸振興推進協議会から、浦戸のいわゆる表に面した部分から隔絶された裏の浜については、4メートル30の高さは要らないのではないかと。もっと高さを下げてもらいたいという要望書が市並びに議会に提出をされました。宮城県と再検討させていただいた結果、浦戸諸島でも内湾につきましては、津波低減効果が確認されましたことを根拠に、余裕高の1メートルを排除して、3.3メートルの高さで防潮堤を整備することといたしました。

この結果を受けまして、平成26年11月11日付で、地域の皆様方にまずはこういったことでありますということをご報告させていただいたところであります。しかしながら、その後、再度、浦戸振興推進協議会から、3.3メートルではだめでありますと。2.4メートルの高さにしてもらいたいという要望書が出されたところであります。島民の方々には、大変恐縮であります。もともとチリ地震津波で今日まで整備をさせていただいた堤防高が2メートル70でありました。それをさらに下回るような防潮堤高を建設することについては、大変厳しい、難しいというようなこととお話しさせていただきましたが、議員のほうからお話しいただきました浦戸の島民の方々には、やっぱり海が見えない生活というのは耐えられない。我々は毎日海を見ることによって生活をしてきた。ぜひ、何とかこの願いを聞き届けていただきたいというご要望を賜りました。これを受けまして、塩竈市といたしましては、今までの防潮堤建設の考え方を変更させていただきました。もともと野々島につきましては、物揚げ場の直背後に3.3メートルの防潮堤を独立して建設するという考え方で進んでまいりました。

今回、浦戸の野々島の方々にご提案申し上げましたのは、実は、浦戸も今、東日本大震災後、七、八十センチの地盤沈下をいたしております。旧来住んでいた土地も地盤が下がっております。いずれ、これは回復しなければならないのではないかとということで、背後に宅地を標高2メートル40近い高さまで盛土をさせていただけないかと。その道路際に90センチの防潮

堤をつくらせていただきたい。そういたしますと、2メートル40プラス90センチでありますので、3.3メートルの防潮堤高になります。ただ、宅盤からは90センチの高さでありますので、今までどおり、海をごらんにいただきながら、日々ご生活ができますということをご説明させていただきました。ただ、しかしながら、島民の方々はそれでもという思いであります。

我々も、今後、宮城県と私どもが住民の皆様方のところに出向きまして、さまざまなご意見を賜りながら、疑問点を解消し、安心して引き続き、お暮らしをいただける住環境の確保を目指してまいりたいと考えているところであります。

汚染土壌処理施設の建設に対する周辺住民の意思についてのご質問の中で、いつ、どのような形でということのご質問でありました。

大変恐縮であります。私も直接この話を例えば立地企業から受けたということではございません。商工港湾課のほうで企業立地を担当いたしております。そちらのほうで、正確な日時について把握をいたしていると思っておりますので、この日時につきましては、担当のほうからご説明させていただくことをお許しいただければと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 汚染土壌処理施設の立地について、いつの時点で市のほうで話を聞いたかということでございますけれども、県の汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱に基づきまして、地域住民のほうに説明する際に、どのあたりのエリアを説明の対象にするかということで聞いた時期は26年9月になりますけれども、それよりちょっと早い時期に、県の産業立地推進課のほうで、企業誘致のほうを塩竈のほうに進出しようという企業さまがありますというようなことについて、アウトラインの話を聞いたのは26年7月ごろということでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

まず、2回目の質問させていただきますけれども、まず進捗状況ですけれども、事業費ベースでお答えいただきました。ただ、やっぱり市民の方々からすれば、事業費ベースというのは、いわゆるアウトプットだけではなかなかわかりづらい。やっぱり、自分の目に見える形で、どう進んでいるかということをやっぱり知りたい。そういう意味においては、やはり絵柄なりあるいは数値化をして、何%ですよというような形でそれを示していく必要があるし、どうしてもやっぱり復興事業ということで、建設事業が中心となるわけですから、なかなか

ソフト面での市民の理解度というか、周知度というのはなかなか難しいですね。例えば、北浜区画整理にしても、藤倉の区画整理にしても、区画整理されているのはわかるけれども、これはどのように変わっていくのかということ、周辺の方々はやっぱり関心を持っているわけですね。そのところだけの問題ではないというようなことから、なかなかわからないんだよねというような印象を持たれておると思います。

ひとつ、提案なんですけれども、他の自治体においては、復興計画をグラフなり、あるいは数値でもって、ここまで進んでいますよと。残っているのはこうですよというようなことをまとめて、あらゆる機会をとらまえて市民に周知しているという例がございます。ですから、そういったことはできないかと。せつかく毎年2月に長期総合計画の進捗調整なるものの説明会をしているわけですから、長総の進捗報告会よりは、むしろ復興計画の進捗報告会のほうが、私は現実的だし、また市民にとっては望んでいることではないかなというふうに思います。

それで、整合性の問題ですけれども、今、市長答弁で、議会からそういう声があったと。私は議会の声が正しかったのかなというふうに思います。やはり、それはこの際、長期総合計画はいわゆる平時でのあるべき姿、一般的な、抽象的な、いわゆるある程度の都市像というものを描くわけですけれども、復興計画は待ったなしの計画ですね。市長はよく26年度決算の主要成果のはじめにも、「車の両輪」としてとなっていますけれども、長期総合計画と復興計画は両輪になり得ないと思うんですね。目的が違うわけですから。そういう中で、私は決算の中で質問をさせていただきましたけれども、今度は、26年11月施行された、いわゆるまち・ひと・しごと創生法に基づく、地方版の総合政策戦略計画、これは来年の9月まで、全国の地方自治体に義務づけられております。もちろんつくらなければ交付税はあげませんよと、だからつくりなさいという計画ですよ。ですから、今現在、予算が上がっているわけですけれども。今度は、長期総合計画、復興計画、そして最後、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画。3つの計画、塩竈市の場合はいろいろありますね、計画が。大丈夫なんですよかということが一つ疑問なんです。その1点だけ教えてください。あとはいいですから。

2番目ですけれども、情報公開、これは了解しました。ただ、先ほど志賀議員も質問されましたように、これは出せませぬ、出せませぬと……

○副議長（伊藤博章君） 一問一答で、通告がございますが、その辺、ご注意、いいですか。一

問一答方式なんです。

○8番（山本 進君） 新人でふなれなもので、済みませんでした。

○副議長（伊藤博章君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 何点か、今ご質問をいただきました。

まず、1点目の進捗状況、計画のグラフ化でありますとか、あるいは数値化というお話をいただきました。我々もそのとおりだと思っております。一番わかりやすい方法、例えばですが、災害公営住宅、全戸数420戸のうち、どのぐらい着工したか。あるいは完成したか。あるいは災害復旧におきます、延長が何メートルのうち、どのぐらい進んだかというふうな数値というものは必要だと思っております。今現在、こちらのほうも数値化として、皆様にわかりやすくするために、数値化でもって進捗状況をお示ししたいということで、今、その整備をしてございます。それと、もう一つは、全体的な進捗状況となりますと、それを総合すると何%というのはなかなかあらわしづらいということもございまして。先ほど、市長もご答弁されましたように、全体的なものは発注の金額で、個別の中身については、どのぐらい進んでいるかはやっぱり数値化でというところで、皆様にわかりやすい、そういったものをご提供したいと思っております。

今現在、市民の皆様には、少なくとも月に一遍、広報を通しまして、現在の復興状況の進捗状況をお示ししてございます。内部的にも、定例会なんかでもお示ししてございますし、それでも不足する分については、今後、ホームページでどのように掲載できるか、それはすぐ検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、2つ目、復興の進捗につきましても、長総と同じように、進捗報告会に出すべきではないか。この辺のおっしゃるところは十分にそのとおりだと思っておりますので、今後、長総の進捗計画の中に復興計画がどのように生きるか、担当関係課とちょっと協議をさせていただければというふうに思っております。

最後に、もう一点ございました復興計画と、それからまち・ひと・しごと、それから長総というお話の中で、まず、復興計画の位置づけだけ、ご説明をさせていただければというふうに思います。実は、復興計画そのものというのは、大もとは平成23年6月に法が制定されました復興基本法という法の中に、第3条、国の責務。これは被災市町村が復興計画を策定するに当たっての支援をするというふうな国の責任がうたわれています。実は、この第3条の中に、復興基本方針を定めるというふうな条項がございまして、その復興基本方針の中でも

同様な記述がございます。それらをもとにして、復興計画というものは策定されていくという経過と、それから、内閣府のほうで発表してございます、これは震災前の平成22年に復興計画をつくるマニュアルというものが実はできてございました。それをもとにして、今現在の復興計画というスタイルができ上がってございます。実は、この復興計画、内閣府がつくったマニュアルによりまして、これまでですと、例えば、新潟中越地震でありますとか、宮城県におきます北部連続地震、それから岩手・宮城の内陸地震とか、こういったものの内容に基づいた復興計画というものが実はつくられております。こういった計画をもとに復興計画がつくられるという状況でございまして、そこはご理解いただければというふうに思います。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） 大変失礼いたしました。了解いたしました。

それでは、情報公開についてですけれども、先ほど志賀議員にも話されましたように、非開示、開示の判断、それは当然、条例に定めた要綱をいろいろ解釈してされるんでしょうけれども、やっぱりある程度、客観性を持ったガイドラインというものをつくるべきだと思うんですよ。その場合、志賀議員の質問も聞いています。また、その都度、都合が悪いからみたいな、そういう自由裁量が働くあれではないんですね、これは。基本的には、行政情報は、税金で得た情報というものは全て公開原則ですよ、これは。全て公開です。秘匿するものは何もないです。国では、それは国家安全とか、外交とかあるでしょうけれども、自治体は原則公開です。そういったことから、やはり公開請求をされた方々に対して、不信の念を抱かれないようなガイドライン、あるいは運営基準というものを私はつくるべきだと思います。これは提案です。

今回、2回目の質問で取り上げたのは、実は、ことしの2月議会、突然、テレビで見られなくなつたと。「どうしたんだべね」と、聞かれました。私も仕事あるので、見てませんから、「ああそうですか」と。聞きましたら、予算がなくて放送できなかったというふうな回答だったわけですけれども、これは皆さん、ご承知のとおり、古い話になりますけれども、昭和50年代から4階の傍聴席まで上って来られない市民の方々に玄関ホールで見ていただくということで始まったんです、議場のテレビ放送というのは。そういう歴史があるんです。そして、広く市民にも、今市はどういったような問題を抱えている。それに対して、我々が選んだ議員はどういったような活動をしているのかということをつぶさに見るいいチャンス

なんですね。これは先ほど言った、いわゆる行政情報の最大の私はツールだと思うんですよ。その一遍の予算がないからということではなくてというのは、これは私は極めて心外だし、歴史を無視した、そういう意味では、塩竈市の情報公開、情報というものは非常にクリーンで、透明度が高かったんですよ。県内でもトップクラスだったんですよ。監査資料がありますね、テレビ局に250万、ラジオには200万の有価証券、株主ですよ。株式、わかりませんが、恐らく公共放送法に基づいて、他の地方自治体から一定程度の株主参加しなさいというのが、許可条件だと思うんですよ、放送権のね。それに対して、やっぱりある程度、経営に参画をする立場である市に対して、何らの一遍の相談もなくなったのか。聞けば、議会費だから、これが政策予算なのか、義務的経費なのか、考えてみたらこれは政策経費だからなんていうことでずるずる来てしまった。政策経費や義務的なものじゃないんですよ。さっき言ったように、これは歴史から言えば。当然、これは幾ら払ってもつけなくてはいけない。放送を継続しなければいけない。この辺が誤解を生むんですよ。何か隠すことがあるのかと。でしょう。そうじゃないですよ。たまたま、1款1目というのは議会費だけであって、これは本来、塩竈市としてきちんと予算措置してなければならない部分なんです。と私は思う。それに対してどうなんですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 山本議員の質問にお答えします。

まず、議員に確認させていただきたいのは、決して、予算がなくて2月定例会、放送できなかったというわけではないんです。というのは、ちょっと、放送する側のほうでちょっと機械の関係、人の関係、あるいは番組構成の関係で放送できかねたという部分で、我々もそういった情報をすぐ捉えまして、至急、議会と協議しながら、そちらの企業側のほうにお話をさせて、相談させていただいたところであります。

また、議員おっしゃるとおり、やっぱり生の情報をしっかりと瞬時に市民の皆様方に行政情報あるいは議会活動をしっかりとお知らせする一つ的手段でありますので、我々といたしましても、こういったテレビ放送、そしてラジオ放送等につきましては、今後とも継続できるように努力してまいりたいと思います。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） その辺のところは、どういう形で議会のほうに、あるいは市民の方々に説明されたか、わかりませんが、少なくとも、ある日突然、放送が打ち切られたとい

うのは事実でありますよ。確かに機械も古くなってきたので、アナログからデジタルにかえてほしいというような要望もあって、今すぐ手当ができないと、あるいはいろいろな設備の関係とかあるでしょうから、一朝一夕にはできないかもしれないけれども、とりあえずできるものからやって、並行的に検討していく。今、大体、全国の自治体で77%は何らかの形で今テレビ中継しています。インターネットによる中継等もやっております。

そういう意味では、塩竈市は全国に先駆けてそういったような公開をしたわけですから、ある日突然それを閉ざすというふうなことだけはしないでいただきたい。実際、今、テレビの放送に加入する世帯が5,416世帯、23.5%、結構多くの方々が見られているというわけですね。そういうことで、やはり今塩竈市の置かれている状況、まさに復興の最中なわけですから、やはり市民にとってみれば、今どういった議論がされているのかということが非常に重大な関心でありますので、早急に、議会の予算でなくて、塩竈市の政策としてこの問題は捉えていただいということを要望申し上げておきます。

3つ目として、野々島、今、市長の答弁いただきました。私も取材させていただきました、そこまでは了知しております。盛土して地盤高を上げて、最終的には3.3というのはわかるんです。ただ、何もこれ以上、税金を使うことはないでしょうと。今のままでいいんですというのが、私に訴えられた方の声であります。

国土交通省が24年5月に示しております、いわゆるレベル1、レベル2の話になりますけれども、今回は、県で策定したのは、これは国の、国交省の指導ですけれども、いわゆるレベル1のシミュレーションだと思います。ここでは、あくまでも目的は何かというと、住民の財産保護、それから地域経済の安定化、そして効率的な生産拠点の確保ということであって、生命ということは一言もうたっていないんですよ。先ほど市長は言いました。レベル2でも、減災なんだと。逃げろと。国交省は、市民の生命を守るとは誰も言っていない。県の説明では、市民の生命、財産を守るんだ、守るんだと。浦戸の方々は、自分の命は自分で守ると。津波が来たら逃げる。歴史が証明している。誰も犠牲は出なかったというのが彼らの本音ですよ。ですから、下げてくれというのは彼らの偽らざる気持ちであります。

ですから、科学的根拠と言えないかもしれませんが、歴史なり、文化なり、そこでお住まいになっている方々の心情というのは、これは私は科学的根拠となるものは、私は凌駕するものだという思いで、私はおります。

今、県内、特に気仙沼市におきましては、新聞報道でも何回となく報道されておりますけれ

ども、大島の小田の浜、これは工事内容を再検討する。あるいは大島の浦の浜では7.8を7.5に引き下げる。あるいは気仙沼市唐桑町では、9.9だけれども、なお話し合いが継続中である。そういう今話し合いがされつつあるんです。ということは今まで県は一方的に県が決めた高さだからと。これはあなた方の生命をちゃんと守るんだからということで来たわけですが、今になって、ようやく話し合いが始まったというのが実態であります。

ですから、初めから3.3メートルありきではなくて、もう一度原点に戻って、塩竈市が県とともに、ともども話し合いの場をつくり、そして話し合う考えはないでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 野々島の防潮堤の高さについてであります。

今、山本議員ご紹介されました気仙沼の唐桑半島周辺の防潮堤の高さの変更であります、中身を確認していただければわかるかと思いますが、そちらほうでも、いわゆる余裕高と呼ばれる高さを引き下げするというのが基本的な考え方であります。よく、ほかの地域の方々から、なぜ塩竈は初めから1メートル引き下げできたのかというようなことをご質問いただきます。それは既にその段階から、塩竈のまちの成り立ち、例えば港であります、漁港であります。そういったことをつぶさに議会にもご説明させていただき、現場に4メートル30と3メートル30の高さを明示したというのは、私は塩竈だけだと、はっきり言って、思っていますよ。それを地域の皆様方に確認をしていただいて、アンケート調査をさせていただきました。本当にわずかな差ではありましたが、3メートル30でいいですという市民の方々の意見が一番大きかったことを根拠に、我々、3.3という、要するに余裕高を全くとらなかったという防潮堤をつくりました。これから先、東日本大震災規模の津波が来ないとは限らないわけありますので、1メートルの余裕高を縮めたということについての是非論は次代を待つしかないと思っておりますが、今、私が前段で山本議員にご説明させていただきました。2メートル40という高さは、実は根拠のないものなわけです。でも、我々根拠のないものをつくるということが果たして公的な事業として認められるかどうかということでもあります。なおかつ、やっぱり、先ほど、これ以上手をつけてくれるなという話であれば、また、防潮堤、物揚げ場のところに、防潮堤を動かしていけば、それは居住空間に近接したところにつくらないということでは、これはできるわけありますので、ただ、我々としては、海を見ながら暮らしたいという島民の方々の切実な思いを尊重させていただいて、地上げはどうでしょうかというような、今ご提案させていただいている。これらについても、決定ということじ

やなくて、今後もお話し合いをさせていただきながら、できる限りご理解いただく努力をいたしてまいります。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

何か、聞きますと、今までシミュレーションを見せてくれと県のほうに頼んでも見せなかったものが、ようやく見せられるようになってきたし、市と県と地元で話し合いの場が持たれたようですね。それはこれから、そういう意味で、島の人たちの本音を聞いてもらいたいということでもあります。特に浦戸ステイ・ステーション構想ということで、これから始まるわけですね。今現在、予算上がっておりますけれども。そうした場合、やはり海の見えない岸壁で、外から来た方々が浦戸に住み続けて営農、あるいは漁業をするでしょうか。やはり浦戸は悠久以来のすばらしい自然、それをやっぱり残していくのが、私は、今生きている我々に課せられた責務ではないかなと思います。

皆さんご承知かと思います。今、浦戸の市営汽船が発着時に、船内放送を流しますね。桂島の内海和江さんの作詩による「わせねでや」、この中に、「桜つぼみが色づく頃に大地が揺れて海があふれた」と、「されど負けて負けてなるかと浦に響くよ みな声あげて」「島に咲かせよう夢の花 愛を寄せ合いながら いつまでもいつまでも」。私はこれは野々島に限らず、浦戸の方々の声だというふうに思います。

最後に、汚染土壌ですけれども、ちょっと、今先ほどの担当課長の答弁だけでは、私は足りませんので、何点か質問させていただきます。

まず、25年6月策定されました宮城県の港湾計画の中で、当該埠頭、いわゆる西埠頭ですけれども、交流ゾーンと位置づけております。クルーズ船の受け入れ、拡充、あるいは広域観光を、拠点である日本三景松島への海上輸送の許可が求められる。という位置づけされております。そこに、いわゆる汚染残土の積み出しというものがなじむかどうかということがまず一つ。これは港湾区域じゃない。臨港だから関係ないというふうに言われるかと思いますが、例え臨港地区であったとしても、港湾関連以外のケースではあるけれども、既存の港湾関連事業者の説明をし、一定程度の調整を図るのが、私は筋だと思うんですけれども、これが2点目。

実は、私、5回目の説明会、貞山通町内会の説明会、私も出ました。その中で、企業側の説明は、地元の活性なんですというわけ。何の活性ですか。確かにあの地区は平成24年2月9

日認定しました、いわゆるものづくり産業集積特別区域であります。これの該当なんですよ。つまり、塩竈の海というのは、これはいまさら私が言うまでもなく、江戸藩政時代から、まさに塩竈は海をなりわいとして大きく発展してきたまちであります。その海を汚すとは思いませんけれども、それと相入れない、こういったような企業というものは、私は地元としては、遠慮していただくのが筋じゃないかなと。まして、先ほど言いましたように、長期総合計画の中でも、まちのイメージとして挙げております、やはり、おいしさと笑顔集う港町「塩竈」であるならば、既に自動車のリサイクル企業があるわけですから、何もこの上、さらに汚染残土処理工場なるものを置く必要はないんじゃないかと私は思います。実際、魚市場でも、ようやくひがしものがブランド化した。加工団地でも、ようやく震災前の8割に戻ってきた。今度これになったら、また風評被害が心配されますけれども、この点、どう考えていますか。3点ほどですけれども。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 3点質問をいただきました。

まず、港湾計画に基づく交流ゾーンではないかというようなお話でございます。港湾空間のゾーニングによりますと、塩釜港区の交流拠点ゾーンという部分と、船だまり関連ゾーンというものがございまして、当該地区については、実は交流拠点ゾーンに隣接はしておりますけれども、あそこはそのものの区域には入っていないということでございまして、工業地域地区というふうになっておる地域ということでございます。その辺については、改めてご確認いただければと思います。

それから、その次の関連港湾関係に対する説明ということについてでございますけれども、これはちょっと済みません。港湾管理者のほうでの対応かというふうに思っております、実は塩竈市として、そういった説明がこういった形で行われたかということは、存じておりません。

それから、3点目の5回目の説明会において、進出事業者のほうで、地元の活性化につながるというふうなお話があったというふうなことでございますけれども、私どもとしては、直接そういったことについて考えられるとすれば、地元の雇用が生まれることですか、あるいは取り扱いの貨物量がふえること、あるいは塩竈市の例えば固定資産税の税収がふえるというようなことが、あるいはそういったことなのかなと思いますけれども、そういうものはちょっと進出企業さんのほうがどのように捉えていらっしゃるのかということ等は、私ども

の想定ということでございますので、そこあたりはあくまでも私どもの想定ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） やはり県が管理者だから、県の言うとおりに我々は従うんだという姿勢が見え見えなんですね。たとえ県が管理者であったにしても、地元ですよ。地元の方々が要らないと、これ以上風評被害はいいと。確かにそれは県の港湾区域ではないので、県の港湾課の所管ではありません。また、県の環境基準にも合致しているでしょう。しかし、問題はいわゆる風評被害です。実際、この荷役作業は、以前、仙台港区の高松でやっていたんですよ。ところが、その説明会で言ったんですよ、説明会で担当者が。仙台港区は、知ってのとおり、自動車がありますね。商品車を扱っているから、塩竈でやってくれというふうなアドバイスを受けましたと言っているんですよ。要するに、粉塵が飛散するということでしょう。だから、塩竈でと。それは私は「何言っているんですか。じゃあ、風評被害は……」、「風評被害は責任はとりません」。協定書を見せてもらいました。16条「損害を与えたことが明らかになった場合、その損害を賠償する。」これは裁判ですよ。個々の企業、あるいは中小の企業が束になって裁判なんてできないですよ、これは。そういったようなことで、やっぱり塩竈のまちが進めようとする方向と、今回の、別にこの企業に対して私は恨みも何もないんですよ。ただ、合わないんじゃないですかということですよ。やるならば、例えばトンバックとか、袋詰めですよ、袋詰めで処理する。年間20万トンですよ。建設残土20万トン、トラックばんばん走るんですよ、あそこを、貞山を。粉塵が出るわけですよ。二、三日間で6,000トンを保管して、埠頭に二、三日間置いておくと。ただ、もちろん養生しますよと。雨が降ったらどうするんですか。流れますよ、当然それは。そういうふうな問題があるんですけども、そのときは市としてはどこまでかかわろうとしているんですか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 前段、仙台港区のほうで以前汚染土壌について取り扱っていたということについて、ちょっと県のほうに確認させていただきました。一般的な砂利ですとか砂の取り扱いについては25年に32万4,000トンぐらい取り扱いがございましたが、汚染土壌の取扱いはなかったと。ただ、震災前には二度取り扱いがあったというようなことを聞いております。

それから、汚染土壌の保管や積み荷の利用港については、港湾管理者がこちらにしてください

いということで判断するのではなくて、利用される事業者のほうでこちらを使いたいということのような取り扱いになっているんだというようなことで、県のほうから確認させていただいたところでございます。

私どもといたしましては、前段、市長答弁でもございましたとおり、やはり風評被害というのはどうしても、こういった汚染土壌という名前からして、どうしてもそういったイメージを持たれやすい、持ってしまうことも当然考えられます。したがって、進出しようとしております企業様におかれましては、本当にこういったものが運ばれるのか、そういったものについて、こういった処理方法をしているのかということを実際に何回も何回も説明をしていただいて、全く納得いただいて、そういった上で進出のほうを進めていただくように企業の方にもお願いをしています。当然、県のほうにもそういうことでお願いしているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） 私が長いおつきあいをさせていただいている、いわゆる水産食品の経営者の方が言っていました。大正4年に塩竈の築港が始まって、まちは提灯行列だったと。我々は今こういう状態に直面している。ご先祖様に申しわけない、涙ながらに言っていました。以上です。終わります。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、山本 進議員の一般質問は終了しました。

5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） オール塩竈の会、阿部眞喜です。本日、初めての一般質問ですが、まずは、8月の市議会議員選挙において市民の皆様のお力添えを賜り、本日を迎えることに感謝を申し上げます。市民の皆様の代弁者となれるようにしっかりと4年間任期を全うしてまいります。そして、4年間、先輩議員の皆様から多くのことを学ばせていただき、ともに塩竈市の発展と住みやすい塩竈づくりに努めてまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。また、本日、一般質問の時間を与えていただきました会派の先輩議員の皆様には感謝を申し上げます。

これまで私は今後の塩竈市がどのように明るい未来に進んで行けるのかを訴えてまいりました。潤沢な財源があれば多くの施策や市民の皆様が満足いくサービスを提供できますが、潤沢な財政が塩竈市にあるわけではないのは、私も重々承知しております。今できる中で市民の皆様が塩竈市に住んでよかった、塩竈市に生まれてよかったと言っていただけの誇りある

塩竈を目指していくこと。そして、「8月の選挙以降、塩竈市変わったね」と市民の皆様には言っていただけるように、まずは本日大きく4つの項目に分けて質問してまいります。

そこで私は、まず、塩竈市の市民の参画を促し、同じ方向性を持ち、ベクトルを合わせる事が大切であると考えます。そのためにまずは市民参加型で市民憲章を策定することでオール塩竈をつくり上げる足がかりとなるのではないのでしょうか。宮城県内で市民憲章を制定していない市は仙台市と塩竈市の2つです。昭和50年代に各地では市民憲章を制定していきました。市民憲章を通じ、市民と市議会議員がともに塩竈市の未来をどのようにしていきたいのかを一度意識統一を図ることが必要であると考えます。そして、塩竈市の市の花として認定されている白菊ですが、本来は浜菊と言うそうです。浜菊とは、花言葉で友愛、逆境に立ち向かうという意味があるようです。市民の皆様には歩み寄り、市民の皆様には必要とされる議会により一層なることで、市が直面しております逆境も乗り越えられるはずで、白菊（浜菊）の名のもとにオール塩竈になるためにも、市民参加型の市民憲章制定をお願いいたします。ぜひともお考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、塩竈市の産業の復興について4項目に分けてお聞かせください。

塩竈市は全国でも有数の港町として繁栄してまいりました。伊達政宗公が塩釜港以外の魚を城下町に入れたいといった政策もとられた誇りある港町である塩竈。水産業の発展は塩竈市の活力になることは間違いありません。しかし、現在は、東日本大震災の影響や原料の高騰、輸送費の高騰などにより、塩竈の水産業は大変大きな問題に直面しております。今後、どのように水産業界を守っていくのかは、塩竈市の大きな課題であると感じます。そして、働くところがなければ人口はどんどん減少していきます。富谷町や大和町の人口が増加傾向にあるのは、トヨタや東京エレクトロンのような企業が進出してきたからと言えます。そこで、塩竈市では、震災後、20社ほどの企業誘致があったと聞きましたが、塩竈市の企業誘致の現状についてお聞かせください。そして、塩竈の経済の心臓部分と言えます新浜町の加工団地を今後どのように用地活用を行っていくのかをお聞かせください。

また、塩竈仲卸市場ですが、現在、130店舗ほどの店を構えておりますが、将来、後継者の問題などにより、半数以下になるという話を聞いたことがあります。今後の塩竈市としての将来展望をお聞かせください。

さらに、シャッターオープン事業ですが、商店街などの空き店舗対策などで活用しておられますが、今後、どのような方向性で行っていくのか、教えてください。

続きまして、3つ目の質問です。子育て政策についてお聞きいたします。

私もことしで30歳です。子育て世代として、今後、塩竈で子育てをしていく上で、当事者の一人として質問をさせていただきます。地域の宝である子供たちに塩竈市に住んでよかった、塩竈市に生まれてよかったと、今後とも言っていただける塩竈市にしてみたいと考えております。私も震災後、神戸の方とともに、塩竈市の子供たちと神戸市の子供たちの交流事業を行ってまいりました。塩竈市の子供たちに今後も誇りあるまちであること、東日本大震災から必ず立ち上がれるということを伝えてまいりたいと思っております。

現在、仙台市では待機児童問題がまだ解消されておらず、多くの子育てをしているお母様方が困窮している状態が続いております。しかし、塩竈市は待機児童が現在いない状況でございます。ならば、塩竈市に住めば子供を安心して産み育てられるというまちにすることで、仙台圏にある塩竈市に移り住んでいただけるのではないのでしょうか。そのためにも先ほど小高議員からもありました子ども医療助成金の拡充も大切と私も考えているところではございますが、私は今回、母子健康手帳の配布を月曜日の13時からだけにするのではなく、働くお母様方たちを応援するためにも、日曜日にも配布ができるようにすべきと考えております。ぜひとも考えをお聞かせください。

そして、子育てに疲れたお母様たちに心のゆとりを得られるようにするためにも、一時保育所を創設することが必要であると考えます。また、医療と一時保育所の複合施設を創設することで、共働きのご家族を応援するとともに、子供の安全も確保できると考えます。一時保育所のあり方について、ぜひ市当局の考えをお聞かせください。

また、千葉県南房総市では習い事補助金を創設いたしました。これは小学生塾代補助事業として2015年6月スタートいたしました。地方創生交付金を活用し、市の予算も活用して行っている事業でございます。子供たちに挑戦できる塩竈市を目指すだけでなく、塩竈市で商売をしたいと思っただけの補助制度につながると考えております。市当局として、このように東北地方では余り行われていない政策ではございますが、どのようにお考えかをお聞かせください。

最後に、4つ目の質問です。

私も家ではごみ出しを担当しておりますが、塩竈市のごみ回収袋はとても結びにくい形状をしていると感じます。高齢化が進む塩竈市において、今の形状では結ぶのが困難な高齢者の皆様が多くおられると感じます。ごみ回収袋の形状のあり方について、市当局の考えをお聞

かせください。

以上、大きく分けて4点の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から、大きく4点についてご質問いただきました。

初めに、塩竈市政についてのご質問でありました。

市民参加型の市民憲章をつくってはいかがかというご提案でありました。市民憲章でありませんが、市民としてのあるべき姿や将来のまちづくりの目標などをわかりやすく表現したものであり、全国ではおよそ7割の自治体が市民憲章を制定していると認識をいたしております。県内各市の状況であります。仙台市、本市以外の市は市民憲章を制定しており、そのほとんどについては昭和50年前後に国の新全国総合開発計画、いわゆる新全総を受けて最初の長期総合計画を策定する際に制定がされております。また、近年では、いわゆる平成の市町村合併に伴い制定した市もあると理解をいたしております。他県の例を見ますと、市制施行の節目となる年に市民憲章を制定した市もあるようでございます。市民憲章として、まち全体として目指すべき方向を普遍のものとして定めるのが市民憲章の趣旨でありますので、したがって、市民の総意に基づく憲章であるべきと判断をいたしております。

今、本市は東日本大震災からの復興の途上であります。このような取り組みを未来に継承するまちづくりに市民と一体となって進めてまいりたいと思っております。ご提案の市民憲章の策定につきましては、この震災から復興を一つの契機と捉えて、復興の達成度や次期総合計画の策定、あるいは市制施行の節目など、しかるべき時期を見据え、市民の気運の高まりを醸成しながら取り組んでまいりたいと検討させていただきたいと思っております。

次に、産業の振興策についてであります。議員から今の塩竈市の状況について江戸時代の伊達綱村肯山公、貞享保の特例というものを発令していただきました。その当時、御船入堀、御船引堀ができて、塩竈の港に入っていた船がほかのほうに移ってしまった。そういうような窮状を見かねまして、綱村肯山公が港は塩竈を使いなさい。それから魚についても塩竈から水揚げをするというような特例を発していただきました。現在、東日本大震災からの復興途上ですが、状況はまさしく一致するのかなと思っております。

水産関係者、水産加工業関係者、大変悪戦苦闘をいただいております。そういった方々が誇り、笑顔、喜びを取り戻していただけますよう、我々はなお努力をいたしていかなければな

らないという気持ちであります。そのような取り組みを形にするために、税制上の特例措置を適用いたしまして、事業の拡張、あるいは新たな事業所を進出する皆様方にご支援をするために、現在、民間投資促進特区、いわゆるものづくり特区であります。千賀の浦観光推進特区、観光特区と略称いたしておりますが、この2つの特区を創設いたしました。また、震災で特に大きな被害を受けました津波浸水区域の産業復興を加速するため、国の津波原子力災害被災地雇用創出事業立地補助金や県の水産業共同利用施設復旧整備事業補助金等が制度化をされております。

本市におきましては、こういった制度活用を促進し、さらなる企業立地が図られますよう、積極的な情報拡大を発信いたしますとともに、申請手続等の支援を行いながら、企業の投資促進と雇用拡大を図ってまいりました。これまでものづくり特区や国・県等の制度を活用し、市内では既に27社が工場や倉庫等の新設、増改築に取り組んでいただいているところであります。業種別に内訳を申し上げますと、27社のうち、水産食品製造業が20社であります。運輸・菓子製造業・その他が7社となっております。このうち、既に22社が新たな工場等で企業活動を開始いたしております。

今後の取り組みにつきましては、新規企業の進出に向けて平成26年度から県内各市町村とともに、宮城県主催の企業立地セミナーに参加し、東京、名古屋において市内の企業誘致の投資環境をPRさせていただいておりますが、さらなる企業誘致活動に努力をいたしてまいります。

次に、水産加工団地等の用地活用状況についてのご質問でありました。

新浜町の水産加工団地周辺地区の企業誘致の取り組みといたしましては、前段申し上げました特区の創設による税制の特例制度の活用により、新たな企業立地と既存企業の設備投資による事業拡大の両面で取り組みを展開いたしてまいりました。

さらに、国や県等の補助金等の申請では、情報提供にとどまらず、書類作成や手続等の助言など、さまざまな支援を行ってまいったところであります。震災後、水産加工団地周辺地区に限定をいたしますと、24社が工場や倉庫等の新設、増改築に取り組んでおり、業種別では、水産食品製造業が19社、運輸・菓子製造業・その他が5社となっております。24社のうち既に19社の整備が完了し、企業活動を開始いたしているところであります。

この24社を補助制度別に分類してご紹介をさせていただきますと、津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について3社、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金について

8社、塩竈市水産業共同利用施設復興整備事業補助金について9社、宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金について2社、その他ものづくり特区のみの利用が2社となっております。このように、多様な制度を活用いただき、現在、企業立地が促進をされているところであります。

議員から水産加工業の実態、課題についてはというご質問をいただきました。水産食品製造業の現状であります。市内全体の水産加工品生産高につきましては、震災前平成22年の519億が、震災後、平成25年には531億円、12億円の増加となっております。2.3%プラスであります。しかしながら、内訳を見ますと、本市の基幹産業であります水産練り製品の製造額につきましては、平成22年の200億が平成25年には147億円と53億円、26.5%の減少となっております。この点が課題であると捉えており、販路拡大や新商品の開発を含め、引き続き改善に向けた取り組みが必要であると判断をいたしております。

なお、企業進出等が盛んな水産加工団地であります。今月、あしたであります。本市と災害時相互応援協定を締結いたしております愛知県碧南市に本社を置く海鮮せんべいを製造する事業者が東北工場・直売所をグランドオープンしていただくことになっております。このような企業を今後もなお支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、仲卸市場の将来展望についてご質問いただきました。

現在、仲卸市場であります。4つの組合がございます。合わせて115店舗が営業いたしております。仲卸市場の魅力であります。やはりさまざまな水産食材を扱うお店が一堂に会して販売を行っていることが、利用者の集客力につながっているものと認識をいたしております。訪れた方々が豊富で新鮮な食材を自由に選んでいただきながら、お店の方々との会話を楽しみながら、買い物をします。そして買った商品を場内でマイどんぶりとして食べていただけるという雰囲気を味わえる場所、それが仲卸市場の最大の魅力ではないかというふうに理解をいたしております。つい先日開催されましたどっと祭りには、県内各地はもとより、県外からも大勢の皆様方に仲卸市場を訪れていただき、旬のお魚の味覚を十分に堪能いただきました。

一方であります。仲卸市場であります。施設の老朽化に加え、議員が指摘されました。例えば経営者のご高齢化、あるいは後継者問題などにより、年々店舗数は減少している現状に直面をいたしております。新たに仲卸市場への新規出展する場合の条件であります。現在の仲卸市場の施設は、4つの組合による共同出資で建設された施設でございますから、い

ずれかの組合に加入することが進出のまず前提条件となります。また、その際には、数百万円単位の高額な出資金を納めるということが必須条件になっております。これは新規組合員と従前からの加入している組合員の権利の平等性を担保するため、中小企業法で出資金に関する規定があるためでございますが、新規加入者にとっては大きなハードルとなっていることも事実であります。

あわせて、仲卸市場はもともと事業所向けの販売を基軸といたしておりましたことから、営業時間が午前3時から午後1時までとなっております。一方、通常の一般客や観光客向けの利用時間帯はこの時間帯とは異なることとなります。このことから、一般消費者を対象とする新規出展者の場合には、初期出資金の大きさと営業時間の短さが隘路になるのではないかとというふうに推察をいたしているところでございます。

次に、シャッターオープン事業についてご質問いただきました。

本市は、市内中心部の商店街に空き店舗かふえ、商店街としての魅力が薄れつつあるという状況を踏まえ、空き店舗の解消による商店街の維持と集客やにぎわいの創出を図るために、平成20年度からシャッターオープン事業に取り組んでおります。さらに、震災後におきましては、制度内容を拡充させていただき、シャッターオープン・プラス事業ということで、旧来、対象とならなかった出展者にも事業拡大を図ったところでございます。昨年度まで、18店舗が開店し、新年度におきましても5月と7月に審査会を行い、仮設店舗に入居されていた事業者を含め、新たに6事業者を採択した結果、この事業を開始いたしましてから、合計24店舗の出店を支援することができました。なお、昨年度まで開店した店舗の定着率につきましては、震災により移転した店舗を除きますと、17店舗中16店舗の94.1%とかなり高い定着率となっているところであります。これまでもこの制度を活用し、開店した店舗の中には、マスコミなど等でも取り上げられ、市外からも買い物客が訪れるような人気店も誕生いたしました。また、経営力の強化や個店の魅力度アップを図る商人塾への参加でありますとか、本町通りまちづくり研究会に参加し、おもてなしの心を学んでいただく事業者の方々も数多く発生をしております。

塩竈市も地域資源を活用したさまざまなイベントを開催し、出店いただいた皆様方を御支援させていただいてまいりたいと考えております。

次に、子育て政策についてご質問いただきました。

母子健康手帳の配布日程についてであります。

ぜひ土日もというご質問でありました。ちょっと前段、ご説明をさせていただければと思います。母子健康手帳の配布であります。単に手帳をお渡しする目的だけではなくて、その際に、手帳の使用方法等の説明のほか、保健師等による個別面接をあわせて行い、妊娠された背景でありますとか家庭環境等から、子育て環境にリスクを抱えている皆様方の早期発見、早期対応を図るための大切な機会とさせていただいております。このため、本市では、保健師等の配置や面接場所確保の関係もあり、毎月、月曜日に3回、年間36回を配布日に設定させていただき、年度初めに、各世帯に配布する健康カレンダーであらかじめ年間の日程をお知らせさせていただいております。

また、設定日にご都合がつかない場合には、電話等でご連絡をいただき、設定日の月曜日以外でも妊娠された皆様のご都合に合わせて、弾力的に対応できる体制をとっているところでもあります。ただし、土日は除かせていただいているところでもあります。昨年度であります。358名の方々に配布をさせていただきましたが、そのうち、約半数の方々が設定された配布日に、またそれ以外の半数の方は設定日以外に配布をさせていただいた実績をご紹介します。

このような状況ではありますが、なお、サービスの向上のために土曜日や日曜日の交付を希望される方々がどれくらいおられますのか、調査をさせていただきたいと考えております。その調査結果で、また適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、一時保育の増設についてのご質問でありました。

一時保育であります。ご案内のとおり、保険者の出産、病気、冠婚葬祭のほか、学校行事への参加やリフレッシュ事業などの際に、一時的に保育所でお子様を預かる事業でございます。現在、北部地区では、公立の新浜町保育所、南部地区では私立のあゆみ保育園が1歳4カ月児から就学前のお子さんを対象に実施をさせていただいております。また、新浜町保育所では、この一時保育のほかに、一時的な保育を就学までの間に最大4回、無料で利用できる子育てリフレッシュ事業を実施いたしております。

新浜町保育所における一時保育及び子育てリフレッシュ事業の現在の利用状況であります。定員が1日10名といたしております。平均利用人数であります。平成26年度は1日平均3人、多いときでも8人でありました。平成27年4月から8月までの5カ月間では、1日平均2人、多いときでも6人という状況でありました。まだ、定員までかなり余裕がある状況であります。

一方、あゆみ保育園の利用状況であります。平成26年度は定員10人に対して利用者数が1日平均5人となっており、いずれの保育所もいまだ定員まで余裕がある状況でありますので、できますれば、それぞれ身近な両保育所の一時保育の利用について、さらにPRをさせていただきたいというふうに考えているところであります。また、今後、一時保育の利用が拡大する傾向にあるときには、改めて増設等につきましても検討させていただきます。

次に、習い事補助金の創設についてご提言いただきました。

ご案内のとおり、本市では、平成26年の国の補正予算を活用し、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地域消費喚起・生活支援型を活用して、本年4月から子育て世帯応援券事業に取り組んでおります。この事業は、塩竈にこにこ子育て応援券の名称で、中学生以下の子供さんがいる世帯に対し、子育てに係る負担の軽減と、地域における各種サービス等の利用を促進するため、児童1人あたり5,000円を助成させていただいております。利用できる店舗、事業所ではありますが、塩竈ニコニコ2割増商品券の小規模店舗約470店のほか、子育て応援券の趣旨から、学習塾でありますとか、幼稚園、保育施設などを取り扱い事業所として募集いたしましたところ、市内9事業所について申し込みをいただきました。事業費としては、既決予算3,400万円と本定例会で補正予算案として計上いたしております70万円、合わせまして3,470万円でございます。

一方、ご提案をいただきました習い事に対する補助金の創設についてであります。同様の習い事補助金について、いろいろホームページ等で調べさせていただきましたところ、千葉県南房総市がやはり地域住民生活等緊急支援のための交付金、ただ、こちらの場合は、塩竈市の地域消費喚起・生活支援型ではなくて、地方創生先行型を活用し、今年度小5・6年生の保護者を対象に、学習塾や文化、スポーツ教室などで利用できる助成券を発行する形で実施をされておられました。金額については、収入等におきまして、多い、少ないがありまして、最大で6,000円、最少で1,000円であったかと思いますが、そのような取り組みをされております。この事業の目的であります。学力及び学習意欲の向上、個性・才能を伸ばすことを目的としており、地方創生の観点から、やはり人口減少に歯どめをかけたいというのが目的のようであります。

今後の取り組みであります。先ほど、ご紹介をさせていただきました子育て応援券も南房総市の習い事補助金も、どちらも単年度の財源である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用させていただいております。

もう一つであります、今年度は100%国費でありました。しかしながら、今国から示されております具体的な内容でありますと、28年度概算要求段階では、2分の1を地方負担を求めるといような枠組みに変わるようであります。我々も今後、28年度のこの事業の概算要求内容を精査させていただきながら、どのような事業を塩竈で実施することがより効率的な定住促進、あるいは産業の振興につながっていくかというようなことを検証させていただきたいと思っております。

最後に、ごみ袋の形状のあり方について、ご質問いただきました。

取っ手つきのごみ袋導入についてというお尋ねでありました。阿部議員が直接ごみ処理場に運ばれるそうでありますので、切実なお話かと思っております。

本市のごみ指定袋であります。燃やせるごみが大・中・小、燃やせないごみが中と小、リサイクルされるプラスチック製容器包装が大と中、全部で7種類ございます。お尋ねの取っ手つきのごみ袋については、近隣では、仙台市や多賀城市を初めとする宮城東部衛生処理組合の構成市町で導入、販売されているところでございます。本市におきましても、実はかつて指定袋導入間もない時期に取っ手つきの袋も作成、販売をした経過がございました。しかしながら、利用者の方々から取っ手部分が弱くて壊れる。あるいは取っ手部分に一定のスペースが割かれるためにごみが入る量が少ないという苦情が寄せられまして、販売を中止した経過があり、以降、取っ手つきの袋を採用していないというのが現状であります。現在、市民の方々から取っ手つきのごみ袋という要望は比較的少ない状況ではありますが、例えばご高齢者や体の不自由な方々への配慮、また選択肢をふやすことによる利便性やサービスの向上、そして潜在的な要望も考慮し、いま一度、取っ手つきのごみ袋の復活について、試行的な導入ができるかどうか、指定代理店と協議の場を設けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） 市長、ありがとうございます。非常に前向きなご答弁をいただいたこと、感謝申し上げます。

まず1番、塩竈市政についての部分、市民憲章についてですが、何かの段階のときにご検討いただけるということで、本当にありがとうございます。もしよろしければ、なぜ今まで塩竈市で制定に結びつかなかったのかという部分を教えていただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私が責任者でありますので、平成15年に市長に就任してから3年ぐらいたったときだと思いますが、ある議員の方から、やはり塩竈市で市民憲章を制定させていただきましょうというお話をいただきました。うかつにも、私、こういった件数が余り多くはないというようなご答弁をさせていただいたところでもあります。今回、阿部議員から改めて市民憲章についてご質問いただくということで、調べさせました。そうしたところ、一転して、仙台市と塩竈市以外は、ほかの市については全て市民憲章が制定されているというお話を聞いて、これは私の不徳のいたすところでもあります。今後、あくまでも市民の皆様方にこういった市民憲章の策定についてということをお問い合わせをさせていただきながら、そういった気運が高まった場合については、先ほど申し上げたとおりであります。市民憲章というものについて、ぜひ検討させていただきたいと思っています。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。塩竈市と仙台市以外は、平成の大合併の際にも、皆さんおつくりになられているということは私も調べさせていただいて、ちょっとネットのほうで調べまして理解させていただいております。ぜひとも、今、塩竈市に必要なことは、我々から市民の皆様にあぐらをかき寄り添う議会とすることで、本当に距離が近いんだということと、市民の皆様、そしてここにおられる一人一人の皆様が塩竈市をもっとよりよくしたい、その思いは皆さんも一緒だと思いますので、まず進むべき方向性を示すためにもぜひともご検討を、前向きなご検討を再度よろしくお願いいたします。

2番、産業の振興についての部分でございますが、震災以降、27社が塩竈に来られたということで、本当に私もうれしく思います。大崎市なんかですと、議会議員一人一人が自分のまちに産業を誘致するというお約束などもしまして、そちらは全員ということは難しいことはあったと思うんですけども、そのように、まずは塩竈、自分たちの働く、自分たちの住むこのまちに対して、やはり働き場所をふやす、または税収が落ちるようにするために、企業を呼んでくるという形の施策を考えて行っていったのが、多分6年ぐらい前だったと思います。ぜひとも、そこまでしろとは私も言いませんけれども、やはり一人一人が塩竈市の営業マンになるような形でしっかりと塩竈市をPRすることが大切だと考えております。

先日もお話しさせていただきました。今、人、人、人の時代になってきている中で、私どもからしっかりと塩竈市の助成金を再度学ばせていただいて、塩竈市に来ればこれぐらい企業がしっかりと行えると、仕事ができるよということ、企業誘致してくれとことを、やはり

我々議員も押し進めていかなければならないのかなと思っております。ぜひとも、市当局の皆様や市長にだけお任せするのではなく、我々議員もしっかりと企業誘致を進めていきたいと考えているところでございます。そのためにも、まずは、この前お話ししていただいた事業ブランド、新しい部分もございますので、そういう部分とマッチングしながら企業誘致も今後進めていただけたらなと考えております。こちらは意見として取り入れていただければと思います。

2番、水産加工団地の活用についてでございますが、今現在、24社が加工団地という形でございますが、まだまだ空き地が多く見られると思います。今後、新浜地区をどのように、企業誘致を進めていくのか、ぜひとも、もう一度、再度教えていただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま、新浜地区の企業誘致、これからさらにどういうふうに進めていくのかというご質問でございました。

昨年、私ども事業用の遊休地等の調査というものをさせていただきました、新浜町におきましても500平米以上の空き工場、空き地というものが、空き地で12カ所ぐらいございます。団地組合等と常日ごろから情報交換のほうをさせていただいております、そういった動きなり、要望なりがあった折には、先ほど、冒頭、市長のほうからご答弁申し上げました津波補助金ですとか、そのほかのものづくり特区の制度の利用、あるいはそのほかの補助金等々、そういった資料を持って、そういった方々にお会いをして、こういったものを活用して、ぜひ来られてはいかがですかということでやっておりますので、そういったことを引き続き続けていきたいと思っておりますし、やはり、市内の今水産加工をやっている方々も、そろそろ老朽化したものを建てかえたいというような需要なんかをお持ちの方もいらっしゃいますので、そういった方々にも、御用聞きと称して、いろいろ今回っておりますので、そういったときもそういった紹介をさせていただきながら、さらなる水産加工団地の用地の活用というものを図っていければというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。ぜひとも、今後、塩竈市に空き地がないような形まで新浜地区を持っていくことで、やはり水産業界といいましても、それに付随する会社さんがやはりいっぱいいらっしゃると思っておりますし、鉄工所さんや、そういう形の皆様にも、やはり今後しっかりと仕事の場を提供していくためにも、やはり企業がこちらに進出してく

ることがやはり一番大切なことかなと思っておりますので、ぜひ、その資料を私にもいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一度、勉強し直して、企業誘致を私も進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

3番、仲卸市場の将来展望についてですが、先ほど市長からもお話ありましたとおり、私もちょっと調べましたら、やはり各仲卸市場の団体様に大分高額なお金を最初払わなくてはならないという、昔ながらのものが残っていらっしゃるのかなと、私も感じております。非常に難しい問題ではありますが、やはり仙台からこちら、石巻まで買いに行くというのは難しいと思っております。やはり塩竈に来ていただいて、水産のものを買っていただくには、距離的にもこの塩竈であってほしいなと私も思っておりますし、塩竈が一番ベストなのかなと思っております。私も仕事の都合上、加美町などにも行ったときありますが、加美町の会館などの皆様は塩竈の魚市場まで来て買っていたというお話も聞いております。やはり、塩竈の誇りある仲卸市場をぜひとも再建していくために、高額なものを何とかしていかなくてはいけないのかなと、私も感じておりますが、やはり、今115店舗ということ、ぜひとも、今後、どのような形でこの店舗数を減らさないでいきたいのかということのお考えを教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 現在、115店舗ということでございますけれども、今の新浜のほうに仲卸市場のほうに移設した折には、昭和40年になりますけれども、376店舗あったということございまして、まさに半減以下というような状況でございます。一方で、もともとは業務筋向けの商売をされていたわけですが、最近では旅行客あるいは買い回りで、仙台あるは塩竈市内からお越しいただいた方々が買われているということで、そういった割合が非常にふえてきていると。ちょっと聞きましたところ、売上金額全体で見ますと、むしろ、24年は震災後ということもありますけれども、24年から26年を比較すると2割か3割ぐらい実は伸びているというような数字もございます。ただ、レジを入れていないところがあったり、いろいろな取り扱いがあるので、どの程度の精査された数値かという部分については、多少振れはあるかと思っておりますけれども、そういった状況があるということでございます。

お尋ねの、これからどうしていくのかということでございますけれども、既存の、私どもも持っておるシャッターオープン事業とか、そういったものではちょっと対応できるような性格

のものではないかと思えます。まさに後継者不足ですとか、高齢化が進んでいる。あるいは大きな出資金が必要だということについては、少し腰を据えて、やはり仲卸市場、今回は塩釜水産物仲卸市場創立50周年の節目だということでもございますので、そういった折をとらえて、少し腰を据えて、ちょっとどういった課題、問題があるのか、改めて抽出して、どういった手が打てるのか、協力ができるのかということをちょっとこれから検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

ぜひとも、店が少なくなつて、空き店舗が出てきてから検討するのではなく、その前に対策をやはり練っていかなくてはいけないのかなと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、4番、シャッターオープン事業の今後についてでございます。ちょっとお聞きしたいんですけども、シャッターオープン事業を見て、塩竈で商売をしたいと思つて来られるのか。または、お店を出したらシャッターオープン事業があつたので活用したと、こちら、どちらが多いか教えていただけないでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ちょっとそういったデータということでは、実は持っておりませんが、やはりどちらもこれはあるかと思えます。やはり塩竈で出したいということでいろいろ考えているときにその制度がわかつたという方もいらっしゃいますし、出店が決まってから、制度があるということで来られる方も正直おります。そこがちょっと、どのくらいの割合かというのは、正直、今ここでちょっとお答えできる資料はありませんので、恐縮ですが、ご勘弁いただきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

私もちょっと2店舗ほど携わらせていただいていたことがございまして、やはりその際には、まず1件目は、シャッターオープン事業というものがあるみたいなんだけれども、ということで、店を少し構えてからご連絡をいただいて、それに対して、私も調べさせていただいて、資料を一緒につくらせていただいて提出したということもございます。その後、私の同級生がお

店を出した際に、こういう補助金がたしか塩竈市にあるはずだということで、再度調べさせていただいたら、店舗出した次の月に受付を開始するというので、そちらのほうにも資料の作成に携わらせていただき、無事に認定をいただいて、今補助金をいただいたということで進めて、営業していただいているという話を聞いております。

本来であれば、どちらかというと、こういう補助金があるから、「よし、じゃあ、塩竈市でチャレンジしてみよう」という形になるのが正しい補助制度のはずだと思います。それこそ、本当のシャッターオープンの事業をしたという形になると思いますので、こちらは今後も進めていかれるのか、それとも、私はそのようにオープンしてから補助を活用するのは、やはり形的にはおかしいと思いますので、やはりほかのところにお金や予算を回すということも考えなくてはいけないのではないかと私は感じます。そちら、もしお考えがあれば教えていただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 先ほども市長ご答弁申し上げましたとおり、昨年まで開店した店舗については17店舗中16店舗、9割以上定着しているということもございますし、実際に、塩竈のシャッターで閉じていた店がこの制度によって開いたということの実態としては、しかも、定着して3年、4年と続いているというところもかなり多うございますので、そういう意味では、やっている事業効果というものは十分あるのかなというふうに思っています。ですから、これはこれとして続けていきたいというふうには考えておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

先ほど、市長の答弁でもありますが、17店舗中16店いまだに継続されて塩竈でお店をやられていただいているということでございますし、小山部長さまからもお話ありました。やはりこの補助金をよりもっと活用というか、告知をもっとしっかりとしていったほうがいいのではないかなと私も、であれば考えます。

そのときも、ホームページからクリックをして、どんどん探して行って、やっとシャッターオープン事業を私も見つけて、資料作成に携わらせていただきました。やはり、必要な補助金ということで今お返事いただいたのであれば、しっかりとホームページなどに、塩竈で、例えば商売をしてみませんかとか。塩竈で商売する際に補助金など、わかりやすく設定することで、クリックしていただけると、すぐシャッターオープン事業に飛ぶことだったり、復

興支援の補助金に飛ぶという形をとっていただくことで、より一層、「塩竈」という言葉をまず調べていただくことからスタートですけれども、補助金の活用により一層つながっていくのではないかなと思いますので、こちら、またホームページ等々の話になりますけれども、もっと大々的に出していただいても問題ないのかなと私は思いますので、ぜひともご検討をよろしくお願い申し上げます。

そして、子育て政策について、ちょっとお話しさせていただきました。母子健康手帳配布の日程ということで、市長からも前向きなお話いただきました。ありがとうございます。アンケート調査をしていただいて、土日にもということではございましたが、実は、私先日、母子健康手帳をとりに行かせていただきまして、月曜日の1時から1時半に受付を終了しまして、1時間ほどお話を聞いてまいりました。私以外は皆様女性のお母様たちのございまして、やはり、私もそのときに「月曜日の1時からなんだけれども、私は行けない」と妻に言われて、仕事をしている女性というのはやはりなかなか、仕事を休める環境にあればもちろん問題ないんですが、休めない環境の女性もいらっしゃると思います。その際には、やはり先ほどご説明にもありました、半数は時間外での受付ということでご説明させていただいたということではございましたので、ちょっと私もそれを知らずに1時に行かせていただいたんですけれども、そういうものをしっかり広報のところにもお伝えいただくと、より一層、活用につながるのかなと思いますので、そちらもやはりホームページだったり、広報しおがまにより一層、わかりやすくご表示いただければいいかなと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

次に、一時保育所の創設についてでございます。ちょっと勉強不足で、大変申しわけございませんでした。今、2カ所ということで、人数もまだマックスまでの人数までは使用したことはないということではございましたが、やはりこちらも働きに、もちろん塩竈市では待機児童は今現在いらっしゃらないということではございますけれども、私が聞くのは、子供を預けて、その間に就職先を探したいという声もやはり多く聞かせていただいております。ぜひ、こちら情報が多分わからない方たちが多いのかなと思いますので、先ほど、市長からございました、フェイスブックなども活用してということもありましたし、若い世代により一層注目が持てる広報力を持って、こちらの制度などもどんどんPRしてほしいなと思っております。なかなか、若い世代は広報紙を読んだりとか、新聞を読む世代ではなくなってきているのは実態でございますが、時代のニーズに合わせた広報で、何とか多くの皆様に「塩竈市、

非常に子育てしやすいよ」と言っていただけの環境にするためにも、フェイスブックなどの活用をより一層していただいて、情報提供していただければなと思います。こちらもご意見として結構でございます。

習い事補助金についてですが、市長、お調べいただいて本当にありがとうございました。私もこちら南房総市で2,100万円ですかね、地方創生基金を使って1,500万円、市から600万円の補助を出したということでございます。ニコニコ子育て支援金ですかね、ニコニコ券などの活用もいただいているということで、3,470万円という大規模な予算を使ってということでございましたが、こちら南房総市では2,100万円ということでございました。やはり、私が感じるのは、単発の事業を単発で行ってお配りするだけではなく、継続していただけるようなところに補助金の活用などもしていただけたらなと感じます。商品券などは買い物に行かれたらそのままやはり終了してしまいますが、こちら、習い事の補助金であれば、成果が見えればそのままやはりお金を払って、補助金がなくなっても払って子供を何とか通わせようという形にもって行けるのではないかなと思いますし、例えば塾やサッカー教室、習い事をどこかで創設したいなと、習い事の開始をしたいなと思っている方が、塩竈市で、じゃあ、こういう補助金があれば、ちょっとほかよりもやはり子供たちが習い事をしやすい環境なんじゃないかということで、もしかしたら、企業誘致も進めていただけることにつながるのではないかなと感じます。その際には、しっかりと商工会議所と連携をすることで、ぜひともこちら、補助金、習い事補助金の創設ということで、来年だと2分の1を地方が負担しろということになっているとは思いますが、ぜひとも、テストなども踏まえて行っていただきたいなと私は感じております。

ちょっと、自分の意見だけ、だらだらだらだらしゃべってしまって、一問一答なんですけれども、済みません。

ひとつ、最後にですけれども、時間もあれなので、私、ごみ処理について、こちら念入りにやりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ごみ袋の形状ですが、先ほど、7種類ということでございました。過去に廃止になられたというご意見がございましたが、今現在、やはり高齢化が進む中で、結び目がある形というのが、非常に今、多分仙台市もですけれども、流行していると思います。こちら、ぜひとも、結び目のあるものに、全部を変えろとはいいません。選択肢をふやしていただきたいと思っております。今あるものがもちろん急に変われば使いにくくなるということは私もわかりま

すので、結び目をつけていただけるということで、ぜひとも前向きなアンケートをしていただきたいんですけども、市長、お考えをぜひよろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 先ほど、市長が答弁したとおり、当時は取っ手部分が弱くて破れるということがあったんですが、今、仙台のものとかも結構丈夫でございますので、先ほど言ったように指定代理店のほうと協議しまして、種類をふやすと全体の量が減るので、逆に単価が上がるということがあるので、そういったところも含めてちょっといろいろ検討させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。ぜひとも前向きなご検討をしていただきたいなと思います。そのアンケートにぜひとも一つお願いしたいのが、こちら、ただごみ袋をつくるだけではなく、例えばネーミング、協賛ですかね。会社名を入れるということで、そちらネーミングライセンスというのですか、少し補助をしてもらってごみ袋が少しでも安く市民の皆さんにご提供でき、なおかつ企業の名前を売り込むことができるという形をとることで、少しずつではございますが、ごみ処理袋のちょっと値段が高いと言われている部分も抑えられてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも、そういう形もご検討いただけるようなアンケートをしていただきたいなと思います。

私からは時間もちょうど、あと3分ほどとなりましたので、以上となります。本日はありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、阿部眞喜議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年10月14日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊藤 博 章

塩竈市議会議員 阿部 眞 喜

塩竈市議会議員 阿部 かほる

平成27年10月15日（木曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成27年10月15日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(17名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
12番	菊地進君	13番	鎌田礼二君
14番	志子田吉晃君	15番	土見大介君
16番	伊勢由典君	17番	小高洋君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(1名)

11番 今野恭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君

市立病院事務部長 兼 医 事 課 長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	赤 間 忠 良 君
市民総務部次長 兼 総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷 古 正 夫 君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 達 也 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴 木 康 則 君
水道部次長 兼 工 務 課 長	大 友 伸 一 君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 信 君
会計管理者 兼 会 計 課 長	高 橋 敏 也 君	市民総務部 政 策 課 長	川 村 淳 君
市民総務部 財 政 課 長	末 永 量 太 君	産業環境部 環 境 課 長	菊 池 有 司 君
市立病院事務部 業 務 課 長 兼経営改革室長	鈴 木 康 弘 君	市民総務部 総 務 課 長 補 佐 長 兼 総 務 係 長	武 田 光 由 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 麿 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会 教 育 部 次 長 兼教育総務課長	渡 辺 常 幸 君	教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長	高 橋 義 孝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	佐 藤 勝 美 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	安 藤 英 治 君	事 務 局 主 幹	佐 藤 志 津 子 君
議 事 調 査 係 長	鈴 木 忠 一 君	議 事 調 査 係 主 事	片 山 太 郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、11番今野恭一君の1名であります。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番山本 進君、10番志賀勝利君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

それでは、2番菅原善幸君。

○2番（菅原善幸君）（登壇） 質問に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月30日の選挙によりまして当選させていただきました公明党の菅原善幸でございます。佐藤 昭市長の再選と先輩議員、同僚議員の皆様のご当選に対し心よりお祝い申し上げます。

私は、塩竈の発展と市民福祉の向上のため、全力で応えてまいる所存でございます。関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、公明党を代表し通告に従いまして質問をいたします。市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、安心・安全なまちづくりについてお伺いいたします。

本市を取り巻く安心・安全の状況と課題について、塩竈市地域安全まちづくり基本計画を見ますと、市内の刑法犯認知件数の推移について、平成13年をピークに減少傾向にあり、暴行や傷害など粗暴犯あるいは窃盗犯などは依然として多く発生しているとあります。自転車盗難等の窃盗犯や器物損壊など、犯罪が市内全体の犯罪認知件数の約9割を占めているとあります。また、防犯の取り組み状況の中には市民、警察などの関係機関などが一体となって、

犯罪のない、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、平成24年度に塩竈市地域安全まちづくり条例を制定されたと書かれてあります。私は、この条例の制定は地域における犯罪などを未然に防ぎ、市民が安心して生活できる地域社会の実現を目的に制定されたとと思います。そこでお聞きしますが、本市の犯罪の現状と条例の制定により防犯対策がどう強化されたのかお尋ねいたします。

また、犯罪の発生はその原因を取り除くことによって抑制することは限界があります。そして自分の身を自分で守る、地域の安全は地域で守る、そのためにそれぞれができる範囲で全力を尽くすことが地域の安全対策のあり方だと思いますが、その対策や取り組みは限度があります。近年では子供を狙った犯罪がふえており、防犯カメラの映像が犯人逮捕の決め手となることも多く、抑止力にもなっており、私は本市におきましても防犯カメラの設置の推進が必要と考えております。そこでお尋ねしますが、市民の安全を守るための防犯カメラの設置について、積極的に取り組むべきと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

次に、人に優しいまちづくりについてお尋ねいたします。

私に寄せられた相談の中に、高齢者の方より足腰が悪くなってくると遠くまでごみを運んでくるのがつらい、ちょっとしたけがや風邪など体調の悪いときなどごみを出すことができないなど相談を受けました。高齢化や核家族化の中、地域のゴミステーションにごみ出しすることが困難なひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加に伴う高齢者のごみ出し支援は、廃棄物施策としてだけでなく安否の確認や声がけなど、高齢者福祉の観点からも超高齢化において重要な取り組みであると思います。全国自治体では高齢者のごみ出し支援について、玄関先にごみ回収に向くなど事業の展開に取り組む事例も多くなってきております。そこでお伺いしますが、ごみ出し困難な方に対するの対策について、小さなことだとは思いますが、何とかしてやりたいと考えています。市長の見解をお聞きいたします。

また、市内には860カ所のゴミステーションがありますが、急な坂道がある地域では坂を上りおりするのが困難な方、遠くのゴミステーションまでごみを運んでいくのが困難な方などもいると耳にいたしています。また、道幅が狭く清掃車が入っていけない地域もあります。市内のゴミステーションの形状もさまざまなものが設置され、ゴミステーションを清潔に保持するために工夫されているのが見受けられます。そこでお尋ねしますが、ごみ出しが困難な高齢者などの方のためにはゴミステーションの配置の見直しや新設条件の緩和などが必要と考えますが、ゴミステーションの改善策について本市のお考えをお聞かせください。

次に、人が集まるまちづくりについてお伺いいたします。

我が国の人口は減少局面に入っております。2014年の年間出生数も過去最低を記録し、約100万人に落ち込みました。一方では通学や就職などを理由に地方から東京圏に毎年約10万人が転入超過し、東京圏への過度な人口の一極集中となり、地方の人口減少に拍車をかけている現状があります。人口減少により働き手も減り、消費も減り、経済の縮小や行政サービスの低下などにもつながり、そして地域のコミュニティーの担い手が減ることにより地域の活力が失われています。このような状況を踏まえ、公明党では人が生きる地方創生を掲げ、地方の特色と強みを生かし、若者にも意欲のある新たな産業づくりやまちづくりの推進を考えております。そのためには、まず担い手となる人材の発掘、育成や地域ブランドの掘り起こし、磨き上げることを活力あふれる地方創生の最優先の課題の一つとしております。

青森県の十和田市で10月3日、4日の両日にご当地グルメでまちおこしに挑む団体の祭典「B-1グランプリ」が開催されました。6万都市に33万人が来場し大にぎわいとなり、33都道府県から62団体が参加し、じぇじぇじぇでおなじみのあまちゃんの久慈の魅力をアピールした「久慈まめぶ部屋」、来場者を笑顔で迎える「Do it! 松阪鶏焼き肉隊」のメンバー、また津波に負けず頑張っています「石巻茶色い焼きそばアカデミー」のブースで目玉焼きをつくるメンバー、そしてまちを熱く盛り上げたいと熱い鉄板で鳥を焼く「めいほう鶏ちゃん研究会」のメンバーなど、我がまちを愛する人々がまちおこしの情熱を競い合いました。

お話を聞くとところによりますと、B-1グランプリはまちおこしの活動の年に一度のお披露目の場になっているそうです。日常食に地域名をつけてブランド化した食を一つの地域資源としてまちを売り込むことに意味がありそうです。B-1グランプリの原点はさかのぼると10年前に八戸市にある焼鳥屋さんで、八戸のまちおこしに取り組む八戸せんべい汁研究所のメンバーが発した「地元を盛り上げるため、食による全国大会をやってみてはどうか」との一言から始まったそうです。八戸というと八戸せんべい汁が有名であり、かつては家庭の日常食で客に提供するような料理ではなく、当時ほかの地域ではせんべい汁はマイナーな存在でした。今や小麦粉でできたせんべいの感触がくせになると全国の脚光を浴びるまでになりました。

本市においても活気あるみなとまちであります。その中に塩竈のうまいもん、特産品としてお寿司や地酒、そしてかまぼこの練り製品や三陸塩竈ひがしもの、そしてお菓子、スイーツなどおいしい魅力がいっぱいあります。また、塩竈市にはよい町並みや風景などを高台から

の眺めなど、市内や浦戸諸島湾岸から眺める塩竈の魅力の一つではないかと考えております。そこでお聞きしますが、塩竈市の特色や強みを生かした取り組みと考えますが、本市の豊かな資源を生かした魅力や観光の取り組みについてのお考えをお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菅原議員から3点についてのご質問をいただきました。

初めに、安心・安全なまちづくりについてのご質問にお答えをさせていただきます。

塩竈市の犯罪の現状と、特に女性や観光客が不安となる街頭犯罪対策についてのご質問をいただきました。これまで減少傾向となっておりました本市の犯罪発生件数であります。平成25年には年間発生件数が469件へと上昇を实はいたしました。しかし26年度は328件と大きく減少いたしたところであります。一方、車上狙いや自転車盗、あるいは万引き、ひったくり等、街頭で発生しやすい非侵入窃盗などの窃盗犯罪につきましては、本市の刑法犯罪件数の約7割を占めている状況であります。これに器物損壊などのその他の刑法犯を加えますと実に9割以上を占めているというのが現状でございます。また、犯罪としては立件されにくい女性や子供に不安を与える不審者情報も平成25年度には17件、平成26年度には25件と増加傾向となっており、依然として憂慮される状況でございます。

ご質問の街頭犯罪防犯対策の一環についてであります。本市ではこれまで夜間の犯罪防止に効果的であると言われております防犯灯の整備に取り組んでまいりました。特に学校周辺における安全・安心防犯ロード整備事業でありますとか、各町内会のご要望にお応えする形で防犯灯のLED化を推進いたしてまいりました。また地域力を生かした防犯対策といたしましては、各防犯協会による青色回転灯装備車両による防犯パトロールにおきまして、地域における防犯意識の向上とともに犯罪の抑止に努めてまいったところでもあります。

本市では昨年度、犯罪が起りにくいまちづくりの実現を基本理念として、平成30年度までに犯罪認知件数を200件以下とすることを目標とした、議員のほうからもご紹介いただきましたが、塩竈市地域安全まちづくり基本計画を策定させていただきました。本市といたしましては本計画に基づき、安全対策を総合的かつ計画的に推進をいたしてまいりたいと考えております。

今ご紹介をさせていただきましたようなさまざまな防犯対策には限界があるのではないかと。したがって限界を補う形で街頭犯罪の抑止ともなる防犯カメラの設置についてのご質問をい

いただきました。この件につきましては、実は今年の2月定例会の施政方針に対する質問の中で西村勝男議員からも同様のご質問をいただいたところでもあります。防犯カメラの効果ではありますが、公共空間、特に不特定多数の人々が行き交う繁華街や駅などにおける犯罪の抑止効果はもちろんのこと、万が一犯罪が発生した場合にはいち早く解決に導く重要な役割を担っているものと考えているところでもあります。

塩竈市地域安全まちづくり基本計画の策定に当たりましては、地域まちづくり推進委員の方々からも防犯カメラの導入は非常に防犯対策について効果的ではないかというようなご提案も頂戴いたしましたことから、犯罪が起こりにくいまちづくりの実現を推進する上で、防犯カメラの存在は大変重要な課題であると認識はいたしております。その一方でありますが、肖像権やプライバシー等の個人情報保護の課題、また運用するための条例の制定など多くの課題も残されていることでもあります。このことから、設置及び場所等の判断は十分に議論を尽くした上で慎重に取り組む必要があると考えております。現在、本市では防犯カメラを既に設置されております。もしくは設置を検討されている他市町の情報収集を行わせていただいております。今後は防犯カメラの設置に関して有識者でありますとか、あるいは市民の方々から広く御意見をいただきながら、設置に向けた検討を慎重にかつ着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次のご質問であります。人に優しいまちづくりの一環として、ごみ出し困難な方々に対しての対策についてのご質問をいただきました。

現在、お体が不自由で要支援、要介護認定を受けているご高齢者のひとり暮らしや二人暮らしなどのご家庭につきましては、訪問介護サービス提供事業所のホームヘルパーが家事援助の一環としてごみ出しに取り組みをさせていただいております。議員からご質問いただきましたごみ出しが困難な方々は、比較のお元気な高齢者のうち、車の入れない狭い坂道でありますとか階段の途中にお住まいの方々に、ゴミステーションが遠くにありますためごみ出しにご苦労されているような事例と受けとめさせていただきました。これらの方々に対しましては、既に地域や隣近所の見守りや支え合いでごみ出しを手伝っていただいているケースでありますとか、一部の地域では議員からご紹介いただきましたが、福祉作業所と連携した資源物の軒下回収等の事例もございますことから、今後とも災害時だけでなく平時における地域での共助を大切にしていける取り組みを推進いたしてまいります。

なお、本市は昨年7月に宮城県内では初の介護支援ボランティア活動事業を開始させていた

いただきました。この事業は、65歳以上の元気な高齢者がボランティアとして登録していただき、主に介護保険施設において利用者の話し相手でありますとか、あるいは食事時の配膳、下げ膳、散策の同行などの活動を行うものでございます。発足から2年目を迎えたボランティア事業は介護保険事業の中でとり行われておりますが、活動場所も介護保険施設を原則としているところではございますが、今後このボランティア活動事業の中で、例えばごみ出しが困難な方々に対する支援を行うことができないかどうか、検討させていただきたいと考えているところであります。

また、同様にごみ問題でゴミステーションの改善策についてご提案いただきました。ごみ出しが困難な方々のために、ゴミステーションをもっと新設することはできないかというご質問でありました。現在、市内には約860カ所のゴミステーションが設置をされております。これらのゴミステーションのほとんどが各町内会や自治会等がそれぞれ各自で場所の選定や決定をし、設置をさせていただいているものでございます。また、清掃活動や管理につきましても各町内会や自治会等の方々に多大なるご支援、ご協力をいただいております。改めて心から感謝を申し上げます。

このような状況でありますことから、地域の実情に応じてゴミステーションが個人の例えば所有地でありますとか、あるいは道路や公園の一部とさまざまな場所に設置されている状況でございます。また地域の特性や生活環境、土地の形状等により、ゴミステーションの構造や形態あるいは管理方法も町内会や自治会などに違いがあることも事実であります。これまで本市が行った調査では、ゴミステーション1カ所当たりの利用世帯数であります。最も多いところではマンション等の集合住宅の144世帯、最も少ないところでは4世帯、集合住宅を除いた平均ではおおむね25世帯に1カ所、ゴミステーションを設置させていただいております。また、団地等の開発により新たにゴミステーションの設置をする場合には、おおむね20世帯を基準として1カ所設けさせていただくよう指導し、ご協力をいただいているところでございます。

これらのゴミステーションにつきましては、道幅の狭い道路や議員のほうからもご提案ありました坂道であっても、例えば収集車が通り抜けをできること、あるいは通り抜けができない場合にありましては回転が可能であること、さらに雪道での登坂が可能であること等の現場確認を踏まえて設置をさせていただいており、収集体制もとらせていただいているところであります。ごみ出しが困難な方々のために、議員からはゴミステーションをもっと新設で

きないかというご質問でありましたが、今申し上げましたような現在の収集体制あるいは効率性から見て、新設はなかなか難しい課題であると考えております。どうしてもということでございますれば、まずは場所を移動する対策をとらせていただき、これらの諸問題、諸課題を解決できないかということについて検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、人が集まるまちづくりについてのご質問でありました。ご質問の豊かな自然や景観を生かした観光の取り組みについてのご質問でございます。現在、本市が策定を進めております景観計画案におきまして、その基本方針として本市の景観の保全を掲げさせていただいております。

4点ございます。1つは特別名勝松島や一森山等の貴重な自然景観と調和した市街地の景観をつくる。2つ目であります。古から受け継いだ鹽竈神社から千賀の浦を臨む景観、あるいは千賀の浦から鹽竈神社を臨む景観を大切にするという提案であります。4つ目であります。自然が数多く残る浦戸地区の景観保全についてであります。本市はすばらしい自然景観を多数保有いたしております。また加えて松尾芭蕉が訪れたおくのほそ道や、あるいは昔人が歌枕にも詠んだ千賀の浦や籬島、多賀城から鹽竈神社に至る古道の七曲坂など、人々の営みは長い年月の中で自然景観と切り離せないものとなっております。

平成21年には作家の森村誠一氏が本市をご訪問いただきました。目的は松尾芭蕉の足跡をたどり塩竈にお越しをいただいたわけではありますが、鹽竈神社や御釜神社、門前町など芭蕉が訪れたと思われる場所を散策いただきました。その紀行をまとめたものがございますが、その中でタイトルが「芭蕉の杖跡 おくのほそ道新紀行」という書ではありますが、塩竈について「さりげない街角に歴史が積み重なり、路地それぞれに物語があって古い民家の格子窓の奥に長い年月貯蔵した歴史が謙虚な品格となって隠されているようなまちである」という、大変うれしい記述をいただいております。改めて芭蕉が感じたと思われるまちの趣が300年以上経過した今もなお息づいておりますことや、これらを私たちが守り育て後世にしっかり引き継いでいかなければならないというふうに認識をいたしているところであります。こうした自然や景観を後世に残す市民の財産として、また観光資源としてさらに磨きをかけますとともに、鹽竈神社を中心に町なかに点在する観光資源と連動させ、回遊性を高めながら交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

そういった中で、議員のほうからは青森で開催されました、八戸でありましたか、B-1グ

ランプリの際の取り組みについてご紹介をいただきました。本市でも今現在、ゆめ博覧会を開催させていただいております。塩竈市観光物産協会やNPOみなとしほがまなどの各団体と連携しながらさまざまなイベントを開催させていただいておりますし、またスタンプラリー等にも取り組ませていただいております。その際に開催されました仲卸市場を中心とする「どっと祭り」には旬のお魚でありますとか、その他の塩竈ならではの食材をご堪能いただくために多くの方々にご来訪いただき、ご称賛を賜ったところでございます。

以上、私のほうからご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 丁寧なご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、まず初めに安心・安全なまちづくりについて質問させていただきます。

さて、今テレビなどでさまざまな事件が飛び交う中で、未成年者が連れ去られるなど若年層が犯罪に巻き込まれるケースも増加しております。中でもことし起きた事件ですが、川崎で中学1年生が殺害された事件がありました。翌週、容疑者とされる少年3人が逮捕されましたが、彼らは事前に公開された防犯カメラの映像に映っていた少年たちだと見られ、警察は容疑者特定に向けて現場周辺の防犯カメラ映像を解析したと報道されておりました。

また、知人よりこのような話を聞きました。以前、二十歳の女性が通勤帰りの夜道で待ち伏せされ襲われた事件がありました。振り切って未遂で終わりましたが、追いかけられた夜道は薄暗い街灯が1灯だけで、必死に逃げるあまり相手の顔を見ることさえできなかったそうです。警察は3日間周辺のパトロールだけで解決には至りませんでした。その女性とその家族のことを思うと、本当に心が痛む思いがいたします。このことから、今や街頭防犯カメラは犯罪から大切な命や財産を守る上で必要不可欠な設備と思いますが、先ほど市長よりご答弁いただきました中で、本市の犯罪発生の現状と対策、基本計画について説明もありました。そこでお伺いします。本市現在、街頭防犯カメラの設置場所は全然ないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今議員からご質問がありました、街頭での防犯カメラの設置というお尋ねでございました。今、市のほうで所管をしております施設等について、カメラがついているというところになりますと例えばマリゲートの中ですとか、あるいは観光交流課で所管しています海岸通駐車場などに設置されている、あるいは下水道などのポンプ場の

監視のために設置しているというものはございます。ただ議員ご指摘のように、例えば駅前あるいは商店街を中心とした人通りの多いというようなところでの街頭カメラの設置というところはまだございませんでして、市長の答弁にもございましたように各種の状況を情報収集させていただきながら、今後どのようなあり方がいいのかということは今検討させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） それでは今、塩竈でほとんど街頭でのカメラがないということでご答弁いただきました。例えば西塩釜駅の中にはなかったでしょうか、お聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 市の所管ということでのカメラ設置はしてございません。ちょっと私のはっきりしておりませんが、例えばJRさんのほうは何らかの管理目的のために設置している可能性はあると思いますが、済みません、そのところはちょっと確認できておりません。申しわけございません。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） わかりました。それでは質問させていただきます。

塩竈には防犯カメラがないということで今答弁ありましたけれども、他市の防犯カメラの設置状況などがもし参考としてあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私ども市民安全課の所管でございまして、県内各地の状況を調査させていただいてございます。この近くですとお隣の多賀城市さんが今年度、商店街のほうに28カ所で48台ほど防犯カメラを設置すると。これは地元の商工会が経済産業省の補助並びに市からなどの補助を受けまして、約3,400万円ほどの事業費で防犯カメラを設置するという事業を今行っているところでございます。その他県内ですと石巻市が25年度に設置、それからこの27年度ということだと登米市、東松島市、大崎市などが防犯カメラの設置あるいはこれから設置をする予定というふうになってございます。いずれも駅前広場等を中心に、自転車等とかを監視する意味での駐輪場の監視などにカメラを設置しているというような例が多いようでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ご答弁ありがとうございます。

例えば隣の多賀城市などではあったんですけども、私も多賀城市で議員さんのほうからちよっとお聞きしたんですけども、やはり街頭での犯罪が多賀城もかなりふえているということもございまして、その取り組みについて先ほど市長のほうからもご答弁ありましたとおり、やはり市だけの取り組みというのが本当に大変な状況もあるということもお聞きいたしました。それで商工会さん、まちの繁華街の防犯、また子供の学校通学の際の防犯等、防犯のカメラということでいろいろなさまざまな形でこの防犯の取り組みをしていかなければ、やはりなかなか難しいということも聞いておりました。多賀城では今、商工会さん、そして警察、それから市ということで三者両輪となって取り組んでいるのだそうでございます。そういう意味でこの警察と連携しながら、特に必要と考えられる地域などにも積極的に働きかけるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、菅原議員からご提案をいただいております防犯カメラの設置であります。先ほど来、多賀城を初めて設置がされ始めているというケースをお話をさせていただきました。これは経済産業省が震災後の商店街の復興加速をするというような意味でどうも制度化をされております。実は本市におきましても、市内の商店街の皆様方にぜひこのような制度を活用するという気持ちはございませんでしょうかという問いかけはさせていただきました。ただ、残念ながらこの防犯カメラの設置については商店街の皆様方からは、ぜひという話がなかったということも事実でございました。繰り返し申し上げますが、多賀城市さんの場合も地元商店街がという形で申請をするというのが原則になっておりまして、市としての提案ということではなかったものでございますから、我々は改めてもし設置するという希望があれば、先ほど申し上げました条例の制定でありますとか、あるいは地域の皆様方との懇談というところに移っていくということになるわけではありますが、今回はそういったところがなかったために今このような状況にあるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 本当にありがとうございました。市長より商店街との話し合いでそこまでいかなかったということも先ほどお聞きいたしました。それも含めましてこの塩竈の防犯ということを考えますと、やはり学校通学路の安全確保のために学校関係への働きかけをお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。その点お伺いします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今、議員からご指摘のございました通学路への防犯カメラの設置というお話でございました。本市の通学路におきましては大きな事件や事故、犯罪は発生してはおらないかなというふうには理解してございますが、依然いろいろ不審者の情報が多いという状況かなと考えてございます。私もさっき答弁をさせていただきましたが、通学路の安全・安心対策の一環ということでは、学校周辺における安全・安心防犯ロードの整備ということで、これは照度の高いエバーライトという371灯ほどの防犯灯、これは延長距離だと15キロほどにわたって設置をさせていただいたり、あるいは緊急報知機ということでボタンを押すとサイレンが鳴ってぐるぐる回る、それらを通学路に設置させていただいているというような状況がございます。ただ全体的にやはり防犯カメラの有用性というものも十分ありますことから、この辺も含めて今後ぜひ我々としても実現できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） じゃあよろしく願いいたします。

私も地域安全まちづくりの基本計画を拝見させていただきました。その中で基本理念に「市、市民等及び関係機関などがそれぞれ責務を果たしつつ協働し、犯罪が起りにくいまちづくりを行うことを基本理念とします」と書いてありました。さまざまな分野で連携し犯罪を起させないためにも、このすばらしいみなとまち塩竈市を塩竈市民一丸となって犯罪ゼロを目指していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、人に優しいまちづくりについてでございます。

ボランティアの活動をぜひご検討くださいとありました。それで今現在、塩竈市には市営アパート、県営アパートなどはエレベーターがほとんどついてございません。そういった高齢者が上の階からゴミステーションまで搬出するには本当に大変な厳しい作業になるわけでございます。ちなみに1袋のごみの大きさは約45リットルぐらいだと思います。重さにして、これは物によりますけれども、生ごみを入れますと約5キロから8キロ、重いところで10キロ。私も持ったことがございますけれども、重い10キロ相当の重さになります。そういったことを踏まえたと、やはり高齢者の方とかそういった要介護以外の方も対象になると思いますけれども、ボランティアの活動をぜひご検討のほうをよろしく願いしたいと思います。ぜひこの件をお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ごみの搬出の支援について、ボランティア活動が活用できないかというご質問をいただきました。先ほどのボランティア活動支援事業でございますけれども、介護保険事業の中で行われるためにその活動場所でございますが、介護保険施設を原則といたしておりますというのは市長からご答弁申し上げたところでございます。私どもこの活動事業はまだ2年目でございますので、まずは定着させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

しかし一方で、先行して活動事業に取り組んでいらっしゃいます全国の自治体の中には、ごみの搬出支援についても活動の中に位置づけているということがあるやにお伺いしておりますので、私どもとしてそのような自治体の情報を収集させていただいて、どういう枠組みがいいのか少し検討させていただければというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） じゃあよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ゴミステーションの配置についてお伺いしましたが、ゴミステーションをふやすことは厳しいということが先ほど市長のほうからもございました。塩竈市の地形を見ますと、大変急斜面の住宅が数多くあります。また狭隘の道路もたくさんあります。市民からの声では、介護ヘルパーさんが来るのが約10時ぐらいだと言われておりました。そうするとごみの収集が8時から9時の間でございまして、そのゴミステーションを考えますとこの辺もどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ゴミステーションの箇所数について、ふやすこと、増設することはできないかというようなご質問をいただきました。先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、今塩竈市内には約860カ所のゴミステーションがございます。ただ、塩竈は確かに坂道が多いとか、あるいはがけ地があつたりとかということもございます。実際に地図なんかで見ますとすぐ隣にある家が、実際に現場に行ってみるとがけがあつて全く別なエリアだというようなところもございます。

この860カ所が多いか少ないかということとはございますけれども、一方では塩竈市も今例えば人口が減っているという中で、このステーション自体は実は一方でミニ開発なんかがある

と少しふえるというようなことの状況が今ございます。そういうこともありますのでまずは先ほどご答弁申し上げましたとおり、新設ということですぐ対応できればそれにこしたことはないわけでございますけれども、やはり収集のこととかいろいろございますので、まずは今の箇所が移動とかできないのかというあたりをご相談をまずいただければなというふうに思っておるところでございます。それで現場のほうを実際にお伺いして拝見させていただいた中で、こういう工夫があるんじゃないかというようなことを担当といろいろご相談させていただく中で、よりよい解決方法に導いていければというふうにまずは思っているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） もう一回、小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） あと後段のほうで、ヘルパーさんが訪問したときには既に収集が終わっているというようなこともございました。これにつきましては収集場所の問題ということも含めて、先ほど健康福祉部長がご答弁したように地域での問題あるいはボランティアでの対応ということも含めて、その辺は対応していかなければならないというふうに思っておりますので、その辺も引き続き検討させていただければと思います。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

現在のゴミステーションは、スタートしてから現在に至るまで市と地域の取り組みやさまざまな議論がなされたと思います。本当にいろんな工夫があって、この地域の変化によってさまざまなこれからの工夫が必要になるとも感じると思います。今後これからも以上に市と地域が車の車輪となっていくことがやはり不可欠ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。また町内会のゴミステーションの調査をいつごろから始めてくれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 環境課のほうに指導班という職員の体制がございます。常日ごろからゴミステーションの環境等について調査させていただいておりますけれども、なお今ごみ出しが大変だというエリアがあった場合には、ぜひ市民の皆様も環境課のほうにご連絡いただいで、そういった中で現状のほうを調査させていただくというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、人が集まるまちづくりですが、現在、本市において「みなと塩竈ゆめ博」が現在も開催されていますが、まさしく人が集まる本当に大イベントになっております。自然を生かした塩竈全体をPRした取り組みになっています。先ほど市長より資源を生かした観光について説明をいただきました。そこでお聞きしますが、これからのイベントがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 塩竈市内で行われる観光イベント等々についてご紹介させていただくということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい。

実は今、議員からもご紹介いただきました、みなと塩竈ゆめ博覧会、ゆめ博というのは10月31日までやっております。おかげさまで10月2日、3日、4日、絆広場のイベント、あるいはどっと祭り、あるいは海上保安庁の巡視船「まつしま」の視察等々をさせていただきまして、非常にさい先のよいスタートをとらせていただいたところでございます。本当に感謝申し上げます。

10月いっぱい続いておりますので、この後も10月31日がフィナーレということで、本町のくるくる広場等々でイベントのほうは引き続き行うことになってございます。それがゆめ博のファイナルということで、旅籠の旧えびやさんのプレオープンの見学会などもございますし、あとは日本三奇とも言われております御釜神社の神釜というものも、ふだんはなかなか見られないわけですが、それも特別拝観できるような形になってございます。そのほか一関のほうからチャリティーのもちつきの方々にお越しいただくとか、そういったことで先ほど言ったように10月31日がファイナルということで、その前に二市三町のほうにも改めてチラシのほうを出させていただいてイベントをするということになってございます。

あと11月になりますと、例えば毎年行っておりますマリンゲートでの収穫祭ですとか、また年末には本塩釜駅前に「がんばっページェント」というようなことで、LEDの照明で飾るイベントがあるとかそういったものがございます。

それとあとは新酒まつりということで、年末に市内のお寿司屋さん等で行わさせていただきますし、新酒列車等も11月30日にことしは仙台から塩釜経由で出発するというようなイベント、こういった応募を市内各所で細々と、いろんなイベントが連続して行われるというのがある意味で塩竈の特徴かと思っておりますので、この秋から年末に向けて塩竈のほうにぜひ皆様方にお越しいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。本当に今現在ゆめ博が成功されていると思いますけれども、今現在ゆめ博の集客状況がございましたらお知らせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 開催中ということでございますので、あくまでも途中経過ということになりますが、今のところ私どものほうで商工会議所さんのほうからいただいております情報は、「しおがまさま神々の月灯り」では大体1万人、あと仲卸あるいは魚市場で開催されました「どっと祭り」においては4万8,000人、そして第二管区海上保安部様の西埠頭で行われました「まつしま」の公開につきましては3,000人、そのほかマリナーゲートで1万5,000人等と今のところ大体8万から9万の間というようなことで数字をいただいております。目標が10万人ということでございましたので、10月31日までの間にほぼ達成はできるのかなというようなことはお話として聞いておるところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） わかりました。

それでは今いろいろとイベントが行われて、今までも行われたと思いますけれども、そのイベントに対してのPRがどのような形で行われたのか、これもちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） PRの方法でございますが、今回はとりわけみなと塩竈ゆめ博におきましては二市三町あるいは仙台のとりわけ泉区といったところを中心に、議員もごらんいただいたかと思いますが、河北ウイークリーというものを新聞のほうに折り込ませていただいております。そういった形でチラシですとか、あるいは仙石線あるいは地下鉄のほうの中張り広告、あるいは仲卸市場さんのほうで常日ごろからテレビ放映をしておりますけれども、そのCMをちょっとお借りしてゆめ博のPRなどもさせていただいております。

こういった媒体を使ってゆめ博等については今回特別に力を入れてPRをさせていただいておりますけれども、そのほかのイベントにつきましても、もちろん市の広報ですとかあるいは定例記者会見を通じて各新聞各社のほうに取り上げていただいております。

もございますし、また最近では携帯電話といったものを使った情報提供ですとか、あるいは仙台駅前の大型ビジョンのほうに、短期ではありますけれども塩竈の夏場のPR、あるいは秋場のPRというものを期間を区切って1分程度のそういったビジョンに映し出す広告なんかもさせていただいて、塩竈のほうにぜひお越しいただきたいということでさせていただいているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 大変ありがとうございました。

最後になりますけれども、みなとゆめ博が行われていますけれども、多分、市のPRなんかで写真コンテストという部分があったと思うんですけれども、このフォトコンテストは毎年行われていたのか、それともどのような状況で。そのフォトコンテストの結果をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 例年は塩竈市と観光物産協会が主催いたしまして、例年ですと12月1日から31日までの期間で募集をさせていただいて市内各所、やはり神社ですとか海ですとかみなと祭ですとか、そういった光景の写真のほうを応募いただくことが多いわけですが、そういったもので応募させていただいて、審査をして公表させていただいております。ことしはゆめ博に合わせまして10月1日から12月31日までの期間で募集させていただきたいというように考えております。やはり新たなイベントでございますので、そういった観光写真コンテストもあわせて行うことによりまして、より多くの方々にご関心を持っていただきたいということでこういった形でさせていただいておりますので、ぜひ皆さんご応募いただければというように思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 大変ありがとうございました。いろいろなことに取り組まれていたということで、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、この観光産業は本市において幅広い産業に経済効果をもたらすとともに、多くの雇用を生み出すと思ひます。そして地域のあらゆる問題解決に観光はなくてはならないと私は思っておりますので、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、菅原善幸君の一般質問は終了いたしました。

15番土見大介君。

○15番（土見大介君）（登壇） 改めまして、つなぐ会の土見大介です。

まず初めに当局の皆様、諸先輩方、そして同僚の皆様、このたびは一般質問の機会を与您いただき、まことにありがとうございます。至らない点多々あると思いますが、精いっぱい努力して質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、選挙そして防災、観光、浦戸振興の4点についてご質問させていただきます。

まず初めに、選挙です。

8月、私自身初めて候補者としてこの塩竈市議会議員選挙に挑みました。塩竈での重立った実績もなく、また何者かもわからぬ私に対して多くの皆様からご支持をいただき、きょうこの場に立たせていただいておりますことに心から感謝を申し上げます。皆様のご期待に応えられますよう、まずは4年間精いっぱい務めさせていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私が今回選挙に出るに当たりまして、多くの友人たちの力をかりてまいりました。その友人の多くは今まで政治や選挙、そういうものに余り興味がなく、今回土見が出るからということで初めて市政や選挙、こういうものに向き合ってくれた方が非常に多くいらっしゃいます。その中で以下のようなコメントをたくさんいただきました。

まず初めに、選挙っていつだっけ、投票日がいつかということですが、どんな人が出るのかわからない。開票速報ってどこで見られるのと。もちろん積極的に市に問い合わせたり、広報を見たりすればわかる情報もたくさんあるのですが、その方法が一般的ではない生活スタイルを送っている方々にとっては、現在、選挙というものは縁遠いものになっているというのが現状となっております。しかしながら彼らも今後の塩竈を担う大切な市民であり、自身が推した候補、その活躍を通して塩竈の政治を見、そして考える。選挙とは市政に関心を持つ一つの大きなきっかけになるのではないかと私は考えております。

長期総合計画の中でも、市民の積極的なまちづくりへの参画がうたわれており、そのような状況を踏まえ塩竈市としては今までどのような方法で選挙実施の広報活動を行ってきたか、今後どのような形で行っていくか、この点についてお伺いしたいと思っております。

また、インターネット選挙がささやかれ始めて久しいですが、ネット社会が浸透しつつある今日、塩竈市としては選挙に対してインターネットをどのように活用されているか、この点

もお尋ねいたします。

さらに、塩竈市の今回の投票率は52%強、かろうじて半数は超えましたが、しかしながら投票率の低下というのは依然続いており、これ以上の低下は大きな問題であるということはいまでもありません。そこで今回、市が実施した投票率向上のための具体策とはどのようなものであるか、お尋ねいたします。

また、今回の選挙において期日前投票所を市役所に設置いたしました。塩竈市としては市役所に設置した狙いと、また今後の展望についてお伺いいたしたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問です。2つ目は防災速報についてご質問いたします。

東日本大震災の際も、防災無線に関する話題は数多く出てまいりました。あのような緊急事態においては、防災無線を含めた防災速報とは混乱する人々を救う道しるべとして大きな役割を担っていると考えます。そこで、現在の塩竈市の防災速報の体制についてお伺いいたします。防災無線、ラジオ、エリアメールなどさまざまな手段があり、それらを駆使して速報を出しているとは思いますが、実際にはどのような手段を用いて速報を出しているのか、お教えてください。

また、今日は携帯電話やスマートフォンの普及率が非常に高くなっており、インターネットを活用した情報配信も今後ますます重要になってくると考えておりますが、先月の大雨を例として、市としてはどのような対策をとっておられましたか、お尋ねを申し上げます。

さらに、対策の一つとしてエリアメールがございますが、今回の大雨に関してはいつどのような情報を発信していったか、この点に関してもお教えてください。

3つ目の質問は、観光に関する統計情報についてです。

塩竈市は社と魚のまちと言われるように水産や流通のハブとして、また奥州一宮である鹽竈神社の門前町として栄えてきたという歴史がございます。その長い歴史の中で、塩竈市にはさまざまな歴史的、文化的価値の高いものが育まれてまいりました。それらを利用することで塩竈市の観光は今後、水産と並ぶ大きな産業の柱となり得るものだと私は考えておりますが、市としては今後の観光政策の展望についてはどうお考えか、お伺いいたします。

また、観光を考える際、観光客の皆様がどのようなものを求めてこの塩竈市に訪れるのか、その情報を的確につかむことが観光産業を盛り立てるための必須条件と考えることができますが、その一歩として観光客の入込み数の把握というものがあると思います。先ほど菅原議員のほうからは、ゆめ博についてその実際の数というものがご答弁の中でありましたが、

私のほうとしましては各観光スポットに対してイベントごと、もしくは平常時ともにとどの程度の方がいらっしゃっているのか、その統計についてお伺いいたします。また、統計情報の取得方法についてもお伺いしたいと思います。

最後に、私は浦戸諸島の交流人口の増加についてご質問したいと考えております。

浦戸諸島は、風光明媚かつ昔ながらの風景や人々の温かさを残した地として親しまれております。しかしながらその認知度はまだまだ低く、市外はおろか市内でも知らない方、行ったことのない方がたくさんおられます。これが現状です。また、以前から進んでいた少子高齢化、これは東日本大震災の影響を大きく受け拍車がかかり、現在は地域としての機能の維持が難しくなりつつあるという状況にあります。浦戸諸島の人口は現在400名程度、この数は塩竈市の人口の1%にも満たない数ではございますが、市の観光政策を考えた場合もしくは市民の憩いの場として考えた場合、浦戸諸島のポテンシャルというものは大きく、今後の市の観光政策を考えた場合、一つの重要なポイントになると私は考えております。そこで、現在の浦戸観光に対する取り組みについて、どのようなものがあるかお伺いしたいと思います。

以上、大きく分けて4点についてご質問いたしました。これで私からの1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま土見議員から、4点についてご質問いただきました。

まず、選挙に関する広報についてのご質問でありました。前段、政治や選挙に興味がない方々が非常に多いのではないかという危惧の念を抱いていただきました。我々もこういった方々が今後いかにしたら政治や選挙に興味を持ってもらえるのかということを実績に取り組むべき課題ではないのかというふうに考えているところであります。

初めに、選挙管理委員会の役割と選挙執行に関する現状について、まずご説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、市の選挙管理委員会の役割といたしましては、市の選挙または国・県の選挙に関する事務を管理することとされております。8月に執行された市議会議員選挙・市長選挙に関する事務は、本市の選挙管理委員会の管理のもとに執行されたところであります。また、選挙執行、特に投票率の低下が大きな課題・問題となっております。総務省の発表によりますと、昨年12月に執行されました衆議院総選挙では52.66%と過去最低を更新いたしました。これは若者世代、特に20代の皆様が投票に行かない政治離れが進んでいることが大

きな要因であるというふうに解釈をされております。この現状は今回8月に執行されました本市の市議会議員選挙・市長選挙におきましても同様でございます。平成23年に執行されました市議会議員選挙の投票率の56.82%に比べ、今回の市長選挙・市議会議員選挙では52.37%とマイナス4.45ポイント下がっております。過去最低を記録したところであり、この結果を大変深刻に受けとめているところでございます。

こういった中で、今後の選挙に関する広報活動の展望について土見議員からご提案いただきました。特にネット社会が進行する中で、そのようなソーシャルネットワーキングサービス等を活用してはいかがかというご質問であったかと思っております。今回、選挙管理委員会で取り組みました広報活動について、まずご紹介をさせていただきますと、明るい選挙の実施並びに投票への参加という目的を達成するため、塩竈市明るい選挙推進協議会の皆様方と協力・連携しながら、選挙ごとに実施をいたします選挙時啓発、あるいは選挙がない時期に実施をいたします常時啓発といった事業を実施いたしてまいりました。選挙時啓発では市の広報紙・ホームページ等を利用して選挙日程、制度の周知及び投票参加への呼びかけを行っております。常時啓発であります、小中学校の児童生徒を対象として明るい選挙啓発ポスターの募集展示、あるいは明るい選挙啓発標語の募集、また小学校での生徒会の選挙の際には、投票箱でありますとか記載台等の貸し出しを行って選挙の雰囲気を感じていただいております。さらに明るい選挙推進協議会の会員募集を行い、選挙への関心を高めていただいております。

本市におきましては、このような啓発活動を行っているところではございますが、国政選挙・地方選挙を問わず、投票率の低下、若年層の選挙離れが全国的な選挙の流れとなっており、大きなうねりとなっているところであります。また、平成28年の参議院通常選挙から選挙権年齢が18歳以上となりますことから、若年層の皆様への啓発について国・県並びに関係機関との連携を図りながら、特に若者の活用度の高いソーシャルネットワーキングサービスやホームページを利用した啓発に向けて取り組んでいくべきではないかというふうに土見議員のご提案を受けとめさせていただきます。

また、さきの選挙戦で実施したインターネットを活用した選挙に関する広報及び選挙速報についてのご質問でありました。選挙の広報に関する質問につきましては、選挙日程等を数多く市民の皆様方にご理解、周知するために、市のホームページのトップページを活用し、また並びに専用ページに1カ月間ほどの長期にわたりお知らせを掲載させていただき、投票参

加の呼びかけを行ったところでもあります。

次に、開票状況についてであります。

開票所内におきまして30分ごとの開票速報結果を発表し、場内へ掲示をいたしております。また、最終の開票結果は選挙終了後、速やかに市のホームページの専用ページにてお知らせをさせていただいたところでもあります。議員ご質問のSNSを利用した情報提供につきましては、本市でのこれまでの選挙に関しましては余り幅広く利用していないというのが実態であります。今後、市民の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、その声を行政並びに選挙に反映するといったような新たな広報手段として積極的に取り組みをさせていただくつもりでございます。

特にSNSを利用する若年層への情報発信が効果を得ているようでもありますので、本市におきましてもフェイスブックを利用した広報に取り組みを始めているところでもあります。この利点は、いわゆる時々刻々変わる情報をリアルタイムで市民の方々にお知らせできるということになるのではないかなと思っています。次の選挙におきましてはさらに広く情報提供ができますよう、検討させていただきます。

3点目であります。今回実施した投票率向上のための具体策についてのご質問でありました。

今回の選挙では、投票率向上のため市の広報紙と今申し上げましたホームページを活用した啓発活動を行っておりますほか、さまざまな市内での活動を展開いたしております。二、三紹介をさせていただきます。例えば、市役所前に選挙啓発看板を設置させていただいております。また、市役所・駅前・公共施設周辺にのぼり旗を設置させていただきました。さらに広報車による期日前投票、投票日当日の投票の呼びかけをさせていただきました。加えてコミュニティFMを利用した選挙の告知広報でありますとか、本庁舎窓口でのポケットティッシュの配布、そして明るい選挙推進協議会の会員の皆様によりまして市内スーパーでの街頭啓発等も取り組んでいただいたところでもあります。

そして今回特徴的なものでありますが、二市三町の各選挙の選挙期日を同日といたしましたことから、選挙管理委員会相互が協力し、投票率向上策の一環としておのおのの市町のキャラクターを利用した統一の選挙啓発用ポスター並びにチラシを作成し、二市三町の広域にわたるミニ統一選挙的な啓発活動に取り組ませていただいたところでもあります。

4点目であります。期日前投票所の利便性向上ということで、なぜ塩竈市役所の敷地内に期日前投票所を設置したのかというご質問でありました。このことについては、実は不在者投

票時代からこの場所を活用させていただいております。結果といたしまして、非常に市民の皆様方にこの場所が周知が徹底されております。そういった知名度の高さからがまず1点目です。2点目ですが、駐車場といったようなものが一定程度確保されており、期日前投票をされる方の利便性につながるのではないかとといったようなことが主なる理由でございます。

次に、防災速報についてご質問いただきました。現在の防災速報の市民への周知度合いについてであります。

本市では東日本大震災の教訓を生かし、平成23年度に市内の防災無線の更新をいたしました。更新におきましてはスピーカーを73基から78基に増設し、沿岸部の一部スピーカーに岸壁周辺海上の船舶等に周知できるよう、モーターサイレンでありますとか視覚に訴えるパトライトなどを新たに装備し、より機能の充実を図らせていただきました。防災無線による防災速報の周知につきましては市内全域をカバーしているものと考えておりますが、かなりの市民の皆様方から風や雨の際には聞こえづらい、また地形などの環境によりまして反響が大きく聞き取りにくいといったような苦情が寄せられていることも事実であります。

その補完手段といたしまして、1つは防災無線の地元FMラジオへの割り込み放送システムであります。これは防災無線で放送しております情報と全く同じものを、家庭にございますラジオのFM局で聞いていただけるという仕組みであります。また、防災無線の内容を改めて確認したいという方々には、防災無線確認電話システムを導入し、難聴地区対策を図らせていただいているところであります。

これらの情報につきましては防災速報が必要な市内の皆様方にこれまでも周知を図らせていただいておりますが、まだまだ不足をいたしているものと認識をいたしております。これらの伝達手段につきましては、なおさまざまな機会にPRに努めさせていただきたいと思っております。

次に、今回の大雨や津波注意報の際に実施した、インターネットを利用した情報周知方法についてのご質問でありました。本市では市のホームページにおきまして、警報・注意報の発令とともに避難対応等の呼びかけや避難所の開設状況、また市民生活に係る市営汽船の運航状況や市内小中学校の休校情報等、あるいは保育所の中止等の状況をお伝えいたしており、先月11日の大雨や18日のチリ地震による津波注意報時にも市のホームページを活用し、このような情報をお伝えいたしたところであります。

また大雨の際には、午前3時20分の特別警報発表後の午前5時42分の避難勧告と避難所の開

設状況から午後1時30分の避難勧告解除まで、計4回にわたり情報提供させていただきました。また、津波注意報の際には注意報が発表される前日の17日午後6時7分に注意喚起情報の提供を開始し、その後、注意報発表や到達予想時刻、避難所開設と翌日18日午後4時45分の注意報解除まで、計7回にわたって情報提供を行わせていただいたところであります。

また、先月11日の大雨の際にエリアメールを活用したようでありますが、どのような内容のものを発信したのかというようなことのご質問でありました。具体的な内容を時系列に申し上げます。

まず、午前2時45分の土砂災害警戒情報発表後の午前3時3分に注意喚起情報を、また午前3時20分の大雨特別警報発表後の午前4時45分には避難勧告を、そして午前5時6分には再度、避難勧告について発信をさせていただいたところであります。エリアメールにつきましては携帯電話等で自動受信が可能でありますことから、特に緊急な情報伝達手段としては大変効率的なものと考えており、今後とも迅速かつ的確な災害情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光都市としての統計情報の収集についてのご質問でありました。

特に議員からは、この観光は水産と並ぶ大きな資源となるのではないかと、もっともっとさまざまな情報の発信を行っているべきではないかというような意味合いからのご質問であったと思います。

初めに、観光政策の展望についてでございます。本市の将来のまちづくりを展望するにおきまして、観光振興を通じた交流人口の拡大は大変重要な戦略であると認識をいたしております。この観点から第5次長期総合改革におきましては、まちづくりの目標の一つに「海・港と歴史を活かすまち」を、さらに交流を重点戦略の一つに掲げ「観光と交流のまちづくり」を基本施策として位置づけをいたしております。本市の魅力あふれる観光資源、大きくは例えば歴史や文化、あるいは海を中心とした自然、みなとまちとしての特性、さらには豊富な食などについてさらに磨きをかけながら、それらを一体的かつ有機的に組み合わせ、オール塩竈というブランド性、ストーリー性を確立して戦略的に発信をしていくことが極めて重要であるとの認識であります。

そのために個々の観光施設の面的なネットワーク化、個々に開催されるイベントの時間的な連続性、そして仙台圏を視野に入れた広域的な観光ネットワークの構築を図っていく必要があると考えております。現在、商工会議所が中心となってみなと塩竈ゆめ博の開催に取り組

んでいただいております。この取り組みはまさに本市の魅力ある観光資源を面的にも時間的に有機的に組み合わせて集約し、ゆめ博というブランド性とストーリー性を持たせ、誘客のターゲットを仙台圏に絞り込んだ観光戦略であると認識をいたしており、本市の観光政策の大きな今後の試金石であると考えているところであります。本市といたしましては今後とも商工会議所、そして多くの市民の皆様と一体となってこのゆめ博の開催を継続しながら、塩竈の戦略的な観光政策を構築いたしてまいります。

観光客の入り込み数についてご質問いただきました。

平成26年1月から12月における本市の観光客数であります。約227万人で平成25年度比101.5%と若干、増加をいたしておりますが、平成22年度比では97.7%とまだ震災前までは回復していない状況であります。現在、県が公表しております観光統計の観光客入り込み数であります。県から指定された観光地点、いわゆる観光スポットと主なイベントなどの入り込み客数を市町村が集計をいたしまして県に報告をさせていただくことになっておりますので、そのような数値がこのような形でまとめられたものであります。

平成26年における塩竈市の入り込み客数、227の観光地点ごとの入り込み数についてご質問いただきました。鹽竈神社が約101万9,000人、またマリゲートが約119万9,000人、観光バス等での仲卸市場入場者数が約2万8,000人であり、主なるイベントとしては塩竈みなと祭が6万9,000人、海水浴場客が約5,000人という状況であります。

また、平常時とイベント時の実態といたしましては、主な観光スポット別に申し上げますと、例えば鹽竈神社であります。毎月3万から6万人台の方々が訪れていただいておりますが、初詣のある1月は50万人を超えている状況であります。また、マリゲートであります。観光客の少ない冬場、1月と12月であります。おおよそ6万人台であります。ただ、他の月については9万人から12万人という状況であります。特に夏休みの7月と8月につきましては12万人を超えている状況であります。次に仲卸市場であります。主要となるバス台数で申し上げますが、毎月若干100台を切る台数のようではありますが、6月と11月、12月は150台を超える状況となっております。このように場所や季節により入り込み数のピークが異なっているという状況であります。なお、外国人観光客数であります。宿泊施設で把握した数値でしか捉えておりませんが、観光客数全体の残念ながら0.1%程度という実態であります。

次に、これらの統計情報の取得についてというご質問であったかと思っております。

現在、対象の各種イベント時の入り込み客数については、主催者の把握する情報を収集いた

しますとともに本塩釜駅の乗降客数も参考とさせていただいております。平常時の入り込み数としては県が発表している、先ほど申し上げました観光地点のほか、本市が独自に集計している遊覧船や市営汽船の乗降客数、宿泊施設の利用状況など、各事業者が施設入り口のセンサーによる計測や販売したチケット数で算定した数値も把握をさせていただいているところでございます。現在、宮城県では平成21年に国土交通省が策定をいたしました観光入り込み客統計に関する共通基準に基づき、県内市町村からの報告によって算定しており、各都道府県でもこの基準を準用している状況であります。これは入り込み客数や観光消費額単価などを把握する調査の手法や集計方法を定めたもので、地域間の状況や動向を比較することができる基準であります。今後は時間単位ごとの観光客数や把握が可能な経済産業省のビッグデータの活用といったようなものも視野に入れて取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

最後に、浦戸交流人口の増加に向けて、現在の浦戸観光に関する取り組みについてのご質問をいただきました。

土見議員からは、やはりまず全ての市民の方々に浦戸に足を運んでいただくことから取り組まなければならないのではないかとのご提案でありました。私も全く同様であります。特に本市におきましてはぜひぜひ、小学校の児童の方々に小学生の時代にぜひ浦戸をご体験いただきたいという趣旨から、無料で使えます「どこでもパスポート」というものをもう既にスタートをさせていただいております。このパスポートを使ってかなり多くの小学生が浦戸に渡っていただいていることは事実であります。本市のほうでもどこでもパスポート利用状況調査というのをやっておりますので、そういった中から把握がされております。また、プラス要因として当然のことではありますが、子供さんだけ行くということではなくて、ご父兄もお付き添いになり、時としてはおじいちゃんおばあちゃん、家族連れでというような効果もあるようであります。ぜひぜひ浦戸の今の姿を多くの市民の方々にごらんをいただきたいというふうに考えております。

そういったことから浦戸地区であります、東日本大震災の影響をかなり大きく受けました。例えば民宿や遊歩道、海水浴場等、さまざまな資源に甚大な被害を受けております。残念ながら今現在、例えば通行どめにしておる遊歩道等もあることも事実であります。我々行政も一時も早くこのような場所の復旧・復興に努力をし、島を訪れていただく皆様方にさまざまな自然・文化を体感いただきたいと思っております。

この震災にまずは浦戸の皆様方が率先して今立ち上がっていただいております。浦戸の復興と活性化を図るために、浦戸の魅力を生かしたさまざまな観光客の受け入れをいただいております。二、三紹介をさせていただきますと、海や波の浸食により形が変化した仁王島やボラと呼ばれる地形、砂浜、その他この地方では珍しいタブの木や夜光虫などの動植物など、豊かで多様な自然を島民の方々に発掘いただいております。また、江戸時代には江戸廻米の港として栄え、十二支方角石やしぼり地蔵、造艦の碑などの史跡、ラッコ船によって繁栄した白石廣造邸宅跡地、民話などの歴史、食材ではノリやカキの養殖、春先のシラウオ漁、そして仙台白菜の採種場、菜の花といったようなさまざまな資源を島民の皆様方が発掘し、島の豊かな暮らしやあるいは島の皆様方が訪れた観光客の方々にゆったりとした島時間を体感いただいているところであります。

まだまだ発掘資源が多様にありますのが浦戸ではないのかと思っています。豊かな自然と歴史を感じるノルディックウォーキングでありますとか、小型の船「だんべっこ船」を活用した自然と文化を味わっていただく体験型の旅行プラン、あるいはカキやノリなどを自分で採取したものを食べていただくというような取り組み、さまざまな取り組みを今後促進してまいりたいと思っておりますし、ことしも桂島におきましては海水浴場を開設いただきました。8,000人の方に訪れていただいたというふうにお伺いをしたところであります。わずか400の島民の方々がこれだけのことをやっただけであるということについては心から感謝を申し上げますし、我々もともにまた浦戸の復興・活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） 市長、非常に詳細なご答弁まことにありがとうございます。

では、私のほうからは最初の選挙に関する広報から、1つずつ質問の内容を深めていきたいというふうに考えております。

まず初めに選挙、今後の活動についてなんですけれども、私のほうとしてインターネットを活用した広報というものの特徴として、今後の有効な手段ではないかということで上げさせていただきました。その中で市長のほうからのご答弁としましては、ホームページを使った事前の告知ですとか、あとは選挙の開票結果の提示というものをやっているよということで回答をいただきました。実は特に事前の告知のほうであります、塩竈市のホームページ、

ふだんそうなのかなとは思いますが、特に私たち世代としましては何か用事がないと情報を検索しには行かないという、ホームページというものの特性としてそのような受け身になってしまうという特徴があります。そうするとここに選挙というものがあることを知って、じゃあ投票日はいつかなというところまでいかない、なかなかホームページまでたどり着けないという一つのホームページの難しさというものがございます。

その中で、市長もおっしゃられたようにフェイスブックとかSNSと言われるもの、こういうものを活用するとこちらから積極的に各ユーザーさん、要するに市民の方々のところへ情報を送ることができるということで、今後もこういうものを活用した方法というのをぜひ検討していただきたいというふうに考えています。

実は塩竈市としては、既にもう例えば建設ですとか観光というところでフェイスブックを活用されているという現状がございます。選挙は4年に1回という期間があるもので、なかなかこれのためにフェイスブックとかそういうもののアカウントをつくるというのは難しいと思うのですが、この既にあるそれぞれのアカウントというものを今回利用するということは検討されなかったのでしょうか。ご意見をお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正信君） 私のほうからお答えを申し上げます。

今回の選挙につきましては、まだ本市でもフェイスブックを立ち上げたばかりでございまして、私どものほうとしてもまだ要綱の制定までは選挙管理委員会としては実施されておられません。なお、そういう構成についてはやはり大事なものであると考えてございまして、今後の本市の選挙においてはまず実行できるように実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

特に私たち世代というかその下の世代、先ほど市長からも選挙権が18歳になるというところのお話もありましたが、その世代になってきますとよりSNSというものに対する依存度というものは高くなってきます。情報というものが、取りに行くというよりは既に情報が流れてくるということが前提での生活というものが当たり前になってまいります。そのためやっぱり市としてもこういうところを積極的に活用していただいて、今後の選挙のための広報活

動というものを行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、投票率向上のための具体策というところをお聞きしたのですが、市内での活動、のぼり旗、ラジオもしくはポケットティッシュの配布、あとは二市三町の共通のチラシ、ポスターと非常にたくさんのごことをやられているんだなというのを、申しわけありませんが今初めて知るところも幾つかありました。私自身、選挙の期間、その前を通して市内を随分と歩き回ったこともあるんですけども、やはり知らないことが幾つかやっぱりあるということもあって、特に我々世代、先ほどから我々世代と言って申しわけないんですけども、今後投票率を上げていく要因になるであろう我々、もっと上げるために必要な我々に対しての広報活動というものがなかなかうまくいっていないんじゃないかなというところは感じる次第であります。この点も先ほど鈴木局長のほうからいただいたお話で、今後よく利用していただきたいというところでの意見になります。

あとは期日前投票所の件についてでございますが、不在者投票のころからここを使っていたということが一つの大きな理由としてあり、さらには知名度と駐車場ということが例として挙げられました。知名度としては市役所というのはあるのかなかと思うのですが、期日前投票所は何のために行くかという、当日なかなか行けないというような方のためにあるものだと私は考えております。そのため例えば仙台市さんの状況を見れば、駅前の施設に投票所を設けてみたりとかということで、各市民の方々のライフスタイルに合った場所になるべく置こうというような努力をされている行政もでございます。そのため経費とかいろいろ条例上の問題もあるとは思いますが、今後は駅前ですとかそういう人々の交通の中間地点に置いていただけるということも検討していただきたいと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正信君） 期日前投票につきましては、国におきましても、また県におきましてもその有効性についてはかなり考えておるところでございます。平成15年の法改正、16年の施行以降、当時五、六％時代だったものが本市でも有効投票の22％まで多くなっているという事実もでございます。また、当日の行けない理由というところは、やっぱりお仕事であるとか当日お出かけになるという方々がほとんどでございます。そういった方々のことも考えますと、やはり交通機関のある場所、そういったところに設けることも検討はしなくてはならないだろうということを考えてございます。

期日前投票所を1カ所、2カ所と設けることは可能でございます。ただその技術的な部分、あと人的な部分、そういった部分もございますので、なお今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

時間も大分なくなってきましたので、次の話題に移らせていただきたいと思います。

次は防災速報についてなのですが、市長のほうから現在の防災速報をどのような形で皆さんにお伝えしているかということに対して、防災無線ですとかラジオ、それについての確認電話といったさまざまな方法で今市民の皆様にお伝えしているということをご答弁いただきました。その中で私が一つ気になったというか今後つけ加えてほしいものとしては、先ほどから言っているものでもあるのですが、インターネットを利用した方法というもの一つつけ加えてほしいものであると私は考えております。というのも今回、先ほど防災無線がなかなか聞こえないという市民の方が多くいらっしゃいますということを経験もございましたが、防災無線が聞こえない方、特に今回ですと夜中という状態もありますが、なかなかFMラジオをつけている場合というのもないかなと、難しいのかなというところもあり、そういう方に対しては周知ができないというようなケースも出てくるのではないかと思います。

さらに状況の切迫度が上がってくればエリアメールというものが発信されて、それに気づくということもあるのですが、その前に何かしらの情報が提供できる環境というのはつくっていただきたいと思います。ということで先ほどの選挙のほうとも重複するのですが、各フェイスブックでもツイッターでもLINEでも構いません。そのような市民の皆さんが多く利用されるようなツールを使って積極的に情報発信をしていくというところをひとつお願いしたいなというふうに考えております。

それで、実際の利用方法というところについて一つお伺いしたいのですが、ホームページを通して実際の災害情報とかを情報公開していったというお話がありましたが、実際にホームページのほうを更新されたのは何時ごろだったのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 市のホームページのほうでございます。例えば災害に必要な警報等が発生いたしますと、ホームページの上部にちょっと囲み記事みたいにして、こういう

警報が発令されましたみたいな情報を載せさせていただくという欄がございます。この3月の当時につきましても、基本的に必要な避難勧告等を出されたときにはもう即そのような情報を上げさせていただいている状況かとは存じております。

ただ、実は9月のいろいろな災害があったときに、私も茨城のほうとかいろんな自治体の情報を見させていただきました。やはり自治体によっては災害専用のホームページをつくと。結局、通常のホームページというのはいろんな情報も全部載っかっていますので、災害時にはやっぱり災害だけの情報を載けて、いろんな情報で負荷をかけないでアクセスが集中しても見られるような情報を載せる必要があるのかなというのを、茨城県あるいは常総市などのページを見ていますと災害専用のホームページをつくっていたという状況を私も拝見しました。実際ホームページを担当しています政策課とも話しておるんですが、やはりこういう災害時の情報発信についてはそのような専用のホームページをつくるということも必要かなということも考えてございますので、今後の検討課題というふうに考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。お話を聞いた後に私突っ込もうと思ったところ先に言っていたので、ありがとうございますという言葉であります。

そうですね、先ほどおっしゃられたとおりに、やっぱり専用のホームページというのは一つ必要のかなと思っています。私自身、大雨のときにホームページを何回もチェックさせていただいたのですが、実際に例えば詳細な休校だとか船だとかということが掲載されたのは、たしか5時台だったと記憶しております。それまで何回もホームページにアクセスして更新更新、ああまだ更新されないというところで気をもむよりは、やはりもっと一目で見てわかるページというのをつくり上げていただけたらと。

あとはエリアメールでもそうですし、防災無線でもそうなのですが、なかなか細かい情報までは載せ切れないという、一つのデメリットといいますか、不得意なところがございます。そういうところを補うものとして、やはりホームページというのは一つの大きなツールであると考えておりますので、ぜひとも無線の中で、もしくはエリアメールの中でも「詳しくはホームページをごらんください、ラジオを聞いてください」と、そのような情報もつけ加えていただけたらというふうに考えております。

今回、私この時間に移動中だったもので、塩竈市だけじゃなくて多賀城市、仙台市といろん

なところのエリアメールが入ってきていたのですけれども、仙台市のほうとしては常に追加情報、詳しい情報はどちらを見てくださいというようなアナウンスまでエリアメールの中に入っていました。これはいい情報だなというふうに私は思いましたので、ぜひ警報が発令されました、解除されましただけでなく、そこからさらにじゃあどうしてください、追加の情報はというところまで知れるような次の行動を促せるような仕組みというものをつくっていただきたいというふうに思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 例えばこういう災害時とかのいろんな情報については、私もよく勉強させていただいているんですが、やはりその方がどこにお住まいかによって各自治体の情報発信の差というものが、例えば市民の危険度を増すようなことにつながってしまうのでは大変これは不幸なことであるというふうに考えています。やはりいろんな新しいSNSみたいなものも利用しながら、本当にタイムリーに必要な情報を市民の方に提供できるようなシステムを我々も意識してつくっていく必要があるかなと思っております。そういう中でやはりツイッターなどの情報を我々も積極的に活用できるようなそんな動き、これをぜひとも検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

防災に関しては、私のほうとしては以上になります。

最後にちょっとつけ加えさせていただきますと、あるところの取り組みとしましては、市役所としてはさすがに全てのことをやるのは難しいと。SNSの体制もまだとれていないというところに関しては、じゃあどこ議員さんがこういうときに積極的に情報発信しているから、そっちを見ていただきたい。もしくは防災に関して提携を結んでいるラジオがあるならばその情報を見てくれというような、特にラジオ局も今回ローカルなラジオ局はSNSでも情報発信をされていますから、そういうところへ誘導するというのも一つの手かなと考えておりました。防災に関してはここまでとします。

続きまして、観光都市への統計情報の収集に関してです。

市長のほうからは、非常に細かいデータまでたくさん情報提供をいただきまして、まことにありがとうございますとまずは言わせていただきたいと思えます。

その中で、私が追加としてご意見をいただきたいと思った点を幾つか上げさせていただきます

す。今回のお客様の入れ込み数というところの計測方法としましては、各主催者側からの情報をとる。あとは市場の場合でいえばバスの入り数を参考にしてという話がございましたが、現在、従来のバスで来て、もしくは新幹線で来てというツアー型の観光に加えて、例えば着地型観光などと言われるようにその場に来てそこからというものもありますし、あとは個人もしくは少数人数でのグループ観光というものもふえており、なかなか全体として大人数としてという形での観光客の動向というものを把握しづらくなっているというような現状があると思います。その点に関して市のほうとしてはどのように考えていらっしゃるか、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま議員からご質問ありましたとおり、最近ではまさに着地型の観光ですとかツアー型じゃないような観光の形がふえております。私どもとしまして先ほどもちょっと冒頭に市長が申し述べましたとおり、例えば最近ですとビッグデータの活用なんていうのもあるのかなとは思って、私どもでいろいろ調べたところではあるんですけども、なかなか今の段階で容易にそこまでいけるような体制に、実は県も国も含めてなっていないというような状況はあるようでございます。

やはり今のところは、塩竈だけを捉えるというよりは塩竈市を含む県内の各自治体、あるいは全県を捉えて観光庁がどう考えるかということもあって、やっぱり同じ基準でどれも考えざるを得ないというようなことが今の段階ではあるのかなと。我々もちょっと調べるにしたがってそういうふうになお強く思ったところでございます。したがって今のはどうしてもそういった主な観光地ですとか、主なイベントごとに主催者が発表する数値等々をまずもって使っていくということによって、経年の変化を見るとか地域間の差を見るとかということでこの統計を生かしていくというのが今のところは主眼になっているというような状況はあるのかなと。例えばいろいろこれから県のほうもビッグデータ等については観光庁と一緒に考えてはいるというようなことは情報は聞いておるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。ぜひ大きなイベントがあるときだけでなく、平常時の入れ込み数というものに関しても少し細かく統計をとっていただきたいというふうに思います。といいますのも、やはり地元の商店街の方々というところは、大きなイベント時というよりはやはり平常時どうであるかというのが一つ商売をする上での重要な判断になる

と思います。そのためじゃあ鹽竈神社にはどれくらいの人に来て、このルートをこう通っているから、ここでお店を開ければこれだけの売り上げが上がるのではないかというようなことを具体的な数値として提示することができれば、それも一つの強みとして今後の地域の発展につながるのではないかと考えて、そのようなことを意見として最後に述べさせていただきます。

時間もなくなってきましたので、最後に浦戸交流についてです。ここはちょっと時間の関係上、コメントだけということにさせていただきますと思っております。

まず、塩竈市長のほうから先ほどご答弁をいただきまして、今浦戸の島民の皆様とともに浦戸の魅力というものを発掘し、それを今後発信していくという活動をされているというところをお伺いいたしました。浦戸はこの議会の中でも何度か述べさせていただいているところもあるのですが、やはり島民だけでなく塩竈市全体の宝であるというふうに私は考えております。その中で浦戸の方々を中心に魅力の発掘というのが行われているのですが、なかなかこれを発信するというところが今、浦戸の島民の方々としても難しい点。じゃあ誰がやるのか、どのようにやるのか、そこら辺がどうしてもなれていないものですから難しいというところが一つ問題点としてあります。なのでこの点についてはぜひ外からの力もかりて積極的に市として取り組んでいただきたいと思います。

時間を超過して申しわけありません。私からは以上となります。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後 3 時 0 1 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行う伊勢由典でございます。最後の一般質問となりました。よろしく願いをいたします。

質問の1番目は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会調査報告書についてお聞きをいた

します。

8月3日臨時議会が開かれ、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の調査報告書を全会一致で可決いたしました。

調査の趣旨として、（１）浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、（２）浦戸地区の危険家屋解体業務に関する事項、（３）浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、（４）有価物の発生から処分までに関する事項。

地方自治法第100条に規定する調査権を東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に委任し、真相究明と再発防止に向けた調査を行った結果として、記録提出拒否を行った関係者3者を地方自治法第100条第9項の規定により宮城県塩釜警察署長へ告発をして告発が受理された。

以下、調査結果の報告の上、100条委員会として塩竈市に対して市当局の事務手続上の決裁に関する責任の所在を明確にする。

市当局は、塩竈市災害復旧連絡協議会執行部5人、監査役2人、外部監査人に対し塩竈市長名で告発することを勧告することと、調査事項に対する改善意見として11項目、書類審査と管理、支払い等における過誤や適正処理についての外部監査導入、災害時における公正な業務執行体制の確立など、こうした11項目の改善意見を明らかにしております。

質問は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会調査報告書を市長としてどう受けとめているのか、お聞きをいたします。また報告書を受けて今後、先ほどの勧告並びに改善意見についてどう対応されるのか、お伺いをいたします。

質問の2番目は、海岸通1番2番地区市街地再開発事業についてであります。

ことし5月、海岸通1番2番地区市街地再開発組合が認可され、同組合が施行者となり海岸通1番2番地区の市街地再開発事業が約50億5,000万円で行われようとしております。平成27年度に権利変換計画を策定し、27年度末に権利変換認可とその後、建築工事に着手すると議会に先ごろ報告されました。

質問は、1番2番地区の再開発、50億5,000万円の事業スキームと資金確保、保留床処分の進め方、そして塩竈市が地権者となっている公共駐車場建設と再開発組合との関連についてお聞きをいたします。

質問の3番目は、国民健康保険税の引き下げについてであります。

これはさきの市長選挙でも市長の公約としております。また、本市議団も市議会議員選挙で公約をしてまいりました。9月18日に行われた民生常任委員協議会で、国民健康保険税特別

会計収支見通しで国保会計の実質基金残額は平成25年8億1,600万円、平成26年度で11億2,900万円としており、そこで質問は国民健康保険税の引き下げについて、今後どういう形で進めようとしているのか、考えをお聞きいたします。

質問の4番目は、介護保険事業についてお聞きいたします。

介護保険事業における要支援者1から介護5までの認定者は平成27年7月末現在2,977人となっており、いずれ3,000人を超えると思われます。介護保険事業も地域包括システム、介護予防、生活支援事業、在宅医療介護の連携、認知症対策の推進、地域包括ケア推進協議会の設置、これはことしの10月の予定と言われております。それとあわせて予防介護、日常生活支援総合事業が1年前倒しで来年4月から実施されようとしております。要支援1・2を介護保険から外し、日常生活支援総合事業で行おうとしております。

そこで質問は2点でございます。1点目は地域包括システムや1年前倒しで行う介護予防、日常生活支援総合事業をどのように進めるのか、お聞きをいたします。2点目であります。日常生活支援総合事業は従来の介護保険給付事業とはどう違うのか、お聞きをいたします。

質問の5番目は、公共交通体系、主にバスのことではありますが、その見直しの拡充についてお聞きをいたします。

これも市長の選挙の公約になっておりました。本塩釜駅から宮町、長沢並びに体育館を経て伊保石地域や千賀の台団地などで走っている宮城交通のゴルフ場線は5月30日からダイヤ便が減便となりました。千賀の台団地や伊保石の市民の皆さんからは、この問題で突然便数が減って不便だった、同千賀の台の団地の伊保石のところに住んでいる千賀の台三丁目の方からは、下のコンビニにおいてNEWしおナビバスに乗っているなどの意見が以前から寄せられていました。また、伊保石地区に災害公営住宅もあり、清水沢三丁目に170戸の災害公営住宅が完成され、そして入居する方向に建設後はなろうとしております。したがって100円バスの路線拡充は喫緊の課題となっております。

質問は、伊保石・千賀の台団地並びに災害公営住宅への公共交通体系（バス）の見直し拡充について、どのように進めていくのかお聞きをいたします。

質問の6番目は、学校施設の大規模改修についてであります。

月見ヶ丘小学校の建築は昭和40年であり、築年数50年と経過しております。私も9月29日、月見ヶ丘小学校を現場視察しました。学校側の案内でわかったことは、放送室機材も古くて使用していると職員室の緊急放送ができない。2号校舎保健室はクーラーがなく、けがした

子供さんなどが夏場は暑いところでベッドで横になっている状況です、そういう話。図書室の床の傷み、教室のタイルの破損、3号校舎の黒板の上の天井の雨漏りで黒板の裏側がべこべこ状態という話。そして雨水が床から吹き出してきます。3号校舎から4号校舎に渡る廊下の継ぎ目の雨漏り、そして楽器などの収納室がなく楽器がそのまま廊下に置かれていることなどの状況を見てまいりました。まさに月見ヶ丘小学校は築50年を経て、その点で学校の施設としてはもうそろそろ限界に来ていると感じております。

質問は、月見ヶ丘小学校の大規模改修の時期に来ていると思いますが、市当局の考えをお聞きいたしまして第1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員から6点についてご質問いただきました。

まず、第1点目の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長報告についてのご質問でありました。

昨日もこのことについてはご説明をさせていただいてまいりました。今取り組んでおりますものにつきましては、数値の相違があったものにつきまして関係省庁と具体的な作業をさせていただいておりますということをご報告申し上げたところであります。また、その他の部分につきましては今調査特別委員会、100条委員会の資料等についてほかの機関に提出をいたしておりますので、そういったものが戻り次第、数字の突き合わせをさせていただくということをご報告させていただいたところであります。特別委員会に提出された資料で確認されたものにつきましては、今後、一定の取りまとめを行い、本市の対応につきましては改めて議会にご報告をさせていただきます。

次に、海岸通1番2番地区市街地再開発事業についてのご質問でありました。

まず、再開発事業における事業費の枠組みと資金確保、あるいは保留床処分の考え方についてのご質問であったかと思えます。再開発組合では事業計画におきまして、全体事業費を約50億5,000万円といたしまして県の事業認可を既に受けております。事業資金の内訳であります。復興交付金などの補助金を活用するものが21億4,000万円であります。これはあくまでも現時点でということをご理解をいただきたいと思います。また、マンションデベロッパーの拠出する参加組合員負担金として10億5,000万円を予定いたしております。さらに保留床処分金として16億6,000万円、そして公共施設管理者負担金、いわゆる交換金、その他として2

億円、以上が財源となります。

資金の調達についてであります。ただいま申し上げました事業資金のうち補助金や保留床処分金は施設の整備後半になってから資金調達が図られるものと考えております。これら資金が確保されるまでの間につきましては、工事費の一部支払いに際しましてはやはり一時的に資金の借り入れ等による調達が必要となるものと判断をいたしております。現在、再開発組合ではこの一時的な資金を金融機関等から調達ができますよう、理事の皆様が市中銀行をご訪問し事業内容の説明を行うほか、金融機関と合同の説明会などを企画し、事業への理解が得られるよう努力をされているところであります。本市といたしましてはこの一時的な資金につきまして、借入期間の短縮でありますとか借入額の軽減が図られますよう、塩竈市としてもさまざまな働きかけを行ってまいりたいと思っております。引き続き再開発組合の取り組みを支援させていただきたいと考えております。

また、保留床の処分先については再開発組合において本市の中心市街地にふさわしいにぎわいを創出するため、専門部会を設け新たに整備する施設等に入居いただく企業、店舗の選定や事前協議が既に進められております。現在、権利変換計画の作成が進められておりますので、今後、施設の実施計画が進み施設の全体像が固まる中で誘致活動がいよいよ本格化するものと考えております。

公共駐車場の建設と再開発組合の関係についてのご質問をいただきました。

公共駐車場につきましては、再開発組合が整備した建物の権利変換手続の中で市が取得するというのが基本となっております。具体的に申し上げますと、1番地区には現在、市が所有する旧公共駐車場跡地が所在をいたしております。この用地に相当する資産価値を再開発組合が整備する施設の床に置きかえて市が権利床として取得をすることになります。しかしながらその取得面積は駐車場の床面積全体には満たないことから、駐車場として必要となる残る部分の床面積を保留床として市が財産取得することで公共駐車場の施設全体を市有財産とする仕組みでございます。

次に、国民健康保険税のさらなる引き下げについてのご質問をいただきました。

国民健康保険税の税率引き下げの質問であります。今後どのような進め方で行うのかという質問であります。初めにこれまでの国民健康保険税の引き下げの取り組み状況についてご説明をさせていただきます。1世帯当たり平均で申し上げますが、平成24年度には3.88%、7,293円、年間引き下げをさせていただきました。平成26年度は3.22%、5,372円、年であり

ます。さらに平成27年度からは3.33%、年5,339円になりますが、過去4年で3回の引き下げを行い、合計では1世帯当たり平均で年額1万8,004円の加入者の負担軽減に努めてまいったところでございます。

本市の国民健康保険税の水準であります。県内13市の平成25年度決算ベースで比較をいたしますと8番目に低い水準であります。平成26年度、27年度において引き続き税率の引き下げを行っておりますので、さらに低い水準に下がるのではないかと期待をいたしているところでもあります。

ご質問いただきました今後の税率改定についてであります。さきの市長選挙のマニフェストで国民健康保険税のさらなる引き下げを公約として掲げさせていただいております。今後、国保会計の収支見通し等を改めて整理し、加えまして平成30年度の県一本化によりましてどのような変化が発生するかを精査し、その推計に基づき議会に説明を行った後に、安定的な国保事業の運営を考慮し、公約の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域包括ケアシステムなどの今後の進め方についてのご質問をいただきました。

本市では現在いわゆる団塊の世代の方々が高齢となる平成37年を見据えて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。その中の介護予防、日常生活総合事業についてでございますが、この事業は要支援1及び2に認定された要支援者の多様なニーズに対して、支援を受ける方の生活機能を最大限高めていただけますよう多様なサービスを提供し、生活支援の充実や高齢者の社会参加、加えて支え合う体制づくり等を通じて介護予防を進める事業でございます。県内では既に石巻市、白石市、川崎町の3市町が本年4月にこの事業を開始いたしておりますが、本市は市民の皆様方への周知を含めた準備期間を確保するため、その開始時期を平成29年4月からとさせていただいたところでもあります。しかしながら、一方では一部の事業についてできるだけ早く開始することが市民の皆様の介護予防や支援の向上につながりますことから、平成28年4月から段階的に実施ができないかということについて、現在、検討を開始いたしましたところでございます。

その事業を早期に始めることについての違いのご質問でありました。

1点目であります。介護保険利用者の症状が比較的軽く、訪問型と通所型サービスのみを利用する場合は、現行の医師の意見書や介護認定審査会の認定を受けなくても基本チェックリストを使った症状の確認によりサービスが利用できることとなり、速やかな利用開始につな

がるのではないかという判断であります。

2点目でございます。要介護・要支援認定の更新申請時の有効期間についてであります、原則の有効期間を現在の6カ月から、この制度に取り組むことによりまして12カ月に、また認定審査会が設定できる有効期間の上限を現在の12カ月から24カ月にそれぞれ延長できることになり、調査の間隔が広がることから認定者とそのご家族の負担軽減につながるのではないかと判断しております。

3点目であります。要支援認定者が利用する訪問介護と通所介護の予防給付であります、現在、介護報酬が月額となっております。例えば利用が月1回だけでありましても規定の月額を負担しなければならないという制度であります。利用者からは割高ではないのかという声も寄せられております。このことが総合事業に移行することにより、介護保険者である本市が1回当たりの利用料を決めることができ、回数に応じた料金設定が可能となりますことから、利用者にとっての負担軽減につながる効果が期待されるものと判断をしたところであります。

また、行政側のメリットといたしましては、認定有効期間が延長されることにより、介護認定審査の件数が減少することに加え、この件数減少により現在、塩釜地区消防事務組合が行っている介護認定審査会の負担の軽減が図られるのではないかと考えております。

次に、要支援認定者が介護給付費から地域支援事業にかわることにより、利用者に影響が出ないのかというご質問でありました。

ただいまご説明申し上げましたとおり、利用される方のメリットは大きなものがあるのではないかと考えております。本市は平成28年4月には、今の取り組みはまず要支援1及び2の方が利用されている訪問型と通所型サービスの予防給付の部分に限り、現行の介護給付から保険者である市の地域支援事業に移行することを検討させていただきたいと考えております。このことにより利用者が受けるサービス内容に変更はございませんが、利用者の方々にはただいまご説明した利便性が向上するものと考えているところでございます。

次に、公共交通体系、特にバスの見直し拡充についてご質問いただきました。

伊保石清水沢一区町内会と千賀の台団地の公共交通体系の見直し拡充についてのご質問でありました。これまでの議会でお答えさせていただきましたとおり、震災以降、市内各地区における人口動態や災害公営住宅の建設などにより、本市の公共交通体系に係るバス事業が大きく変化していくことが予想されますことから、これらを踏まえた望ましい公共交通体系の

あり方が求められているものと判断をいたしております。

具体的な取り組みにつきましては、今後、公共交通体系の見直し拡充につきましては、現在進められております伊保石地区や清水沢地区の災害公営住宅の整備状況、さらには被災された方々やご高齢者の方々のご活用などを十分に考慮しながら、引き続き交通体系がどうあるべきかについて検討させていただきます。

最後に、月見ヶ丘小学校の大規模改修についてのご質問をいただきました。

月見ヶ丘小学校の老朽化と対応についてでございますが、まず小中学校校舎の建築後の経過年数についてご説明をさせていただきます。本市の小中学校校舎につきましては、昭和30年代及び40年代にかけて児童生徒数が急増する時期に築造されたものが多く、築後40年を経過した学校が7校、特にそのうち50年を経過した学校が3校となっております。このような状況を踏まえ、建築年数の古い学校から順次、大規模改造事業を実施いたしており、平成18年・19年度に玉川小学校、さらに平成25年、26年度には第三小学校の大規模改造事業を実施いたしたところでございます。なお、大規模改造事業を実施しておらない学校の建築年数につきましては、古いところから順に月見ヶ丘小学校が50年、第一小学校が49年、第二小学校が48年となっております。

現在、文部科学省では新たな補助制度として、建物の耐久性を高める長寿命化改良事業を創設いたしておりまして、これまでの大規模改造事業と比べて対象校舎の建築年数が20年以上から40年以上に変更になったほか、交付税措置のございます地方債の発行が可能となるなど、財源的に有利な制度が見込まれております。今後の大規模改造事業の実施校につきましては、ご質問の月見ヶ丘小学校の老朽化を踏まえ、市内小中学校の築年数や老朽化の状況を勘案しながら優先順位づけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ご回答のほど大変ありがとうございます。

そこでなんですが、きのう志賀議員からかなり詳しいことはやりましたので、私は重複は避けたいと思います。ただ、今回の100条委員会の報告に関していいますと、一つは全体としてこの災害復旧連絡協議会が元請になって下請がいわば受注したと。一つは市長自身の捉え方としてこの協議会を元請にして下請の企業がやった。それで告発の件もありました。これは市長としての認識をお聞きしたいのですが、この下請の企業についてのさまざまな事業につ

いて、これは公文書として捉えているのかどうかをお聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） きのう来から説明申し上げております。まずは協議会と塩竈市が発注者、受注者という関係の中で書類のやりとりをやっておりますので、少なくとも下請で請けている文書等については公文書ではないと思われております。まずは協議会からいただいた文書については公文書として受けとめております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ちょっと違いますね。だって協議会が元請であり、下請がそのさまざまな事業を行ったわけで明らかに公文書なんです。だから100条委員会のもとで出してもらったというのが、やはり今回の関係で私たちが捉えている観点です。公文書でないとすると、もともとの考え方が違うと。これは指摘をしておきたいと思います。

したがいまして協議会が市と協定を結んだということの関係でいいますと、やはりそれは違う。やっぱり公文書としての性格を帯びていると。だからきのう何度も志賀議員とやりとりをしていても、そうした捉え方、認識がないところにやはりこの問題の重大な落ち度があるのではないかというのが一つです。

それからもう一つは、今回の100条委員会で問われていったのは、主には3者あるいそのところですけども、市の責任については残念なことに時間も切れてしましまして問うことができなかつた。私は市の責任も今回の浦戸に関していうと28億ですが、やっぱり責任はあったと、管理責任の間違いなく落ち度だということを捉えているわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず、少なくとも我々としたしましては協議会から報告あるいは請求を受けたものについては、我々はしっかりとした書類を点検した上で支出しておりますので、これらについて行政処分というのですか、我々が行政判断したことについては我々は自信を持って今捉えておりますので、その分についての責任という分については、我々は今のところ瑕疵があったという部分については捉えてはおりません。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 今の答弁重大なんですよ。瑕疵がないということはこの公の議場で言うというのは、やっぱりそれはおかしいですよ。何のために100条委員会があれほど時間をかけ

て告発もし、そして市の責任を問うたのか。この点でも私はやっぱり市の責任はきのうの質疑のやりとりを聞いて、責任はやっぱり果たしていないと。やっぱり公の責任を果たすべきだし、100条委員会で全会一致で決めたことですから。勧告も受けとめ、改善内容もしっかり受けとめるべきだと。しからば勧告は実施するんですか。あるいは改善内容については実施するんですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） きのも市長がご答弁申し上げましたとおり、現在、関係書類等につきましては他の機関に今行っておりますので、その書類等についてしっかりとこちらのほうで精査した上で、しかるべき対応をとった後に議会のほうにご相談を申し上げ、市民のほうに説明責任を果たしていくということできのうご答弁申し上げておりますので、それには変わりございません。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 関係書類というのは、要するに塩釜警察所長への提出、並びに今県警のほうに舞台が移っていると思うのです。聞くところによりますと。ですから関係書類について、やはりそういう段階に来ているということはしっかり踏まえていただきたい。3業者だけの告発だけではなくて、やっぱり市のこうした点での明らかに落ち度があったわけですから、それはしっかり踏まえてやっていただきたいと思います。

残り時間10分ですので、ここだけ確認させてもらいます。ああ、まだありますか。済みません。ああ、30分ありますね。

わかりました。そういうことも含めてやっていただきたいし、しかしこの点でも税金の使われ方が問題にされているわけですから。やはり58億ないしは26億、全部国費ですからね。そのことをしっかり踏まえてもらいたい。でないとこの問題について最終的に説明責任は果たすとはいうものの、やっぱり税金がどう使われて、先ほどのきのうの質疑にあったとおり過払いという問題も生じていて、重大だということ踏まえた上での私たちは調査究明をやってきたわけですから、そこははっきり踏まえていただきたいということです。

それからもう一つは、この事件を通して残念なことに建設業界は二分化していったんです。これはどう捉えていますか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 我々行政にとりましては本当に今、東日本大震災で塩竈の復旧・復興

を目指しているところで、そういったような中心を担っていただく業界が、建設業界の方々がそういった部分で二分化されているというような状況を見れば、胸の痛む思いであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） だったらそういうふう言うんでしたら、一本にならない建設業界のそうした思いを受けとめて、うみを出すべきところはうみを出すと。そしてやっぱりしっかりとこの問題について市の責任を果たしていかないと、この問題についての決着はつかないですよ。そう思いませんか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 伊勢議員はうみと言いますけれども、我々にとってはどこの部分がうみなのかという部分については、我々ははかり知れない部分、あるいは認定していない部分がございますので、何度も申し上げておりますけれども、いずれ関係書類が我々の手元で見られるようになりましたら、しっかりと検証させていただくと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そういう捉え方が問題なんです。やっぱりそういうことで明らかに我々の目から見ても過払いがあった、実際に報告書の中にもそういうことを全部描いているわけでしょう。皆さん本会議場できのうの朝に聞いているわけです。そういう点も含めて、やっぱり塩竈市のこの問題に対して、この問題に関してはそういうふうに捉えていないとすると重大だと。だったらこういう立場だったら、先ほど副市長言いましたけれども、説明責任を果たすといっても責任の果たしようがありませんよ。違いますか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 何度も申し上げます。まず100条委員会で調査した、そして作成されたというか調整された資料等については、我々は一度も見ていないわけです。今、伊勢議員はそれをもとに我々に質問してきておるわけです。ですからかみ合わないところがあります。我々は少なくとも業界の方々がしっかりと仕事をしていただいて、そして適正な請求のもとで我々は相当の対価を支払ったというような判断にありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 適正な対価とならなかったんです、残念なことに。過払いもあった。だって実際に数量の食い違いも100条委員会のもとで、例えばガレキ処理運搬業務についても明らかになったわけでしょう。これはやはりそういうことも踏まえた問題だということは議会側として私たち取り組んできた者としてはしっかり踏まえていきたいと思えます。

これ以上議論しても恐らく議論は平行線だし、対応は意見が食い違うのは残念なことです、いずれにしても最後の副市長がおっしゃった書類が出てきたときに説明責任を果たしたいというならば、これは確約できますね。どうなんですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 少なくともきのうの一般質問から市長の答弁しておる内容でございますので、我々はそういった部分についてはしっかりと責任を果たしてまいりたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） じゃあ責任を果たしてください。これ以上時間をかけても同じ話になっちゃいますので、これ以上は避けます。

次の議題関係に移っていきたいと思えます。

一つは税金の国民健康保険税についてでございます。

これは市長の公約ということで、今後、精査をしていきたいという旨の考え方、国民健康保険税の収支見直し並びに平成30年度の県の一本化でしょうか、それらも含めてということですが、そうすると来年度、新年度に向けたこうした国民健康保険税の税制改正、負担を軽減するということについては想定されているのかどうかだけ確認させてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど詳しくご説明をさせていただいておりますが、27年度から税率を改定させていただく際に、今回の税率改定は2年間を予定してというようなお話はさせていただき、議会のほうからもその中身でご了解をいただいております。ただ、今後そういったものを短縮するのか、伸ばすかということについては、先ほども議会に十分な説明を行った後にということをお申し上げさせていただいております。今後まずは27年度の国保会計の収支状況をしっかりと見きわめた上で、今後の課題、問題は取り組みさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。ひとつそういうことも含めて、2カ年というとならば27年、28年かな。そうすると29年度というふうに捉えてよろしいですか。それ以降のいわば税制改正ということなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まずはということで、今回の税率改定について時間をお諮りしたのは、私からは27年度、28年度の2カ年間この税率でお願いをさせていただきますということをご説明し、議会の皆様方にご理解をいただいたわけでありまして。したがってこれを早めるなり、あるいは遅めるなりということについては改めてその理由を説明して、議会の皆様方にご説明をさせていただいた後に決定されることではないかと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ひとつそういうことで2カ年、推移を見守らざるを得ないのかなとは思いますが、いずれにしてもあとは政治判断ですので、政治決着ですのでそこはひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、介護保険のほうの関係で何点か確認をさせていただきたいと思うんですが、一つは介護保険の事業の中で先ほど利用者、特に地域総合支援事業というんですか、そういうものに移っていく利用者もかなりサービスを受ける上でさまざまなメリットがあるというようなことのお話がありました。それはそれで差し支えございませんが、問題は今後我々がいろいろと聞いた中で、例えば要支援1・2は訪問サービスのA型なのかな、あるいは訪問サービスのB型というところで、例えばA型では雇用労働者、サービス提供者を主に雇用労働者、あるいは訪問サービス型のB型ではボランティア、つまり町内会・自治会・老人会が行うということで、一言でいうとヘルパーの資格がない方がそういう事業に携わってもいいというような話をちょっと承ったんですが、そういうことなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま議員のほうから、資格のない方が例えば訪問型であるとか通所型サービスに従事できるのかというお話を頂戴したところでございます。私どもが現在考えておりますのは、まず初めに現在、要支援者の皆様が利用している訪問型、それから通所型の介護給付について、1年前倒しをして地域支援の総合事業に移行したいということを考えているところでございます。そのためこれまでどおり、サービスの提供に当たりま

しては資格を有する方が従事をするということになってございますので、サービスの低下を招くというふうに私どもは考えてはございません。

一方で、議員ご質問の内容でございますけれども、国のほうで全体の枠組みの中に位置づけておりますけれども、資格を有する介護スタッフが行うサービスのほかに、基準を緩和したサービスといたしまして介護事業者や有資格者でない例えば社員の方であるとかボランティア、それから住民の皆様が主体となる多様なサービスを訪問型であるとか通所型に適用するという例を国のほうでは挙げておりますが、本市といたしましては来年の4月ということではなくて、しっかり準備を整えまして次の段階での実施ということを考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そのしっかりとした準備というのはどういう意味になっていくんでしょうか。どういうことになっていくんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 質問の前段ございました高齢者が今後どんどんふえてくるということに対応するために、地域包括支援システムというものを構築していかなければならない。これは全国の市町村でも現在同じような取り組みをしているところでございます。本市といたしましてもそのシステム構築のために、例えば医療機関、介護事業所それから地域の関係団体等に加わっていただきまして、準備のための協議組織をつくってまいりたい。その協議組織の中で、ただいまご説明申し上げましたさまざまなサービスの担い手のところについての準備を進めてまいりたいということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そうしますと、国はそういうふうに事業者なりを採用するということも含めて緩和するんだよということですが、市のほうの立場としては、例えばそういう介護士の資格を持っている方も含めた、そうした総合支援事業というふうに相なるのかどうか、確認させていただきたいと思ひます。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 当然、全て緩和されたサービスの担い手ということではございませんで、資格をお持ちの方それからボランティア等を含めまして、地域の総合的な力を活

用させていただいて来るべき超高齢化社会に備えてまいるという趣旨でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 一つこれはあんまりいい事例じゃないんですけども、例えば資格を持っている方でもこの間どこかの施設でいじめ、虐待というか、そういうことがあった事件もありました。やっぱりヘルパーさんの資格というのは非常に重要で、通所にしても訪問型にしても介護対象者に対して本当に高度な資格を持って扱う、いわばそういう事業を行っているわけでありますから、しっかり生活を支えていくような構築はしていただきたいと思えます。

最近あるシルバー業者さんからちょっと新聞をいただいたんですけども、シルバー産業新聞というものをいただいたら、今後、要介護2以下の例えば福祉用具の見直しを検討すると。つまり原則自己負担を進めていくことも検討しているというふうにこの新聞の中で報じられているんです。政府の考えのようです。ただ、例えばこの新聞の中でケアマネジャーの方のコメントの中で、福祉用具は行動範囲を広げるというだけではなくて、自分でできるという精神的な効果があって、たった1本の手すり、それだけで自分の生活が取り戻せると。つまり介護というのはやっぱりそういうことも含めて、高齢化していく方々のまさに生活を下支えしていく大事な役目を果たすんです。だからなおさらこういった資格を持った方々の事業が一層大事だし、介護者の方々に対して生活的な意欲を引き出していく福祉ということで、やはりそういう仕事もしているのだというのがこのコメントの中に載っているわけですし、今後前倒しでやっていくというものであるならば、そういうことも含めて十分、介護を受ける方々が自分の自宅で生活し、しかもそこで生活していく意欲も含めてしっかりやれるようにしていただきたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 先ほど、地域包括支援システムをなぜ構築していかなければならないかというお話をさせていただいたところでございます。現状の介護保険制度でございますけれども、サービスの内容が全国一律のサービスというふうになってございます。今回の地域包括支援システムで目指しますところは、その一部の総合事業等については地域地域の実情に合った取り組みをしていきたいと思いますということでございます。例えば今、議員から指摘ございました手すりの据えつけということがございますけれども、例えば介護給付の

中で全国一律の手すりをつけるのがいいのか、あるいはその地域の中に手のきく工務店等があればその方のお力をかりながらしたほうがいいのかというようなことを含めまして、その地域地域の実情に合った対策を進めていくという趣旨でございますので、一概に全てサービスが低下するというふうには当然私どもは捉えておりませんし、介護が必要になったときに速やかなサービス提供につながるのではないかと。そのようなメリットもございますので、今後、塩竈市としても包括支援システムの構築に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。やはり介護を受ける方々のそうした地域で暮らせるシステムづくりはしっかり整えてほしいし、これから新たな制度として別立てになっていくわけですから十分準備を整えて、1年前倒しということになりますとなおさらさまざまな関係者にとっては大変苦勞の多い仕事ということになりますので、今、介護保険の第6期介護保険事業の中でそうしたことも描かれてはいますが、十分地域の実情に沿って介護事業が展開されることを切に願います次第です。

次に、地域市内の公共バスの利用についてです。

これはもう既に決算で何度も議論されておりますから繰り返しは避けるわけですが、検討するという方向で大体お答えになるのかなということで私も想定していました。問題は、私も改めて例えばゴルフ場線との比較でちょっと見てきますと、やっぱり歴然と差があるんです。ゴルフ場線の体育館の前でちょっと100円バスを見るとダイヤが8時44分、あとは1時間刻みでずっと12回、最後は18時24分ぐらい。つまり1時間単位でずっとやられているんです。ゴルフ場線の対象にしている地域は千賀の台や伊保石なんですけれども、例えば平日だと通常の便でこれだとマリゲートに行くのは7便、それから塩釜の営業所に行くのが3便、東塩釜駅に行くのは2便、これは平日の便です。土・日はもっと減っちゃって、日曜日はマリゲートに行くのは3便、塩釜営業所2便、日曜・祝日はマリゲートに3便と。

結局その利用者にとっては、やはり市内に出ていくという点でバスの利用はやっぱり望まれるし、先ほどダイヤ改正があったということですからけれども、どうも地域の方から聞くと前日まであった便数が、行ったら便数が減って非常に困ったというお話なんです。だからそういうことも含めてやっていただきたいし、もう一つの視点は、例えば千賀の台、伊保石の地域でも中心地においていく、だんだん年齢が高齢化していますからバスを利用して、100円バス

のように通勤帯に合わせてダイヤを組むという方法もあるでしょうが、むしろ滞在型のスタイル、市内中心地にやはり郊外にいる方々がバスを利用して来て、市内の先ほどの商店街、あるいはそういうところに一定時間滞留して、そこでいろいろと買い物をするとか、そういうことも一つの考えとしてやったらどうかというふうに思うんです。そういう視点があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） ゴルフ場線についてのお話だと思います。ゴルフ場線につきましては、議員からお話がありましたように減便になっているという状況で、私どもも事業者のほうからお話は伺っているところでございます。

その減便になった主な理由といたしましては、現在、バスの運転手の確保が非常に厳しい状況だというようなお話を承っておったところでございます。その理由といたしましては、震災復興を含めた大型トラックへの運転手のシフト、あとは観光バス等の事故も踏まえた中で大型バスの運転手がそちらのほうにシフトして非常に大変な状況というふうに伺ってございます。今回のゴルフ場線の減便だけではなく、二市三町、例えば利府ですと複数の路線での減便、七ヶ浜等も同様の状況というようなことが同時期になされているというふうに把握してございます。

ゴルフ場線につきましては伊保石の災害公営住宅、また今後建設が予定されております清水沢災害公営住宅、こちらにも隣接しながら路線運行されている状況もございますので、ただいま伊勢議員からお話のございました市内への滞留というようなところも含めながら、さまざまな観点から公共交通体系の検討を進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ひとつそういう視点も相あわせていただきたいと、バスの運転手の不足というのは、それはそれでそのとおりののかもしれません。

問題は、例えばNEWしおナビ100円バス1台限り、これで考えると増便しようと思っても増便できないんです。もう1台買ってルートを新たに拡大していくと。お金のかかる話ですから、それは政策的な判断なり財政的な検討なども私は必要だろうと思うので、これ以上は申しませんが、例えばもう1便ふやすならそういうことも含めた考え方の発想があってもいいのではないかとこのように思います。この辺は検討されているのでしょうか。検討の中に

もう1台買うとかということとは。

○副議長（伊藤博章君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 現在、進めておる検討の中では、増便というか別のしおナビ100円バスのルート等もさまざまな形で検討させていただいているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 限られた資源ですから、えらい財源ですから、それはそれで。そういうことも含めてよく検討していただいて、限られたバスの中で満遍なくということでの対応はしっかりやっていただきたいと思います。

あと再開発事業についてだけ、ちょっと1点だけ確認させてください。

保留床処分はこれから、言ってみれば事業費としては組まれてやっていくわけですが、実際に一番心配しているのは保留床処分の16億円がしっかり売れるのかどうか。ここがやっぱり一つと、それから公共駐車場について、どうも聞くところによるとまちづくりの何か会社をつくって、そこでの関係ということだと前段説明されたんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） まず、保留床のほうの処分のお話ということで、先ほどの市長のご答弁にもありましたように、専門部会、具体的に申し上げますと商業部会というものがございます。そちらのほうの商業部会の中で専門のコンサル、それから理事者も含めまして、地元企業でありますとかそういったところにも打診が図られているというお話を伺っております。より具体的なお話をされているということのようでもあります。それで全て保留床の処分が終わったわけではなくて、そういった企業さんを次々と当たっていくという話になろうかと思いますが、今数社の企業さんとお話をしているというところを伺っております。

それから、駐車場の話ということですが、まちづくり会社とは直接このお話というのは関係ございませんで、塩竈市が再開発事業で建設整備いたしました、その駐車場を最終的に取得するというお話であります。先ほどの答弁にもございましたように、権利床というものが市にもございますので、それから今回復興交付金というふうな有利な交付金も活用しながら、市の財政負担にならないような価格で購入するというところで今進めておりますが、何せ今、実施設計を行っているという段階でございますので、その中で建設の業者さんが決ま

ると。その際にできるだけ安く入札していただければ、その価格、負担というものが組合さんだけでなく市の負担も減るとい形になりますので、今大事なところはそういった実施設計が組み上がり、そして入札の中でできるだけコストが安く済むような、そういった組合さんのほうでの取り計らい、取り組みをぜひ支援していきたいというふうな状況になります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） これは引き続き注目していきたいと思います。

最後に学校です。月見小です。

私も議員をやって20年ですが、平成7年か8年ごろに実施計画にのったんです。文科省の耐力度調査で落とされたんです。ですからこれはやっぱりぜひ実行していただいて、子供さんたちの環境を整えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日から18日までを議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日から18日までを議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年10月15日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 山 本 進

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

平成27年10月19日（月曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成27年10月19日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第61号ないし第76号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 認定第1号ないし第3号(平成26年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第4 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(17名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	13番	鎌田礼二君
14番	志子田吉晃君	15番	土見大介君
16番	伊勢由典君	17番	小高洋君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(1名)

12番 菊地進君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、12番菊地 進君の1名であります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番今野恭一君、13番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第2 議案第61号ないし第76号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第61号ないし第76号を議題といたします。

去る9月30日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

14番志子田吉晃君。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、10月2日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第61号「職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」については、厚生年金保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードに係る手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は行政手続の効率化等が図られ、多くの利点を有するものであるが、個人番号カード交付事業の実施に当たっては、情報漏えい等のリスク管理に万全を期されるとともに、個人カードの紛失や盗難等により第三者に個人番号を悪用される等の危険性も懸念されることから、カードの適切な管理について市民への注意喚起に努められたい。

次に、議案第63号「塩竈市財産条例の一部を改正する条例」については、錦町地区災害公営住宅の完成に伴い、行政財産への太陽光発電設備の設置に係る使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、まず歳出において、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業や個人番号カード交付事務事業費等が計上され、また地方債において臨時財政対策債が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 浦戸地区集落再生促進施設運営事業については、浦戸地区における新たな漁業従事者や島づくりの担い手等を確保・育成するため整備された「浦戸ステイ・ステーション」において、入居者確保に向けた取り組みとして総務省が実施する「地域おこし協力隊」の制度を活用するものであるが、隊員への研修プログラムを充実されるとともに浦戸の住民及び関係機関等との連携を深められ、隊員の受け入れ体制を整備され、浦戸に定住するための取り組みに努められたい。

1. 錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業については、同地区の災害公営住宅の入居者が安全かつ円滑に移動できるよう、その環境整備に向け、しっかりと調査を行われ、その後に予定される西塩釜駅東口周辺地域の歩行環境整備（バリアフリー化）に係る事業の実施に資するものとなるよう努められたい。

次に、議案第72号から議案第74号までは「工事請負契約の締結について」の案件であり、いずれも議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり

ます。

まず、議案第72号については、27-復・交 越の浦雨水ポンプ場（電気）設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号については、27-復・交 越の浦雨水ポンプ場（機械）設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号については、27-復・交 北浜地区区画整理関連汚水枝線築造工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号及び議案第76号は「財産の取得について」の案件であり、いずれも塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第75号「財産の取得について」については、寒風沢災害公営住宅に係る建物取得のための財産取得であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「財産の取得について」については、朴島災害公営住宅に係る建物取得のための財産取得であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

3番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、10月5日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、障害者総合支援費や子育て支援費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 障害者総合支援費については、市内の福祉施設の運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、施設整備に係る事業者負担の軽減が図られ、評価できるものである。福祉施設においては、

今後も利用者増が見込まれることから、安定的な運営が行われるよう、支援に努められたい。

1. しおがま子育て支援センター「こころん」については、土曜日に加えて日曜日も開館し、子育て支援の充実を図るものであるが、今後、職員の確保を含め、しっかりとした体制づくりに努められたい。また、開館時間や駐車場の確保など利用者の利便性の向上について検討を行われ、より利用しやすい施設となるよう取り組まれたい。

次に、議案第66号「平成27年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、一般被保険者、退職被保険者の負担金及び交付金を平成26年度分の精算に伴い返還するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定で、前年度の介護給付費交付金及び地域支援事業交付金を平成26年度分の精算に伴い返還するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成27年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、後期高齢者医療広域連合への平成26年度分の納付金の残額と保険料精算に伴う還付金を計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会でも審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番志賀勝利君。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、10月6日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第64号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、市営浦戸寒風沢住宅及び市営浦戸朴島住宅の供用開始並びに福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、北浜地区区画整理関連道路整備事業、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業及び塩竈ブランドPR事業

などが計上されており、債務負担行為については、港町地区津波復興拠点整備事業（防災拠点施設）（27年度）が追加され、また地方債においては、市道整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員から述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1. 塩竈ブランドPR事業については本市の歴史や文化を生かすよう、ストーリー性の構築に努められ、新たなブランド開発による地域の商業環境の発展につなげられたい。

また、名古屋アンテナマルシェの開設については、水産加工品など、塩竈ブランド商品のPRに取り組むものであるが、今後、他の地域での開設についても検討を行われたい。

1. 藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業については、地区全体としての排水障害を解消しようとするものであるが、同地区の東側の地域は復興交付金の対象外となり、社会資本整備総合交付金を活用した整備が予定されていることから、同地域と一体となった雨水排水対策となるよう取り組まれたい。

また、藤倉地区については、路面状況が悪く、特に高齢者の歩行中のけが等も懸念されることから、路面の修繕についてもあわせて取り組まれたい。

次に、議案第67号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は、東日本大震災復興交付金事業として、藤倉雨水ポンプ場増設工事における物価上昇等による事業費増額分を計上されたほか、北浜地区下水道施設の災害復旧事業費について、災害復旧費国庫補助金、一般会計繰入金及び公営企業災害復旧事業債を財源とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」は、寒風沢処理場及び野々島処理場設備の修繕に係る費用が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、上下水道料金の調定・収納等の水道料金徴収等関連業務に係る水道料金調定システムについて、リース契約満了及び基本ソフトウェア等のサポート期間が終了となるため、新たに債務負担行為を設定し、システム及び機器等の更新を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会でも審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第62号及び第65号について、討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」マイナンバー通知カード及び個人番号カード紛失・滅失の再交付手数料と、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」10億9,404万2,000円のうち、社会保障税番号制の導入に伴う通知カード及び個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード作成と地方公共団体情報システムへの負担金事務費2,116万円に対して反対討論を行います。

今回の条例は、マイナンバーカードを紛失したとき、再交付で通知カード500円と個人番号カード800円の自己負担金を支払うことを条例化によって定めるものであります。

マイナンバーシステムは今月から番号通知が行われ、来年1月から全国民、全市民に12桁の背番号制として、税金そして保険料納付、医療・介護・年金・保育サービスなど93項目の行政事務をベース化して国が一元的に管理するものであります。政府はマイナンバーについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤と説明していました。今回の国における同制度導入の初期投資費用は、国全体であります3,000億円、年間経費で300億円、民間事業者の負担は社員5人で数十万円を要するとしております。

マイナンバー制度を通じて個人情報に公務・民間を問わず利用され、国民一人一人が背番号制で管理されます。一番のリスクは不正利用、なりすまし、情報の流出が懸念されております。政府の説明によれば、来年1月から発行されるマイナンバーカードは3つの機能があるとしております。1つ、写真つきの身分証明書、2つ、ICチップ化による電子記録証明、3つ、ICチップの空領域の行政サービスの個人情報を入力、データ化する。そしてこの情報を2カ所の間接サーバーに集約するというものであります。

問題は、この中間サーバーでの情報流出が懸念されていることでもあります。政府は不正アクセスのブロック化をして付番号数字は流れないと言っておりますが、100%大丈夫とは言えません。ましてコンピューターを通じてのハッキングやサーバー攻撃、最近の年金情報流出事故など社会問題となっております。また、マイナンバーカードを紛失し、個人がパソコンを通してマイナンバーカードのICチップとパスワードを見れば、個人情報はいとも簡単に手に入ります。そこからなりすまし犯罪が起こることがあり得ます。

紛失したら全国コールセンターがあると言いますが、政府はもともとマイナンバーカードは持ち歩くなと言っておりました。消費税の還元については今見直しがされているようですが、消費税還元などに使う案も先ごろ出ておまして、余りに容易であります。

今後、マイナンバー制度を警察がノンチェックで運用できる例外規定も設けており、これは2013年の5月21日であります。市当局の説明では、マイナンバー制度に対応した個人情報保護条例、これは6月議会での可決や回線を独自にしてL G W A N回線にしていくことなので情報流出はないとしておりますが、前段述べたとおりの仕組みのもと、情報流出のおそれは生じていくものであります。

茨城県取手市で10月5日から9日まで、実は自動交付機発行の住民票にマイナンバーの個人番号が印字され、金融機関、都市再生機構、法務局、警察などに提出したことが発覚をいたしました。既にそうした事故が現に起きております。まして個人カードの注意喚起だけでは済まない問題であります。

今回のマイナンバー制度導入の狙いは、徴税強化、社会保障の公共サービス抑制を行うことが狙いであります。また先進7カ国、G7の各国では導入をしておりません。アメリカ・カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ・イタリアは納税番号、イギリスは国民IDカード導入を図ったものの、国民の反対で中止に追い込まれました。アメリカ・韓国は導入しましたが、銀行口座の大量情報流出があり、被害が発生したことにより見直しとなりました。つまり日本のマイナンバー制度は世界の流れに逆行する諸制度であります。NHKが調査して10月14日のニュースで報道されたマイナンバー制度に対して「評価しない」「余り評価しない」が63%となり、JNNの世論調査でも「不安だ」が79%になっております。

自治体としては、1つ、共通番号の限定、2つ、情報の監視、3つ、個人情報の管理の検証が導入された上でも検証が求められます。いずれにしても今回のマイナンバー制度は、

一度導入されれば情報流出、漏えいの危険と国民監視、徴税強化、政府による利用拡大などによって前のめりに進められていく、そしてそうした危険性が一層高まることが懸念されま
す。実施を中止しても市民生活に何ら支障は生じません。

マイナンバー制度の準備段階で、企業と行政の癒着がもう一方で明らかになりました。厚生
労働省の職員の癒着・収賄事件が浮上いたしました。内閣官房が設けたこのマイナンバーに
かかわる情報連携基盤技術ワーキンググループの委員21人中、13人の大手電機企業7社がマ
イナンバー制度の制度設計を行いました。赤旗新聞の調査で2013年以降、行政機関が発注し
たマイナンバー関連事業は27件、227億円。このうち22件を情報連携基盤技術ワーキンググル
ープの会議に参加した企業7社が受注し、金額は178億円を受注し8割を占めてしまいました。
しかも地方公共団体情報システム機構が発注元になるわけですが、NECが受注先です。NE
Cが受注した受注金額は未公表となっております。

全国全ての地方自治体にNECが機器を配備することになっております。NECは地方公共
団体情報システム機構から、個人番号カード交付窓口、これは顔というんですね。顔認証シ
ステムを受注、全国全ての市町村役場に機器を配置することになっております。先ほどのと
おり受注金額は明らかになっていない。その点でも不透明であります。

この点で、制度設計からの関与の疑いのある地方公共団体情報システム機構への負担金事務
費、事務負担金2,116万円に対し反対をするものであります。

したがって、議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、マイナンバーの
通知カード及び個人カードの紛失・滅失の再交付手数料と、議案第65号「平成27年度塩竈市
一般会計補正予算」の10億9,404万2,000円のうち、社会保障番号制度の導入に伴う通知カー
ド及び個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード作成（地方公共団体システム）への負
担金事務費2,116万円に反対をするものでございます。

次に、港町地区津波復興拠点整備について反対をするものであります。

9月議会において補正された事業は、マリゲート周辺の港町地区に津波復興拠点整備事業
とかさ上げ整備を行う事業として1億2,000万円、そして4億2,780万円は平成28年度の債務
負担行為として設定をされております。総括質疑や委員会の質疑でも述べましたが、この地
域の避難場所は、塩竈市防災計画に明記されているのでは遊興施設に680人、マリゲート塩
釜830人、大型ショッピングセンター2,450人、大型ホテルに671人、その他合計で4,881人の
避難者を収容できる計画になっております。しかも今後この維持管理費がかかることも懸念

されます。

当市議団は仙台市での例を挙げ、2億円で整備する避難タワーでも十分ではないかとこれまで述べてまいりました。このタワーは仙台市にある避難タワーですが、1基300人が収容でき、300人分の毛布、非常食、飲料水が備蓄されております。これが十数カ所つくられて、どこでも素早く避難できる計画になっております。どこにいても災害時に安心して避難できる対策こそが必要だと考えます。よって、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、この港町地区津波復興拠点整備事業1億2,000万円の補正予算に反対をし、以上の反対理由を申し述べまして反対討論にさせていただきます。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」及び議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、賛成する議員を代表いたしまして討論を申し上げます。

今定例会に上程されました議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が10月5日に施行されたことに伴い、塩竈市に住民票を有する市民全員に個人番号の通知カードが送付され、来年1月から個人番号カードが交付を希望する市民の方に交付されることから、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の新設等、必要な改正を行おうとするものであります。

また、議案第62号に関して、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、個人番号カード交付事務事業費については、通知カード等の作成・送付などに必要となることから、総務省令に基づく地方公共団体情報システム機構への委任等に係る必要経費を補正計上したものであり、マイナンバー制度を本市において導入するに当たり、必要不可欠な予算であります。

反対会派が主張する、懸念される個人情報の管理につきましては、制度面ではマイナンバー法において、法律の規定によるものを除き特定個人情報の提供などが禁止されています。技術面でのシステムのセキュリティー対策につきましても、1つは通信にL G W A Nと呼ばれる専用回線を使用することにより独立したシステムとなっています。2つ目に、地方自治体

などの各機関が特定個人情報のデータを連携する際には、マイナンバーとは別の各機関によって異なる符号によって行われ、送信されるデータも暗号化されること。3つ目に、マイナンバー法の規定に基づき情報連携を行う情報のみを、各機関が個別に管理する中間サーバーと呼ばれる機器に保存した上で通信を行う仕組みとなっており、国による情報の一元管理はなされないことなど、数多くのセキュリティー対策が措置されております。

また、カードの紛失による不正利用を懸念されるようではありますが、このカードにはICチップつき個人番号、そして氏名・生年月日・性別・住所そして顔写真も掲載されることから、運転免許証の場合と余り変わりはないものと思われま。このマイナンバー制度は社会保障に関する給付の申請の際に必要な各種証明書などの書類の添付が不要となるなど、市民の利便性向上につながるものであります。

このマイナンバー制度が全国一律に導入される中で、塩竈市において導入が行われなかった場合、市民や過去に塩竈市民であった方、施設入居者などの各種社会保障等のさまざまな手続面で市民の皆さんに多大な影響が発生することとなりますので、安定した制度の構築のため、ぜひとも賛成すべき必要な議案であります。

次に、議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、港町地区津波復興拠点整備事業についてであります。この施設は東日本大震災を大きな教訓として、甚大な被害を受けました港町地区に、周辺の市民のほか観光客など多くの方の人命救助を第一の目的として整備する拠点施設であり、当局のこれまでの説明では、この事業は数年前から地元町内会への説明や関係機関と多くの協議を重ね、国の補助承認が得られた事業ということですので、反対する理由は全く理解できないものであります。

また、この施設は災害のみならず台風などほかの災害も想定した防災センター的な機能をあわせ持ち、浦戸島民の中で帰宅困難となった方々への対応も考慮しており、非常用発電や給水設備など必要な設備を有し、災害発生直後の一定期間、安全に避難できる施設であります。

反対会派は総括質疑の際に、仙台市の避難タワーの例を挙げておりましたが、港町地区は千賀の浦の景観に配慮すべき地区であり、今回の拠点施設は景観や隣接するマリゲート塩釜との調和に配慮した形状となっているなど、塩竈市の現状に合ったものになっております。

港町地区津波復興拠点施設は、有事の際の人命救助を第一にしながら、一般的な避難場所や防災センター的な役割のほか、マリゲートと有機的に連結し、平常時の有効利用、そして海の玄関口として景観に配慮し、交流人口の拡大にもつながる必要不可欠な施設であります。

以上述べさせていただきましたように、議案第62号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」及び議案第65号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」に賛成することを表明し、多くの皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第61号、第63号、第64号、第66号ないし第76号について採決いたします。

議案第61号、第63号、第64号、第66号ないし第76号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第61号、第63号、第64号、第66号ないし第76号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第62号について採決いたします。

議案第62号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第62号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第65号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 認定第1号ないし第3号（平成26年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

平成26年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。

13番鎌田礼二君。

○決算特別委員会委員長（鎌田礼二君）（登壇） ただいま議題に供されました平成26年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成26年度塩竈市一般会計及び

各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成26年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第3号「平成26年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、10月7日、8日、9日及び13日の4日間、委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には西村勝男委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもってそれぞれ認定すべきものと決しました。また、認定第3号については全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 平成26年度の一般会計決算は、前年度と同様に震災復興事業関係で歳入歳出が通常年度の予算規模を大きく上回り、決算収支の状況は、実質収支、単年度収支で黒字となったものの、実質単年度収支は赤字決算となった。

歳入では、市税及び県支出金、地方交付税、諸収入などが前年度と比較し減少となっており、国庫支出金や繰越金、市債などが増加している状況となっている。

今後の財政運営に当たっては、自主財源の根幹をなす市税収入の確保や収納率の向上に引き続き努められ、一層の健全な財政運営に努力されたい。

1. 大震災からの復旧・復興に係る予算の執行については、鋭意取り組まれており、本年度は災害公営住宅の供用開始など目に見える成果が出ており、執行率も上がっている。

しかし、大震災から4年7カ月が経過し、「震災復興計画」の基本的な考え方である早期に復興を図るものについては、前期5カ年で取り組むこととしておくことから、基本的理念である「長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」の実現に向け、市民が復興を実感できるよう、震災復興事業の執行にさらに努められたい。

1. NEWしおナビ100円バス運行事業については、地域により乗客の一部に乗り残しが生じている。増便や路線拡大、空白地区の解消等を望む市民の声が多く、さらに災害公営住宅

の整備などへの対応が課題となっていることから、今後、さらなる運行体系の整備に努められたい。

1. 子ども医療費助成事業については、ほとんどの自治体が独自に医療費を助成し、自己負担ゼロの自治体も過半数を占めている。

独自に子ども医療費を減免している自治体に対し、国民健康保険の国庫補助金の減額調整といった措置があるが、国も助成制度をめぐり有識者検討会を設置し、1年をめぐりに検討する動きも出ている。今後の国・県の動きを見守りながら、本市においても、子育て世帯の負担の軽減に向け検討を深められたい。

1. 公立保育所運営事業については、一時預かり・特定保育事業において、新浜町保育所で実施しており、児童福祉の向上に寄与するものであるが、新浜町保育所の地理的条件や距離的な問題により利用が困難な保護者もいることから、今後の対応について検討を深められたい。

1. 母子保健事業については、発達障がい児や発達の気になる子供の行動等を理解できず悩む保護者の増加が課題となっているが、早期からの保護者の意識づけが必要であり、子供たちが周囲の環境になじめず、うつ等の症状があらわれるなどの二次障害を起こさないよう、その対策について万全を期され、全ての子供たちが社会で安心して暮らせるよう事業の一層の充実に努められたい。

1. 浦戸診療所業務については、浦戸の住民の高齢化により本土への通院が困難な方がふえてくるが、浦戸での積極的な往診による処置を進められたい。また、「第2期健康しおがま21プラン」における健康づくりを地域ぐるみで推進しているが、浦戸においても地域の主体的な健康教室などの活動等を進め、その中での診療を可能とするような取り組みを推進されるよう努められたい。

1. 重点分野雇用創造事業については、事業が平成27年度で終了されることから、早急にこれまでの事業効果を検証され、新たな支援による雇用の確保に向け検討を深められたい。

1. 消費者対策事業については、多重債務に関する相談件数が前年度から2倍にふえたことから、夜間窓口の開設等の対策がなされたが、今後も新たに複雑かつ巧妙な手口による被害に対する防止策と消費者相談の充実、県や弁護士会等の関係機関との連携を密にされ、市民の安全・安心に向けてさらなる取り組みに努められたい。

1. 塩竈みなと祭協賛会補助事業については、塩竈みなと祭が関係者のこれまでの尽力によ

り、ふるさとイベント大賞において大賞である「内閣総理大臣賞」を受賞し、全国的に評価された。今後、復興事業による施設整備が進むことで観覧場所が増加し、交流人口の拡大が期待される一方で、警備体制の強化が必要となることから、日本一安全な祭りを目指し、関係機関等との連携強化に努められるとともに、実施主体への支援に努められたい。

1. 旅客ターミナル管理運営事業については、マリゲート塩釜の指定管理者の公募の更新が予定されており、テナント誘致や観光客等の滞留につながる提案を重点的に評価するとしているが、指定管理者の選定に当たっては、その選定方法の検証や指定管理者となる事業者の経営状況等の把握を行われ、マリゲート塩釜への集客とテナント入居事業者の経営の安定化に向けた取り組みに努められたい。

1. 防災整備体制事業については、外部アンテナ設置整備において、聞こえない地域への補完対策や実証実験等も講じられているが、直近の大雨災害の際にも同報無線が聞こえないという市民の声があった。聞こえない地域、沿岸部においては、災害時に致命的な問題になりかねないことから、その対処に万全を期され、市民等の安全確保に努力されたい。

1. 空き家・空き地対策事業については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、固定資産税情報の内部利用が可能となるなど、空き家等に関する情報収集や調査に適切に対応するとともに、再利用できる空き家等については移住対策等への活用等に向けて検討を行われるなど、定住促進に向けた施策に努められたい。

1. 小中学校特別支援教育については、子供一人一人の性格や行動に合わせた支援に努められるとともに、子供の性格や行動について、周りの人が共通認識を持てるよう情報提供等に努められたい。

また、支援員の研修については、講演だけではなく、ワークショップ等についても検討を行われ、さらなる支援ができる体制づくりに努められたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1. 交通事業特別会計については、離島航路事業では毎週金曜日に社会実験として、塩釜発の最終便が通常よりも遅く運航する「ウイークエンド特別便」が実施されてきたものであるが、当事業は通勤通学の方々にとって非常に利便性の高いものであり、浦戸に住まわれる方々の生活を支えることで、定住化にもつながる重要な事業と捉えていることから、引き続き事業を継続されるとともに、さらなる利便性の向上に向け、定期便化を含めたさまざまな方法について検討されたい。

1. 国民健康保険事業特別会計については、特定健康診査・特定保健指導事業は40歳以上の国保加入者を対象とした健康診査を行うことにより、生活習慣病の予防を図るものであり、市民の方々が健康な生活を送るための重要な事業と捉えているが、健診の受診率が目標値を下回るなど、事業の周知が十分に図られていないことから、情報提供のさらなる強化を図り、またアンケート調査による住民ニーズの把握に努められ、一人でも多くの市民の方に受診していただける環境づくりに努められたい。

1. 魚市場事業特別会計については、塩竈市の基幹産業である水産業の振興は、塩竈市全体の活気の向上につながるものであり、新魚市場整備に当たっては、公設市場としての役割や位置づけを明確にし、関係者と十分な協議を行いながら、背後の仲卸市場や水産加工業から必要とされるような体制の充実を図られたい。

また、費用対効果を検証し、アウトソーシング等による経営のスリム化を図る一方で、水揚げ増に向け、漁船誘致を積極的に進め、入港した漁船に対する補助金・助成金等の拡充について検討を深められるとともに、本市水産業の振興と関係事業への支援に努められたい。

1. 介護保険事業特別会計について、地域支援事業（包括的支援事業）は在宅介護に関する総合相談を通じ、要援護高齢者の支援を図るものであるが、当事業についての周知が行き届いていない部分があることから、さらなる周知の徹底と、より一層の相談体制の構築に取り組まれたい。

また、介護支援ボランティア活動事業では、65歳以上の方が、介護保険施設内のボランティア活動を通じて生き生きとした地域社会づくりに貢献いただくものであるが、協力施設のさらなる増加のための周知に加え、登録者による、ボランティア活動を通じてのやりがいや生きがいの声も広報等を通じて発信することで、登録者数の増加につなげられたい。

1. 土地区画整理事業特別会計については、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業新浜町杉の下線道路事業は地盤沈下により浸水・冠水被害の続く地区内の道路及び宅地のかさ上げを行い、安心して住み続けられる良好な住宅環境を確保するものであるが、計画地域外周辺の住民の方々の理解が十分に進んでおらず、計画に不安を感じている方もいるところから、事業の進捗状況や効果については、より一層理解を深められるよう、勉強会や工事説明会を引き続き十分に行い、住民との信頼関係を築きながら事業を進められたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1. 市立病院事業会計について、今後、一層の病院経営の健全化に努めるためには、医師の

確保とそれに伴う受け入れ患者数の増加が必要であることから、不足している小児科医等を含めた適正な人員の確保に努められるとともに、緊急患者の受け入れや時間外診療を充実させるなど、市内の患者受け入れに加え、二市三町からの患者の受け入れ増加を図られたい。

また、通院が困難な方に対しての住宅医療や浦戸での診療、離島からの救急艇による緊急搬送への対応など、塩竈市立病院ならではのサービスを継続され、今後も市民が安心して暮らせるよう取り組まれたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万漏のないように措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成26年度決算特別委員会委員長 鎌田礼二

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、認定第1号「平成26年度一般会計決算」に対する反対討論を行います。

初めに、この認定1号では、小学校4年生までだった外来の子供の医療費助成を小学校6年生まで拡大したことや、東日本大震災でアベノミクスによる円安、物価上昇、消費税増税による市民生活への影響に対する緩和策として2割増商品券事業の実施、錦町及び浦戸の災害公営住宅建設とともに引っ越し費用の支給などの取り組み、国民健康保険税の1世帯当たり3.22%の引き下げ、被災者の医療費窓口一部負担軽減、牛生ポンプ場・越の浦ポンプ場などの公共下水道の雨水対策などについては評価するものであります。

同時に、決算の中で賛成できない点について述べていきたいと思ひます。

1つは、港町地区復興拠点整備事業であります。平成26年度決算では、防災拠点施設整備設計業務及びデッキ整備工事など2億9,235万円で決算されております。当市議団はこれらの予算に反対してまいりました。港町地区復興拠点整備事業そのものが、この地域住民だけでなく多くの市民が共通して言っていることは、デッキは無駄だ、海に近いところにいる者は津波警報が聞こえたらできるだけ海から遠く離れて高台に逃げることだ。津波が来るといふときにわざわざ海のほうに向かっては避難しない。近くの建物で避難してきた。こういう取り組みも実際にあったことだと。こういう予算があればもっとやるべきことがあるのではないかと、こういう市民の声であります。もちろん私どもは災害時に備えた最も身近なところに避難ができるような施設は必要でありますし、そしてその避難に備えた備蓄などもやっけていくことが求められていると考えております。ですけれどもこの港町地区復興拠点整備については、市民からもさまざまな批判があることであり、全体的な計画をしっかりと進めていくことが必要ではないかと考えております。

2つ目には、非正規雇用の拡大の流れであります。塩竈市は、行財政改革推進計画を基本に行政運営が行われてまいりました。とりわけ定員適正化計画は震災後、一時凍結となっておりましたが、平成26年度の職員数はどうなっているか。この状況を見ますと、一般職は644名に対して臨時職員は517名です。この臨時職員の数というのは全体の一般職の8割にもなるものであります。平成19年度では一般職726人に対して330人でありました。いわゆる46%だったわけであります。平成24年度では650人に対して臨時職が512人、78%。26年度では8割となる状況であります。当市議団は、必要な市民サービスを提供していくためには正規雇用にしていくことが必要だと考えております。そのためにも公務員労働については、必要な仕事量に合わせた正規雇用にかきかえるべきだと考えております。

3つ目には、市民に寄り添う市政の問題です。一つ挙げられるのは、税金滞納者への対応でございます。本来、市税徴収は地方自治体の仕事であります。塩竈市は任意の宮城県滞納整理機構に職員を派遣し、年間60件の滞納整理を行っております。しかも窓口での相談、分納に応じている滞納者を突然、県の機構へ回す対応も問題だと考えております。滞納者からは一括払いか、財産差し押さえか、滞納整理機構に移管するなどのこういう言葉は大変なおどかしにも聞こえております。税の支払いは納税者に寄り添って、納得して納めることが必要であります。滞納整理機構への移管はやめるべきだという立場であります。

次に、特別会計について述べます。

1つは、介護保険事業であります。平成26年度の介護保険事業では、介護保険料が払えないためにサービス給付制限となっている高齢者が3月末で17名になったことが明らかになりました。介護保険事業では介護保険料を1年以上滞納しますと、一旦全額自己負担になり、1年6カ月以上の滞納した場合は給付の対象にはなりません。2年以上の場合には3割負担となるものであります。介護保険制度では、介護保険制度初め社会で支える制度としてスタートした制度であります。今や重い介護保険料や利用料の負担となり、さらに特別養護老人ホームも要介護3以上でなければ入所の対象にならないなどの制限が加えられて、まさに保険あって介護なしというべきさまざまな問題が表面化しております。

そして、ことしの4月から2.7%という過去最高の介護報酬が引き下げられました。帝国データバンクの調査でも、実施された4月から9月まで介護事業所の倒産が相次いでいます。しかも倒産件数が介護保険制度始まって以来、最多となっているということが報道されております。医療介護総合支援法では、ますます介護制度は要支援者へのサービスを段階的に介護給付から外すものとなっていきます。介護保険制度を社会で支える仕組みにするためには、国庫負担の増額を図り、国民が安心できる介護制度に切りかえるべきであるという立場であり、現行の介護保険制度に反対するものです。

次に、後期高齢者医療事業についてです。

普通徴収の方ですが、平成26年度末で短期保険証の交付だったのが16件、平成27年8月1日の段階では38名にもなっていることを取り上げてまいりました。その後、全世帯に送付したということではありますが、普通徴収の方は年間180万円以下、月にしますとわずか1万5,000円の方々であります。私たちはこれまでも指摘してまいりましたが、保険証を保険徴収の機会にすべきではなく、他の市町村でも取り組んでおりますように保険証はまず全ての被保険者に届けるべきだと考えております。そして、そもそも後期高齢者医療制度については、医療費がかかり過ぎる高齢者を、できるだけ治療や療養費を安上がりにする制度として平成20年度から実施されてきたものであります。国民の間では即時撤回を求める運動が大きく広がり、民主党政権が廃止を言い出しましたが、ところがその政権も廃止を先延ばしにして今日に至っているものです。当市議団は一貫してこの制度は廃止すべきだという立場であり、そういう立場で反対をするものであります。

以上で、認定1号に対する反対討論といたします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。私は、認定第1号「平成26年度塩竈市一般会計及び特別会計決算の認定について」賛成する議員を代表し、賛成討論を行います。

まず、26年度の一般会計は、歳入553億8,745万3,000円、前年比で9.5%の増、歳出は472億2,954万2,000円、前年比14.3%増の決算となりました。

平成26年度決算の大きな特徴は、性質別歳出で分類される普通建設事業費が104億5,828万2,000円、前年度比44.5%の増であったことです。これは災害公営住宅整備事業において、錦町地区と浦戸地区の合計63戸が完成したほか、高度衛生管理型荷さばき所整備事業において、新魚市場B棟の完成、供用開始となったことなど、復旧・復興事業が進んだことが要因です。

また、第5次長期総合計画の実現に向け、子ども医療費助成事業の拡大のほか、防災ラジオ整備事業、2割増商品券事業、第三小学校大規模改修事業、杉村惇美術館の開館など、塩竈市の再生を実感できる数多くの施策に取り組みましたことは、先ほど決算特別委員長が報告した具体的事業の説明があったとおりでございます。まさに平成26年度の施政方針で佐藤市長が表明された復興実感の年が決算に数字としてあらわれたものであり、大いに評価すべきものであります。

決算の収支状況を見ますと、26年度の実質単年度収支はマイナス5億7,465万2,000円となりました。これは全国的な普通交付税や臨時財政対策債の圧縮による一般財源の減収が主な要因ではありますが、単年度収支で見ると6,969万2,000円の黒字であり、また財政調整基金の残高も前年度に引き続き増加しております。

そして、決算分析主要指標である地方自治体の財政健全化を示す実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれにおきましても、前年度に引き続き健全団体の水準を維持され、特に実質公債費比率については適切な発行及び抑制に努められ、指標割合は11.5%となり、公債費関連の指標は全て好転していることが認められます。

それからのことから私は、平成26年度の一般会計決算は市当局が限られた財源の中、国の制度の積極的な活用や創意工夫により、多くの成果を上げた決算であり、大いに評価すべきものと判断いたします。なお、平成27年度の施政方針で述べられた復興躍進の年につなげるた

め、行財政改革のさらなる推進と努力を重ねられ、ふるさと塩竈の一日も早い復旧・復興を実現されますよう期待するものであります。

次に、各特別会計全体について申し上げます。

平成26年度における特別会計10件の歳入決算額は215億1,841万6,000円で、前年度比で0.3%減となり、また歳出決算額は211億4,885万6,000円で前年度に比べて1.3%の減となりました。各特別会計別に見ると、歳入歳出差し引き額は国民健康保険事業で3億5,282万7,000円、介護保険事業勘定では213万1,000円、後期高齢者医療事業で784万1,000円の黒字となり、他の特別会計も差し引き額はゼロで決算されており、全体で3億6,955万5,000円の黒字決算となっていることから、特別会計においても市当局の努力があらわれた決算であると評価すべきものであります。

次に、評価の争点となっている介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の方々が要介護状態になっても住みなれた地域でできるだけ自立した生活が継続できるよう、必要な保健医療・福祉サービスが受けられる制度です。国ではこの制度が持続可能となるように、これまで法律の改正が行われてきており、保険・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築が打ち出されております。

塩竈市では、ことし8月の高齢化率が30.7%になりました。このような状況において、市当局は事業のバランスを図りながら介護制度を運営しております。また、低所得者への軽減対策や介護予防活動などの支援に努めております。そして、平成26年度は生き生きとした地域社会づくりにつながるよう、県内初となる介護支援ボランティア活動事業を立ち上げるなど、高く評価すべきものと考えます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を対象とした制度であり、事業の運営主体は宮城県後期高齢者医療広域連合が担っており、県内の市町村と役割分担をしながら順調に運営されているものです。

塩竈市としての役割は、被保険者の管理や保険料の収納などの業務がありますが、平成26年度は収納対策にも努められ、現年分収納率は98.9%を確保しております。市当局も医療広域連合とともに現行制度の役割をしっかりと果たし、安定運営に日々努力されておることから評価すべきものと考えます。

以上、何点か論点を申し述べましたが、この認定第1号を議決するに当たり、何をもって評

価が分かれるのかを再度考慮していただきたいと思います。つまり、どの事業決算においても100%の評価以外はノーと判断すべきかということでもあります。あるいは、横浜のマンション不適合建設のような重大な欠陥があらわれた決算内容であったかを考慮していただきたいということでもあります。そのような意味では、26年度の事業は市長を先頭に、市当局が市民のために努力を重ね、復興躍進に向けて多くの成果を上げた、十分に評価すべき決算内容であったと言えるのではないのでしょうか。

以上のことから、認定第1号「平成26年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成を表明し、良識ある議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 市民クラブの志賀でございます。今、賛成討論をされた志子田議員と同じ会派で、また委員長の鎌田さんと同じ会派で、その同じ会派の人間が真逆の討論をするということを市民の皆様は奇異に思われる方もおありでしょう。しかし、我々市民クラブについては会派の拘束がなく、議員個々の考え方で行動・発言を容認している会派であることをご理解いただきまして、私の反対討論は今までの内容と違った観点からの反対討論になるかと思っておりますので、しばしご清聴をお願いしたいと思います。

今回の一般会計決算の認定第1号になぜ反対なのか、その理由について申し上げます。

私が問題として捉えているのは、震災等緊急雇用対応事業の決算処理のあり方についてであります。この事業には多くのメニューがありますが、その中の1つ、殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール委託事業については、昨年の決算委員会の際にも経費科目の燃料費に関して質問をいたしました。車1台使用で年間160万円を超す燃料費の記載がありました。私の会社では7台の車を使用しておりますが、燃料代は160万円はかかっておりません。そういったことからその明細を確認させていただきました。担当課長は、車のリース代プラス燃料代で1日1万2,000円になる、この金額に稼働日数を掛けてこの160万円になっているとの説明でありました。

後日、私はリース代であればリース代の請求書があるはずと思い、担当課長に電話を入れて見せてもらうために担当課に出向きました。課長を含め2名の担当者から説明を受けました。その内容は、リース代というのは私の勘違いでした、2トントラックの新車を購入したそう

です。そしてその減価償却費がその該当する金額になりますという説明を受けました。

その際、経費等の領収書等の確認をしているのかと尋ねましたところ、手元に写しはないが監査があるときはいつでも提出してもらうように事業者に話をしてあるという説明を受けました。新車トラックの減価償却に関しては、担当省庁である厚生労働省に確認したところ、個人資産形成につながるので認められないとの見解を示されました。この見解を担当課長にお電話で伝えますと、後日、私の会社に担当者2名で訪問され、こう言われました。今度のもともとあった車を使った、その減価償却分であるという説明です。私は啞然としました。ならばその持っていた車の償却残額を示してほしいとの要求をしました。そうしたところ、これ以上対応できないので情報開示請求をしてほしいという答えをいただきました。

その後、さらにこの話は変わりまして、日本ペストコントロール協会の価格表に基づいて算出したという説明にもなりました。なぜこんなにころころと回答が変わるのでしょうか。不思議でなりません。何かを隠しているのではと勘ぐりたくなるような、そういう状況であります。この件に関して、情報開示請求は私はしませんでした。しかし、本年2月26日の第17回調査特別委員会にて、殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール委託事業ほか、臨時災害放送局委託事業、災害廃棄物パトロール委託事業、資源循環促進事業の4事業の費用経費等の領収書の提出を求めました。出てきた資料は、経費明細を記載したものだけでありました。なぜか領収書の提出はありませんでした。提出しない理由の説明もないままであります。

残念ながら、この資料の精査については時間がなくてできませんでした。なぜなら3月上旬に100条委員会が設置され、100条委員会では大量の資料を関係先に要求、その提出された資料の精査、分析、資料づくりに忙殺されて精査ができないまま改選期を迎えてしまったからであります。

よって、今回の9月定例会で改めて関係資料を、領収書を含めて要求いたしました。領収書の提出について、今度は商工港湾課長から電話があり、県からは領収書の提出は26年度だけでよいと指導されているので、それ以前の領収書については出さなくてよいということになっているとの説明を受けました。私は早速、国と県の担当者に連絡をし、その見解を確認いたしました。その内容は次のようなものであります。

まず1つ、関係書類は5年間保存義務・写しの保存ルールがある。

2つ目として、領収を証明する書類を保存・保管しなければならない。

3つ目として、自治体の完了検査は、領収書との突き合わせをすることになっている。

4つ目として、各自治体の財務規則、会計規則にのっとり実施されるべきである。

5つ目として、県の完了検査はどのようにやったのか。

6つ目として、領収書の写しがないとするならば、塩竈市は完了検査をどういうことを根拠としてやったのか。

こういう6項目にわたってのアドバイスをいただきました。私が国・県の担当者に電話連絡をとった後、商工港湾課長から「県の担当者から領収書提出の指示があったので、領収書の提出をすることになりました」との電話連絡が入りました。商工港湾課長からの最初の電話での、県から26年度だけでよいと言われたのはうそであるということになります。なぜこのよううそを言うのか。日ごろ市民に対して書類だ、印鑑だと厳しい対応をしている役所の課長の発言がこのようなことでよろしいのでしょうか。資料を要求した9月30日から間もなく3週間が過ぎようとしている今日まで、領収書の提出はありません。塩竈市の対応はなぜこんなに遅いのか、不思議でなりません。

最近、マンションの手抜き工事の問題がマスコミをにぎわせております。くい打ちデータの改ざん、免震ゴムデータの改ざん、さらにはコンクリートミルクの容量不足など、次々に事実関係が明らかになっております。調査情報の開示のスピードは、企業の存亡にかかわることなので素早いものがあります。塩竈市当局の対応と比較すると、そのスピードには格段の違いがあります。今回、議会が資料要求を求めた書類は、全て法定帳簿類であります。税務調査が入れば即刻提示されなければいけない書類でもあります。提出時期をどんどん先送りする塩竈市の対応を見ていると、委託業者が書類をつくり直すために時間稼ぎをしているのではと疑われても仕方がないのではないのでしょうか。100条委員会が連絡協議会に対して請求書類の提出を求めたときと全く同じパターンであります。

別件ではありますが、8月3日の臨時議会で、全会一致で可決した調査特別委員会委員長報告の中で、市当局の公文書偽造についての調査を求めています。これもいまだ何の報告もありません。これが塩竈市の実態であることを市民の皆様にはケーブルテレビの中継を通して訴えたいと思います。今の塩竈市役所は隠蔽体質に陥っているのではないかと懸念する次第であります。

10月8日の一般会計決算に対する質問の中でも、震災等緊急雇用対応事業の委託業務の補助金支払いに当たって、塩竈市の委託業務の完了検査について問いただしたところ、担当課長は、人件費の部分については領収書を確認しているが、経費に関しては領収書との突き合わ

せはしていないという答弁をしております。ここでこの4年間に支払われた震災等緊急雇用対応事業の補助金の額を業務別に申し上げます。

まず1つとして、津波のヘドロ等による環境保全を目的とした殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール業務委託では、4年間で1,570万円の経費が支出されております。その次に、従来、環境課の職員が行っていた焼却場から出る焼却灰の運搬、中倉処分場への運搬です。そして中倉から出る可燃物の焼却場への搬入、これを業務委託したのが資源循環推進業務委託であります。この業務委託に4年間で2,050万円の経費がかかっております。人件費は除いてであります。さらに3つ目として、震災後の不法投棄の廃棄物の回収が主な目的の事業として、災害廃棄物等保安パトロール委託業務では、4年間で4,170万円の経費が支払われております。トータルいたしますと約7,800万円という大金が経費として支出され、国民の大切な税金から補助金として委託業者に支払われております。

そして塩竈市は、この経費の支払いを証明する領収書の突き合わせをしていなかったとの担当課長の答弁を議員の皆さん全員が聞いていることと思います。ノーチェックで支払いをしていたという事実を知らながら、塩竈市議会として平成26年度の決算の認定に賛成していいのでしょうか。通常の監査のシステムでは、監査案件が膨大なため、領収書等の確認まではしていないと監査から聞いております。この際、平成26年度決算認定第1号を延期し、この件に関しては平成23年度までさかのぼり、監査が委託事業者に早急に出向き、関係書類の突き合わせをし正当性を確認し、監査報告を受け、その後に認定を議決すべきと私は考えます。

塩竈市議会基本条例にこう書いてあります。「市民と議会の間には大きな認識の隔たりが生じているのも事実です。その反省に立ち、議会は襟を正し、市民との相互信頼を構築し、同じく市民から選挙で選ばれた市長と緊張関係を保ち続け、市民が参加する議会を実現します」とうたっております。

また、第2章には5つの項目の議会の役割、指導がうたわれております。

1つ目、議会は、市民を代表し、議事機関として議会の権限を行使して本市の意思決定を行う。

2つ目として、議案の審議、審査をする。

3つ目として、政策の提案をする。

4つ目として、執行機関及び行政の監視を行う。ここが大切なところであります。

そして5つ目として、国等に対して意見書を提出し意見表明を行う。

と書いてあります。

現況を鑑みますと、定例会終了後のたびに市長、副市長あるいは時には教育長の三役を招き、宴を重ねている会派があります。全てが悪いとは言いませんが、基本条例にもうたっているように、議員は市長との緊張関係を保ち続けるためには節度のある対応が必要ではないかと考えております。そして、議会の役割の一つである執行機関及び行政の監視を行う、このことを議員としてしっかりと果たすべきではないでしょうか。今こそ「市議は何やってんのや」という市民の声に耳を傾けるべきだと思います。

以上で、平成26年度決算認定第1号の反対討論を終わります。

ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第3号については委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。



日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、委員会所管の特定事件について、議会閉会中においても審査・調査したい旨の申し出が議長宛てに提出され、その内容はお手元にご配付のとおりであります。

お諮りいたします。各委員長より申し出のありました委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出については、これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、各委員長より申し出のありました委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出については、これを認めることに決しました。



日程第5 議員派遣の件

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年10月19日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二